

エペールの極左黨の反目が甚だしく、中間に立てるロベスピールは兩者を争はしめて、實力を殺き、遂に一七九四年三月にエペールを同四月にダントンを殺害して政權を一身に収めた。かくしてロベスピールは自己のジャコピン俱樂部以外の一切の政治結社に解散を命じ、自ら保安委員會の委員長となつて十二人の委員を選定し、苟も反對するものは悉く投獄し、その數二十餘萬人の多數に上つた。而して、その多數は革命裁判所の判決によつて死刑に處せられたのであつたが、單にパリ一市だけでも一七九四年三月から四月に至る一月間に、千二百八十五人の多數を刑殺した程であつた。以てその一斑を想像するに足りやう。然し彼の政策がかくの如く慘酷に過ぐるものがあつたために、國民全體の反抗を招くに至つたので、國民集會は英斷を以て彼及びその與黨の全部を議場に捕縛し、遂に一七九四年七月、悉くこれを斬罪に處した。斯くして國民集會は共和政治の新憲法の制定に盡力したが、反革命暴徒が議會に襲來したので、バラ將軍麾下の一砲兵士官ナポレオンをして之を鎮定せしめ、新憲法制定の事業を成就し新政府が創立された。これが即ち督政官の端緒である。

【督政官以後】 共和政府の新憲法は立法と行政とを區別し、行政部は五人の督政官より成り、立法部は元老院及び衆議院より成立するものである。然るに最初の督政官は佛蘭西の財政が困難の極に達してゐた故に、外征によつて版圖を擴張せんことを議し、その結果遂にナポレオン・ボナパルトが軍事上に功績を現はすと共に、一身にその勢力を負ひ、一七九九年十一月兵力を以て政府を倒し、議會を威嚇し、統領職制度を立てて自らその首班となるに至つた。是に於て佛蘭西の第一期革命は終焉を告ぐることとなつたのである。蓋し現在の佛蘭西共和國はナポレオンの統領職制度の延長ではなく、彼自ら一八〇四年帝政を布いて即位し、一八一四年四月彼が失脚して退位するや、再度ブルボンの王朝は復活したが、僅かに十箇月にしてまたルイ十八世を逐つて復位した。然し彼の運命も四ヶ月にして没落し、改めてまた舊王朝カロロ十世の復活を見たが、專制の結果遂に國民の反抗を招き一八二九年に至りて所謂七月革命が起されてオルレアン公ルイ・フィリップが即位した。然し内政外交に失政を重ねたがために信望を失ひ、十八年後の一八四八年二月に至つて革命が勃發した。これ即ち二月革命である。二

月革命は國王を放逐して共和政治を施し、新議會と新憲法を制定して、ナポレオン一世の甥ルイ・ナポレオンを大統領に選舉した(一八四八年十二月十日)。然るに後四年にしてルイ・ナポレオンは元老院の發議によつて帝政を復活し、ナポレオン三世と號した。此帝政も佛蘭西の失敗によつて瓦解し、漸やく今日の共和政治が出現する事となつたのである。これを要するに佛蘭西革命なるものを廣義に解すれば、七月革命二月革命を始め、これらの幾變轉を總稱し、歴史家は督政官の終焉を境界として前期革命と後期革命に分つのが普通であるが、單純に佛蘭西革命と稱するは前期の恐怖時代。即ちバスターニュ牢獄の破壊(一七八九年七月)より、ロベスピールの斬刑(一七九四年七月)までの五年間の事件を意味するものである。

**佛蘭西工場法(フランスコイ)**  
 【沿革】 一七八九年の大革命以來佛蘭西の工業界には、大なる變動が醸され、労働者の地位も従つて變動せざるを得なかつた。然るに當時、一般の注意は未だ労働者の悲惨なる生活に向けられてゐなかつたが、グイレルメーの報告は幾多の悲惨なる事件を記述し、殊に工業地方に於ける幼年労働者の地位は將來戰

慄すべき國家的大患を惹起する事あるべきを喝破し、國家が法律的にこれを保護する必要がある事を力説した。これによつて政府も大いに考へさせられるところがあり、一八四〇年の議會に於て、十六歳以下の幼年労働者に對して特別なる庇護を加ふべき法案の起草を、政府に一任すべき事を提案するに至つた。然るに院内の意見はかゝる政府の提案を否決し去り、一般の輿論もまたこれを以て徒らに産業の進歩を阻害するものと認めてゐた。越えて一八四一年に至り、政府の盡力は遂に不完全乍らも幼年労働者に對する保護法案を通過せしめた。この法律は二十歳以上の職工を使用し、特に危険なる労働をなす工場にのみ適用されるものであつたが、八歳以下の幼年労働者の使用を禁止し、八歳乃至十三歳までの幼年労働者の労働時間を八時間、十二歳乃至十六歳までを十二時間と制限し、且つ幼年労働者にして就學の希望ある者に對しては工場主がその就學を妨ぐる事を許さず、十二歳以上の幼年労働者を使用するに際しても、修業證書を所持する必要があるべきを規定した。この法律は佛國工場法の濫觴とも目すべきものであつたが、單に空文のみに畢つて實行はこれに伴はなかつたのみならず、工場に

於ける労働問題は單に幼年労働者のみならず、婦人労働者に関する保健問題にも注意を加へられ、第二國民の母たるべき運命を有する婦人労働者に對しては、特に法律的保護をなすべき事が説かれて來た。茲に於て一八四八年幼年労働者に関する労働時間の改正を見ると共に、婦人労働者に對しても特別の法律が制定されんとするに至つた。これ等は多くギゾー内閣の下に行はれた制定であつたが、翌年に行つた二月革命が起るや、かゝる労働者保護法は革命に強壓されて終ひ、幼年労働者たるも、婦人労働者たるも成年男子労働者たるもに別なく、一様に十二時間労働制が實施され、一旦獲得したる幼年及び婦人の特權は、剝奪せられるに至つた(佛蘭西革命【參照】)。この状態は爾後三十年間續いたが、幼年及び婦人労働者の地位は益々憂ふべきものあるに至り、一八七四年五月十九日を以つて新法律を發布し、特に保健上危険を含む産業に對しては十二歳以下、一般の産業に對しては十歳以下の労働者の使用を禁止し、十歳乃至十二歳までを六時間十二歳乃至十六歳までを十二時間となした。それと共に從來の法律が多く空文に畢つた事實に鑑み、工場監督官の制度を採り、法律の運用に支障なから

しめた。この法律は一八九二年に至つて幾分の改正が施され、一般に十二歳以下の幼年労働者の使用を禁止し、十二歳乃至十六歳までを十時間、十六歳乃至十八歳までの男工に對しては十一時間とし、一週六十時間を超ゆるを許さず、且つ女工に對しては十一時間制度を確立し、午後十一時以後の労働、即ち徹夜業を禁止した。婦人労働者に對して特別なる規定が設けられたのは、この法律以來の事に屬する。その後十時間運動なるものが排されて議院で否決されたが、一九〇〇年三月三十日一般に十時間制が確立されるに至つた。以上は主として労働時間に関する制定であるが、労働契約に関する法律は、一八五一年に徒弟契約法なるものを發布し、その後、第三共和政時代に入りて多少の改正を見たものである。更に工場設備に關しては、遠く一八一〇年及び一八一五年の勅令による保護規則、並に一八一五年發布の危害豫防、及び健康保護に關する命令が發布せられてゐる。

**【現行法】** 現行の佛蘭西工場法なるものは、一八九二年に發布して一九〇〇年に改正せられたるものを基礎とし、これに一八四八年に發布して、一九〇〇年に改正した労働時間に關する法律、一八五一年發布の労働契約に關

する法律、一九〇〇年發布の労働者及び被働者の毎週休日に關する法律、一八九三年發布の工場設備に關する命令等より成立してゐるものである。其後部分的の修正を経た結果十三歳以下の使用を禁じ、十時間を以て法定労働時間と定め、特に危険を伴ふ就業に關しては、更に細目の規定が設けられてゐる。現行工場法適用の範圍は工場・作業場は元より、鑛山労働に關しても工場法が適用されることになつてゐる。尙佛蘭西工場法に就て注意すべきは、特に災害及び保健上に危険を伴ふべき業務に従ふものが、その結果疾病傷害・死亡等に陥つた場合は、工場主に對して損害の賠償を請求し得ることである。但し政府は労働者を獎勵する趣旨により、工場主が保健に對して特に設備をなす時は、その賠償義務を負はなくてもいいことになつてゐる。

佛蘭西救貧事業(フランスキユー)

佛蘭西に限らず、舊教を信する羅典人種に屬する國には、主として繼承的に教會又は個人による救貧事業が發達してゐる。國家又は公共團體に依るそれ等の施設には特に目覚ましいものはない。然し時代の必要に迫られて、ある種の貧民に對しては國家若くは公共團體が、法律の規定に基づいて救助しつゝある。

その一例を挙げれば、一九〇五年には老弱者、虛弱者、及び不具癡疾に關する法律を制定し、その經費は、國家、府縣市町村が負擔に任ずるといふやうな制度が設けられてゐる。一九〇八年十二月までに救助された被救者数は四十八萬五千三百七十六人に達し、その經費の負擔は約六千萬法に及んでゐるのを見れば、概略の成績を窺ふ事が出来やう。

政府としての施設に於ては、中央慈善局なるものが設けられ、府縣及市町村の救濟事務局なるものを監督し尙直營の救濟事業をなしてゐる。而してこの救濟事務局なるものは、各府縣及び市町村に存在するを以て、その總數は約一萬六千七千に達してゐる。その救濟に關する費用は、各地方の地方救助費及び有志の寄附を以てこれに充てゝゐる。而もこの地方救助費なるものは市町村會の協賛を要せずして、事務局に於て決定したる上、直接に中央政府の承認を経る事になつてゐる。かくの如くして毎年救助する人員は、約百四十萬に達し、その救助費總額は六七〇萬法を要する。更に貧民兒童に對する救助費、及び疾病者・不具者等に對する救助費は、直接公費を以つて救濟する規定が設けられてゐる。一九〇六年に於ける貧民兒童の救助數は十二萬三千五百

六十六名、その救濟費は三千五百七十九萬七千法を算してゐる。疾病者に對して設けられた施療病院の總數は、同年の統計によれば千八百五十三を有し、その入院患者中老弱者及び虛弱者六萬七千七百三名、其他の病者六萬五千三百七十名を數へてゐるが、これに要せし費用は一億六千八百萬法であつた。その施療病院に收容せずして自宅にあつてこの救助を受けたる病者は、毎年平均數百萬人に及び、その平均も大抵三千萬法を上下するのが常である。其他個人及び教會によつてなされてゐる救貧事業は、これを詳にすることが出来なけれども、その事業が遙かに政府及地方團體によつてなされつゝある事業に比し、その雜費も救助人員も確かに多數を算してゐる筈である。

佛蘭西労働運動(フランスロー)

佛蘭西社會主義運動(ドゥワンド)を見よ。佛蘭西社會主義運動(フランスシヤカイ)【社會黨】フランスの社會運動は元來組織的に缺くる所があり、幾多の小團體に分裂して居つたために、見るべき影響を政治産業の上にも與ふことは出来なかつた。併し一九〇六年、ジャン・ジョレスが多數派社會黨を糾合して合同社會黨を組織してから後形勢は大分變

化した(「ジョレス」参照)。

フランスの社會主義運動は、古く一八六〇年に於てマルクス及びエンゲルスが社會主義團體を組織せんとした時に始まる。一八七一年の巴里コムミュン一揆が失敗に終つた結果多數の社會主義者は或は殺され、或は國外に追放された。一八七七年に至り、漸く回復の徴が見え初めて週刊新聞「平等」(Egalite)はマルクス主義宣傳の爲めに創刊された。二年の後、マルセイユに労働組合會議が開催され、社會労働黨が組織された。一八八一年、社會労働黨は初めて選挙運動に参加したが、この時には未だ議員を選出することが出来なかつた。それから間もなく一八八三年に、黨は分裂して六つに分れた。フランス社會黨の最初の大勝利は、一八九三年の選挙であつた。この時は四十八萬七千の投票數と、四十人の代議士とを得ることが出来た。しかしミルランが資本家内閣に入つた爲めに再び社會黨内に分裂が起り、一派はジャン・ジョレス及びヴィグニエの傘下に集り急進派の資本内閣を擁護し、一派はゲード及びセムパー等に率ゐられて前者に對し猛烈な攻撃を加へた。かゝる事態は勿論、フランス社會黨の發達の爲には悲しむべき障害であつた。一九〇六年に至る

投票數は八十七萬八千餘議員數は五十七人にしか増加しなかつた。併し乍ら、一九一〇年に至り票數は百十二萬五千八百に増加し、議員數も七十五人となつた。次の總選挙には從來相對時來つたゲードとジョレスの二派の提携が成り、運動方法も巧妙となつてゐたにかゝらず、所謂「社會黨」の新大臣ブリアン及びヴィグニエの庇護の爲めに社會黨の得票數は幾許の減少を來した。

社會黨議員の外に、多數に存する獨立小團體より選出された議員よりなる「獨立社會黨」と呼ばれるものがある。されど彼等は社會黨の組織には別に關與しようともせず、運動に参加することもない。

フランスの社會黨は、早くより都市に發達した。十九世紀の初葉、獨逸に漸く社會運動が開始された頃、マルセイユ、トゥロン其他の佛國工業中心は既に社會黨に占領されてゐたのである。しかるにその組織に至つては今日に於ても他の歐洲諸國に劣る點があるので、一九一二年には既に七十六人の議員を選出し得たに保らず、確實な組織を有する黨員は僅かに六萬三千餘に過ぎなかつた。フランス社會主義者中に最も光彩ある、而してベールルの死後はインタナショナルの首

腦者たりレジョレス(彼れは保守的愛國主義者や盲動的慷慨家の仇敵だつた)は、世界戦争の勃發せんとする時、保守的愛國主義者の兇刃に斃れた。戦争が勃發するや、從來社會黨員の入閣に反對してゐたゲードやセムパーは、忽ち前説を講じて、内閣に列したのである。社會黨は初め彼等の命に従つてゐる如く見えたが、チメルワルド會議に於て、ポードン及びマーハイム等の率ゐる少數派の猛烈な攻撃が現はれた。今フランス社會黨の發達の跡を見る爲めに、目星しき年度の選挙成績を擧ぐれば次の如くなる。

年度	票數	社會黨議員數	獨立社會黨議員數
一八八三年	六六,八七〇	三	三
一八八九年	八七,九九九	四	三
一九〇〇年	一,一〇六,〇七七	五	三
一九〇四年	一,三三九,八六〇	一〇一	三

なほ一九二四年五月總選挙の結果、佛國議會は左の如くになつた。  
左端共和黨五二▲急進黨及び急進社會黨一三九▲共和社會黨三五▲社會黨一〇三▲保守黨二〇▲共和黨一一七▲共産黨二九▲合計四九五

【労働運動】 フランス労働組合運動の特色はサンデカリズムの色彩の濃厚な點である。サンデカリズムは元來佛國に創生され、イタリア、スペイン、ポルトガル等の南部歐羅巴諸國に傳播したものである。労働階級が採るべき最後の手段は總同盟罷工なりといひ、政治的運動の効果を認めず、或は端的に反對を唱ふるものである(「サンデカリズム」参照)。フランス労働組合の中心組織をなすものは労働總聯合會C.G.T.であつて、六十萬の組合員を含み、全國的聯合を形成するものである。而して、各組合は大抵産業別に組織されてゐる。

フランスの労働組合は、元來組合資金をなすべく勤し、また組合の集中化を避けるに努めて來たのであるが、歐洲戦争の直前頃から組合の大集中、罷工資金の増大、同盟罷工の組織的維持策等に對する要求が現はれ來り、獨逸式を眞似んとする傾向が段々強くなつたのである。

戦争はフランスの労働組合と社會黨とを親密にした。戦争勃發の當時、佛國のサンデカリストは、國民的防衛戰と稱して戦争に賛成し、政府の不安を一掃したのである。サンデカリストの機關紙は、戦争中屢々盲目的愛國心を

發露した。併し乍らアルフレッド・マーハイム等の少數派は、労働總聯合會内にあつて、戦争反對説を唱へた。また全フランスのサンデカリスト中に於て、勢力も數も第二位を占むる金屬労働者組合委員はこの少數派に味方した。非戰派は二つの宣言を自國の労働階級並にインターナショナルに向けて發した。その後者は、有名な社會主義者にして非戰論者たるケアハーデイの死に際して發表されたものである。宣言は地方のサンデカリスト及び聯合會中の二三労働組合に歡迎されたが、併し尙ほ組合運動は、非戰を標榜するに至らなかつたのである。

浮浪(フロー)

【意義】 日本王朝時代に、貫籍を離れて他國に流浪するものを稱して浮浪人と云ひ、略して浮浪、浪人とも云つた。土着の民と併稱して土浪と云ひ、逃亡人を併稱して浮逃と云つた。逃亡人と他國に赴いて調庸納附を怠るもの、浮浪はその義務を果すものとして區別せられたのであるが事實上、他國に流浪する者が納附を怠るに至るは自然の成行であつて、二者の區別は混同せられ、遂には、他郷に流浪して課税を怠るものを汎稱して浮浪と云ふに至つた。

浮浪人發生

は甚だ古きものらしく、欽明天皇の朝には既に史實に顯はれてゐるのであるが、浮浪と云ふ文字の見え初めたのは、天智天皇の代からである。天武、元明の朝、浮浪人取締に關する詔を出して徴税を厲行せんとしたが、實際は不成功であつたらしく、奈良朝に至るに及んで、其弊は益々著くなつた。當時の政府は是等浮浪の徒に對して頻に禁令を發し、防壓、復讐を圖つたのである。平安朝に至つても其弊止まず、桓武天皇延暦十六年には、「浮浪の徒諸莊に集り、勢を其主に藉り全く調庸を免る、諸國司寛縱して曾て推徴すること無し、宜しく國宰郡司をして勘計して調庸を徴せしむべし」と云ふ意味の太政官符が出てゐる。其の後屢同意味の官符が出てゐるけれども、寸効も顯はれずして浮浪は増加するのみであつた。加ふるに權門勢家の密に彼等を救助するものあり、或は田莊に居住し、或は地方の豪族に信託して賦役に服せず、又は山寺の僧兵などにもなつて少なからず害毒を流したのである。

【原因】 (一)班田制の破壞 各人平等田を分つて、永所有、永賣買を許さず死後は之を没收すると云ふ班田制度は、兼併の弊を防ぎ富の不均等をして甚しきに至らしめない良制度

であるが、田地割換のことは其制度頗る煩雜であつて、十分なる戸籍の整頓なくして之を行ふことは不可能である。しかも當時の制たる六年毎に戸籍を新製することは甚だ容易の業でない。さればその制は殆ど空文に終る状態であつて、漸く紊亂し、畿内の地であり乍ら、五十年も班田の事がなかつたと云ふ事實もあつた程である。耕地は次第に少數富者の手に兼併せられ、土地を所有せざる貧民の數が益増加したのである。彼等は資力乏しくして土地を所有することも出來ず、偶々開拓しても忽ち權勢家に食はれ、剩へ彼等の爲めに驅使せられねばならぬといふ状態なので、遂には故郷を去つて浮浪人となる者が多かつたのである。而して此等の浮浪人は多く權門勢家の莊園や有力な寺院の領地に集り、一面には原野を開拓して其領家の富源を増すと共に一面には彼等の勢力の下に隠れて第二の生活を初めたのである。(二)税制の紊亂 令制によれば租税は租調庸の三種に分れ、租は一般に口分田一段の獲稻より二束二把を徴することとなつてゐたのであるが、調庸に至つては賦課の範圍甚だ狭く、一部の人士にのみ負擔を加へるものであつた。即ち八位以下五位以上の子、十六歳以下十六歳以上の男、不具

發疾に罹れる者、賤民、總ての女子は之を免除し、しかも京畿の調は半減し、庸は全く免除せられた。かゝる不均平均のあつた上に、調の品目の上にも甚しく輕重あり、庸に就ても一部の民に重いと云ふ弊があつた。調の種類は頗る多く、一々令制はあれど實際適合せず、賦率平均せずして公平を缺き、地方官の私腹を肥すことが多かつた。庸に至つては富者に便にして貧者に不利なる點が少くなかつた。蓋し當時普通の身役は、歳役及び雜徭の二種であつて、歳役十日に對して布二丈六尺を代納せしめ、雜徭もまた平帛錢貨にて代納せしめ得る規定であつた。故に實際身役の苦痛を嘗めるのは貧者のみであつて、富者は之を免れることが出來たのである。而して雜徭は一年六十日を過ぐるを得ずと定められたけれども、國司郡司等は令に定められた極限、即ち六十日まででは必ず使役するを常としたので、平民は頗る困苦した。歳役雜徭の外、身役の性質を帯びるものに、調庸物の運脚、中央諸官衙の雜役に供する爲めに諸國より徴する仕事、諸國軍團の兵士中より交替を以つて京都宮門警衛等に服役する衛士等があるが、これ亦富強の徒を除外したものであること前の場合と同じである。かくの如く壓迫せられてゐた

人民が、血路を權門勢家の保護下に求めたのは蓋し自然の勢である。加ふるに當時免稅の特權を有する階級には、三位以上の父祖兄弟子孫、五位以上の父子、並に舍人、夫生、使部、兵衛、衛士、仕丁、防人、帳内資人、事力等があり、また少しく資力あるものは官職を購つて租税を免れ、坐ながらにして富を蓄積したのである。中には租調を免れる目的を以て、私に僧侶となるものもあり、官位の買地方政治の紊亂等、相俟つて苛斂誅求の度を強めたので、他に手段なき無資力者は、或は戸籍面を偽つて婦女老幼を多くし、又は郷關を脱走して他國に流浪するものが多かつたのである。(三)出擧法の弊害 以上の外浮浪人發生の原因となつたものは出擧法の弊害である。出擧とは、官私の稻を春時農夫に貸出して、秋穫の後利を附して回收する法であるが、初め百姓の窮乏を救済せん爲めの機關であつたにも拘らず、利稻をもつて國衙の經費を辨ずるやうになり、官稻出擧は地方財政の財源となり、富家と雖も之を受けて利稻を拂ふ義務を負ふに至つたのである。而して出擧稻の數量は官制に限定せられたれ共、地方官吏は私に定數を超えて多數に出擧し、その差額を横領したので、諸國出擧の數は大いに膨脹

して人民を壓迫することとなつたのである。而して富強の徒は、或は其威に據つて國司の命を受けず、或は賄賂して之を免れたから、庶民の負擔は勢ひ重からざるを得ず、期限に至つて償ふべきもの無く、已むを得ず家や田を賣拂つて他國に浮沈するものが頻出したのである。

以上は王朝時代に關するものである。後世にても農民の農村脱走は止んだのでない。室町時代以後には逃散なる字がこれを意味するに至つた。徳川時代にては逃散は徒黨強訴と共に厳しく禁ぜられて居た。

不勞所得(フローシヨク)

自ら勞働することなくして生ずる所得で、土地其他の資本所有より生ずる所得及び恩給、養老傷害保險等より出づる所得を含む。土地を所有するものは、自らその所有地に何等の改良をも加へず、また所有するといふことに依つて何等の勤勞をなすものでもないに係らず、一定の利得即ち地代を得るものである。社會的事情の變化によつて、地價が騰貴すればするだけ、多くの所得を得るやうになるのである。家屋を所有するものも亦同様にして家賃を収める。貨幣を有する者は、それを株式に代へて配當金を得、又は公債、社債に代

へ、或は貸金として他人に一時の間占有權を引渡すことによつて、利子なる所得を得る。官吏や、會社の重役等にして、勤勞中の功勞により、退職してから年々一定額の所得を得、或は依然其職に留り乍ら、定規の報酬の外に同様の所得を得るものがある。養老傷害保險又は遺族扶助料等によつて、一定期の來る毎に收入を得るものまた不勞所得である。尙茲に一言注意すべきことは、所得は、突發的偶然的なる收入を含まぬといふことである。故に一回限りの贈與や、保險金や、恩賜金や、拾得金等は不勞所得のうちには數へられない。不勞所得によつて生活するものは數が多ければ多い程、その社會は不健全たるを免れないのである。近世に於ける佛蘭西は、資本國として盛に國外投資を行ひ、直接産業に使用されることが割合に少なくなつた爲めに、後進の産業國家たる英米獨の下風に立つの止むなきに至つた。然し近來はまた米國等に於ては、産業によつて國富を得るよりも、資本貸付によつて國富を得べしとする説が力を得つゝあるといふ。これは或意味において、資本主義早期の形態たる貸附資本主義が復活したものと見られる。

フリー(フランチア・マール)

フリー(Francis Mari's Fourier)は一七七二年四月七日佛國ベサンソンに生る。幼時より頗る學を好んだが、父の後を繼いで商人となつた。一七九一年以來商用で、佛蘭西、獨逸、和蘭、白耳耳義等各地を遍歴し見聞を廣めたが、佛蘭西大革命に際して、一擧に資産を失つたので、爾後ルーアン、マルセイユ、リオン等に職を求めて彷徨するの窮境に陥つた。一八三七年十月十日遂にパリで死んだ。フリーはサン・シモンと共に十九世紀初期の空想的社會主義者である。彼れは以爲らく、勞働は元來愉快なものである。唯だ過度の勞働のみが苦痛である。完全なる社會制度の下に於てはかゝる過度の勞働は存しない。人間が十八歳より二十八歳に至る間に生産する物資は僅に殘餘の一生を養ふに足る。また勞働には必要なるもの、有用なるもの、愉快なるもの三種がある。前の二者は最も高き報酬を受くべく、快樂を伴ふ勞働は少き報酬を受くべきものである。と云ふのは彼の特色ある分配論である。彼れはまた箇人の自由競争は無用の軋轢を激成し、生産力の増進を妨ぐるものなるが故に、秩序ある大組合組織により協力一致して、一般多數の最大幸福を圖るべきであると説いた。

俘虜(フリヨ)

交戦者又は交戦國の元首國務大臣交戦者等軍事的に重要な地位にある者が敵の權内に入り抑留されたものを俘虜と云ふ。しかし交戦者でない人民でも俘虜となることがある。俘虜は再び本國に歸り戰爭に加はることを防止する目的で抑留するのであるから、其目的の爲めには一切の手段が行はれる。俘虜を抑留する國は、自國の軍隊に於けると同様な待遇で俘虜の位階に應じて給與をし、後に俘虜の本國より辨償を受ける權利を有し、下士以下に對しては勞役させることが出来る。勞役に對しては一定の賃銀を支拂ひ、俘虜の所得とする。俘虜は抑留國の軍律によつて紀律され違背行爲あるときは各國定むる所の刑罰を適用される。俘虜は逃走若くは解放によつて、自由の身となることを得る。解放には單純解放と宣誓解放とあり、單純解放とは抑留國が自由意志によつて何等の條件なく解放するのであるが宣誓解放とは、解放はするが戰爭中再び戦線に立たざる義務を負担せしめて解放するので、兩國の協定によつて定まるのである。俘虜を交換したときには、單純解放と同一結果になる。また戰爭が終熄すると同時に俘虜たる身分は消滅するが、引渡が済む迄

は俘虜として抑留される。以上は現代に於ける國際法上の俘虜に關する條件であるが、抑も社會の生産方法が未だ發達せず、交戦國間の經濟はややく自給自足を維持し得る程度に止まつてゐた間は、俘虜なるものは存在せず、捕へた敵は直ちに殺すのが常であつた。而して漸く生産方法が發達し來るに従つて、俘虜を奴隸として使役することの利益が理解されたのである。然るに近代に至つて經濟は複雑、微妙となり生産方法は非常なる發達を遂げ、勞働力の不足を感ずるよりも、むしろ過剰を告げる状態になり、俘虜を奴隸とする必要は毫もなくなつたのである。

不當利得(フットリトク)

不當利得とは何等法律上の理由なく、他人の財産又は勞務に依つて、利益を受け、これが爲めに他人に損失を及ぼすことを言ふのである。かゝる不當利得者は、その利益を返濟する義務があることは、羅馬法以來各國の法律が認める所であり、我が國の法律でも民法第七十三條以下に於いて、嚴重に規定されてゐるのである。

普通警察(フツケイサツ)

普通警察とは普通保安警察の略稱であつて、

個人に對して起る安寧秩序に關する危險を防ぐものであるから、また個人警察とも呼ばれてゐる。「保安警察」参照。

普通教育(フツケイヨク)

【概説】普通教育とは小學教育の謂である。即ち社會の各人をして、その身分と男女の差違を問はず、普遍的に平常に受けしむる教育をいふ。その教育の可能性は、被教育者の年齢が尙ほ幼少、弱冠の間に於て最大である。而して普通教育は一切の基礎的教育であつて諸種の教育中その重要な程度が最高位に置かれる事はいふまでもない。故に各國は概ね普通教育を以て、國民的なる義務教育となしてゐる。わが國は兒童が滿六歳と一日に達したる日より、滿十四歳に達するまでを學齡と定めてゐるが、これは各國によつて多少の差違がある。例へば英國の如きは、滿五歳より十四歳までを學齡とする。ただ茲に一言すべきは、滿六歳と一日に達すれば、何人も就學し得るや否かといふ問題である。言ふまでもなく、これには就學の時期(毎年四月)といふものがあつて假令學齡に達したりと雖も、次期の就學時期に至らなければ、就學する事は出来ないのである。而してわが普通教育は尋常科と高等科との二部に分れ、尋常科を六年

高等科を二年となし、合計八學年である。尋常科普通教育は法律によつて國民の義務教育と定められ、兵役、納税の義務と共に國民の三大義務と呼ばれてゐる。

【統計】普通教育統計は最も重要なものであつて、各國共に完備したる表を有してゐる。わが學齡兒童總數は、明治三十八年七、五五一、四四五人、同四十二年八、四五五、六七六人、大正七年度至現在九、七三六、三五八(内澤男子五、〇〇三、八三二人 女子四、七三三、五二六人)に及び、その各年度に於ける就學兒童の百分率は九四、三一、九七、八〇、九九〇〇である。小學校數も明治三十八年二、三、二七、四十二年二、三、四八六、大正七年度現在二、五、六二五に達し、教員總數も一〇五、三〇一人、一三四、三三七人、一七一、九七七人(現在)といふ數字に進んでゐる。

普通選挙(フツーセンキョ)

【概説】普通選挙なるものは本来の意味に於ては總ての國民に選挙權を與へる事をいふ。然し乍ら、實際上に於ては各人に悉く選挙權を與へるといふことは不可能なるを以て、小兒、女子、身心喪失者、公民權の剝奪者又は停止者、破産の被宣告者等はこれを除外することが各國の例となつてゐる。故に普通選挙

の實際的の意味は、一定の年齢に達する男子にして、以上の如き法律上の無能力者たらざる限り、選挙權を與へらるる制度をいふ。元來普通選挙なる言葉は制限選挙に對して用ひられたものであつて、即ち財産資格及び教育資格を以て、選挙權の有無が決定されざる制度を、總稱して呼ぶことになつてゐる。年齢上の制限、世帯の有無、軍籍、學籍の有無等、その他細目に互つての制限は、各國の選挙法によつて一定してをらないが、主として財産資格、即ち納税の多寡によつて制限を受けざるものは、一般に普通選挙と呼ばれてゐるのである。例へば同じく普通選挙を採用するにしても、その年齢上の制限は英・佛・米・伊・瑞典・希臘等の諸國は二十一歳、獨逸聯邦、諸國、西班牙、和蘭等は二十五歳、埃太利は二十四歳、丁抹が三十歳といふ風に定められ、更にその上白耳義の如きは妻帯教育等による或る種の制限を設けてゐる(「階級選挙」参照)。

考へるやうになつたことであるが、更に重大なる直接の原因は、労働階級がその社會上並に經濟上の地位を高上せしめんがため、議會に多數を占め、立法上に改革の實を擧げんとしたことにある。かかる運動の先驅者はフェルヂナンド・ラツサレであつた。彼は其理想とする社會主義の社會を實現する手段として先づ労働階級が議會に勢力を占め、立法的に諸般の改革をなさんとする見解に基き、之れが根柢として普通選挙を施行すべきことを説いたのである。ラツサレによつて叫ばれた普通選挙の主張は、直ちに各國の社會主義者及び労働者によつて承認せられ、普通選挙の要求は労働運動、社會主義運動の旗幟となつて來た。斯くして普通選挙は十九世紀の中葉に於て、先づ佛蘭西に施行せられ、次いで獨逸・西・英・諸・希・米・埃・白・丁等の諸國の順に實施せられることとなり、今や各國を通じて、選挙制度の根本を成すに至つたのである。各國の労働黨及び社會黨の勢力は、悉く普通選挙によつて得たことはいふまでもない各國の「社會主義運動」(参照)。

【普通選挙の種類】普通選挙は斯くの如く財産上の資格と教育上の資格によつて、何等の制限を加へられない制度といふを以て、平等

普通選挙と階級普通選挙、複數普通選挙の三種が生ずる。平等普通選挙とは各人平等に一票の投票權を行使する制度で、各國一般に行はれるところの所謂普通選挙の謂である。これに對して階級普通選挙は職業又は階級によつて選挙權の行使に差等が生ずる制度であつて、帝政時代のプロイセン選挙法の如きものである。この制度はわが自治體に行はれる二級乃至三級選挙制に見られる如く、制限選挙の下にも行はれ得る制度である(「階級選挙」参照)。更に複數普通選挙とは各人が平等に一票の投票權を與へられてゐる點に於て普通選挙であるが、更に財産資格、教育資格等を以て尙ほ一票乃至二票の補充投票權を行使せしむる點に於ては一個の制限選挙である。白耳義に行はれる選挙制度はその代表的なものである(「選挙權」参照)。複數選挙制が制限選挙の條件を備ふる意味に於ては、階級選挙もまた同様といはざるを得ない。而してまた普通選挙に於ては、單純に單記投票の形式を採る場合のみでなく、連記の形式による場合即ち比例代表制を採る場合もある(「比例代表」参照)。尙ほ普通選挙はその理論として女子の参政權をも含まねばならないのであるが、今日に於ては女子の選挙權を認めざるものをも普通選

挙と呼んでゐることは上述の如くである。然し女子の参政權問題は普通選挙と密接な關係を有するはいふ迄もなく、諸國が率先して之を認めて以來、歐洲戰爭以後は英・米・獨・露等の諸國を始め、その植民地にして女子に選挙權を與へた地方が少くない(「婦人参政權問題」参照)。

補 遺

フランス(アナトール)

本名はジャック・アナトール・チポール(Jaques Anatole Thibault)といひ、アナトール・フランス(Anatole France)は雅號である。一八四四年四月巴里に生れた。父は書籍商で、其店舗には頻りに文人が出入した。巴里のスタニスラ大學に入り、早くから文學の研究に没頭した。一八六八年に處女作『アルフレード・ヴィニエの研究』を出した以來、『シルヴェストル・ボナールの罪』、『我友の書』、『ジェロム・コアニアール氏の説』、『喜劇史』、『天使の謀叛』等多數の名著を公けにした。社會主義の思想に共鳴し、ドレフェウス事件に關しては、ゾラを助けて弱者のために正義の鼓を鳴らした。一八九六年學士院會員となり、一九一三年英國にわたり、歐洲戰爭に際しては熱

心に參戰を主張し、進んで義勇兵たらんと志願した。一九二四年病のために死す。

# G

## 外交(ガイコー)

外交なる言葉は、學者によつて種々異れる定義を與へられてゐるが、クリューベルは「國際間の公務を善良に處理す可き知識及び原則の總稱」と説いてゐる。この言葉は時によつて、外交の職業、外交の主義、方針等を指す場合もあり、また權謀術數と殆んど同意義に用ひられることもある。即ち「ナポレオンの外交」と云ふが如き場合には、ナポレオンの外交方針若くは外交の主義といふ意味を表はし、通俗に「誰々は外交に長けてゐる」といふ時は、全然權謀術數の意味を表はしてゐるのである。然し嚴密の意味に於いて、國際間の交際及び關係の處理を指すことは言ふまでもない。

國家は外交のために一定の機關を設けることを常とする。これを外交機關と呼ぶのであるが、その主なるものは(1)元首(2)大臣(3)外交官(4)領事館(5)特別委員等である。國際法に依れば、元首(君主國に於いては君主、

共和國に於いては大統領)は國家の代表機關である。故に憲法の異なるに從つて、元首が外交の事を主宰する權利があるか否かは一定してゐないが、然もその元首の名を以てする場合に、始めて外交は公然の外交と認められるのである。アメリカ合衆國のごとく外交の主權が元老院にある場合にも、大統領の名によつて行はれてこそ、始めて公然の外交となり得るのである。

外務大臣は實際の外交事務を執り、從つて一切の責任を負ふものである。何故ならば立憲國の元首はすべて、その名に於いて外交を行はしめるものであるが、而も無責任の地位にあるからである。外務大臣の職分を大體二種に分つことが出来る。即ちその一は内國から外國へ向つてする外交事務、即ち外國に派遣す外交官、領事官、特別委員の選任を爲し、その任免を奏請すること、これ等の外交官をして、外國政府又は地方官と談判交渉せしむること等で、所謂發動外交事務である。その二は外國より内國に派遣されてゐる外交官、領事官、及び外國政府から發送して來る文書の受領、處理等のごとき受動的なる外交事務である。

この外務大臣の任務を果す爲めには、外交官、

領事官、特別委員等が存在する。外交官は外國に駐在し、外務大臣の訓令によつて、内國政府を代表し駐在國政府と談判交渉する官吏に於ける内國の人民通商及航海の利益を保護するため駐在地の地方官と交渉する官吏である。更に特別委員なるものは、特殊の國際的任務の爲めに臨時に派遣され、または常設されてゐる機關である。例へば國際會議に派遣される委員、ヘーグに於ける國際紛議處理の爲めの常設仲裁裁判所、スエズ運河處理の爲めの運河委員等のごときものは何れも特別委員であるが、彼等は大抵外交官に均しい特權を持つてゐるのである。國家の外交はかかる外交機關のみならず、特別の目的を以つて派遣され、若しくは駐在する軍艦軍隊等の特別機關の扶けを得て、完全に果されることとなるのである。

## 外國郵便(ガイコクユビン)

外國郵便とは國際間に受授せられる郵便であつて、國際間の條約又は約定によるものと、内國法規によるものとがある。前者は萬國郵便と稱せられるものであり、後者は外國内に設置された自國郵便局の取扱に係る郵便をいふ。この場合は自國郵便局の延長と見るべく

## 外國郵便爲替(ガイコクユビン)

爲替作用による國際間の送金に際し國際法規により郵便局所の取扱に係るものを、外國郵便爲替もしくは海外郵便爲替といふ。而して

これに關する規定は、萬國郵便聯合爲替業務約定及び特別爲替條約の二種によるものである。尙ほ外國郵便爲替には通常爲替と電信爲替との二種があるけれども、後者は萬國郵便聯合國の中、特に協定した國に於てのみこれを取扱ふものである。

## 概念(ガイネン)

哲學上では、凡て知識中に於ける普遍的の要素をば廣く概念と稱し、此の普遍的要素が個々の事象よりして意識的に區別されて居るか否かは問はぬ。されど心理學上に於ては、其意義を制限して、格段の事象を統一して、一個の全體たらしむる所の普通の要素を、其格段より區別して認識するのを概念作用といひ其認識された普通の概念といふ。單に普遍的要素が認識中にあるといふのみでは概念とは云はれぬ。赤色を知覺するに當り、吾々はその現はるゝ種々の瞬間を通じて同一なることを認める。されど赤色を概念として認めんとするには、單にそれ丈けに止まらず、必ず赤色の一般の性質と其格段の現れとを區別するを要する。普通は、それが統一する格段に反對して把握すべきである。而してこの作用は言葉の助を借りなければ困難である。如何となれば、吾々が若し普通なもの的心象とし

## 街場(ガイシヨウ)

## 藝術(ゲイジュツ)

て意識中に現はし、若くは保留せんと欲すれば、到底或る具象的事物の心象に由らざるを得ないからである(「觀念」参照)。

而かも若し其普通が統一せる個々の事象を自身的心象を借りるとすれば、かかる心象は其汎性を缺損する處れがある。言語は此心象の格段化を拒ぐ効あるのみである。

「公娼」を見よ。

最廣義には、技巧と思慮即ち工夫とを含む凡ての活動及び製作を指す。此意味に於ける藝術は、第一に、認識にあらざりて活動若くは製作と云ふ點に於て科學と區別され、第二に其活動若くは思慮工夫を含むといふ事によつて自然物と異り、第三に其思慮工夫を交へた活動及び製作が巧妙であるといふ點に於て他の一般の活動及び製作とは區別される。故にこの意味に於ては機械師が機械を製作し、大工が家屋を建築する如きは皆、思慮と巧妙とを含む活動であつて、藝術の部類に入ることとなるのである。

次に之よりも意義が稍狭く、單に思慮と技巧を交へるのみならず、審美的價値をも有する、換言すれば美なる活動の所産を意味する場合

がある。此意味に於ける藝術は、美術と同義であると言はねばならぬ。尚、藝術なる言葉は一層狭義に解して、単に美術の一部、即ち彫刻と繪畫とに限られることもある。以上三つの中、第三の場合は用ひらるゝこと極めて少なく、又第一の場合には邦語では技術といふ言葉を用ゐるのが常である故に普通藝術といふときには、第二の用法に従ふ場合が多いのである。

藝術衝動(ゲイジユツ)

藝術的作品の製作に當つて表はるゝ衝動をいふ。藝術衝動は、自由自發的にして物的の必要によつて直接規定されない點に於て遊戯衝動に等しい。その遊戯衝動と異なるのは、不規律不調和な活動に満足せずして、規律あり格調ある意味ある活動をもつて現はれんとする點にある。然し直接に物質的の必要によつて促される活動と遊戯及藝術衝動との間、遊戯衝動と藝術衝動との間には、何等の確然たる區別が存する譯ではなく、此三者は順次に發達の段階を示すものである。

藝術的社會主義(ゲイジユツテキ)

藝術的社會主義(Aesthetic socialism)は理論的に組織された學說ではなく、又社會主義の一部門として、扱はれてゐる主張でもない。

本主義を基礎とする社會組織に歸した。彼は藝術を愛するの餘り、即ち創造的自由の喜悅を萬人に求むるの餘り、その希望が到底資本主義組織と兩立せざることを痛切に感じた。斯くして彼はハインドマンと共に民主同盟を組織し、分れて社會民主同盟を組織し、社會主義の實際運動に加はつたのである。即ちモリスにとつては、藝術の爲に社會主義が必要であつたといふことが出来る。これ彼が人間の機械化する傾向を排して、統一性を求めんとしたからに外ならない。カーペンターの如きは更にその統一性を求めんがために、人間の單純性を恢復せんとして一種の野蠻人への還元を説き、ペンターは中世紀への復興を望んでゐる。しかしその如何に係らず、人間の生活を藝術化し、労働を藝術化せんとして、資本主義組織を否定する點に於て、モリスと同様に藝術的社會主義の立場を持つるものと見做して差支へない。

排撃し合ふものではない。ラスキンの『此最後の者まで』及オスカ・ワイルドの『社會主義下に於ける藝術と靈魂』は、この意味に於て兩者の關係を明らかにしたものであつた。次いでモリス、カーペンター、ペンターを始め、クロボトキン、ラツセル等によつて、藝術と社會主義の關係は一層闡明せられて來た。ただ然し、藝術の爲には如何なる形式の社會主義を是とするかは各人に於て同一でない。モリス、ペンター等は中世主義を採り、殊にペンターは地方ギルド主義にその立場を求めてゐるが、何れにもせよ無政府主義か、又は無政府主義の色彩を濃厚にしたる社會主義を描いてゐる事は確かである(『民衆藝術』『モリス』『カーペンター』『クロボトキン』『ギルド社會主義』参照)。

現物交換(ゲンブツコウカン)

「物々交換」を見よ。

原人(ゲンジン) 人類の起源については種々なる説がある。中で最も主なるものは世界に於ける各人種はそれ／＼發生を異にしてゐるものと爲す人類多源説と、人類は一個所より發生してその子孫が諸地方に分布したものであると爲す人類一元説とである。

現實(ゲンジツ)

最も普通の意義では、現に存し、又は現に現はれた物を指して現實的であると云ひ、現實性を有すると云ふ。潜在とか潜在的とかに對して用ゐられる語である。又現實といふ語の

ラスキンや、モリスや、カーペンターや、ペンター等が、商業主義の世に於て藝術が労働と等しく一個の商品として取扱はれ、徒らに成金趣味の低調と俗惡に陥つてゐるのみならず藝術は一部の徒食階級の玩弄物として取扱はれてゐるが故に、藝術に於ける趣味の享樂を平等に分配し、商業主義によつて禍せられるヴァルガリズムを救ふべきを説き、それがたゞめには、資本主義經濟組織を打破せねばならないと主張した。これが即ち、藝術的社會主義の思想的立場である。故に藝術的社會主義の立脚地は一個の藝術至上主義とも見られるし、また必要品の生産と藝術品の生産とは、一體なるものでなければならぬことを説く意味に於て、同時に労働至上主義であるといひ得る。藝術的社會主義に於ける藝術とは労働それ自身を意味してゐる。即ち人間の眞の悦びは創造的自由であるが故に、日々の労働に於て直接の喜悅を見出し、労働を藝術化する事によつて、人間の悦びを享ける事が出来るといふのである。藝術的社會主義の最も代表的な辯士たるウヰリアム・モリスは、人間によつて、人間の爲に、製作者と使用者(生産者と消費者)の喜悅として作られたもののみが、眞の藝術だといつてゐるが如く、人間

はすべて絶對的に生活し、労働それ自身が一の藝術となり生産は生産者の喜びであると同時に、また使用者の悦びとならなければならぬといふのである。彼はかくの如く藝術を解し、労働を解してゐるに係らず、世は擧げて商業主義の猛威に委せられ、藝術品は一個の商品として、單に商品としての價値を以つて商店に賣買され、藝術そのものとしての絶對性を失なつてゐるのみならず、消費者たる買手は、これが貨幣的價値(實價)を愛して藝術的價値それ自身を愛することがない。その結果、人間と人間との直接の接觸を失なつて商店を媒介とする契約のみが残され、更に貨幣的の價値の愛好者たる成金によつて一切の藝術が俗惡に流されることは當然となつた。尤もこの場合、モリスの意味する藝術とは單に繪畫、彫刻等を指すものではなく、建築、道具、衣服、履物等の一切を指してゐること言ふまでもない。元來彼は詩人として、小説家として、建築家として、美術家として、往くとして可ならざるなき多才の人であつたが、かかる藝術家としての彼の眼に映じた倫敦の一切は、悉く非藝術なものに外ならなかつた。全てが低調であり、卑俗であつた。彼はかかる一切のヴァルガリズムの流す毒をば、賣

假に、此一海説によれば、最初の人類は何等の人種的特徴を有する筈なく、今日見るが如き差別を有せざるものでなければならぬ。即ち原人と稱せられるものである。原人の棲息地、即ち人類最初の發生地が何處であるかと云ふことは、今日推定することの困難な問題であるが、然し動物學上人類に最も近い類人猿の例を以つてすれば、熱帯地方の一部であらうと云ふことだけは、推定されるやうである。

原人の體質は、太古に於ける人骨、諸人種間の共通性、野蠻最下級種族の體質及類人猿の體質等を参照して推定すれば、皮膚は黄色であり、毛髪は赤く、前額の後方に壓され、眉部は著しく高く、面部の下半は突出してゐたものの如く、その生活状態も亦極めて幼稚であり、野蠻人種の生活状態、太古の遺物等によつて推定すれば、樹下洞穴を棲家とし、草根皮を食として僅かに不完全なる言葉を有してゐるに過ぎぬものと思はれる。

意義に基いて現實といふものが生じた、凡ての存在は活動であつて、活動の外に活動の體はないとする説をいふ。物理學上の現實説はエネルギーの活動を以て、すべての物質の本體とし、活動の外に活動の土壌となる物質の體はないとする説である。心理學上の現實説は心意作用そのものを心意生活の本質とし、この作用の根本たる靈魂の體はないとする説である。

限界効用(ゲンカイユウ)

經濟學上に謂ふ物の効用(utility)なる語は、人の欲望を充足すべき能力を指示したるものである。而して人が或る貨物又は勤勞の増加を希望する場合は、其の供給量の増加に伴つて益々減少するものである。例へば水は吾々の生活上缺くべからざるものであつて、一日六七合の水は生命を保つ爲め是非必要である。若し茲に少許の水しかない場合、吾々は先づ第一に之を飲用に供すべく、効用は甚だ大と言はるべきである。しかるに飲用に供して猶若干餘剩があれば、吾々は之を洗濯に用ひ得べく、更に餘分の水があれば沐浴にも用ひ、進んで撒水にも用ひるのであらう。かくて効用の度合は漸減して行くのであるが、若し水の供給が何等の費用なくして無限に獲られ

るとすれば、或程度以上の供給に對しては吾人は全くその効用を認めなくなる。水にのみ然るのではなく、凡ての物は皆同様の法則に支配せられるのであつて、此最後に使用せられ得べき部分の効用を指して限界効用と稱するのである。故に貨物は供給量の増加するに従つて、その限界効用は前に増加した部分の効用に比して減少するものである。これが所謂限界効用であつて、凡ゆる貨物の價值は、其限界効用によつて決定せられると説くのである。

原告(ゲンコク)

原告とは、被告に對する言葉で、各種の訴訟に通ずるのであるが、訴訟の種類が異なるに従つて、原告にはまた種々の區別がある。即ち刑事訴訟の場合には、訴訟當事者として國家を代表し、訴訟を提起する檢察官が原告であり訴訟に附帯する私訴の場合には、私訴の當時者が原告である。又民事訴訟法に依る場合には、その訴訟者が原告となるのである。然し何れの場合に於いても、原告が被告人に相對するものであることには變りがない。

言論壓迫(ゲンロンアツバク)

政府が權力によつて、自己に都合悪るき演説文章等の發表を壓迫することである。言論壓

迫の事實は支配關係の存する所には存在すべく、徳川時代には民間學者が幕府の意に反する説をなしたりとて屢々嚴罰に處せられた。されど言論壓迫が可成重要な問題として取扱はるゝに至るは、輿論の力が重要となる社會に於てである(「輿論」參照)。徳川時代や其以前の時代には輿論發表の機關としては僅かに落首等微力なるものを存したに過ぎぬ。その政治的意義は云ふに足らない。然るに現代は各種の社會現象に對して、民衆の批判が各種の機關を通して活潑に行はれ、社會を動かす力が頗る強大である。茲に於て支配階級を代表する放府は、その支配階級の存続發展を阻害する如き言論に對し、豫め法令を定めて之を禁じ、犯した者を罰し、又は間接的手段(例へば演説會場の持主を威壓してその貸與を拒ばしめ、新聞雜誌の發行に高額の保證金を提出せしめる等)に依つて之を壓迫する。日本には屋外集合の禁止、苛酷な出版法、演説會の届出、演説會に警官が監視し、中止解散を命ずる權能を有する事等各種の言論壓迫機關がある。また社會主義の宣傳をなす言論に對しては、それ／＼法律によつて特に嚴重な制裁が加へられる。

減債基金(ゲンサイキケン)

減債基金とは年々國庫から一定の金額を受け取り、これを特別會計として、政府の發行する公債證書(「公債」參照)を買ひ入れ、これより生ずる利子を貯蓄し、重利法によつて十年乃至二十年の後に、増加したる元資金を以つて全部の公債を償却する制度であつて、嚴格には、此場合に年々支出される基金が減債基金と呼ばれるのである。

原始狀態(ゲンシジョータイ)

原始狀態とは本來原始社會の狀態を指すものである(「原始社會」參照)。宗教に於て原始狀態と呼ぶときは、人類が神より造られたる當時の狀態、即ち神聖なる性質や、智徳の一致を具備し、身體上の痛苦、災害、死等のある事もなく、神の象を有して完全な狀態にあつたものを指すのである。即ち彼等の言ふ所に從へば、墮落によつて人類の生活は大なる變化を遂げた事となるのであるが、かかる夢幻的觀念は、何等の現實性をも有するものではなく、また人類社會の今日の發達が、彼等の所謂「原始狀態」より墮落したることに依つて生じたものである筈はない。

原始期(ゲンシキ)

原始期とは原始的歴史時代、即ち記録による歴史の發生以前を云ふ。人類の古代に於ける

生活は、或る點まで推定する事が出来るが、人類が文字を製作し、文を綴つて記録を残すに至つたのは、相當に長き發達の後であつてその以前の社會には何等の記録もなかつたのである。この記録の發生しない時代を先史期と云ひ、記録が生ずるに至つてからを有史期と云ふ。原始期なるものは、この有史期に先づものであつて、また原始時代とも呼ばれるのである。然し記録の發生は必しも一定してゐないので、かゝる區別はそれ／＼の國に就いて記録の發生を究むる外はない。従つて原始期は國によつて異つてゐるのである。

原始共產制(ゲンシキョーサンセイ)

【概説】人類社會發達の原始期に於ては、個人本位の家族が社會上の單位でなく、多くは共產共有制の血族團體を社會上又は經濟上の單位としたことは、今や疑ふ可からざることと認められるに至つてゐる。而してかのアダム・スミスを祖師と仰ぐ個人主義經濟學者が主張する如く、人類は原始時代より現今に至るまで、常に個人若くは個人的特殊家族を社會的經濟的單位とし、私有は人類の發生と同時に存したものであると主張する説には、何等の根據もなきことが認められるに至つたのである。

今この學說の發達の跡を尋ねるに、十九世紀の中頃、露國に於ける土地共有制(ミール)の手工業者組合(アルテル)南スラヴ民族間に於けるツアドルガ等が發見せられるや、從業の個人主義説を奉ずる學者は、これをスラヴ民族のみに特有なる組織であつて、スラヴ民族とは根本的に異なる文明を有するチュートン及びラテン民族には古來決して左様なるものが存したことは無いと主張したのであつた。然るにこの方面に關する研究が益々進むに従つて、スラヴ民族間のみならず到る處の民族間に原始的共產が嘗て存し、或は今猶ほ存して居ることが發見されるに至つたのである。即ち、佛國の法制史家クランジュは古代希臘及び羅馬に血族團體を基礎とする共產制の行はれたることを認め、サー・ヘンリー・サムナー・メインは現今印度に村落共產制が存し、是に類似した共產制は嘗て英國にも存したことを明確に論證した。またシーザー、及びタチトスの記述によつて、古代のゲルマン民族は今日のスラヴ民族と同様に、共產的の經濟組織を有したことが認められ、また愛蘭及蘇格蘭のクラン、セプト、タニストリの制度は全く同様な共產制度なることが明確となりケルト民族にも亦共產制の普及して居つたこ



とが確められた。

かくて希臘の『ゲノス』羅馬の『ゲノス』ケルト民族の『クラン』獨逸民族の『ジッペ』『マルク團體』等は皆スラヴ民族の『ツアドルガ』『ミール』『アルテル』等と同様に、非個人主義の共產體であつたことが全く疑なきこととなつたのである(『マルク團體』『ツアドルガ』『ミール』参照)。

【原始共產制の成立】さて原始社會に於いては何故に共產制が行はれたのであるか。この問題は原始社會の家族制度と分離し難い關係にあるものである。

人類はその最原始的狀態の下に於てはたゞ漫然たる一群をなして生活してゐたもので、婚姻といふものは未だ存せず、従つて夫婦親子の關係も存しなかつたのである。この時代を『プロミスクキテート』即ち譯すれば、亂交時代又は無婚時代と稱する。この時代には見が生れても何人が父親であるかは解らない。解るのはたゞ母親だけである。故に見は母親に從屬するより外はなかつたのである。かくの如き狀態にある群をば、群團(ホルド)と稱する。群團は更に進歩すると、一種の政治的、社會團體を形造るに至る。これを氏族といふのである。氏族は群團より發達せるもので、

子孫は皆母に從ひ、母は氏族の最高權を握つたとも見られてゐる(『氏族』『母權』参照)。氏族の組織の完全な發達を示せる例として擧げられてゐるアメリカの銅色人の社會に於ては、一の種族は複数の氏族大抵の場合には二個の氏族より構成される。この基本的氏族は人口の増加と共に、各自多數の分岐氏族に分化し、基本氏族の族黨となる。異氏族間の闘ひは殲滅によつて解決する。氏族の組織の下にあつては、被征服者たる異種族を征服種族の内にとり入れて隷従と支配との關係を作るといふ餘地は存しないのである。對内的にはまだ權利と義務との區別がない。公共的事務の關與、復讐乃至その償贖が義務であるか權利であるかといふことは、インディアンにとつては、恰も飲食、睡眠、狩獵が權利か義務かといふのと同じやうに無意義の事なのである。同様に、種族及び氏族には未だ階級の區別が存しない。分業は存してもたゞ男女の兩性及年齢の限界内に於て存するのみである。男は戰爭、漁獵に従事し、また食物及びその生産要具を生産する。女は家庭を修め、衣食を整へる。男は森林の主人で女は家庭の主人である。各自は自ら作り使用する諸道具の所有者である。換言すれば、男は武器及び漁獵

具を所有し、女は家具を所有する。家計は多數の家族が共產的に之を行ふ(例、ハイダス人には一家内七百人に達する家計が存し、チトカ人は同種族が一家内に生活する)。家屋、園圃、船の如き共同に製作使用せられるものは共有財産である。

子孫は皆母に從ひ、母は氏族の最高權を握つたとも見られてゐる(『氏族』『母權』参照)。氏族の組織の完全な發達を示せる例として擧げられてゐるアメリカの銅色人の社會に於ては、一の種族は複数の氏族大抵の場合には二個の氏族より構成される。この基本的氏族は人口の増加と共に、各自多數の分岐氏族に分化し、基本氏族の族黨となる。異氏族間の闘ひは殲滅によつて解決する。氏族の組織の下にあつては、被征服者たる異種族を征服種族の内にとり入れて隷従と支配との關係を作るといふ餘地は存しないのである。對内的にはまだ權利と義務との區別がない。公共的事務の關與、復讐乃至その償贖が義務であるか權利であるかといふことは、インディアンにとつては、恰も飲食、睡眠、狩獵が權利か義務かといふのと同じやうに無意義の事なのである。同様に、種族及び氏族には未だ階級の區別が存しない。分業は存してもたゞ男女の兩性及年齢の限界内に於て存するのみである。男は戰爭、漁獵に従事し、また食物及びその生産要具を生産する。女は家庭を修め、衣食を整へる。男は森林の主人で女は家庭の主人である。各自は自ら作り使用する諸道具の所有者である。換言すれば、男は武器及び漁獵

【原始共產制の衰滅】然るに人類社會の發達はこの程度に止つてゐなかつたのである。アジアに於けるアリアン人、セミツ人、チエラ人等は最初は動物の飼養を、のちにはその牧養をもつて彼等の勞働の主要なるものとし牧養された家畜は年々に仔を殖やした。牧畜種族は畜に乳や其加工場、及び肉を潤澤に所有したばかりでなく、獸皮羊毛等を多く所有し、これ等の原料より生産した織物を所有した。かくて恒常的の交易が可能となつたのである。それより以前の段階に於ては、交易は偶發的隨時的にされたにすぎない。武器其他の道具を作る特殊の技能が一時的の分業を生じたに過ぎない。それは今日も猶ほ印度の氏族共產團體が行つてゐる如く、全團體の計算に基いて行はれたのである。如何なる場合にもこの段階に於ては、種族内部の交易以外のもものは生産されなかつた。而もそれさへ尙例外の出來事であつたのである。然るに牧畜

族がその特殊な發達を遂げると、異族間の恒常的の交易はすつかり備はるのである。當初交易は種族と種族との相互の族長を通して行はれた。然し家畜が私有財産に變じ出したときに、單獨交易が起り、やがてそれが常態となつた。

アジア人は初め耕作といふことを知らなかつたのであるが、高原地方では家畜の冬季の食料のために耕作物を貯蔵することが必要であつた。それから、のちに人間のために穀物を備へることが必要となつた。かくて土地は耕作の爲めに使用されるに至つたのであるが、それは初めは種族の財産であつたが、次には氏族の財産となり、更に氏族によつて家族の間に分割され、そして最後に個々の使用に分割された。彼等は土地に對して或程度までの占有權を有したが、まだ完全なる私有は現はれなかつた。

然るに追々銅器や鐵器が發明され、原料も豊富になつて来て、種族内の生産力は、自己の必要を充すよりもより以上に増大し、種族と種族との間の交換が可能となつた。新たなる勞働力の参加は多々益々望しきこととなり、從來殺される事になつてゐた戰敗者は奴隷として保存されるやうになつた。かくて主人と

奴隷、搾取者と被搾取者が現はれるに至つたのである。家畜が如何にして種族又は民族の共有から、個々の家族の所有に移つたかは判然しないが更に角主としてこの時期に行はれたことに違ひはないのである。それと同時に、家族制度にも革命が生じたのである。生産と消費が氏族の内部だけで行はれてゐる間は、女性が權威を握る事もあつたが、交易が行はれ、營利生産が常態となるに至ると、從來の地位は逆轉して、女性は男に對して従となる。かくて父を中心とする家族が起り、世襲財産が現はれ原始共產制は漸次に影を潜め、現今見る如き家族制と私有財産制を基礎とする社會が成立するに至つたのである。

元子論(ゲンシロン)

元子論(Atomism)は物質の構成に對する一假説であり、物質は無限に分裂す可しと云ふ説に對して、物體は一見無限に細分し得る如く見えるけれども、實は分割の極點なるものがあり、この分割し得ざる微粒子の集合せるものが物體であると説くものである。哲學上元子論が始めて説かるゝに至つたのはデモクリトス(西曆紀元前四六〇—三六〇年頃)及レウキッポスが出づるに至つてからであつた。彼はアトム(Atom)即ち分割し得

ざる微粒子と眞空とから宇宙は成ると唱へてゐたが、エピキュラスは元子論を物理觀的世界觀的の局面から、倫理觀的、人生觀的の局面からに移轉せしめた。

然し元子論が著しい發達を遂げるに至つたのは、近世の初頭にガンサンデー(一五九二—一六五五)が現はれてからであつた。彼は古代元子論の最初の祖述復興者であつた。十七世紀の初から、自然科学思想が著しく發達して來たことは、また元子論の發達を扶ける事となつたので、今日では形而上學的の主張としての元子論の外に、自然科学的假説としての元子論がある。この自然科学的假説としての元子論は、近來その元子を一層細微なる元表形態に還元し得るものとする傾向を示して來た。形而上學的元子論は唯物論に相即して發達して來たものであるが、また多元的唯心的の元子論もある。此場合には單子論と云ふのである。

原始社會(ゲンシヤカイ)

原始社會とは原始人類が形成してゐた所の社會を云ふ。人類は人類の階段に達せざる以前から、既に一定の集合を爲してゐたものであつて、人類の進化するに從つてその集合もまた人種的集合となり、社會的結合となつて來

たのである。故に人類はその發生と同時に社會的結合を爲してゐたものと云はなければならぬのである。

かかる原始人類が形成してゐた社會は、生活條件が甚だ不完全であつたが爲め、多數の者が密集してゐる事を許さなかつた。従つて此處彼處に小さな群をなして生存してつたものである。此時代には、人類はたゞ無意識に群居してゐるに過ぎなかつたのであるが、次第に外敵の防禦、食糧の蒐集等の便宜の爲、緊密なる接觸を爲し、その結合範圍を擴大することとなつたので、社會意識は漸次に明確となつて來た。群居時代に於いては人類に結婚なるものはなく、今日一般の動物類に見らるるが如く、一定の生殖時期があつたものの如くである。然るに人類相互の關係が密接となるに従つて、母子間の愛情、群居の欲望等は混沌たる群居生活の中から、家庭的生活を分化せしめることとなつた。

この家庭は家庭内部における相互の愛情が進むにつれ、次第に發達し且つ増大して來たのであるが、結婚は尙甚だ亂れて居り父なるものを知る事が出來ず、血統は母によつてのみ索ねらるゝ状態であつた(『母系』参照)。その後父系的時代(『父系』参照)が起るに及び

に當らしめるものである(『君主政體』、『共和政體』参照)。

元素(ゲンソ)

元素(Elements)は、萬物の元質となつてゐる者であつて、萬物は必ず此元素に還元され得るものである。例へば水の如きものは、一見甚だ單純であるが、これに電流を通ずる時には、その性質は全く變じて酸素瓦斯及び水素瓦斯に還元されるのである。また木質のごときも之を登に入れて強熱を加へる時は、揮發物炭を生ずるに至るのである。總ての物はかくして分解され得るのであるが、この分解されたるものを繰返し分解してその終極に達すれば、如何にしても分解する事の出來ぬ物質が残る事となる。たとへば酸素、水素等が即ちそれで之を元素と呼ぶことになつてゐる。かゝる元素の化合乃至混合によつて、宇宙の萬物は生ずるのであるから、世界に存在する物質の数は數十萬に及んでゐるのであるが、元素の数は僅か八十を數へるに過ぎない。而も半數は極めて稀有なるものであるから、多くの物質は僅少なる元素の配合によつて生ずるのであると言はなければならぬ。

藝者(ゲイシャ)

『藝娼妓』を見よ。

これに伴つて父系的群が生じ、かゝる群が外敵の防禦乃至は經濟的必要の爲め結合するに至つて、此處に稍大なる社會が出現するに至つた。これ即ち部族である(『部族』参照)。部族は一の地緣的、血緣團結であり、後、他の部族を征服して、遂には今日のごとき國家的社會團體を出現せしむるに至るものであるが、かゝる部族が發生するに至るまでの社會を、通常原始社會と呼ぶのである。

現象(ゲンジョウ)

現象とは五官を通じて吾々に現はれる所のもの、即ち吾々の經驗し得るすべての事物を指すのである。故に吾々の經驗する外界を指して現象界と云ふ。然し乍ら現象は變化するものであり、現象界は有限のものであるから、事物の究竟的研究を目的とする哲學に在つては、常に現象を研究するに止らず、その本體をも究めんとしてゐる。然し乍ら現象と本體との關係に就ては、元來種々なる學說があり、古代希臘時代には現象を指して虚妄のものとなす説が盛であつた。プラトンの如きは現象は假想であると説いた。然し近世に至つてはこの現象を虚妄のものであるとする説は漸く勢力を失つて來て、現象たる可き性質は本體たる可き物に元來備つてゐるものであると説

藝娼妓(ゲイジョウキ)

藝娼妓及娼妓共に官廳の許可を受け、一定の規則の下に營業を許されてゐるものである。ただ藝娼妓は遊藝人としての取扱を受け、娼妓は賣淫者としての取扱を受けるものである。然し地方によつては所謂二枚饅頭と稱し、藝娼妓と娼妓を兼ねしむる例も少なくない如く、藝娼妓は遊藝人としての許可を受け、宴席に侍して座持をなすが表看板であるけれども、内面に於ては純然たる賣淫者である事は、事實の示す通りである(『賣淫』参照)。廣義に於ける娼妓とは、官廳の認可を受けたる公許賣淫者と、然らざるものとの別なく、即ち公娼私娼の別なく、總括的に稱せられる筈であるが、法律規則によれば、單に公娼だけを指してゐる(『公娼』参照)。而して、藝娼妓なるものは、通例藝者と云ふところのものであつて、これも官廳の規定したる一定の規則に従ひ藝人として營業をなす婦人である。しかし藝者が藝娼と稱せられ、遊藝人として遇せらるるやうになつたのは明治維新以來の事に屬し、それ以前には幕府の遊廓制度の下に、一個の私娼としての取扱ひを受けてゐたものである。

徳川時代には、今日の藝娼妓は、女藝者なる言

かるに至つて來た。例へばカントの如きは現象とは物自體が吾々の如く認識作用を有する者に對し、普遍的必然的に顯現する所の事相の全體であると云つてゐる。故にカントに従へば、現象は認識の全内容を蔽ふものであり、吾々の認識は、其感覺的たる概念的たるを問はず、到底現象の外に出づる事の出來ぬものとなるのである。

元首(ゲンシュ)

元首とは國家の統治權を總攬するものをいふ。わが帝國憲法第四條には天皇が國の元首であつて統治權を總攬し、憲法の條規に従つてこれを行ふものなる事が明記されてゐる。故にこれを通俗にいへば一國の主權者の意味に外ならない。然し乍ら一國の統治權は君主親らこれを行ふものと、特殊機關をして行はしめるものとの二種あるが、その如何なるものが親政に屬し、如何なるものが特殊機關の擔當であるかは、各國の憲法によつて異なるものであるが、大體に於て君主政體の國にあつては君主が元首であり、共和政體の國にあつては大統領が元首である。尤も共和國は原則として主權が、國民自らその主權を行ふ事が出來ないので、國法の擬制によつて大統領と名づくる國の元首を造り、統治權總攬の事

葉を以て呼ばれてゐた。女藝者なるものの起原は徳川五代將軍の時代であつて、昔談の白拍子の如き役目をなしたものである。即ち女藝者が當時の私娼中で、最高の位置を占めてゐたものであつて、諸侯、旗本等の邸に招かれて宴席に侍し、歌舞三絃を奏して興趣を添へたものである。然し當時は未だ女藝者と一般的に稱へられず、普通女踊子なる名稱を以て呼ばれてゐた。これらの女踊子は斯くの如く貴人の邸宅に伺候して、遊藝をなすのが名目であつたけれども、内實は高級なる賣淫者に過ぎなかつたが故に、元文五年三奉行から嚴重なる取締規則を出しその取締を厲行するに至つた。然し幕府のかかる取締政策は何等奏効せず、女踊子たる藝者の数は次第に増し、それと共に益々遊藝人たる面目を離れて、賣淫者たるの性質を濃厚にするやうになつた。當時女藝者の最も多かつたのは深川であつた。深川の岡場所(私娼窟)に於ける藝者は、羽織または辰巳藝者と呼ばれて粹を競ひ、江戸時代の黄表紙作家に好材料を提供したものである。一方かくの如く藝者たる私娼が股盛を極むると共に、他の湯女、比丘、飯盛等の私娼の數もそれに比例して増大し、従つて吉原の公娼は次第に衰びれ、遂にその營

業者が幕府に哀訴するに至つて、幕府は江戸市中の岡場所を厳禁し、悉く吉原に移轉を命じ、遊女屋に轉業せしめたのである。その結果藝者もまた淫賣女郎即ち私娼として、幕府の遊麗制度をもつて取扱はれるやうになり、それが明治に至るまで續いて來たのである。明治に至つて遊藝人として取扱はれるやうになり、聊か表面上には階級的に優遇される事となつたが、その内實はこれと反比例して、私娼化するに至つた。かく私娼化すると共に藝者たる藝妓の數も増し、現在に於ては東京府の管轄内の藝妓でも八千九百二十人を有し大阪府が五千二百一人、兵庫縣が三千五百六十五人を算してゐる。而してその全國的統計を求むるに十一萬三千六百四十四人に及んでゐる。これ表面は遊藝人たる饒札を有しながら、事實上には賣淫的行爲を暗黙の間に是認されてゐる存在である。

**ゲーテ(ヨハン)**

ヨハン・ゲーテ(Johan Wolfgang von Goethe)は獨逸のストゥルム・ウツド・ドラング時代に出でたる文學者であつて、一七四九年フランクフルト・アム・マインに生れた(『ストゥルム・ウツド・ドラング』参照)。ライプツヒヒ大學に於て法律を修め、密かに文學植物學の研究をな

し、一七七〇年最初の詩集を公にした。次いでストラスブルヒに出て醫學及び自然科学を研究し、且つ建築術を修め、大いにヘルデルの感化を受けた。『ヘルテルの悲しみ』を發表するや(一七七二年)彼の名は全世界に知られ、遂にワイマール公の知遇を受けてその財産管理者となつた。彼は茲に於て夥多の詩文を發表し、また解剖學・植物學・地質學・哲學等の研究に身を委ねた。故に當時ゲーテを中心としてワイマールに集る文學者は頗る多く、ヘルデル、シルラー、ルードルスタット等の知名の文士もあり、ワイマールは當時の獨逸文壇の中心地たるの觀があつた。その後伊太利、佛蘭西等に歴遊し、歸來して専心著作と研究に没頭し一八三二年に歿した。その代表的なる著作は、彼の一生の事業たる『ファウスト』の二部作及び、『ヘルマン・ドローテア』『エテルの悲しみ』を初めとし、自然科学に關する著名なる述作も少くない。

**議會(ギカイ)**

議會はまた國會とも呼び、國家の主權の下に立つ所の、會議的立法機關を指すのである。國民が集合して、國家の公事を討議することは、人類の發達がまだ幼稚であり、國家なる社會的結合が、狹隘なる地域、少數の人民の

間に結ばれてゐた時代には存在してゐたものであるが、中世に至つてかゝる國民會議の行はれることなく、中央の朝廷に地方諸侯が集會する場合があつたのみであつた。中世末期に及んで國民會議が組織されることは度々あつたが、要するに貴族・僧侶・都市團體の代表者によつて形成されたものであつて、著しく勃興して來た市民階級の要求に適合するものでなかつた。そして自由、平等、獨立の叫びが盛んになり、遂に今日見るが如き議會制度が行はれるに至つたのである。

フランスでは、一七八九年の大革命に人権宣言(『人権宣言』参照)が發表せられ、『主權は必らず國民に存す』と聲明されたので、議會の有する勢力は極めて大となり、従つて完全な立法權を有するに至つたのである。大統領はその議決に對して裁可、不裁可の權利なく、唯再議を求むる權利を有してゐるに過ぎないのである。イギリスに於いても、實際上には議會の權力が強く、立法權の如きも殆んど國會の有する所であり、國王はこれに對して拒否の權を有するのみである。獨逸に於いては議會の權力は甚だ弱く、立法權は議會と聯邦參議會と共同して行ふこととなつてゐたが、革命後、獨逸が共和國となつてから、議

會が最大の權力を所有する様になつた。アメリカに於ては、三權分立の原則に依つて立法權は議會のみが有することになつて居り、大統領はこれに對する裁可、不裁可の權利を有してゐないのである。そして佛國と同様に、再議を要求する權利のみを與へられてゐる。イタリーの議會は略、英米同様の勢力を持つて居り、實際上に於て君主の裁可權が用ひられる事はないのである。

我が國に於いては、明治十四年十月の勅語に依つて、明治二十三年より議會が開かれたのである。帝國議會は、貴族院(上院)衆議院(下院)、から成り、天皇が統治の一機關として活動して居る。帝國憲法は他の民主國と異つて、天皇は統治の主體として萬機を總攬されるものであるから、議會は單にその協賛に加るのみである。即ち歐米諸國に於けるが如く、議會の決定が直ちに成立するものではないのである。議會が協賛(協賛とは或る事項の決定に參與することを云ふ)し得るのは、(イ)憲法改正案の議定、(ロ)法律案の議定、(ハ)豫算案の議定、(ニ)國債を起し國庫の負擔となる可き契約をなすの議定、(ホ)毎年度大藏證券發行の最高額の決定等である。また議會は緊急勅令の發布、緊急財産の處分、豫

算の超過乃至豫算外支出等に對する承諾を與ふる權利と、決算等に於ける調査の權とを有してゐるのである。

**議會政治(ギカイセイジ)**

議會政治はまた議院政治とも呼ばれて居るもので、議會が最高の權力を握り、立法の主體たると同時に行政施設に當つてゐる状態を指して言ふのである。議會政治は十九世紀以來英國に行はれて居り、佛蘭西及びその系統の憲法を有する南部歐羅巴諸國にも傳播してゐるのである。

議會政治は、大體次のとき條件を備へる事によつて成立する。即ち第一には君主が大權を行ふ場合に必ず大臣の同意を得ることを憲法上の要件とする事と、第二には大臣が政治上獨立の地位なく、議會と連帶して初めて政治上の責任を負ひ得ることと、更に第三には憲法上上院の權力は殆んどなく、下院のみが強大の權力を認められてゐる事である。故に議會政治は立憲政治の一變態とも言ふ可く立法、行政の二權力が混同されて議會に移つてゐるところのものである。

英國の議會が、種々なる名目の下に行政事務を自ら執行してゐると同様、米合衆國の議會も亦委員制度に依つて行政權を肩して居り、

憲法上獨立す可き行政各省は議會内に移されてゐるとも言ひ得る有様である。英國に於いては大臣及び政府の大官は何れも兩院議員中から選出され、彼等は行政官たる資格に於いてではなく、一議員として議會に於ける委員會に出席し得ることとなつてゐるが、米國の議會政治は英國のそれとは異り、政府官吏の議員たる事を許さず、議員外の者が委員會に加る事をも許さず、唯行政長官は事務の報告者として委員會に出入し得るのみである。それ故に米國では、行政府は恰も立法議院内の一部局のごとき状態を呈し、行政權は全然常置委員會の手にあるのであつて、三權分立を標榜する同國の憲法も今日では全くその實を失つてゐるのである。

**義務(ギム)**

義務とは負擔のことで、法律上には『行爲又は不行爲を強要される負擔』に對して用ひられる言葉である。法律上の義務なるものは、國權を以つて有形的に強ひられるものであるが、他の場合に於ける義務例へば宗教上道徳上の義務と言ふが如きは、この有形的な強制の意味を含まない。それはその負擔、従つてそれに伴ふ苦痛が精神的であり、全く無形的であるからである。

義務は必ず權利と相對するもの如く説く者と、反對に義務は孤立的のものであると説く者がある。一般には前者が信奉されて居り又法律上には義務は多くの場合權利と相對してゐるが、他の場合に於いては孤立的である事が多い。蓋し宗教的・道徳的義務を負担する場合等に於いては、之に對して權利の主張が附隨し得るといふ事はないからである。

銀本位(ギンホンキ)

銀本位とは銀を以て無制限法貨となし、これが自由鑄造を許し、貨幣の名目價值と實質價值を一致せしめ、別に少額の銀、白銀、青銅の貨幣を鑄造して補助貨幣となすをいふ。現在の銀本位制を採用せる國の代表的なものは支那であり、その他ベルシア及び中央アメリカの諸國が、この制度を採用してゐる。銀本位制なるものは、嘗て一般的に行はれてゐた貨幣制度であつたが、經濟狀態の發達した國では、いづれも金位制を採用してゐる(『金本位』参照)。

而して純粹なる金本位制度を採用し得ない國としても、或は跛行本位或は金本位を行ひ、貨幣本位制度としての銀本位は、餘りに重要なものではなくなつてゐる。日本も嘗て支那と等しく銀本位制を採用してゐたが、明治三十年

に至つてこれを金本位に改め、以て今日に及んでゐる。銀本位を最初に廢止したのは英國で、その次は獨逸であつた。

銀座(ギンザ)

江戸時代に幕府直轄の下に、銀貨を鑄造及び發行する役所を銀座と稱してゐる。最初、伏見・駿府・長崎の三ヶ所に設けられたが、伏見は後に京都に變り、駿府は後に江戸に變つて長崎は廢止されてしまつた。銀座は元と金銀改役支配の下に置かれてゐたが、後年留守居役の直轄に屬し、元禄以後は勘定奉行の支配下に置かれるやうになつた。而して銀座には最初座人なるものを定め、その選んだ年寄が支配してゐた。ただ鑄造及び包装は特別の由緒を以て、大黒作兵衛常是の家を以て世襲たらしめてゐたのである。尙ほこの年寄座人の下には名代役、銀見役、手代等の役人及び事務取扱人を置き、鑄造の仕事は大黒作兵衛の邸内に設けられた吹屋で、細工人と稱する者がその仕事をなしてゐた。吹屋に於ける鑄造の方法は、所謂灰吹銀なるものに燒銀、引替銀を加へてこれを原料として改鑄したものである。この改鑄を吹替または吹直しといひ、其手数料を吹賃と呼んでゐた。斯くして出来上つた新鑄貨は、大黒常是の家に於て極印を

打ち、而して引替所なるもののみを経て發行された。元來銀座なるものが始めて秀吉により、伏見に設けられたのは、慶長六年五月の事であつて、それ以前までは所謂灰吹銀のままで通用してゐたのである。その時に銀貨鑄造の仕事は、堺の町人湯淺作左衛常是外二十名の町人が當つてゐた。作左衛門は後家康に仕へ、銀吹極並銀改役なる役目を命ぜられた。それ以來姓を大黒と改め、後駿府に新しく銀座が設けられるに及び、その長男を伏見に、次男を駿府に赴かしめて、此仕事に従事せしめた。駿府の銀座が江戸の新兩替町に移された由緒により兩替町は普通銀座と呼ばれるに至つたのである。明治二年造幣局の新設と共に、銀座の改鑄は全く廢止されるに至つた。

ギルド

『中世ギルギ』を見よ。  
ギルド社會主義(イシヤカ)

最近英吉利に發生した社會主義の一分派である。然しその理論はまだ發育時代に置かれてゐるので、その主張をなすものも、各自の立場によつて内容が異つてゐる。ただそれらに通用する特色はコレクティヴイズムとサンヂカ

リズムの重要な點を合して折衷を試みることにある。即ち一言にして盡くせば、労働組合と國家とに於て、産業の協同經營を行はんとする提案である。生産機關は社會の公有となし、その管理は労働組合(即ちギルド)に一任する。けれどもギルド社會主義は、サンヂカリズムのやうに、生産者にはかり絶對の管理權を與へない。消費者もまた地方團體としては中央團體を通じて、その要求を發表し得る。労働組合に與へられてゐる權能は、生産の過程を管理するに存し、何を如何にして作るべきかといふ事は、國家の獨り決し得るところである。故に同派の主張に於ては、生産者と消費者の位置を等分に考慮し、生産者の機關としてのギルドと、消費者の機關としての國家とが、産業の共同經營をなさんとするものといひ得る。この主義が始めて唱へ出されたのは一九〇六年の事に屬し、社會主義派の中にあつて、最も新しき發生物である。勿論このギルドといふ言葉は、中世紀時代の同業組合たるギルドに藉りたもので、同派の主張が、生産者のギルド(同業組合)を以て、經營組織の基礎となさんとする所から出でたに外ならない。換言すれば、肉體的労働者たと精神的労働者たとを問はず、凡そ一産

業に従事するあらゆる労働者を包括する全國的のギルドを組織し、各種の産業はその各のギルドによつて民主的に管理し、それによつて現在の貨幣制度の撤廢を實現しようとするのである。この觀念を始めて組織化したのはオレーヂ及びペンターの二人であつた。即ちオレーヂの主宰する彼等の機關誌『新時代』の紙上に於て、一九〇六年頃から盛んに論議されたものである。その最初は單に中世紀への復興といふに止まつてゐたらしいが(現にペンターの如きは然り)、漸次近代の産業に適應した全國的ギルドの思想となつて來たものである。ギルド社會主義は斯くの如く、未だ理論的討究の範圍を出でずその實行運動の方策の範圍よりも、主として建設的組織に關する方面に重要視されてゐるやうである。その意味に於て、ギルド社會主義が最も建設的な主張であるといふ論者も少なくない。

【諸派の分類】ギルド社會主義が發芽して日の浅い事、實際運動に多く参加してゐない事理論的戰士を多數有する事等の諸條件は、ギルド社會主義内に分派を構成せしめた所以であつた。しかしその分派といふも根本的な相違を有つものではないが、現在に於ては、全國的ギルド派(National Guilds) 地方的ギルド派(Local Guilds)の分岐が著しいものである。しかし地方的ギルドは、今日獨りペンターによつて固持されてゐる主張で、他は悉く全國的ギルドの主張に據つてゐる。ペンターは或意味に於て藝術的社會主義(Aesthetic Socialism)の遵奉者とも見るを得べく、ラスキンやモリスの主張、特にカーペンターの思想に頗る似てゐる(『藝術的社會主義』参照)。彼は田園を愛し、單純生活を愛し、而して中世紀復活運動の最も忠實なる支持者である。彼が全國的ギルドと容れない主なる點は、それが中央集權的色彩を加味してゐるからであつて、彼は飽くまでも各地方及び各産業のギルドが分權的であらねばならないと主張する(『地方分權』参照)。此範圍における彼の重要な共鳴者はクロポトキンであらねばならない。これによつても明らかなる如く、彼により主張されてゐる地方的ギルド社會主義者なるものは、多量に空想的要素を含んだもので一種の復古的精神に動かされてゐるものと見ていい。従つて實際上の勢力とはなり難い。その思想的立場は世界的に承認されてゐる。今日一般にギルド社會主義として是非されてゐるものは、全國的ギルド社會主義、即ち全國的ギルドを組織して産業の民主的管理をな

すべしと説く所の一派である。ニュー・エー  
 ズ誌上でギルド社会主義に關する論策が發  
 表されて以來、それが殊に英國の労働組合主  
 義及び國民性に適應してゐたため、同國の少  
 壯教授や、フエビアン協會員等の中から、そ  
 の運動に参加して來る者が少なくなつた。  
 その最も有名なるはラッセルとコールであつ  
 た。殊にコールは自ら『ギルズメン』なる機  
 關誌を主宰し、同志と共にギルド社会主義の  
 理論的指導に盡くした。一方にはニュー・エー  
 ズ誌によつてオレーヂ、ホブソン等が宣傳に  
 盡くし、やうやくその勢力の大をなすに至つ  
 た。ギルドメン派とニュー・エーヂ派との間に  
 は、多少の理論上の相違は認められるが、大  
 體に於て歩調を一にしたものと解していい。  
 【組織】ギルド社会主義の組織を説かんとす  
 れば、先づその基礎的組織なる、ギルドその  
 ものの性質を究明せねばならない。前述の如  
 くギルド社会主義に於けるギルドとは、簡單  
 にいへば、ある一つの産業に従事する智的勞  
 働者と、筋肉労働者との總てを包括する一大  
 組合である。しかし一つの産業に従事するも  
 のも、其産業部内によつて更に小別される。  
 例へば鐵に關する産業部門は十四五に分割さ  
 れるを以て、鐵業のギルドは更に十四五の小

別が設けられる譯である。ただこの小別され  
 た小組合は、必ず鐵業ギルドに従事するもの  
 でなければならぬ。而してこのギルドは産  
 業民主主義に従つて自ら自己の生産事務を管  
 理し、自ら總支配人より給仕までの職員を任  
 命し、自ら他のギルドと折衝し、又他の一切  
 を包括してゐるといふ意味での國家と折衝す  
 るものである。然しギルド社会主義における  
 ギルド制は、決して生産者の自由に干渉する  
 ものではなく、寧ろ官僚的専制から生産者を  
 擁護するものである。蓋し、ギルドの役員は  
 地方的及び全國的に、ギルド員の中から選舉  
 されたものである。殊に大ギルドは（鐵業  
 なら鐵業ギルド）品質標準の決定、製品の販  
 賣、需要供給の調節といふ如き大綱のみを決  
 定するが故に、ある範圍に於ける小ギルド（小  
 別された鐵業ギルドの如き）は、ある程度  
 の自治を許されてゐる。次に全國的大ギル  
 ドはギルド總會と稱する一個の中央機關を組  
 織する。ギルド總會は生産者側の最高權威と  
 して位置を有し、これと消費者側の最高代表  
 機關なる國家とが對立する事となるのである  
 然し産業上の事實に關する究極の權威は、國  
 家の代表者とギルド總會の代表者と、ギルド  
 總會の代表者から成立する合同委員會とに屬

してゐる。此委員會が生産者と消費者とを接  
 觸せしめ、もし一つのギルドが、自己の利益  
 を社會全體の利益の上に置かうとする時は、  
 この委員會が不都合なるギルドに制裁を加へ  
 るといふ風である。これが即ちギルドそのも  
 のの組織であるが、國家としての組織はどう  
 であるか。國家は教育・衛生・裁判・國際事務  
 及びその他の事務を司り、消費者側の最高權  
 威としての位置を有する。而してその収入は  
 毎年各生産ギルドから、その純利益に應じ、  
 單稅法の形式で出金をせしめ、これを國家  
 の収入となすのである。  
 【ギルドの任務】ギルド社会主義に於けるギ  
 ルドの組織は大體以上の如きものであるが、  
 然らばギルドは現在の經濟組織、社會制度に  
 對し、また將來のそれに對して如何なる任務  
 と目的を持つのであらうか。その第一は貨  
 銀制度の撤廢に存する。蓋し、ギルドは一面  
 に於て企業家に代り、他面に於ては國家に代  
 つて、ギルド成員の物質上の生活に對し、全  
 責任を負ふものである。即ちギルド成員は一  
 切平等の權利を持ち、労働してゐる場合と然  
 らざる場合とを問はず、等しくギルド生活を  
 保證せられる權利がある。従つて貨銀制度の  
 壓迫もなく、失業の危險も廢除される事とな

る。第二には労働時間その他の労働條件に關  
 しての問題である。この問題は各自のギルド  
 が便宜と必要とによつて適宜に決定すべきも  
 のであるといふ。蓋し、機械業のギルドに適  
 切な労働條件は、必ずしも農業のギルドには  
 適切なものでないが故に、工場法その他の勞  
 働法規は愚策として排斥する所である。第三  
 は經濟的生產と分配に關する問題である。こ  
 れはギルドが企業家から、産業の支配權を繼  
 承し、今日よりも一層有効に富を生産し、一  
 層經濟的にこれを分配しなければならぬから  
 である。それがためには各のギルド間の聯  
 絡が必要であり、殊に直接自己のギルドに生  
 産物を供給するギルドと、自己のギルドの生  
 産物の分配に任ずるギルドとの間には一層密  
 接な聯絡を必要とする。蓋しギルドは此等の  
 生産機關と生産物とを、單に委託するに止  
 まるが故に、今日の商品交換に見られるやう  
 な利益の取得、及商賣上の掛引が存在しない  
 からである。斯くしてギルドは他のギルドと  
 の間に、また全ギルドを包括して社會を代  
 表する國家との間に、所謂共同管理の必要が  
 生じて來ることになる。第四の問題は智的勞  
 働者と筋肉労働者の一致、熟練労働者と不熟  
 練労働者の一致等に關する事項である。賃銀

制度下に於ては、直接生産に従事する労働者  
 と、生産の管理に任ずる従業者とは全然分立  
 してゐるけれども、ギルド制度下に於ては、  
 前述の如く、等しく各ギルドに屬しなければ  
 ならぬ。即ち新機械の發明、又は生産行程上  
 の改良が案出されれば、ギルドはその成員全  
 體のために、また社會全體の利益のために、  
 これを利用する事になるので、生産技術上の  
 進歩發明は、今日の場合に於けるその如く、  
 ある特殊なる資本家の利益に供せられるとか  
 又は労働者と競争するといふやうな事實が消  
 失してしまふ。これギルドが萬人の經濟上目  
 的と利害とを一致せしむる方法である。また  
 かゝる發明發見等に對する報酬の如きは、物  
 質的報酬以外の名譽を以てする方法を取るの  
 である。熟練職工に於ける問題もこれと同様  
 で、それに相當すべき報酬の必要は認めるが  
 その當時の状況に應じての誘引物を以て代ふ  
 べしと主張してゐる。  
 【特色】ギルド社会主義に於ける特色は、以  
 上の組織によつても看取されるところであ  
 るが、これは集産主義（國家社會主義もしく  
 は國有的社會主義）とサンヂカリズムとを折  
 衷したる新主張である。故にこの二派との比  
 較研究は、ギルド社会主義の特色を鮮明なら

しむる所以である。ギルド社会主義の心核と  
 なるものは、産業民主主義もしくは産業自治  
 主義である。その意味に於て、集産主義と根  
 本的な相違點を有する。集産主義に於ける生  
 産は、外部からの官僚的な管理によつて行は  
 れるのであるが、ギルド社会主義に於ては、  
 ギルド自らが自治的に生産事務を管理して行  
 くのである。然し國家は一切のものを包括し  
 てゐる單位といふ意味で、それとの折衝を否  
 定しない。この點は國家を認めないサンヂカ  
 リズムと甚だしく異なる點である。勿論ギル  
 ド社会主義の意味する國家とは産業民主主義  
 に立脚する國家でもあるし、その國家との共  
 同管理といつても、國家がギルドの内部に對  
 して巨細に干渉する權利を認めるといふので  
 はなく、單に重大問題が起つた際に、國家と  
 協力するといふ程度のものに過ぎない。蓋し  
 ギルドの採るべき政策は公共の事柄であるか  
 ら、公共の利益を代表する國家が、その協議  
 に參與する權利があるといふまでの事である  
 尤もこの意味での國家ならばサンヂカリズム  
 に於ける中央委員會の機能（各種の生産團體  
 を代表する最高機關）と餘り差違を見出し得  
 ないところである。蓋し、生産者以外の消費  
 者を想像し得ない限り、各種の生産團體の利

書を代表する中央委員は、やがて社會全體の利害を代表するものといひ得る。然らば即ち各種の生産團體の利害に對して、社會全體の利害を代表するものを政府（或はギルド社會主義に於ける國家）といふべくんば、サンヂカリズムの社會制度にも、中央政府の存在を否定し得ない。その意味に於て兩者には實質的に差違はないが、たゞギルド主義の方は國家組織を保存して、これに一定の職分を附與せんとする所が、サンヂカリズムと反して、寧ろ集産主義と似てゐる所である。それと同時に生産者たる労働者がその生産を支配するといふ點では、サンヂカリズムに似て集産主義に反する所である。これが兩者を折衷した最も代表的な點であるが、更に一歩進んで政治そのものを解釋する段になると、一層明白にその事實を認められる。如何なる社會主義的制度下に於ても、經濟事務以外の一般の公共事務が生ずる事は、いふまでもない所である。その公共事務即ち政事に對してサンヂカリズムは生産者の組合によつて最も有効に行はれるといひ、ギルド社會主義は全く産業上の事務と異なるものであるから、特異の才幹と、機關と、組織とが必要だといふ。詳言すれば、美術の如き、教育の如き、

國際事務の如き、何れも特殊の智力と能力を必要とするもので、これには生産團體たるギルドが直接關係せず、國家にその職分を賦與せよといふのである。それが集産主義に近い點である。然しギルド社會主義に於ては、集産主義の如く政治を經濟の領域に混入せしめる譯でなく、政治上の領域と經濟上の領域とを截然と分割し、對立的に一定の賦與された職分を遵守せしめんとするのである。故に等しく國家と呼ぶにしても集産主義のそれに比しては、その實質も範圍も限定されたものである。理論に於けるこの折衷性妥協性は實際運動に對する態度にも現はれてゐる。何れにもせよ、ギルド社會主義は英國的サンヂカリズムと呼ばれる如く、集産主義の特徴を存しつつ、サンヂカリズムの修正をなしたものと解釋される（『コレクティヴィズム』、『サンヂカリズム』参照）。

**義倉(ギソー)**

義倉とは東洋諸國に於ける一種の救民機關である。支那は最も早くこの機關を採用し、既に周時代に於て幾多の事蹟を残してゐる。即ち支那にあつては主として凶年の賑恤のために設けられたものであつて、平年時に豫め人民より穀物を徵集するか、或は寄附を受けた

ものである。而してこの穀物を納入する倉庫を義倉と呼び、納入された穀物は義倉本と稱してゐた。朝鮮及び日本の義倉なるものは、元よりこの制度を輸入したものであつて、朝鮮に於ては高麗がこれを採用してゐた。日本に輸入されたのは詳細でないが、大寶の賦役令によつて初めて實施されたものといはれてゐる。即ち隋もしくは唐の制度を輸入したのであつた。賦役令によれば、諸王、諸臣はもとより、一般人民、雜色人に至るまで、各戸の富の程度に従つてこれを九等に分ち、最上級が年二石、最下級が一斗を納入する事に規定されてゐた。これによれば各戸悉く課税を免れなかつたやうに見えるが、然し事實はこの九等戸以外の戸數、即ち課税を免れてゐた者は澤山あつた。故にこの九等戸の分類法は社會の中位以上の富を有する者に對してのみ限られてゐたものらしい。その意味に於て日本の義倉制度は、富者に對する強制課税の方針であつたらしく、役人が監督して富者から徵收したものであつた。然しこれがために、種々なる弊害が生じ、豫期の實績を收め得ずして中絶してゐた。近代に至つて米澤、津輕、福山等の諸藩がこの義倉制度を復活せしめて相當の成績を擧げてゐた。秋田藩の如きは感

恩講と稱してゐたけれども、事實は義倉と同様なもので、最も大規模に救民事業をなしてゐた。この感恩講は維新以後まで續き、明治三十一年財團法人の許可を受け、更に三十八年から兒童保育院を設ける等、現在にまで及んでゐる。

**義勇兵(ギューヘー)**

義勇兵には二種の意味がある。一は義務として服役する義務兵と區別して、自ら志願して服役する者を指す場合をいふものである。他の一は國家の正規上編制された軍隊に屬する者でない一般國民、或はその國に在住する外國人等が、何等の訓練を經ずに、政府の募集に應じ又は任意に兵器をとつて、敵の軍隊と戦ふ事を意味するものである。

第一の意味に於ける義勇兵は、我國では志願兵と呼ばれるものに該當する。然し歐米諸國に於いては、我が國の如く國民の義務として兵役が課せられることは少ないので、多くの國家に於いて軍隊を形成してゐるものは、義勇兵なのである。

第二の意味の義勇兵は、常備兵の存在してゐない弱少國に於いて、最も多く行はれるものであり、又假令常備兵ある國家にし、も、戰爭上の必要があれば、正規の軍隊以外に一般

國民を募集して、敵軍と對抗せしむることが行はれるのである。これは又民兵とも呼ばれるもので、正規兵と共に戰場に出づる場合には、交戦者でない人民と區別する爲めに、國際法上「遠方より看別し得べき固著徽章を有する事」其他數種の規定が設けられてゐる。

**ゴッドウィン(ウキリアム)**

ウキリアム・ゴッドウィン (William Godwin) は一七五六年三月三日英國キスピーチに生る。一七七八年サフフォークの牧師となり、一七八二年には之を止めてロンドンに出で、内閣の一屬官となつた。一七九六年に婦人運動者として有名なメリー・オルストンクラフと結婚し、一七九八年よりは出版業を営んだ。

彼の著書としては、一七九三年ロンドンより出した『政治的正義論』が最も聞えてゐる。彼は著しく無政府主義的、共産主義的傾向を帯びマルサスの人口論を根柢より排撃せんとしてゐた。彼によれば人の性は本來空白なものであり、これが内容を定むるものは外界の事情、殊に政治組織である。故に各人がその理性に従つて行動する共産社會に於いては、政府その他の權力なく、分配の不公平なく、人口過剰、食糧不足と云ふがごとき現象は現はれないと云ふのである。

彼の晩年は極めて不運で、大蔵省の門番となつてゐたが、一八三六年四月七日遂にロンドンに於いて窮死した。享年八十。

**五月一日(ゴガツイチニチ)**

「メイ・デー」を見よ。

**合意結婚(ゴイクッコ)**

個人の自由が認められるに至り、男女相互の合意によつて行はるる結婚を稱して、これを合意結婚といふ。然しこの意味の合意とは完全なる合意を意味するもので、ある程度までの合意より成立したる賣買結婚、服役結婚等とはその趣を異にしてゐる。故にこれは人智が進んで、個人の自由が完全に認められてから後の問題である。

**獄門(ゴクモン)**

獄門とは死刑に處せられた重罪犯人の首を、頸臺の上に晒すことを言ふ。これは初め獄門において、首を晒した所から出たので、多くは頸臺を設けてその上に首を刺し、これを晒してゐたものである。徳川時代の江戸においては、死刑囚に對して刑の執行を終つた後、獄門檢使、町方年寄同心等がそれ／＼二名づつ出張し、その首を預り、これを品川の鈴ヶ森若しくは淺草の小塚原における刑場へ運び、一人乃至數人の首を一定の臺上に晒してゐた

のであつた。また引廻しの上獄門の刑に處せられたものには、その案の傍に罪状を記したる紙職と捺札と稱する木札を立て、三日二晩晒してゐたのであつた。その外地方によつては、刑場のみならず、犯罪の現場にその首を晒す處もあつたやうである。此種の慘酷な刑罰方法は其起原を戰國時代の法制に求める事が出来る。

合名會社(ゴーマーカイシャ)

『會社』を見よ。

ゴムバース(サミュエル)

アメリカ労働聯合會の會長ゴムバース(Samuel Gompers)は、一八五〇年英京ロンドンに生れた。十歳にして靴工の徒弟となり仕事の餘暇をもつて勉強した。後に葉巻煙草製造工となり、一八六三年米國に渡る。この地で葉巻工組合の一員に加はるや、間もなく組合の幹部に推され屢々國際葉巻工組合の會議に代表者として送られた。この國際組合の成立及發達は、彼の努力に負ふ所が非常に多かつた。彼はまたアメリカ労働聯合會の創立者の一人であり、一八八二年には其最初の會長に推された。而して一八九五年度を除く外、其後毎年選出されて其地位にある。

五人組(ゴニングミ)

和三年正月店借人にも五人組を組織せしめ、之を店五人組と稱した。明治二年六月この制度は廢止されたが、遺風は猶ほ多くの地方に有力な作用を持続してゐる。

ゴリキー(マキシム)

ゴリキーの出生に就ては種々の議論もあるが、一八六八年三月二十六日ヴォルガ河畔のニジニー・ノボゴロッドに生れたといはれてゐる。マキシム・ゴリキーとは彼の雅號であつて(露西亞語で最大苦痛といふ意)その本名をアレクシユ・プエシコフといふ。彼は生れ乍らにして悲惨な運命に置かれたのみでなく、三歳にして激烈なるコレラに冒され、九歳にして孤子となり、遂に放浪者の群に投じて亞細亞はトボルスクから、歐羅巴はヴォルガまで流れ歩いた。彼はその間に幾多の困難にも逢ひ、自殺を企てたことすらもあつたがしかし文學に對する愛好を捨てることはなかつた。放浪生活の收穫たる彼の最初の短篇『マカール・チュドラ』が、まづチフリス市の新聞に載せられることとなつた。次いでコロレンコの知遇を得、その主宰する首都發行の大新聞に『チエルクアッシュ』を發表するに及び、彼の文名は一時に高くなつた。越えて一八九六六年に數種の短篇を公にし、何れも好評を得

徳川時代に五家若くは數家の人々をもつて組織した自治組織の小團體を五人組と云ふ。五家よりなる自治組織は既に中古時代、老徳天皇の朝に唐制を模倣して制定した五家保なるものがある。中世以降亂世となつて戸籍の制が廢せられると共に五家保の制も廢れ足利時代には京都に組町の組織が起り、地方にも亦組郷・組町・組村なるものが起つた。當時はまた以上の外に近隣相密つて小團體を組織したのもあつた。犯人を處罰するに當り『向三軒兩隣』を連坐せしめた如きは、かゝる組織より生じた結果である。

慶長二年豊臣秀吉に一の制令を發して侍は五人、下人は十人をもつて組合を組織し、犯罪に對する連帶責任を負ふべきものとし、連判を徵收したといふことが、古文書に見えてゐる。これより民間に十人組の稱が起つたのである。徳川時代に行はれた五人組は十人組の組織を整備し、細密にしたものであつた。その主たる目的は元來浮浪人及耶穌教徒の取締を共擧することであつた。蓋し、幕府の初期に於ては諸大名の興廢が頻繁であつて、從つて浮浪の士が甚だ多く、やゝもすれば不逞の企てを爲す虞れがあつたのと、幕府は耶穌教の禁制をば頗る苛酷に行ふ方針をとつてゐた

て一躍文壇の大家と目せられるやうになつた一九〇〇年に傑作『どん底』を發表した頃が彼の全盛時代であつたが、漸やくにしてその頃から社會革命家としての方面に轉化して來た。彼は當時のインテリゲンチアの行方とは全く異なり、飽くまでも妥協を排して勞働階級の戦士として奮闘した。即ち一九〇一年に起つた學生、勞働者を中心とする諸市の騷擾を接けてクリミアの牢獄に送られ、一九〇五年の日露戰爭に起因した内亂に加はつて再度捕へられ、國外に追放された。かくして彼は米國に兩三年を送り、次いで伊太利のカプリ島に謫居してゐたが、一九一五年の大典に特赦を得て歸國し革命が起さるゝやポリシエキキを助けたのである。革命後のゴリキーは勞農政府内に重要な地位を與へられ、文教方面の最高幹部として實務に携りつゝ、文學上の勞作を發表してゐた。彼の著書として有名なものは、以上の諸作の外『トスカ』『太陽の子』『懺悔』『惡魔』等がある。尙ほ彼はポリシエキキの機關紙『眞理』と提携して、同一歩調の新聞『新生活』(Novaya Dzhizn)を發行してゐた。そのポリシエキキの對藝術家政策の不當なるに快からずとの噂も起り、その後獨逸に渡つた。

のその原因である。組合の組織は都會に於ては家並み、村落に於ては近邊の五家をもつて一團體とするのが通則であつたが、地方によつては、貴賤の階級に應じて組織したのもある。組合は組帳・連判帳などの簿冊を作り、その前書に人別改・宗門改等に關する條項を記して連判し、奥書に遵奉の宣誓を記し、名主頭の連書を経て、これを代官または地頭に提出する。而して組合條項の謄本を作つて置いて、毎年一二回づつ名主又は組頭が百姓町人を集めて讀み聞かせるのを例とする。組合には月行事があつて、毎月交代し、犯人を保管し又は訴狀に加印して法廷に出たりする。また道路の修築、火の番、夜廻り等すべて組合の雜事を監督する。組合條項に規定された組合員同志の關係は甚だ親密なものであつてそれは相互に檢察をするのみでなく、冠婚葬祭・相續・賣買讓與等の私事に關與し、組合中に耕作を缺くものがあれば之を助力し、災害のあつた時には相互に救済し、吉凶を共にしまた道徳的制裁は的確に行はれた。若し紛争等の起つた場合には組合員中で先づ調停を試み力の及ばぬ時に始めて名主及び組頭の添書を以て法廷に訴へ出るのを常とした。組合員は初め家持のみに限られてゐたが、天

合理主義(ゴリシエキ)

主理論又は唯理論と同義語であつて、次の如き要素がある。

- (一) 宗教に關する事項は悉く合理的に説明し得るとなす説。超自然主義(宗教に關する)とは普通の論理にては説明されず、天啓又は靈感の如き超自然的の指導によらざるべからずとなす説)の反對である。
- (二) 吾々の理性を以て感覺知覺を離れた獨立認識の根元となし、且つ純理性的即ち先天的認識は感覺知覺に基く認識よりも高級にして確實であるとす見解。
- (三) 吾々の認識は全く純理性的なること能はずとするも、少くとも或純理性的即ち先天的の要素は眞正の認識に缺くべからずとなす説(四) 哲學的考究に於て先づ自明的に確實な一定の根本原理を定め、之より出發して凡ての問題を演繹的に解釋することを得るとす説。この意味では經驗論と反對に立つ。

ゴールドマン(エムマ)

無政府共產主義者エムマ・ゴールドマン(Emma Goldman)は、一八六九年露國コヴノ近傍に生れベテルブルグ及びブロイセンで修學した。若年母國に在るときより革命思想に共鳴し、のちアメリカの無政府共產黨に加盟する

至つた。其の後今日に至るまで二十數年の間  
彼女は無政府主義者として不斷の活動を續け  
てゐる。一八九三年ニューヨークに於ける屋  
外演説の件をもつて一年間投獄され、一九〇  
一年には陰謀罪の嫌疑をもつて同志と共に未  
決監に幽閉されたが、これは有罪とならな  
かつた。一九〇〇年のパリ萬國無政府主義者會  
議及一九〇七年のアムステルダムに於ける同  
會議にアメリカ代表として出席した。最近勞  
農ロシアに歸つたが、また國外に出でて盛に  
勞農主義を攻撃してゐる。

合資會社(ゴシカイシヤ)

「會社」を見よ。

ゴッセン(ヘルマン・ハインリッヒ)

ヘルマン・ハインリッヒ・ゴッセン (Hermann  
Heinrich Gossen)は一八一〇年九月七日デュ  
レンに生れ後ベルリン及びボンに於て法律を  
學ぶ傍ら經濟學をも修めた。一八四四年には  
國家試験に及第して官吏となつたが、四七年  
には官を棄て、ベルリンに赴いた。自由思想  
に驅られてゐた彼は一八四八年の革命に參加  
したのであるが、翌年に保險會社を設けるこ  
とを企てキヨロンに移つた。この成績が甚だ  
面白くなかつた爲め、彼は事業を離れて一八  
五〇年以來その母及二人の姉妹と共に、キヨ

ロンに隱住することとし、専ら思索と著述と  
に耽つたのである。

彼の著書としては、一八五四年に發行された  
『人類交通の法則』並にこれより生ずる人類行  
爲の規則の發展』がある丈けである。これは  
學界に貢獻することの多いもので、彼が主觀  
的價值論及び限界効用説の鼻祖とされてゐる  
のは、全く此書があるが爲めである。

彼は人類の生活目的が享樂の増進にあり、同  
一享樂の大きさは絶えずこれを繼續する時には  
漸次減少することを説いてゐる。これが所謂  
ゴッセンの法則で、實に此の法則より、レキ  
シスによつて、ゴッセンの第二法則と呼ばれ  
てゐる所の『多くの享樂が併存し且つ時間が  
之を許さざる場合には、享樂の全量を大なら  
しむる爲め、各享樂を一部に止めて、之れを  
受くる瞬間に、各部の享樂の大きさを均一なら  
しめるに至る』と云ふことが述べられてゐる  
のである。然し乍ら彼の著述が、享樂の純心  
理的主觀的研究に専らであつて、客觀的經濟  
的研究を怠つてゐるのは、甚しい缺點だと言  
はねばならぬ(『主觀學派』参照)。

彼は肺患に冒され晩年は常に病床に親しんで  
居り、一八五九年二月十三日遂に永眠した。  
享年四十九。

軍人(ゲンジン)

軍人とは戦争の場合に、戦争に出でて戦闘す  
る任務を持つ者を指すのであつて、戰場に出  
づる者の中でも軍醫等の如く直接戦闘に従事  
しない者は軍人とは呼ばれない。然し軍醫官  
主計官等の如きものは、一般に軍人と呼ばれ  
てゐる。即ち軍隊組織に加はれる者は、すべ  
て軍人と呼ばれるのであつて、將官、佐官、  
尉官等はその主なるものであり、準士官、下  
士、兵卒等亦それである。

軍需品(ゲンジュヒン)

軍隊が需要する物品は軍需品といふ。然し軍  
需品は軍用品とは異り、平時に準備貯蔵さる  
可き火藥・彈丸・銃器等の如きものを言ふ。こ  
れに反して軍用品は、軍隊に於いて突然的に  
必要を感ずるもの、又は粗末なる日常消耗品  
の類を指す。

軍國主義(ゲンコクシユギ)

軍國主義 (militarism) とは國家の統制力即ち  
統治權を主として軍隊の力によつて維持せん  
とするものであり、従つて軍隊の組織を完全  
にすることを、國家の第一義的施政方針とし  
軍隊の爲めには絶對的權能を認め、動もすれ  
ば法的權威すらも軍隊の勢力に左右されるこ  
とがあるものである。それが爲めに國家の財

政産業政策の如きものすら犠牲とされる事が  
多く、總ての施政が軍隊中心に行はるゝもの  
であるから、軍國主義はまた往々武斷政治を  
も伴ふものである。

而して軍隊が政治を左右することは其れ自身  
の目的でなく、往々にして侵略的帝國主義の  
方便となる。カイゼル統治下の獨逸には軍國  
主義的政策や思想が盛んであつた。しかし軍  
國主義は到底、將來に於ける政治の原理とな  
り得べきものではないといはれる。

軍政(ゲンセイ)

戦争は國家の存在のために砲火を交ふるので  
あるから、それに必要な軍事上の體制は、  
統一と規律とを完全にしなければならぬ。  
これ國家の軍政が必要なる所以である。斯く  
の如く國家の軍事に重大なるものであるが故  
に、各國は君主又は大統領が親らこれを統制  
することになつてゐる。帝國憲法第十一條よ  
り第十三條までには、天皇が陸海軍を統制し  
且つその編制及常備兵額を定め、宣戰が大權  
に屬する事が明示されてゐる。加ふるに天皇  
の統帥權に基くところの軍令なるものが特に  
設けられ、これを法律行政命令の外に特定せ  
しめてゐる。これ戦争に際しては國民各自が  
其精神を一にする必要があるので、従つてそ

の統帥に任ずる者は、國家を代表するところ  
の一人たる必要が存するからである。共和國  
と雖も、戦争に際して君主國たる實を備へて  
來るのは、これがために外はならないのである。  
然しながら軍事を盛んにし、兵力を強くする  
のは、單に戰場に對する必要からのみでなく  
内亂を未然に防備し、外敵の侮りを防ぐこと  
も含まれてゐる。これ兵力を以て國家自存の  
基礎となし、國際平和の保障をなす所以に外  
ならない。従つて陸海軍の編制及びその常備  
額を定むることも、國家軍政の重大なる問題  
となるのである(『兵制』参照)。

群衆心理(ゲンシュウシンリ)

輿論・一揆・同盟罷工・狂熱的流行等を含む所  
の、多數人の結合より成る一時的社會心理を  
群衆心理といふ。輿論は理性の分子を多分に  
含むが、その餘のものは感情的にして理性的  
でない。暴徒・一般的興奮・狂熱的流行等は其  
甚しきものである。

戦争の際などには、一般の人氣が非常に興奮  
して、些細なことに騷擾を惹起するもので  
ある。戯れにも帝國奴などと言はれるものが  
あれば、一般社會は直ちに彼を攻撃する如き  
は其例である。これを一般的興奮といふ。  
ある感情が社會に瀰漫し、一般に漠然たる注

グレシヤム法則(グレスヤム)

グレシヤムの法則とは、良惡の貨幣が並び行  
はれる時は、良貨が悪貨を驅逐せずして、惡  
貨が却つて良貨を驅逐するといふ法則である  
即ち實質價值を異にする貨幣が、同一の價值  
を以て流通するに當り、その貨幣の流通に關  
する現象を證明する所の貨幣學上の一原則を  
いふのである。この法則を稱してグレシヤム



の法則と呼んだのは、エリザベス王朝時代に  
アントワーブ駐在の英國財務官トーマス・グ  
レンシャム卿 (Sir Thomas Gresham) が始めて  
発見したものだといふ見解に立ち、一八五八  
年英國の經濟學者マクレオッド (H. D. Mac  
Leod) が其著『經濟原論』中で命名したもの  
である。然しこの原則の發見は決してグレン  
シャムではなく、既にギリシアの昔に於てすら  
詩人アリストファネスが喝破し、オレーム、  
コペルニクス、スタッフオード等の先發見者  
があつたのである。ただグレンシャムが最も明  
瞭にその間の現象を説明したので、その法則  
に對しては、今日一般にグレンシャムの法則と  
唱へ、これを訂正する事をしないのである。  
我國徳川時代の學者三浦梅園も其「價原」に  
於て『惡幣盛に世に行はるれば精金皆隱る』  
と喝破して、一種のグレンシャム法則を説明し  
てゐる。

### 行政(ギョーサー)

行政とは、立法及び司法に對する國家作用の  
一種である。國家作用は通常立法、司法、行  
政の三種に分れて居り、立法は法則の制定、  
司法は法則の施行を掌るのであるが、行政は  
以上の兩者を除く一般的國家作用を包括する  
ものである。古代に於いては、立法なく、行

政なく國家が存在して居たものであつて、之  
等が獨立して重要な國家作用となつて來たの  
は、比較的近時のことである。然るに行政は  
何時如何なる國家に於いても行はれてゐたも  
ので、近世に至つて他の作用と對立するに至  
つたのは、他の作用がそれ／＼特殊作用とし  
て分離したからであつて、行政が特殊の性質  
を持つからではない。故に行政は積極的標準  
を以つてその作用を決定する事の出来ないも  
のである。だが消極的に、立法司法以外に於  
いて國家の目的を達せんとする作用を云ふの  
みである。尙、形式的に言へば、行政機關の權  
限に屬する一切の作用と、議會の權限に屬す  
るもの、中、法律制定にあらざるもの、及び  
裁判所の權限に屬するもの、中、裁判手續に  
あらざるものを指すことになるのである。

### 行政法(ギョーサー)

行政法とは國家の行政機關及び自治體の組織  
行政の區域に於ける國家又は自治團體と臣民  
との統治關係等を規律する法規を總稱するも  
ので、公法中の一分科に屬する。行政法が公  
法中の特殊の一分科となるに至つたのは、比  
較的近時のことであつて、かつては行政區域  
における國家の行動は、多く適宜に裁量され  
て居り、特に法によつて規定せられるやうな

事はなかつたのである。故に行政法は法律が  
發達して、行政權も司法權同様法律によつて  
規定されることとなつてから生じたものであ  
るが、行政法乃至司法に於いて研究す可きこ  
と、憲法に於いて研究す可き範圍との間に  
は理論上明確なる限界を附し難いのである。  
大體に於いて憲法は國家の構成及國權作用の  
大綱を、行政・司法は各その部分に關する細  
目を規定するものとされてゐるが、其間には  
大小の差異は存在してゐても性質上の差異は  
ない。それ故にその研究範圍は相互に重複す  
ることもあるのである。

### 行政權(ギョーサー)

行政權とは立法權に對立するもので國家統治  
權の一活動形式を指すのである。國家の統治  
權は不可分のものであつたが、今日の立憲國  
では立法、司法、行政の三權が分立してゐる  
ことを原則とする。我が國では立法權は君主  
にあつて、議會の協賛を経て行はれ、司法權  
は天皇の名に於いて裁判所が行ひ、行政權は  
君主の大權に屬して居り、大權の輔弼によつ  
て直接に親裁され、或は君主の指揮監督の下  
に、行政官廳又は公共團體をして行はしめる  
こととなつてゐる。行政權はまた執行權とも  
呼ばれてゐるが、行政權乃至執行權なる特殊

の權力があるのではなく、統治權の活動の一  
形式である行政作用を君主の大權によつて直  
接間接に行はれる事を行政權と呼んでゐるの  
である。また行政權が特に君主の大權に屬す  
るといふ規定は、吾が憲法に於いて明記され  
てゐないのであるが、憲法上特別の制限ある  
もの、外、國權の一切の作用が君主の大權に  
屬するといふことは、我が憲法上の原則であ  
るから、行政權のごとき特別の制限なきもの  
は、全然君主の大權に屬すると言はねばなら  
ぬのである。

### 行政裁判(ギョーサー)

凡そ財産に關する訴訟は、司法裁判がこれを  
管轄するを以て、各國の原則としてゐる。然  
るに此通則の例外をなすもの、一は、行政官  
廳の違法處分により、權利が侵害された場合  
の訴訟であつて、かゝる訴訟を取扱ふ裁判を  
行政裁判といふ。行政訴訟のために特殊の裁  
判權を設けるといふ思想は、既に佛蘭西革命  
時代に生じ、佛蘭西が先づ行政裁判制度を採  
用し、次いでプロイセン其他がこの例に倣つ  
たものである。これはモンテスキューの三權  
分立の理論、即ち立法・司法・行政を相互に獨  
立せしむべしとの理論に従ひ、佛蘭西は先づ  
司法官が行政事務に干與せず、行政官は立法

權の干渉の下に立たず、嚴密にその分劃をな  
すべきを企て、一七九一年の人權宣言に基づ  
き、茲に司法權より獨立したる行政裁判所を  
設くるに至つたのである。蓋し、司法官は單  
純なる法律の智識を有するのみであつて行政  
上の事務に通ぜず、又行政官にして常に司法  
官の監督を受ける時は、その行務の阻碍され  
る虞れがあるといふ理由に外ならなかつた。

加之、普通の民事訴訟は個人の權利利益を保  
護するを目的とするに反し、行政上の事務は  
國家の公益を充たし、國民全般の利益を保護  
するを目的とするを以て、その根本原則を異  
にするが故に、茲に獨立の行政裁判所を設け、  
行政上の智識經驗あるものをしてその事務に  
當らしめたのである。然しながら、司法裁判  
所と行政裁判所と對立する時は、一定の訴訟  
が何れの裁判所に屬すべきかに就き、疑問ま  
たは争議を生ずることあるを以て、佛蘭西及  
び獨逸の如きは新に權限裁判所なるものを設  
け、その裁判管轄を裁定する事となつてゐる。  
即ち行政部が司法裁判所に起訴されたやうな  
場合、もし行政部がそれを行政訴訟に屬すべ  
きものと認められた時は、直ちに訴訟の進行を中  
止して、權限裁判の審判を求め、その決定に  
よつて審判を受けるといふ風である。然るに

英國の如きは特に行政裁判なるものを設けず、  
獨・佛等の行政訴訟に關する事項も悉く司法  
裁判所に提起して、その裁判を受ける制度と  
なつてゐる。英國法を祖法とする米國もまた  
同様であつて、財産權に關する裁判は其對手  
が官吏たる公法人たるを問はず等しく普  
通訴訟の形式及び手續によつてゐる。これ英  
國には行政裁判所を有せずとも行政訴訟の性  
質を有する事件を處理する道が在り、鐵道委  
員、地方政廳、貿易廳、教育廳、農務廳等が各々  
一定の行政訴訟を審判してゐる所以である。  
米國に於ても各種行政事務に任ずる委員が、  
一定の裁判權を附與されて居り、特に行政裁  
判所は設けられてをらなくとも、行政訴訟に  
關する事務を處理する機關は設けられてゐる  
のである。日本には行政裁判所が設けられて  
ゐることいふまでもないが、然し佛・獨の如  
く權限裁判所なるものはなく、裁判管轄に關  
して紛争が生じた際は、權限院がこれを裁定  
してゐる。

# H

## ハーデー(ケア)

ケア・ハーデー(Keir Hardie)は一八五六年八月十五日英國スコットランドに生れた。七歳の時から炭坑に入れられ、二十四歳迄十七年間地下労働を續けてゐた。この期間に得た彼の教養は悉く慈母の賜である。

彼は初め熱心な禁酒運動家であつたが、後漸く労働運動並に社會主義運動に加はるに至り遂にエールシアアの坑夫組合長に推されるに至つたのである。一八八二年、二十七歳の時初めて記者生活に入り、一八八七年雑誌『坑夫』を發刊し、次いで『レーバリー・リーダー』を發刊した。これは今日も猶獨立労働黨の機關紙となつてゐる。一八九二年初めて議會に入り、その年から一九〇〇年まで獨立労働黨の總理たる地位を占め、一九〇六年から一九〇八年まで英國下院労働黨の首領の權を握つてゐた。歐洲戰爭の勃發に際して、下院労働黨の多數は主戰的態度を示したが、彼は獨立労働黨の一員として非戰論を主張した。而

して彼は一九〇〇年よりウエールズに居を定めてゐたが肺炎に罹つて遂にこの地に逝去した。平和の熱愛者たる彼は、戰爭に對する心痛から死期を早めたのだと云はれてゐる。ケア・ハーデーは明治四十年八月、日本に來遊し、東京神田錦旗館の歡迎會で一場の演説をしたことがある。

## ハインドマン(ハンリー・メイヤーズ)

ハインドマン(Hyndman, H.M.)は英國の社會主義者で一八四二年の出生である。劍橋に學ぶ。一八六四年學位を得、ポール・メーブル・ガゼットの特別通信員となり、一八六六年の澳普戰爭に従軍した。一八六八年より七〇年に至る間米合衆國及澳洲を歴遊した。一八七七年『印度の饑饉』及び『印度の危機』と稱する著書を公にした。一八八〇年の國會議員の總選舉に無所屬候補者として立つたが失敗し、同年英國に於て、同志と謀つてグラッドストーンの愛國強壓政策に對して反抗運動を起し、その忌憚なき攻撃により、屢々自由黨一派の襲撃を蒙らんとした。一八八一年五月、社會民主同盟を組織した。その時以後彼の生涯はこの同盟と運命を等しくし、彼は不斷の演説、文章によつて宣傳を爲した。一八八六年彼は暴動教唆の罪を以て捕はれた

が、間もなく釋放された。著書には『英國社會主義の歴史の基礎』『英國の社會改良社會主義原理の綱要』などがある。這般の歐洲大戰には政府に加擔して、參戰を主張し、爲に覺の分裂を來たした。爾後振はず、一九二二年病を得て死す。

## 排日(ハイニチ)

【概説】白色人種が有色人種を排斥すると云ふことは、普遍的な事實であつて、有色人種たる日本人が世界到る處において、輕侮され排斥されてゐると云ふ事は避けがたい事實なのである。然し乍ら此の人種的反感は、他に經濟的理由を伴はない場合には、さまで有力なものとはならないのである。今日の社會が人種的結合のみを唯一の紐帶とすべきものでない以上、單なる人種の差異のみによつて、さまで熱烈な反對が行はれ得る筈はない。然るに一旦經濟的の利害の衝突が現はれると、人種的反感は甚だしい熱を以て擡頭して來ることとなるのである。日本人排斥の叫びが、米國カリフォルニア州に於いて最も盛なのは即ち此理由に依るのである。

加州は茫茫たる沃野でありながら、人口密度一平方哩十六人に過ぎぬところである。かく農業地として甚だ理想的な地方である爲め、

日本人労働者の移住は、他の地方に比較して著しく多數に上つてゐる。然るに本邦労働者は比較的文化程度が劣つてゐる爲め、僅少な賃銀を以つても生活を支え得るのみならず、長時間の労働にも耐え得るので、多くの貯蓄を造つて土地所有者となり、又は低廉な賃銀を以つて労働に従事する等と言ふことになる爲め、加州人にとつては、漸次その耕地を占有され、沃野の恩恵を奪はるゝこととなるので、日本人労働者に對する人種的反感と結び、此處に猛烈たる排斥の叫びを起すこととなつたのである。排日と云へば、直ちに米國の加州における排日を意味する程、それ程米國の排日は盛んなる氣勢を示してゐるのである。

【沿革及び現状】排日の歴史は明治三十三年頃から始る。それは邦人労働者の移住が、其頃から漸く盛になつて來たからである。明治三十九年には桑港における學童隔離事件があり、翌年布哇在留邦人の渡米を禁ずることに依つて漸く解決した。またその後、日露戰爭後の經濟的恐慌に伴つて邦人の渡米が盛になつたが爲め、四十一年には日本人の渡米を制限する協約が締結され、再渡航者と在米者の呼び寄する父母妻子以外の労働者との渡米は

禁ぜられることとなり、我が政府は協約において制限されてゐない筈の學生渡米をさへ抑制せんとしたのである。米人はなほこれに甘んぜず、加州における本邦人の經濟的根柢を覆さんが爲めに、現行土地法を制定したのである。これは大正二年に加州會を通過したもので、左の如き條項の下に邦人の土地所有權及び賃借權を制限せんとするのである。

(1) 合衆國人たるを得ざる外國人(米國歸化法は一般亞細亞人の歸化を許さず)の土地所有を禁ず。

(2) 社員又は發行株式の過半数が前節外國人の所有に係る會社の土地所有を禁ず。

(3) 前二項の個人又は會社の農用地賃借は其の期間を三年に限定す。

然るに此の土地法は、日本人の經濟的發展を壓迫して、其根柢を覆すといふ目的を果すことが出來ず、事實において、大正二年から大正八年までの間に、加州在留邦人の數は五萬九千から七萬三千へと、約一萬五千の増加を示し、所有農地の面積は二十萬英町から、四十二萬英町へと、五一・六パーセントの増加を見るに至つたのである。それが爲め、日本人の脅威に襲はれてゐる加州人は、更に土地法の不備缺陷を補正して、其の目的を達成す可

く配慮するに至つたのである。大正九年十一月二日加州において、土地法改正案が人民投票に附されることとなつたのは、即ちその爲めに外ならぬものであつた。此の改正案の要旨は大體次のごときものである。

(1) 現行法は米國出生兒が土地を購入し、日本人たる親が後見人として事實上之を管理収益することを許したが、改正案は日本人たる親は米國出生兒の不動産上の後見人たることを許さず、隨つて其の購入せる土地を管理収益することを許さず。

(2) 現行法は社員の半数以上が米國人たる會社の土地所有を許し、且つ日本人が其社員たり得ることを認めたが、改正案は日本人が農用地を所有する會社の社員たる事を認めず。

(3) 現行法は三年間の期間を附し、借地權を認めたが、改正案は全然これを許さず。

此人民投票の結果は、反對僅かに二十二萬二千八百六十六票に過ぎず、六十六萬八千四百八十二票の賛成があつたので、改正案は直ちに成立し同十一月九日から効力を生ずることとなつた。此の改正案の爲めに、邦人の受くる打撃は實に甚だしいものであつたが、而も尙加州邦人の驅逐は充分行はれないので、今に至るまで日本人排斥の叫びは止まない。大正十

二年六月、加州高等法院は「日本人が米國人所有の農園を開墾して賃銀を受け、同時に將來の利益を歩合に依つて分配する契約、所謂歩合耕作の契約は、この改正土地法に抵触しない」との判決を下したのであつたが、大正十三年五月に至り、日本人排斥條項を含むジョンソン移民法が、兩院を通過して、日米關係の切迫を危惧せしめたことは、我等の記憶に猶新たなる所である。

配當(ハイトー)

配當とは株式會社の拂込に應じて株主に分配する利益金の事を言ふ。株式會社は其營業年度毎に決算を爲し損益の計算を爲す可き事を規定されてゐるが、この際利益金があるならば、必ず株式に對して配當すべきもので、若し配當を爲さぬ場合には、株主は之を請求する權利がある。而も利益の配當額は、取締役が提出する配當案を、株主總會で議決する事とされてゐる。

博愛主義(ハクアイシユギ)

博愛主義とは國境の如何、人種の如何を論ぜず、總ての人類に對して、利害得失の念を去つた一様の愛を持ち、これに伴ふ行動を爲す可きことを主張するものである。基督教佛敎等を始めとして、宗教には何れもかかる主張

が含まれてゐるもので、佛敎徒が佛陀の慈悲は萬獸類にも及ぶと稱するが如き、即ちその一例である。また今日各國に行はれてゐる赤十字の如きも、博愛主義の實現を期してゐるものであり、且つ始めは基督教徒によつて行はれたものであつた。博愛主義はかくの如く人類の宗教心乃至道徳心に訴へるものであり崇高なものであるが、實際に行はれる事は甚だ稀である。如何なる主張にしろ、それが現實の社會に行はれるには、現實の社會が進み行く傾向と合致したものでなければならぬのであるが、博愛と云ふが如きことは、現實の社會が示す傾向とは全く相反してゐるものなので、多くの場合にはたゞ觀念的にのみ存在することとなり、極めて非現實的なものとなつてゐるのである。

博物學(ハクブツガク)

博物學とは動・植・礦物學並に地質學の併稱である。往々最も廣義にすべての科學の總稱として用ゐられることあると同時に、最も狹義には動物學のみを指す場合もある。

ハックスレー(トーマス・ハンリー)

ハックスレー(Thomas Henry Huxley)は一八二五年英國イリリングに生る。十歳より獨逸生活を送り、十七の時に至つてロンドン

チュアリング・クロス病院醫學生となり、二十歳のときロンドン大學よりバチエラー・オヴ・メデイシンの稱號を贈られた。翌年海軍醫に採用され一八四六年十二月南洋に出發し、五〇年歸國した。其間動物植物を採集研究し、一八四九年「くらげ」に關する獨創的研究を公にして名聲を博した。歸國後皇立學會の會員に擧げられ一八五八年脊椎動物頭骨論を發表し、翌年ダーウソンの「種の起原」が發表されるに及び熱心な進化論者となり、一八六三年「自然界に於ける人間の地位」を著し、宗教家の反對を顧みず熱心に進化論を主張した。一八七一年皇立學會幹事に推され一八八一年同會長となり、一八九二年樞密顧問官となる。一八九五年歿す。

販賣組合(ハンバイクミアイ)

販賣組合とは組合員の生産物を、加工しまたは加工せずして販賣する一種の産業組合を云ふのである。それ故に販賣組合を組織する者は、必ず生産者であつて、生産者以外の者が組織する組合を稱して、販賣組合と云ふ事はない。即ち商人乃至取次業者の組合等は、同様に販賣を目的とするものであつても、販賣組合とは言ひ得ないのである。

りではなく、時には組合に於いて加工して販賣する事もある。此の場合には、必ず加工せる可き材料の生産は組合員に依つて爲されてゐなければならぬ。即ち組合員の生産した女米を搗いて白米とし、生糸を精製して絹糸に仕上げて、販賣の目的を達する等の場合がその例である。

また販賣組合には、組合員の委託を受けて其の生産物を販賣するものと組合員の生産物を購入して、それを組合の手で販賣するものと二種がある。前の場合には、組合はその販賣行為に對して一定の手數料を得るものであり、後の場合には購入價格と販賣價格との差額が組合の所得となるのである。

何れにもせよ、これ等の販賣組合は、小生産業者をして大生産業者同様に生産を行はしむることを目指すものである。小資本を以つて、小規模な生産に従事する者は、生産物の種類が一定しない許りではなく、同一種類の生産物を多量に整へる事が出来ぬ爲め、高價に販賣する事が出来ない。且つ又資本が缺乏して生産物を貯蔵して置く事が不可能の爲め、高價に販賣し得る機會を待つ事も出来ぬのである。販賣組合は斯かる弊害を防ぎ、大資本を擁する大企業の跋扈に對して、小生産

者の利益を圖らんとするもので、販賣組合に依る時は、品質の一定した多量の生産物を、適當の機會に賣却する事となり、價格は騰貴し、販賣は擴張する事となるのである。販賣組合は其の營業狀態の上から見れば、全く普通の營利會社と異なる所はないが、然し營利會社が營利を目的とし、従つて能ふ限り高率の配當を爲さんとするものであるに反し、販賣組合は全く組合員の生産を發達せしむる事を目的とするものであつて、その配當率のごときも年六分以上に上ることを許されないものである。

飯場制度(ハンバセード)

日本の鑛山労働制度の一で、近來労働問題が喧しくなり、労働者の自覺も加はるに連れて漸次形を濟め、或は變形しつつある所の舊制度である。制度の内容は、鑛山により地方によつて多少の相異はあるが、大體に於て、鑛山の大小に従ひ一山に數個乃至數十の飯場がある。飯場の主宰者を頭役と云ひ、一の住居を鑛山主から與へられてゐる。これには大抵大合宿所が附屬してゐて、此處に獨身を收容し、その他の所屬労働者は、各個の長屋に住はせる。頭役は労働者が鑛業主に對する一切の人事關係を管理し作業の監督をする。鑛

山主は頭役に對し、労働者の人數に應じて給料を支拂ひ、或は労働者の稼高に比例して、その一割又は二割五分位の報酬を與へる。頭役はこの報酬のほかに尙ほ、労働者に日用品又は食場を給して其間に利益を收める。鑛山主はまた不案内な労働市場に對する煩雜を免れる爲めに、労働者募集に關することは一切之を飯場頭に委すのが普通である。飯場頭は多くは労働者出身であり、労働者の増すことは自己の利益にもなると云ふこともあるので巧に四方から労働者を集めて来る。その費用は會社から出すこともあり、頭役が出すこともあるが前借として労働者の負擔となる。募集された労働者はその頭役の附屬となり、前記の如き支配を受けるのである。元來鑛山労働なるものは頗る殺風景にして、多大の苦痛を伴ふ過激な労働である上に、資本金及びその手先たる頭役の搾取が甚だしいので、労働者の逃亡するもの、または逃亡はせざるまでも移動するものが頗る多いので、頭役はその豫防と引止めに必要な役目をするのである。彼等は是等の職分を果し、利を圖る爲めに時に暴力を振ひ、專制君主の如くに振舞ふのである。九州地方の炭山では、頭役を納屋頭と云ひ、納屋頭の住居を中心に、兩翼に伸びた

六鼻敷位つづくに仕切つた長屋を作り、所屬労働者をこれは住はせて、納屋と稱してゐるのである。

範疇 (ハンチュー)

最も通俗の意味では、部屬或は種類と同義である。例へば『某は某と全く範疇を異にす』と云ふ場合には、この兩人は全然反對の性質又は異つた地位、職分等を有する別種の人物であると云ふ意味である。哲學上では一般に對象又は概念の極めて廣闊なる、若くは極めて根本的な部屬又は種類を指す。例へば精神と物質とは、前者は非空間的存在、後者は空間的存在である故に異なる範疇に屬すと云ふのである。又現象と本體とを區別し、前者は機械的説明により、後者は目的論的説明によつて考察され、若くは考察されざるべからざるものとすれば、この兩者は其研究に適用すべき一般の思考の仕方異なるが故に、異なる範疇に屬すと云ひ得るのである。歴史上に現れた最古の範疇表はピタゴラスの範疇表であつて、奇・偶・定・不定・善・惡の差別を立て、恰も支那の易が一切の事物を陰陽に配した如く一切の事物を是等の範疇に配當したのである。アリストテレスは次の十箇の範疇を擧げた。

(一) 實體、獨	Substanz	英 substance
(二) 分量、獨	Quantitat	英 quantity
(三) 性質、獨	Qualitat	英 quality
(四) 關係、獨	Relation	英 relation
(五) 場所、獨	Ort	英 place
(六) 時、獨	Zeit	英 time
(七) 態度、獨	Lage	英 situation or position
(八) 附屬、獨	Halbung	英 possession or acquired character
(九) 能動、獨	T. un	英 activity or action
(十) 被動、獨	Leiden	英 Passivity or passion

カントの範疇は、次の如し。

(一) 分量範疇	數多、獨	Einheit	英 unity
	總計、獨	Vieltheit	英 plurality
	實有、獨	Allheit	英 totality
	實有、獨	Realitat	英 reality
(二) 性質範疇	非有、獨	Negation	英 negation
	制限、獨	Limitation	英 limitation
	可能(不可能)、獨	Möglichkeit	英 Möglichkeit (Ummöglichkeit)
	可能(不可能)、獨	Fähigkeit	英 Fähigkeit (Unfähigkeit)
	存在(非存在)、獨	Dasein	英 Dasein (Nichtdasein)
	必然(偶然)、獨	actuality	英 actuality (not-actuality)
	必然(偶然)、獨	Notwendigkeit	英 Notwendigkeit (Zufälligkeit)
	必然(偶然)、獨	necessity	英 necessity (contingency)

班田 (ハンデン) 大化の改新は、全國の土地は擧げて公有たる

べきを一般の原則とし、人民の永世私有を禁ずるに至つた。而して人生れて六歳に達すれば

ば、男女の差等を設けて田地を給し、終身その土地を使用収益する權利を許し、死と共にこれを還公せしむる制度を採つたのである。この田地を口分といひ、その田地分配の方法を班田の制といふ。班田とは田を班つといふ意味である。この制度は口分田の制ともいふ。班田制度が最初に行はれたのは孝徳天皇の大化改新による。同二年、戸口を調査し、田地を校査して以て公民に口分田を給すべきことを詔し、その後六年を経て實施されたのである。その後文武の大寶律令には、田分に於てその規定を設けられた。元よりこの方法は隋唐の制度を模して案ぜられたものであつたけれども、その制度を直ちに輸入せしめたものでなく、例へば各戸生活の需要に應じて支給されたる點の如き、隋唐の勞働力の大小によつて決する制度とは異なつてゐた。而して此班田を收授する方法としては、六年に一度田地を班授されるものであつた。即ち男子が六歳に達すれば人別に二段の口分を授けられ、女子はその三分の二たる二十歩を與へられ、もしそのものが死んだ時は、次の班年に至つて政府にその口分を返還する制度である。いふまでもなく一度班給せられた田地は班年毎に收授されるのではなく、六歳以上になり、

一度班田されたものは死に至りて還公するのである。班田給授の方法は班年に先づ一年前から戸籍を作り始め、班年の正月に至つて班田すべきものを、京職及び國司より太政官に申し出で、十一月一日に至り田を受くべき者を總集して給授した。口分田は前述の如く男子に二段、女子にその三分の二を定量としたけれども、人口稠密なる地方は必ずしも定量に満たさしむる事を必要としなかつたが、これに反して人口稀薄なる地方に於ける剩餘の田地は、これを剩と稱して貸借せしめた。その他戦死者・逃走者・追放者等に關する諸種の規定、課戸と不課戸との區別等、諸種の細目に互る約則が設けられてゐた。班田の制度は大體に於て以上の如きものであつたけれども、その半數が頗る煩雜なるのみならず、且つ奸詐なる事實が起され易く、嚴密正確なる實行を期する事は困難なるを免れなかつた。六年一班の制度の如きも正しく行はれず、漸やくにして口分田は各個世襲の私有財産の如き姿となるに至つた。然し斯かる制度を完全に達成せんとすれば、その權勢を全國に及ぼし得る程の強き中央集權的實力を有しなければならなかつたのであるが、經濟

上社會上の狀態が許されなければかりでなく、交通の不便なること等も加はつて、中央行政の勢力は微弱であつたので、煩雜にして困難なる制度を實行し得なかつたのである。班田の目的とする所は大化の詔勅にも明らかなる如く、法外なる貧富の懸絶を廢し、土地公有制度の下に、人民資産の不均等を調和せんとするにあつたことは勿論である。然し乍らそれは表面の理由であつて、實質に於ては皇室の權力を増大せんとする要求に出でゐる。また田地以外の園地宅地の私有を許した事は、土地公有の原則を誤まつたのみならず、それがため班田制度を打破する一因を醸成してゐた。加之經濟狀態の進歩と人口の増殖とは、土地開墾の必要を生じ、その自然の結果として、墾田の私有を許すに至り、土地公有の原則は茲に根本的に破壞せられたものである。即ち墾田の増加は莊園の發達を促し、班田制度は自然的に崩壞するに至つた。要するに班田制度は單に收復の方法に於て幾多の困難なる條件を有してゐたのみならず、經濟狀態の推移は、自然的にその制度を崩壞せしむる事となつたのである。

班田收授法 (ハンデンシュージュホー)

「班田」を見よ。

汎獨主義 (バンドクシユギ)

汎獨主義とはフイヒテ、ヘーゲル等の哲學に準據し、トライチケが唱へ出した、一種の世界統一論である(『文化國家』參照)。即ちその目的とするところは日耳曼の世界統一策であつて、獨逸國民自ら世界を統一するは、天帝の意志に適合したものだとなすにあつた。これは彼等の世界的意志説、實力萬能説と、彼等の愛國心とが相抱合した結果に外ならない。換言すればビスマルクの意志と實力の實際政策と、ニーツチエの哲學と、トライチケの政治學に由來し、纏て獨逸の軍國主義、征服政策を樹立したのである。然し汎獨主義の根本を形成する思想は、フイヒテの愛國主義乃至はヘーゲルの文化國家主義であつて、これにビスマルクの鐵血政策、カイゼルの征服政策の根原を求めたものと見做していい。何等政治心理に基礎を求めざる獨逸の汎獨主義は、徒らに國民の實力の理數を考ふることなく、大國家を説き、世界統一を策したる獨逸の政策は遂に歐洲戰爭を惹起せしむべき直接の原因をなし、次いでこれがために自ら土崩瓦礫の日を招いたのである。故に汎獨政策は十九世紀に起れる一國民性論の一種と見做すを得べく、かかる主義が徒らに大國家を夢想

して失敗せる事實と同様、かへつて自ら土崩瓦礫の要因を形成したものと見られる。即ち獨逸主義は無限の膨脹を望んで、失敗するに至つたものである。

版の權利をのみ意味してゐるのであるから、寧ろ著作權なる言葉に包含さる可き一部となるものである(『著作權』參照)

藩學 (ハンガク)

徳川時代に於て各藩主の經營に係り、藩士の子弟を教育した學校を云ふ。初め徳川家康治國策として學問を奨勵し、林羅山等を重用して學政に當らしめた。綱吉も亦學を好み、尾州公徳川義直は湯島昌平坂に聖堂を設けて人材を養成した。その後諸藩學者を聘し文學を興し、學校を建て、士民を教育するものが多くなつた。明治に入りて現在の學制が施行されるに至る迄に、全國に建てられたる藩學の數は三百餘であつた。今日の高等教育がブルジョア本位の教育である如く、藩學も武士本位の階級的教育であつたが、しかも學問そのものは人間の精神を解放する何物かを包含するから、この藩學なるものも明治維新の一動因となり得た。

版權 (ハンケン)

版權とは學者又は美術家等が、その著作物を複製し出版する權利を言ふのである。これは著作權と略同様に用ゐられてゐるが、版權なる言葉は著作權中のある一部分、即ち著作出

煩瑣哲學 (Gholtsian) はカロロ大帝が宮城内に學校を創立して、王族子弟をしてギリシア、ラテンの文學を研究せしめたるより漸次に發展したものであつて、その主眼とするところは、耶穌教の教義を神聖不可侵のものとして認識し、その教義の維持及び傳播のために、アリストテレスの論理學を以てこれが證明を與へんとしたものである。

藩札 (ハンサツ)

藩札とは徳川時代に於いて、各藩が發行してゐた紙幣の事である。これは各藩によつてそれ〴〵異つて居り、金札、銀札、米札、錢札、永札等合計千七百種程の種類があつた。各種の藩札の中には、價格單位の異なるものも多くまた五錢未満の小札が多かつた。全國に互るその發行高は頗る多く、明治維新後の調査によれば、公然政府に報告された藩札が、新貨幣に換算して約四千萬圓に上つてゐたのである。

藩札の起源は寛文年間の事で、越前福井の藩主松平忠昌が、幕府の許可を得て藩内に發行

流通せしめ、その財政上の不足を補つたのが初めである。其の後元祿以來、各藩とも財政上の窮乏に苦しめられる事となつたので、次第に藩札を發行する者が増して來た。然しこれは幕府の好む處でなかつたから、屢之を停止せしめようとしたが何等の効果もなく、幕末に至つては藩札の制は大に亂れ、密にその發行額が増加した計りでなく、幕府の認可を得ず私に發行する者も多かつたのである。殊に維新の際には、各藩とも種々なる支出に苦しんだ爲め、藩札の増發益々甚だしく、維新後に増發されたもの丈けでも、三百餘萬圓に上つてゐた。斯くの如く無制限に發行せられた爲め、人民は一般に紙幣を嫌惡するに至つたので、明治の政府は之が處分を急務とし明治二年には舊幕府の許可を受けずに發行したものと及び維新後増發したものは、公正の紙幣と認めない事を布告し、各藩に對して之が消却方を命じた。明治四年廢藩が實行されるに至つて、各藩をして全部の藩札を消却せしめ様としたが、各藩とも財政上の困難に苦しめられてゐる折柄として、不當の消却が行はれる事が多かつた。其處で藩札は全部政府に於いて消却する事としそれが爲に要する準備金をば各藩をして政府に納めしめる事とした。

斯くて明治五年から新貨幣との兌換を開始して、明治十二年には遂に全部の藩札を償却し全國に於ける賣買取引を圓滑ならしめる事が出來たのである(『紙幣』參照)。

ハンター (ロバート)

ハンター (Robert Hunter) は一八七四年三月十日米國インヂアナ州ターボットに生る。一八九三年土地の小學校を卒へ、一八九六年インヂアナ大學校を卒業しバチエラー・オヴ・アーツの稱號を得。一九〇三年四月二十三日カリオンと結婚す。一八九六年より一九〇一年に至る間シカゴ慈惠院に奉職。一九〇二年よりニューヨークの少年労働委員會の委員となり、一九〇五年社會改良クラブの會長となる。一九〇七年より社會黨に入黨し、著書は『貧窮』(一九〇四年)以下社會問題に關するものが多い。

ハンザ同盟 (ドローメー)

ハンザ同盟は中世の歐洲に於いて、商業交通の危険に備へる爲め、多くの商業都市が結んだ同盟であるが、加へ都市の數は甚だ多く、中世に於ける種々なる同盟の中で最も盛大なものであつた。従つてその歐洲に於ける文化の發達に與へた影響は甚だ顯著なるものがあつた。

此同盟は初め、バルチック地方に發生したもので、同盟都市の數も少く、ルーベック、ブレメン、ハンブルグ等の都市が主として活動してゐたのであるが、十四世紀から十五世紀に互つて續々加入都市が殖えた爲め、其の勢力は次第に強固となり、これに加入した都市は、何れも繁榮して來たのである。

ハンザ同盟は單に王侯貴族の跋扈を防ぎ、盜賊の出沒に對抗するのみではなく、海陸の貿易を發達せしむる事を計るに至つた。その爲めには、各地に代理商を設ける事としたので、従來は微々として振はなかつた代理店も著しい發達を遂げるに至つた。倫敦に於ける代理店は、ハンザ同盟の成立以前から設置されて居り、ハンザ同盟の發達と共に、同盟都市の商人が商業上多くの利益を獲得する爲めの機關と化した。然し英國商人が進歩するに従つて、彼等が此の代理店によるハンザ商人の利益獨占を厭過しなくなつたので、エドワード四世の時代には、ハンザ商人對英國商人の紛争となり、一四七五年には彼の有名なるウトレヒト條約が締結される事となつた。此の條約に依つて、ハンザ商人は一萬磅の償金を得る事となつた許りでなく、従來の特權を回復し得た上、更にテームス河畔に一小地を與へ

られたのである。彼等は償金の代りに、輸入税の免除を請願して容れられたので、代理商館を建て、盛に商業を営んだ。倫敦に於けるハンザ商人の特権は、その後再三剝奪され更に幾度か回復されたが、一五九七年には全くその特権を失つて回復する事が出来なくなつて終つた。

其他、ノヴゴロッド及びブルーヂスベルゲン等の代理店は、何れもハンザ商人の根據として、盛に商業を営んだものである。

ハンザ同盟は多數の都市を包括してゐたが、而も組織は常に整然として居り、毫も紛擾を生ずる事がなかつた。同盟は三年毎に一回宛ルーベックに開かれる總會に依つて統轄され總會の決議に叛く者は嚴罰に處せられる事となつてゐた。また同盟都市は概ね造幣局を有してゐて、その鑄造する貨幣は廣く流通してゐたのである。

斯くの如く盛であつたハンザ同盟も、各都市が同盟の力を藉る事なしに、自由に獨立して商業を營み得るに至つて、漸次衰滅して來たのである。殊に三十年戦争及び東洋新航路の發見等は、世界商業交通の發達を來し、ハンザ同盟の末路を早める事となり、一八八八年に僅かに残存してゐたりルーベック、ハンブ

條件に歸した。彼は犯罪の原因を、人類學的原因、風土的原因、社會的原因の三種に分けた。そして人類學的原因において、ロンプロゾーが主として、先天的遺傳的原因を高調したのに反し、後天的原因即ち病氣その他何等かの事故による腦髓の損傷を重要視した。風土的原因なるものは、春及び夏に色情狂が多く冬季に及び寒帯國に殺傷犯が多いと云ふが如き氣候風土等の自然的條件を指すものである。人類學的原因も風土的原因も、ともに重要なものであるが、更に一層重大なるものは社會的原因であると云ふのがフェルリの説である。元より人類學的及風土的原因の中にも社會的條件が含まれてゐる場合が多いのであるが、ロンプロゾーは此の社會的條件を極めて輕視したのであつた。然るにフェルリは社會的原因を最も重要視した。此の見解は犯罪の殆んど大部分が財産上の犯罪であるところの統計から見ても、犯罪人の大部分が貧民労働者である事實から見ても、極めて至當なことと言はれなければならぬ。尤も、同様な財産上の窮地に置かれたからとて、何人も必ず犯罪者となる譯ではない。勿論如何なる窮乏に對しても耐へ得る人々もある。然らばかゝる相違が何に因つて表はれるかと言ふに、そ

ルグ、プレーメンの五都市が、獨逸新帝國に併合されると共に、全くその跡を失つて終つたのである。

犯罪(ハンザイ)

犯罪には廣狹二様の意味がある。廣義に用ひる時には、刑罰法令に列擧されてゐるすべての違法行為を意味することとなり、狹義に解する時は刑法に依つて罰せられる行為を指す事となるのである。然し普通には主として此の狹義に用ひられてゐるのであるから、犯罪は刑罰法令に列擧された有責違法の行為と言ふ事が出来る。有責行為とは責任能力ある者の故意過失の行為を指すもので十四歳未満の幼者や精神病者などの行為及び故意過失に依らぬ行為は刑法上の犯罪とはならないのである。

犯罪はすべて行為として表はれたものでなければならぬ。單に意思されただけでは犯罪と呼ぶことが出来ぬ。何等かの形を以つて、此の意思が發動し行為となつた場合に、それが刑法に反してゐないならば、始めて犯罪を構成することとなるのである。又犯罪は公益に關する罪と、私益に關する罪とに大別することが出来る。前者は更に國家に對する犯罪と、社會に對する犯罪とに分たれ、後者は身

れは人類學的、風土的條件の作用如何によるのである。即ち社會的條件のみが犯罪の原因となり得るのではないが、然し最も重要な作用をなしてゐると云ふ譯である。若し社會的條件が有力なものでないと云ふならば、何故貧民階級のみが人類學的、風土的原因が強く働くかと反問せざるを得ぬことになるのである。

【犯罪の救治】 犯罪はかくの如き原因によつて生ずるものであるが、之を除去するには大體二つの方法がある。一は犯罪の原因を未然に防ぐ方法であり、二は既生の犯罪を救治する方法である。第一の方法が最も根本的なものであることは言ふまでもないが、社會的原因だけは社會の改造によつて除かれ得るとして、人類學的原因や風土的原因はこれを豫防することが出来ぬのである。故に一方に於いては犯罪の豫防に努めると共に、他の一方においては是非とも犯罪の救治に努めねばならぬのである。殊に犯罪の豫防が充分に行はれ得ない今日にあつては、第二の方法が犯罪の除去に重要なものであると言はねばならぬ。

今日では、犯罪者に刑罰を課し、苦しみ懲らすことが犯罪救治の手段であるかに考へられ

體に關する罪と財産に關する罪とに分類されこれ等の各々はまた幾多の種類に分たれてゐるのである。

犯罪學(ハンザイガク)

【概説】 犯罪學とは犯罪の發生原因と其の影響及び救済法等を研究するもので、近年に至つて特に著しい發達を遂げたものである。犯罪學に最も多くの貢獻を爲したのは伊太利の學者であつて、殊にロンプロゾーの功績は甚大なものであるとされてゐる。然し乍らロンプロゾーの最大の功績は、從來行はれた犯罪責任論、即ち犯罪の責任を犯罪者自身に歸する思想の打破であつた。彼は犯罪の原因を主として其人類學的條件に求めた。ロンプロゾーの犯罪學が犯罪人類學と呼ばれるのはその爲めである。

【犯罪の原因】 ロンプロゾーに従へば、犯罪者はその自由意志を以て罪を犯す譯でなく先天的に有する頭蓋の不健全から罪を犯すのである。故に彼の學説は、犯罪の責任を犯罪者自身の肩から外したものであるが、然し一方に於いて後天的原因を一切無視し、支離階級が持つ社會的責任をも除去したのである。然るに同じく伊太利に於ける犯罪學者エンリコ・フェルリは、犯罪の原因を主として社會的

てゐる。然し犯罪は救治す可きものであつて懲罰によつては、決して除去され得るものではない。犯罪に個人的責任を認め、刑罰を課することは自由意思説に立脚するもので、恰も狂人の責任を問ふが如き滑稽なものである。フェルリは犯罪救治方法の一部として、無定期隔離なるものを主張してゐる。今日の刑法は犯罪の救治を目的とせず、その懲罰を目的としてゐるものであり、投獄を犯罪の懲罰と見てゐるのであるから、服役期限は最初から一定されて居り、若し服役期以内に犯罪病が治癒しても、規定の期限が來るまでは解放されることがない。而も、規定の期限さへ來れば、犯罪病の如何に拘はらず放免せしめられるのである。かくては犯罪の治癒される見込がないので、之に代る制度としてフェルリは無定期隔離を主張する譯である。即ち病院制度をそのまま採用し、犯罪病の全癒するまで隔離所に收容して置き、快癒次第に解放せんとするものである。且つその設備も病院劇狂院のごとく、科學的實驗的にし、専門の學者實驗家を顧問に任用して、完全なる治療方法を取らねばならぬことは言ふまでもない。犯罪が主として社會的後天的理由に基く以上、そしてその救治が、社會公衆の安寧幸福の

爲めに必要である以上、これは誠に當然な手段であると言はなければならぬ。

犯罪人類學 (ハンザイシヨリイガク)

犯罪人類學は又刑事人類學とも呼ばれるもので、犯罪が主として犯罪者の身體上の特質に基いて行はれる事を説くものである。故にこれは犯罪生理學と犯罪心理學(「犯罪心理學」参照)に分れるのであるが、普通には主として犯罪生理學のみを指すのである。

犯罪生理學はロンブローゾーに依つて始めて唱道されたもので、犯罪者の中には生來の犯罪者があると言ふ事を立論の基礎とするのである。ロンブローゾーは多數の犯罪者の頭腦を検査し其容貌骨格を調べ、言語、筆蹟、體質的感覚、文身の有無等を検査した結果、犯罪者は一般に頭腦の發達が不充分であり、苦痛に對する感覚が鈍く、且つ多くは文身を好むことを斷言した。

即ちこれに依れば、犯罪者には一定の型があり、特別の種類に屬するものであると言ふのである。故に犯罪發生は、かゝる人間としての不完全、不規則、變性、腐敗等に原因するものであると云ふのが、犯罪人類學の主張なのである。此の學説はロンブローゾー以後もフェルリ、ガロフアロー等に依つて數行力説され

たものであるが、その後種々なる學者に依つて反對され、今日ロンブローゾー説を信ずるものは極めて僅少である。

犯罪階級 (ハンザイカイキョウ)

先天的犯罪性を有する人々の群を云ふ。「犯罪學」「犯罪人類學」を見よ。

犯罪社會學 (ハンザイシャカイガク)

犯罪は犯罪者自身の個人的原因と、犯罪者を圍繞する種々なる事情、即ち社會的原因とに依つて生れるものであるが、社會的事情が犯罪の決定的原因であると主張し、犯罪の社會的原因を研究するのが犯罪社會學、または刑事社會學と呼ばれるものである。

犯罪の社會的原因を成す重なるものは、生活資料の缺乏と社會關係の不適當とである。生活資料の缺乏と言へば、家族、保果などが多く、正常の收入だけでは生活を支えることが出来ぬ場合や、失業及び勞働力の喪失、前科等の爲めに職業を得る事の出来ぬ場合等が主なるものであり、また社會的關係の不適當と云へば、浮浪無頼の者とのみ交際してゐる者や、前科を有する爲めに前科者とのみ交際してゐる者などの場合が、その主なるものである。此社會的原因は、犯罪統計と密接な關係を持つてゐるのであつて、かゝる關係の研究

が犯罪社會學の職分とされてゐるのである。而して犯罪社會學のみならず、犯罪心理學、犯罪人類學等は伊太利に於て最も盛に研究されてゐる。

犯罪心理學 (ハンザイシヨリイガク)

犯罪心理學は又刑事心理學とも言はれるものであつて、廣義に解する場合には刑事學者がその部門に關係ある事項に關聯して研究する心理學を指す事となる。即ち刑事裁判官の心理状態、審問される被告人、證人、鑑定人の心理状態を研究するなどは、皆この廣義の犯罪心理學に含まれるのである。然し狹義に用ふれば犯罪者の心理状態を研究するものであつて、普通には此の意味に用ひられてゐる。

犯罪心理學はまた二派に分れてゐる。その一は犯罪者の心理は身體の異常に依る病的心理から生れるものであり、従つて犯罪心理學は病的心理の研究を爲すものであると云ふロンブローゾー一派であり、その二はロンブローゾーの説に反對し、犯罪心理學の任務は犯罪者の心理状態、殊に責任能力、意志の自由、身心耗弱、情狀等を研究する所にあるもので、今日一般的に行はれてゐる犯罪心理學は即ちこれである。

犯罪種族 (ハンザイシヨツク)

先天的犯罪性のある人々を云ふ。「犯罪學」「犯罪心理學」を見よ。

破産 (ハサン)

商人が債務の辨償を果すことの出来ぬ場合、裁判所から破産法に依つて、破産の宣告を受けることを破産といふ。此場合には債務者は自己の財産に關する、一切の管理及び處分權利を失ひ、之を破産管財人の手に委せねばならぬのである。此場合には、殘餘の財産は債權者間に公平に分配される事となるのであるが、かゝる宣告を受ける事に依つて、債務者は家資分散者と同様に法律に規定されてゐる種々の資格を喪失するのである(「家資分散」参照)。

發生學 (ハッセルガク)

動物が剛の状態から、諸種の組織及び器管が充分に發達分化し終る迄の間に經る變化を、研究する學問である。

發生的心理學 (ハッセルガク)

心意の發達及進化を研究する心理學の一分科で、發生的心理學は二箇の部分に分れる。一は個人的心意の發達を論ずるもの、一は生物又は人類の歴史的な心意の進化を論ずるものである。第一の部門は兒童心理學に依る。第二の部門は又二つに分れて、下等動物より人類

に至るまでの心意の進化を論ずる。スペンサーの謂ふところの種屬心理學と、一は人類の心意の歴史、即ち、原始人より文明人に至る心意の進化を論ずるところの民族心理學となる。

ハウプトマン (ゲルハルト)

ゲルハルト・ハウプトマン (Gulhart Hauptmann) は一八六二年獨逸シレージンのザルツブルグの旅館主の子に生れた。一八八〇年王室美術學校に入る。一八八二年イェナ大學の聽講生となり、史學、哲學、特にヘッケルの自然科學に傾倒した。翌年春ハンブルグを經てイタリアに遊び、彫刻を研究したが、同四年病を獲て歸國し、ドレスデンで社會學、生物學を研究した。八五年マリイと結婚してベルリンに移り、次いで八八年エルクホルに、九二年シュライバルハウに移つた。故あつてマリイと離婚し後妻マルガレテ・コルミアルカと結婚し、英・米・佛・伊各國に遊び、遂に柏林附近のアグネテンドルフに定住した。

彼の思想はトルストイ、イブセン等の影響を受けて革命的、社會主義的傾向を帯びた。彼は初め徹底自然主義を奉じ出世作「日の出前」を初め「寂しき人々」「織匠」等を出したが、後象徴主義の作品「ハンネレの昇天」「沈鐘」を

出した。彼はその傳説劇「哀れたるハインリッヒ」象徴劇「而してヒツパは踊る」等を出し最近には小説「キリスト狂」及「アトランチス」並に新古典劇「ヂソイスの弓」等を出してゐる。一九〇五年にオックスフォード大學から名譽教授の學位を贈られ、一九一三年ノベル賞金を受けた。

併合罪 (ヘーゴゼイ)

併合罪とは同一犯人が裁判の確定する以前に於いて、數種の罪を犯したことを言ふのである。それ故に裁判前の罪と裁判後の罪とは併合罪ではなく、又多數の犯人が共同して一罪を犯した時も併合罪ではない。要するに同一犯人が數罪を犯したことを言ふのである。此の併合罪の處分については、立法上併科主義、吸收主義及折衷主義があつて一定してゐないが、我國の法律は、一個の犯罪には必ず一個の制裁なかる可からずとの理由から、犯罪の數丈の刑罰を併せ科する併科主義に基いてゐるものである。

平均利潤率 (ヘーキンリツジュンリツ)

【剩餘價值率と利潤率】マルクスは其の著「資本論」第一卷に於て、價值現象の分析を試み、價值差出力を人間勞働力の消費にありとし、即ちマルクスに依れば社會的に必要なる

労働力の消費以外に、価値を構成するものはないのである(『價值論』参照)。而して此の労働力が、資本制生産のものに消費される場合には、全生産行程において消費される價值量以上の價值を産出する。

此の生産行程上に消費さるべき價值量と生産行程の終りにおいて生ずる價值量との差額、即ち労働力の消費によつて新たに附加せられたる價值量を、マルクスは剰餘價值と呼んでゐる。然るに價值を産出するものは労働力のみであつて、他の生産要素即ち生産原料、助成品、労働用具等の生産機關は、單に労働によつて新商品にその價值を轉移するのみである。従つて剰餘價值量の大小は生産機關に充用される資本部分(マルクスは之を不變資本と呼んだ)の大小に影響せられることなく、たゞ労働力の購入に宛てられた資本部分(マルクスは之を可變資本と呼んだ)の大小によつてのみ決定される。かくて剰餘價值の率は可變資本と剰餘價值量との比率に依つて決せられる。換言すればX量の可變資本に對するX量の剰餘價值と云ふ比率が剰餘價值率と呼ばれるのである(『剰餘價值』一参照)。

術的發展如何によつてそれ／＼異つて来る。即ち生産技術的發展が進んでゐる生産部門においては、機械、工場建築物等に要する資本量が比較的大きく、可變資本は之に反して小さい。然るに生産技術的發展が比較的遅れてゐる生産部門においては、機械、工場建築物等に要する資本が少くない爲め、不變資本の比例が大きいのである。マルクスは前者を高位組の資本、後者を低位組の資本と呼び、不變資本及び可變資本の比例が、社會的平均資本と一致するものを、平均組成の資本と呼んだ。

場合、彼等が争つて利潤率の大なる生産事業に投資せんとすることは、明かなる事實である。此關係を説明する爲めに、今一つの例を設けやう。此處に三種の生産企業があり、各生産部門を異にしてゐると假定する。第一は技術的發展が比較的後れて居り、可變資本に對する不變資本が低位組成の企業である。而して第二の資本は平均組成、第三の資本は高位組成である。此の場合何れの生産事業においても剰餘價值率が同一であり、放下資本の全部が年一度宛回轉するものと假定する。即ち放下資本は全部一年間の生産に消費され、生産物は其の一年の終りに於いて、始めて全部販賣されると—實際には、殆んどないことであるが—説明を簡易ならしむる爲めに假定するのである。

が價值通りに販賣されるものと假定すれば、各生産企業の利潤率はその剰餘價值率が同一

企業別	可變資本	不變資本	總資本	剰餘價值	價值率	利潤率
A.....	100,000	100,000	200,000	100,000	100%	50.0%
B.....	100,000	200,000	300,000	100,000	100%	33.3%
C.....	100,000	50,000	150,000	100,000	100%	66.7%
合計	300,000	400,000	700,000	300,000	100%	42.9%

であるにも拘らず、次の表に現はる、如き著しい相違を來すのである。

かゝる利潤率の差異は、永續するものでない。即ち一方の生産部門では五十パーセントの利潤があるにも拘らず、他の生産部門においては僅か十六・六パーセントの利潤があるに過ぎぬと云ふことが實際に生じて來ると、高い剰餘價值率ではなく、高い利潤率を求むるところの資本は、極力後者を避けて前者に集中することとなるのである。故にA生産企業は資本の激烈なる競争の的となり、その商品生産額が著しく増大するのであるが、C生産企業に投せられる資本の急激に減少し來たる爲め此企業の生産額は著しく減退して終ふ。

【平均利潤率の成立】商品の實際に賣買される價格の基本的決定力は、その價值の大小である。然し乍ら價格と價值とは一致してゐる

と限らない。即ち實際市場においては商品はその價值以上乃至以下の價格で賣買される事が多いのである。此の價格と價值との分離を生ぜしめる原因は種々あるが、最も重要な原因となつてゐるのは、需要供給の關係である。商品の供給が需要に伴はない場合においては、その價值に變化がなくとも價格が昂騰し反對の場合には低下して來る。而して此の作用は今日の生産關係を調節するところの唯一の力である。今日においては多數の企業者がそれ／＼自己の利益の爲めのみ、何等の社會的政治的統制を受くことなく自由に生産を營んでゐるにも拘らず、兎も角も社會の労働力が各生産部門に大體圓滿に分布されてゐるのは、全く此の需給作用の賜である。即ち生産額の超過が價格の低廉、利潤の低下を招

き生産額の不足が價格の昂騰、利潤の増大を齎らせばこそ、資本と資本との間に自由競争が行はれ、生産額は略ぼ平均を得ることとなるのである。然るに今挙げたところの例によつて、A企業に資本が集中し、C企業の資本が減退すれば両者の生産額が異り、従つて同一價值量も異つた價格を有することになるのである。此事實は直ちに其利潤率に相違を來たさしめる事となり、A企業においては商品價格の低下するだけ利潤率は減少し、C企業においては價格の昂騰するだけ利潤率が増加するに至るのである。然るにかかる資本の流動は兩者の利潤率が平均するに至つて全く停止される。A企業の利潤もC企業の利潤も延いては又社會に於ける一切の利潤率が平均程度に達するとすれば、最早資本の自由競争は無意味となつてしまふのである。故に平均的組成の資本を有すと假定したB企業の利潤率は平均利潤率を示すものであるから、A、C企業の利潤率も之と一致するに至るのである。これを表に依つて示せば次の如くなる。因に、茲に掲ぐる表はすべてカウツキー『資本論解説』から採用したもので、叙述の構成も全部同書に依つた。詳細は同書第二編第四章について見らるべし。



企業別	總資本	剩餘價值	利餘率	利潤率	利潤
A	100,000	100,000	100%	15%	150,000
B	200,000	100,000	100%	15%	100,000
C	200,000	100,000	100%	15%	150,000
合計	500,000	300,000	100%	15%	450,000

【生産價格】かゝる平均利潤率の成立は、商品の價格がその價值より遠ざかる事によつてのみ可能である。然らば、此の場合に於ける價值及び價格の關係如何と云ふに、A企業に於ては二十萬マルクの總資本に對して十萬マルクの剩餘價值が附加せられるので、その生産行程の終りに現はれるところの總價值は三十萬マルクであり、B企業においては總資本四十萬マルク、剩餘價值十萬マルク、總價值五十萬マルクである。又C企業においては總資本六十萬マルク剩餘價值十萬マルクであるから總價值は七十萬マルクでなければならぬ。然るに各企業の生産物の價格は總資本に利潤を加へたものであるから、A企業に於ては二十五萬マルク(利潤五萬マルクの合計)B企業に於ては五十萬マルク、(總資本四十萬マルク、利潤十萬マルク)C企業に於ては七十萬マルク(總資本六十萬マルク、

利潤十五萬マルク)となる勘定である。故にB企業においては三十萬マルクの總價值が二十萬マルクにしか償せず、C企業に於ては七十萬マルクの價值が七十五萬マルクの價格を有することとなるのである。資本制生産の發達してゐる處に於いては、豫め平均利潤率を一定してゐるものである。故に始めて資本制生産方法の下に立つ地方乃至生産部門でなければ、最初から或る資本家は五十パーセントの利潤を得、或る資本家は十六・六パーセントの利潤しか得ることが出来ぬと云ふ現象は表はれない。資本家は最初から此の平均利潤率を計算の基礎として價格を定めるのである。勿論何等は利潤を平均利潤以上に上らしめん爲めに絶えず努めて居り、又この利潤率以下に利潤の低下することを警戒してゐる。然し何れにしろ平均利潤率が價格計算の基礎となることは事實である。かく

して生じたる價格、即ち生産費價格(總資本の價格)に平均利潤を加へたものを、マルクスは生産價格と呼んだ。多くの經濟學者が自然價格と呼ぶものは即ちこれである。【マルクス説の非難】マルクスは資本制生産方法の發達したる處においては、價值ではなく、此の生産價格が市價運動の中心を成すと説き、更に生産價格そのものは、全く價值法則に支配されるものであり、價值法則に依らずしては到底説明し得ざるものであると、説いた。然るに、かかる理論の説明を與へたところの『資本論』第三卷が公刊されるや、世の經濟學者の多くは、マルクスの價值論と平均利潤論とが全然矛盾するものであると爲した。彼等はマルクスが其の價值論を維持し得ずして、資本制生産の發達せるところでは利潤平均化の傾向に基いて、多くの商品價格が永續的に其の價值より遠ざかる事を説くに至つたのだと唱へた。是に對してマルクス論者は言ふ。元來マルクスは實際市場に於いて、生産價格が價值より遠ざかる原因を平均利潤にありとしたのであり、此平均利潤はたゞ價值法則に依つてのみ説明されると説いたのである。即ち社會に存在するところの剩餘價值の總和が

利潤の總和に等しいことを假定しなければ、平均利潤率が何故一定の大きさを有するかと云ふ事は説明し得ないのである。故に平均利潤率及びそれに支配されるところの生産價格に依つて價值と價格との間に距離が生ずると云ふ事は、決してマルクスの價值法則と衝突するものではない(『價值論』參照)。

**平行本位(ヘーコーホソイ)**

平行本位とは金銀貨相互の間に、法定比率を定むることなしに、金銀貨共に本位貨幣とし無制限支拂の効力を有せしむる貨幣制度の一である。金銀貨共に本位貨幣たらしむる點は複本位と同様であるが、比價を一定せぬことに於いて、全く複本位に異なるのである(『複本位』參照)。故に兩者の比價は常に地金市場の相場に依つて變動するので、動搖限りなく、經濟社會の感ずる複雑危險はひと方でない。それ故にかゝる弊害を免かれる爲、如何なる取引の場合にも金銀貨の中の、何れかを支拂に當てること、豫め契約されてゐることを常とするのである。即ち國家が租税罰金等を徴收する時も、商業上の取引も、さては物價表、相場表のごときも、皆金銀貨何れかに據ることを定めて置くのである。然しかくの如く、支拂貨幣を豫め一定すると言ふ事は行はれる

爲め、複本位のごとく、金銀比價の動搖に依つて何れかの一方が市場から驅逐されると云ふが如きことはなく、却つて金銀の併行が完全に行はれるので、貨幣價格の變動に基く弊害も、複本位、跛行本位等よりは少く、只煩瑣なる手数を伴ふだけ共、貨幣價格及その比價の變動に依つて生ずる影響の少い點は、此の平行本位の長所だと言ふことが出来る。然し幣制の上に統一がなく、取引の煩雜なことは、此制度の不利なる點で經濟的發達が進み、取引關係が複雑になつた處では、到底行はれ得ないものである。それ故に、今日の文明國では此の制度を採用してゐる處がない。平行本位は、貨幣本位制度のうちで、最も古いものであり、最初は法律若くは習慣を以つて金銀の割合を定め、之に依つて金銀共に貨幣として、流通せしめてゐたものである。その後、銀價の下落乃至は鑄造料の徴收によつて品質を粗悪ならしめた事等に依つて、金銀比價を維持することが出来ぬこととなつたので、遂に兩貨幣を獨行せしむる平行本位が生じたのである。歐洲では十三世紀の後半、既に此の制度が行はれたことがあり、十六世紀中葉と十八世紀の後半には、獨逸で行はれて

るた事もある。又ハノーバー、ブレイメン、西班牙、奧太利、匈牙利等に於ても、更に金本位採用までの露國に於いても行はれてゐたものであるが、今は殆んど行はれてゐる處がないやうである。**平民圖書館(ヘーミントシヨカン)** 圖書館は主として學術的の圖書を有するものと、一般民衆向きの一般的性質を有するものと、二種と見る事が出来る。普通今日圖書館と呼ぶところのものは前者に屬し、平民圖書館の如きは後者に屬する。而して平民圖書館は普通圖書館の如く、人の需要に應ずるを以て足れりとする者ではなく、併せて人の趣味を喚起するを主眼とする者である。換言すれば労働階級の人々の智識を増し、趣味を廣め教養を深める事を主要目的とする。故にその規模も小さく、夜間休日もしくは業務閑散の折りに、無料で労働者に讀書の機會を與へしむるのである。わが農村地方などに於て、青年團の如きが小規模の讀書室を設け、農家の子弟の便益を計る如きは、これも一種の平民圖書館と見做し得る。獨逸の如きは公立のみならず私立の平民圖書館を多く有し、英國の如きは自由公共圖書館と稱して各地に設けられ、佛國その他も亦同様である。これらの圖

企業別	總資本	剩餘價值	利餘率	利潤率	利潤
A	100,000	100,000	100%	25%	250,000
B	200,000	100,000	100%	25%	100,000
C	300,000	100,000	100%	25%	100,000
合計	1,000,000	300,000	100%	25%	300,000

【生産價格】かゝる平均利潤率の成立は、商品の價格がその價值より遠ざかる事によつてのみ可能である。然らば、此の場合に於ける價值及び價格の關係如何と云ふに、A企業に於ては二十萬マルクの總資本に對して十萬マルクの剩餘價值が附加せられるので、その生産行程の終りに現はれるところの總價值は三十萬マルクであり、B企業においては總資本四十萬マルク、剩餘價值十萬マルク、總價值五十萬マルクである。又C企業においては總資本六十萬マルク、剩餘價值十萬マルクであるから總價值は七十萬マルクでなければならぬ。然るに各企業の生産物の價格は總資本に利潤を加へたものであるから、A企業に於ては二十五萬マルク（利潤五萬マルクの合計）B企業に於ては五十萬マルク、（總資本四十萬マルク、利潤十萬マルク）C企業に於ては七十五萬マルク（總資本六十萬マルク、

利潤十五萬マルク）となる勘定である。故にB企業においては三十萬マルクの總價值が二十五萬マルクにしか賣せず、C企業に於ては七十萬マルクの價值が七十五萬マルクの價格を有することとなるのである。資本制生産の發達してゐる處に於ては、豫め平均利潤率を一定してゐるものである。故に始めて資本制生産方法の下に立つ地方乃至生産部門でなければ、最初から或る資本家は五十パーセントの利潤を得、或る資本家は十六パーセントの利潤しか得ることが出来ぬと云ふ現象は表はれない。資本家は最初から此の平均利潤率を計算の基礎として價格を定めるのである。勿論何等は利潤を平均利潤以上に上らしめん爲めに絶えず努めて居り、又この利潤率以下に利潤の低下すること警戒してゐる。然し何れにしろ平均利潤率が價格計算の基礎となることは事實である。かく

して生じたる價格、即ち生産費價格（總資本の價格）に平均利潤を加へたものを、マルクスは生産價格と呼んだ。多くの經濟學者が自然價格と呼ぶものは即ちこれである。【マルクス説の非難】マルクスは資本制生産方法の發達したる處においては、價值ではなく、此の生産價格が市價運動の中心を成すと説き、更に生産價格そのものは、全く價值法則に支配されるものであり、價值法則に依らずして到底説明し得ざるものであると、説いた。然るに、かかる理論の説明を與へたところの『資本論』第三卷が公刊されるや、世の經濟學者の多くは、マルクスの價值論と平均利潤論とが全然矛盾するものであると爲した。彼等はマルクスが其の價值論を維持し得ずして、資本制生産の發達せるところでは利潤平均化の傾向に基いて、多くの商品價格が永續的に其の價值より遠ざかる事を説くに至つたのだと唱へた。是に對してマルクス論者は言ふ。元來マルクスは實際市場に於いて、生産價格が價值より遠ざかる原因を平均利潤にありとしたのであり、此平均利潤はたゞ價值法則に依つてのみ説明されると説いたのである。即ち社會に存在するところの剩餘價值の總和が

利潤の總和に等しいことを假定しなければ、平均利潤率が何故一定の大きさを有するかと云ふ事は説明し得ないのである。故に平均利潤率及びそれに支配されるところの生産價格に依つて價值と價格との間に距離が生ずると云ふ事は、決してマルクスの價值法則と衝突するものではない（『價值論』参照）。

平行本位（ヘーコーホイン）

平行本位とは金銀貨相互の間に、法定比率を定むることなしに、金銀貨共に本位貨幣とし無制限支拂の効力を有せしむる貨幣制度の一である。金銀貨共に本位貨幣たらしむる點は複本位と同様であるが、比價を一定せぬことに於いて、全く複本位に異なるのである（『複本位』参照）。故に兩者の比價は常に地金市場の相場に依つて變動するので、動搖限りなく、經濟社會の感ずる複雑危険はひと方でない。それ故にかゝる弊害を免かれる爲、如何なる取引の場合にも金銀貨の中の、何れかを支拂に當てること、豫め契約されてゐることを常とするのである。即ち國家が租稅罰金等を徴收する時も、商業上の取引も、さては物價表、相場表のごときも、皆金銀貨何れかに據ることを定めて置くのである。然しかくの如く、支拂貨幣を豫め一定すると言ふ事の行はれる

爲め、複本位のごとく、金銀比價の動搖に依つて何れかの一方が市場から驅逐されると云ふが如きことはなく、却つて金銀の併行が完全に行はれるので、貨幣價格の變動に基く弊害も、複本位、跛行本位等よりは少く、只煩瑣なる手数を伴ふだけ共、貨幣價格及その比價の變動に依つて生ずる影響の少い點は、此の平行本位の長所だと言ふことが出来る。然し幣制の上に統一がなく、取引の煩雜なことは、此制度の不利なる點で經濟的發達が進み、取引關係が複雑になつた處では、到底行はれ得ないものである。それ故に、今日の文明國では此の制度を採用してゐる處がない。

平行本位は、貨幣本位制度のうちで、最も古いものであり、最初は法律若くは習慣を以つて金銀の割合を定め、之に依つて金銀共に貨幣として、流通せしめてゐたものである。その後、銀價の下落乃至は鑄造料の徴收によつて品質を粗悪ならしめた事等に依つて、金銀比價を維持することが出来ぬこととなつたので、遂に兩貨幣を獨行せしむる平行本位が生じたのである。歐洲では十三世紀の後半、既に此の制度が行はれたことがあり、十六世紀中葉と十八世紀の後半には、獨逸で行はれて

平民圖書館（ヘーミントシヨカン）

みた事もある。又ハノーバー、プレンメーン、西班牙、埃太利、匈牙利等に於ても、更に金單本位採用までの露國に於いても行はれてゐたものであるが、今は殆んど行はれてゐる處がないやうである。平民圖書館（ヘーミントシヨカン）圖書館は主として學術的の圖書を有するものと、一般民衆向きの一般的性質を有するものとの二種と見る事が出来る。普通今日圖書館と呼ぶところのものは前者に屬し、平民圖書館の如きは後者に屬する。而して平民圖書館は普通圖書館の如く、人の需要に應ずるを以て足れりとする者ではなく、併せて人の趣味を喚起するを主眼とする者である。換言すれば労働階級の人々の智識を増し、趣味を廣め教養を深める事を主要目的とする。故にその規模も小さく、夜間休日もしくは業務閑散の折りに、無料で労働者に讀書の機會を與へしむるのである。わが農村地方などに於て、青年團の如きが小規模の讀書室を設け、農家の子弟の便益を計る如きは、これも一種の平民圖書館と見做し得る。獨逸の如きは公立のみならず私立の平民圖書館を多く有し、英國の如きは自由公共圖書館と稱して各地に設けられ、佛國その他も亦同様である。これらの圖

書館の蔵書は多く辞書、新聞、雑誌その他一般向の通俗書に限られてゐる。日本にはかゝる平民図書館の設備がないが、何れにもせよ、一萬以上の人口を有するが如き都市には、必ず平民図書館を設けることは、讀書の機会を有せざる労働階級に對する社會政策の一端である。東京市の各區に設けられたる簡易圖書館として小學校の放課後を圖書館に利用する事實は、廣義に於ける平民圖書館とも稱し得られるであらうけれども、これは單に普通圖書館をそのままに規模を小ならしめたに過ぎないのであるから、眞正の平民圖書館とはいひ得ない。東京市社會局は平民圖書館の開設を計畫中といふが、斯くの如き計畫は全國的に實現されねばならないものと考へられる。

ヘンダーソン (アーサー)

アーサー・ヘンダーソン (Arthur Henderson) は英國労働黨議員で、一八六三年グラスゴーに生れた。一八七五年ニューカッスルに移り、鑛型造り徒弟としてロバート・ステブソン會社に入つた。一八八三年鑛工の協和會に加盟し、暫らく役員を務めた。一八九四年には東北仲裁會議の書記となつた。一八九三年國家議員に選舉され、一九〇三年にはドーリントン市の市長となり、大戦中ロイド・ジョー

ヂ内閣の一員となり、一九二四年一月労働黨内閣成立と共に入つて内務大臣となつた。

ヘルツカ (テオドル)

テオドル・ヘルツカ (Theodor Herzka) は一八四五年七月十三日匈牙利のブダペストに生れた。維也納及ブダペストで修學し、一八七四年には奥國經濟學協會を設立し、一八八〇年自ら創刊した『維也納アルゲマイネツァイツング紙』の編纂を司ること六年、その後一八八九年に至り『ツァイトシュクリフト・フューア、シュターツ・ウント・フォルクスヴィルトシアフト』と云ふ經濟雜誌を創刊した。

彼れは英國正統學派の信奉者で自由貿易主義に賛成したが、自由主義の結果生ずる社會問題を論じ、その解決を經濟的正義と絶對的自由に基く共產制に求めんとした。曰く『土地は全然社會の公有とし、生産は社會全體の爲めに行ひ、労働の生産物は悉く労働者に有せしめよ。國家は個人の經濟行爲に對して何等の干渉を爲すを要しない。斯の如く個人の自裁權を認め、労働の全收獲を認めることによつて、初めて労働問題は解決せられる』と。彼はアフリカに自由國を設立してこの理想を行はんとしたが、遂に失敗に歸した。

ヘルツェン (アレキサンダー)

アレキサンダー・ヘルツェン (Alexander Herzen) は一八一二年三月二十五日、莫斯科の貴族の家に生れた。一八四三年生地で修業中サンシモン黨の一結社に加はらうとしたが、露はれてヴェトカに移され、其地で官吏となり轉じて聖彼得堡に至つたが、官界の腐敗に憤慨して一八四二年遂に辭職し専ら哲學研究に没頭し、一八四六年獨逸に赴き、次いで伊太利、佛蘭西に渡り、一八五一年巴里を逐はれて倫敦に移り、自由出版社なるものを起して雜誌『コロル』を發行し、露國政府の禁じた多數の書籍を出版した。一八六三年ジュネーヴに移り、同地又はブルッセルで、『コロル』を繼續發行した。常に亡命客を保護して居たが、一八七〇年一月二十一日巴里で歿した。

平和主義 (ヘーワッシュギ)

平和主義とは軍國主義と正反對の立場を有する主張であつて、戦争の悲惨と害悪を説き人生のために平和の必要を高調するものである。この主張は人類の歴史と共に存在する主張であつて、既に古代ギリシア時代にはアンフィクチオン會議なる者を催し、神事に托して會同し、以つてその紛争を防止する計畫をした。當時の哲學者もまた、人類の相續博愛を説いて、平和の福祉を完うすべきを教へてゐる。

た。爾來かかる平和思想は進み、それに対する設備も企てられるやうになつた。十四世紀には、ダンテの如き熱心な平和主義が出て、その著『君主制』の中に平和主義の理想を説き、世界を統一して一大帝國を建設し、諸民族又は諸國家間の一切の論争を裁判に附し、これを強制して永く戦争の禍患を絶つべき事を主張した。その後かゝる世界的大連合もしくは大同盟によつて、戦争を未然に避くべしとする思想が勢力を占め、ことに近世に入つてはカントの如き、トルストイの如きが熱心にこれを唱導した。斯くして一八九九年四月、露國皇帝の首唱によつて萬國平和會議を開催し、大小二十六ヶ國を參同せしむるに至つた。元より萬國會議の目的とするところは國際戰爭を未然に防止せんとするものであつた。即ち各國は協同してその軍備を制限し、國際間の争議は國際仲裁を判によつて、これを圓滿に解決せん事を提議した。然し乍らその軍備制限の理想は行はれず、國際仲裁を判所は開設されたけれども、單に輕微なる國際間の争議を審議するに止り、重大な事件は悉く戦争による最後の手段に訴ふる外方法はなかつた。萬國平和會議の第二回は一九〇七年に開かれたけれども、たゞ國際法並に國際條

約上の規定に就て決議をなしたに止まつてゐた。『國際仲裁々判』(參照)。その結果として一九二二年の歐洲戦争が遂に起され、幾多の戦争による禍害と悲慘を目前にした各國は、戦争後米國大統領ウィルソンによつて國際聯盟が提議され一九一八年その成立を見るに至つた(『國際聯盟』參照)。續いて一九二〇年ワシントンに於て同じく米大統領ハーディングによつて主唱されたる日英米三國を中心とする軍備縮小會議が開かれ、遂に各國協定してこれを制限することに決定された。これらは悉く平和主義の具體的な現はれである。

非賣同盟 (ヒバイドーメイ)

『ボイコット』を見よ。

罷業破り (ヒギョーヤブリ)

資本家及びその代辯者たる政府が、同盟罷工を破る爲めの手段は種々あるが、茲に述べる「罷業破り」(ストライキ・ブレイキング)の如きは特に興味をひくに足るものであらう。ストライキ・ブレイキングは特に米國に行はれる、罷業破りを商賣にする一組合で、常に二十數萬の労働者を包容する。同盟罷工が起つた際に直ちにその労働軍を繰出して罷工労働者の地位に取つて代らしめ、そして罷工を無効に終らしめることを目的としてゐるのである。

その労働者は決して無頓漢浮浪者ではなく、一定の選抜方法によつて採用され、各方面に對する訓練を受けた者なのである。ストライキ・ブレイキングの労働者たらんとするものは、性格、體格、智識等の諸條件に就て、二十數名より成る試験者の嚴重な試験を受けなければならぬ。同盟罷工が勃發し、若くは宣言されたときには、ストライキ・ブレイキングの代表機關は資本家より通牒を受け、直ちに労働者供給に關する契約を取り極め、所屬労働者中より適當の者を選出する。而して彼等は、少くとも三十日間新規の労働に従事することを誓約するのである。現場に向ふ旅費は高い給料の外に別に支給される。現場には監督が出張し給養部の出張所が設けられ労働者の家と食料とを供給する。至つて短時日の間に、罷業労働者の去つた作業場は、新労働軍の爲めに充されて仕舞ふのである。

罷業破りの連中は屢々罷業労働者やその同志から襲撃を受けることがある。それで完全な防禦組織が設けられる。この防禦の首腦者は常にアメリカ全國の官憲と連絡をとつてゐる。防衛隊は其數五百乃至六百に達し、彼等は皆平素軍隊的訓練を受け加盟に際してはニューヨークの警官と同様な試験を受ける。こ

の新企業は同盟罷工を破るには可成有効で、そして莫大の金まうけをしてゐる。然し流石の米國でも、斯る私設軍隊に對する非難は猛烈に起つてゐると云ふことである。

非常徴發令(ヒジョーチョーハツレー)

「徴發令」を見よ。

被告人(ヒコクニン)

被告人とは刑事上の犯罪者と見做されるものが、起訴せられて裁判に服従せしめられてゐる場合、又は民事上の被訴者として原告に應じ裁判されつゝある者を云ふ。民事上の被告人は訴訟の各審級に依つて、それ／＼異つた稱呼を與へられてゐる。即ち控訴審に於いては被控訴人、上告審に於ては被上告人であり、強制執行の場合には、單に債務者と言はれてゐる。

飛脚(ヒキヤク)

飛脚とは元來急を渡方に傳へる使者に對して與へられた名稱であつた。「東鑑」「百練抄」などに散見する鎌倉飛脚、六波羅飛脚、關東飛脚等が即ちそれである。これはまた吉馬脚力などとも呼ばれてゐたもので、京都鎌倉との間を往復してゐたものであつた。然るに徳川時代に至ると共に、書狀の送達は勿論、貨物その他の荷物を送方へ運搬するものの總稱

となつた。慶長七年には東海道の各驛に俵馬三十六疋を常設して、飛脚には傳馬朱印を與へ、此朱印ある者のみが人馬を繼ぎ得る事に定めた。これが所謂繼飛脚である。

秘密結社(ヒミツケツシャ)

秘密結社とは諸種の結社の中、特にその目的及び規約を秘密にしたる結社をいふ。蓋し、各國の憲法及び法律は結社の自由に對して、ある程度までの制限を加へてをるが故に、法律の許さざる範圍の共同目的を以て多數人が團結せんとすれば、自然その目的及び規約を秘密にせざるを得ないこととなるのである。例へばわが治安警察法の如きは政事に關する結社は元より、假令政事的な目的を有せざるものと雖も、それが苟くも公事に互る時は屈出の義務を強制し得るが故に、法律の範圍外にある結社は、勢ひ秘密に結社せざるを得ない事情に置かれてゐる。いふまでもなく、秘密結社は法律の範圍外に於て結社するものなるを以て、何れの國も絶對にこれを禁止してゐる。わが治安警察法もまた元よりこの趣旨に従ひ、秘密結社の社會上に及ぼすべき危害を慮つて禁止してゐる。

貧民問題(ヒンミンモンダイ)

貧民即ち貧乏人とは如何なるものを意味する

かといへば、個人の屬する社會的關係に於てその肉體的並に精神的維持發達に必要なものと認められた物資を得られないものをいふ。換言すれば、健全なる生存をなすに於て、なくてはならない資料を得ることが出来ないものをいふ。故に生活資料なるものは時と所とによつて自ら異なるものであるからして、社會一般の生活標準に照らし、個人が生活資料を得られない時、彼を貧民と呼ぶことが出来る。この意味に於ての貧民は世界各國何れの國に於ても多數存在すべき管で、英國の調査を一例としても豫想以上である。かくの如く多數の貧乏人が存在するといふことは、社會生活の健全なる維持及び進展に多大の障礙を來たすことが明瞭であるを以て、茲に貧民問題なるものが生じて來る。元より貧民問題の發するの、貧民の悲惨を目前に救済することを含むはいふまでもないが、これを一個の社會自身の問題とするところに、貧民問題の實義を生ずるのである(「救貧制度」「救貧負擔」「貧民統計」「救貧税」参照)。

ずるかといふ問題となる。それに關して種々の説が紛糾して居るし、また幾多の原因が複雑に働いて貧乏は生ずる。ヘンリー・デオーズによれば少數の地主が土地を占有するためだといひ、マルサスは人口が過剰なるためだといふが、思ふにかかる單一な原因ではなく複雑なものであらう。ミュンステンベルヒやフライリッポグアイツチの説明によると、これを内部的原因(疾病浪費産兒過多等)と外部的原因(戰爭・失業・恐慌凶作等)とに分ち、ホルンダーは過少なる賃銀と、失業及び就業不能の三者に要約してゐる。尙、ウェンツ夫妻の發表を見ると、貧乏人の六割乃至八割は悉く外的原因、即ち社會的原因によるものだといふ。即ち貧民は自らの怠惰、悪癖によるのではなく、大部分は貧民の發生を防ぎ得ない社會的及び經濟的原因によるものであることが知られる。茲に於て貧民問題に對しては二個の異なる解釋が起されるのである。即ちその一は、貧乏が斯る不可抗の原因によつて生ずるものである限り、これを防備救済する事は不可能であるが故に、かゝる貧乏を根絶せんとすれば、先づ社會の組織を改めて貧乏を發生せしめざるやうにすべきだとなすものである。この議論は常に社會主義者によつて唱

へられるところであるが、他の一は諸種の救貧政策を施し、救貧設備を充ちて、可及的に貧乏を緩和せんとするものである(「救貧制度」参照)。

**比例代表制(ヒレダイヒョーセイ)**  
【概説】比例代表制とは選舉方法の一種であつて、國民の政治上の意見を、大小輕重に正比例して、選舉人を意志のままに議會に反射複製する方法である。即ち比例代表は其時々の國民の心理作用をありのままに、大小に正比例して撮影複寫し、以て代議制の本義を發揚し、デモクラシーに對する國民的信賴を鞏固ならしめんとして案出されたものである。蓋し日本の如き一區一人制では、唯一票の多數で、ある政見は議會に代表されるが、ある政見はただ一票の少數で代表されないこととなる。その結果として全國的にこれを見れば頗る大なる部分が議會に代表されないか、または力相當の代表をなさない譯である。茲に於て議會がデモクラシーの運用として、完全なるものではなくなつてくる。それは畢竟議會そのもの、善悪ではなく、その議會の内容を形成するに與かつた選舉制度そのものの缺陷にある。比例代表制はこの缺陷を修補するための選舉制度である。先づこの選舉制を採用

したのは丁味であつて、實に一八五五年アン  
ドレーによつて創案された。多少の相違はあ  
るにしても、該選挙法は白耳義・英國植民地、  
伊太利、佛蘭西、新獨逸共和國及びその聯邦  
各國、地太利、チエック國、ポーランド、フ  
インランド、露國々境諸國、合衆國內諸州、  
瑞西諸州、英國大學選挙區、愛蘭議會等は、  
悉くこの比例代表を採用してゐる。獨逸地太  
利、チエック、フインランド、ポーランド等  
の新憲法を制定したる新共和國が、その選挙  
制度の根柢を普通選挙と並べて比例代表制に  
置き、これを憲法の明文に決定してゐる事は  
注意すべき傾向である。尙、この制度に對し  
ては歐米の自由派としては左黨が多くこれを  
喝明してゐる事も、また一片の注意を呼ぶに  
足るものである。英國労働黨の領袖ヘンダー  
ソンの如きは、其最も代表的なる主張者であ  
る。比例代表制はその方法の形式によつて二  
つに大別し得る。一つは大地方に主として  
行はれてゐる所の名簿式であり、他は英國及  
びその植民地に行はれてゐる所の單記移讓式  
である。而して名簿式にはA單記の場合とB  
連記の場合と、C制限連記の場合とがあり、  
單記移讓式にはA名簿の連記を稱するもの  
と、B名簿の連記を要せざるもの、C計算の

方法を異にするものとの三種があるが、要す  
るに政黨又は他の政治團體の提出したる候補  
名簿に基礎を置く方法である。  
【單記名簿式】單記名簿式は最も多く行はれ  
てゐる方法で、今日普通に比例選挙または比  
例代表の言葉を以て呼ばれてゐるのは、大抵  
この方式を意味するものである。而してこの  
方法の最も代表的に行はれてゐるのは白耳義  
である。今その方法の一端を紹介する事にす  
る。同國に於ては各政黨、または政治團體は  
選挙期日の前數日を期して、候補者の順位を  
定めて候補名簿を選挙長に提出する。選挙期  
日に至れば、一枚の投票用紙が與へられ、そ  
の投票用紙は各派の提出した候補名簿通りの  
名前を印刷したものである。各投票人はその  
何れかの各派の候補名簿か、又は名簿中の特  
定の人物かを選ぶ權利を有する。即ち政黨の  
主張政見を賛し、その候補名簿の候補順が適  
當と思惟されるればその候補名簿に投票し若し  
その名簿の並べ方が賛成し得ない時は、適當  
と認むる人物に投票する。投票に際しては簡  
單なる形式、即ち候補名簿に投票する時は、  
名簿の端にある黒枠中の白星を塗抹し、特  
定たる候補者に投票する時は、頭の白星を黒  
く塗抹するのであるが、何れにもせよ一つだ

けの星を塗抹する事が出来るやうになつてゐ  
る。斯くて投票が終結された後、如何にして  
當選判當を決するか。先づ投票の計算に就て  
は、一名簿中の特定人に投票した分は、その  
名簿に投票した者と見做して計算する。即ち  
假りに茲に五人の定員を有する區に三つの名  
簿が出たと見做し、甲名簿に八百票、乙名簿  
に七百五十票、丙名簿に四百五十票の得票が  
あつたと假定する。然る時甲、乙、丙の各投  
票数を最初は一で除し、次に二、次に三で夫  
夫割り、八〇〇〇、七五〇〇、四五〇〇（以  
上は一、四〇〇〇、三七五〇、二二五〇）以上  
は二二六六六、二五〇〇、一五〇〇（以上は  
三）といふ數字が出る。この時數の大なるも  
のから順々に數へ、議員定數に當る第五番目  
の數字を取り、これを共同分母または當選標  
準票數といふ。即ちこの場合に於ては三五〇  
〇である。次いでこの共同分母なる三五〇〇  
を以て甲・乙・丙の各投票を割れば、甲は二六五  
〇〇票残り、乙は二、丙は一七五〇票残り  
となる。その商が即ち當選人數である。故に  
此場合甲黨から二人、乙黨から二人、丙黨か  
ら一人の議席判當が成立したのである。か  
くの如くして名簿中の何人に議席を與へるか  
といへば、投票が總て名簿に投せられた場合

には、名簿順に一人乃至二人が當選する譯だ  
が、これがある特定のみに相當集まつた  
場合には、次ぎの如くに決定する。上例の甲  
の場合を採り、名簿に投票した者が四〇〇〇  
人あり、名簿中の第一位のAに五〇〇票、二  
位のBに五〇〇票、三位のCに三〇〇〇票あ  
つたと假定する。この場合には先づ名簿に投  
ぜられた四〇〇〇票から、共同分母の數三七  
五〇票に達するまでAに割與してAを當選せ  
しめ、次に其殘の數をBに與へる。即ちAは  
自らの得票五〇〇票があるので三五〇票を  
買つて標準票數を得、Bはその殘餘七五〇票  
と自らの五〇〇票で一二五〇票を得る譯であ  
る。然るにCは三〇〇〇票を有してゐるので  
Cに及ばず、茲に甲政黨はAとCとに議席を  
與へる事になるのである。この方法は古くか  
ら白耳義に行はれてゐる代表的なものだが、  
理論としての不合理と、實際上の不備を備へ  
てゐる。幹部領袖といふ連中の落選率が少く  
はなるが、新人物の當選には頗る不備な點が  
存してゐる。  
【單記移讓式】單記移讓式は英國及びその植  
民地で行はれてゐるものだが、一定數の有權  
者が一定數の賛成者と連署して候補者を推薦  
し、選挙長は各候補者の名前をA・B・Cの順に

並べた投票用紙を與へる。投票者は五人の定  
員があるとするれば、自己の好愛する候補者に  
對して、順位的に一—五までを記入して投  
票する。開票期日となれば、先づ(一)の投票  
を計算して、有効投票の總數を調べる。而し  
てこの有効投票を議員定數に一を加へたるも  
ので除し、これに一を加へたものを當選票數  
と決するものである。蓋し一〇〇〇票の有効  
票數があつて、定員が一人といふ場合を、假  
定すれば、一に一を加へた數字即ち二を以て  
一〇〇〇を除し、これに一を加へた五〇一と  
いふ數字が當選票數となる譯である。そこで  
第一計算の各候補の得點を計算した上で、こ  
の當選票數を超すものは直ちに當選と決定す  
るが、この標準點を超過してゐる得點であれ  
ば、その超過點は投票者の意思に從つて、こ  
れを次相位の當選しない人々に移讓する。斯  
くの如くして標準點より過剩の得點を得た過  
剩票を始末し、それでも議員定數を得ない場  
合には、第一計算の最低位にある得票者の得  
票全部を投票者の意思によつて始末し、次順  
位の人々に移讓するのである。此やうにして、  
投票者の意思に從つて移讓を行ひ、標準點に  
達する者を擧げて當選と決するものである。  
蓋し當選標準點といふ標準を置き、投票者の

意思を各候補者と過不足なきやうに振舞はし  
める目的に出でたものである。  
**ヒルデアランド**(ブルノー)  
ブルノー・ヒルデアランド(Bruno Hildebrand)  
はロツジャー、クニース等と共に、所謂歴史  
學派を建設した經濟學者である。一八一二年  
三月六日ザール河上のナウムブルヒに生れ、  
一八七八年一月二十九日イェナに死んだ。彼  
れは一八三六年プレスラウ大學の歴史の講師  
となり、一八四一年マールブルヒ大學の正教  
授となつた。一八四九年ポツケンハイム市か  
ら選出されてクルルヘンセンの議會に列した  
が、議會解散と同時に大學教授を免ぜられ、  
瑞西に赴いてチューリッヒ大學の國家學教授  
となり次でベルン大學に移り、一八六一年イ  
ェナ大學の經濟學の教授となり終生其職に居  
つた。イェナ大學就任の翌年『經濟統計年  
報』を創刊して、十餘年間獨力で經營し、一八  
六四年には自己の創意になるチューリッゲン  
聯邦統計局の總裁となつた。  
**ヒルシュツンケル組合**(ミクミアイ)  
ヒルシュツンケル組合は、正確な言葉を以て  
いへば、ヒルシュツンケル職業同盟(Mitglied  
-Danker Gewerker)である。此同盟は獨  
逸に於ては第三位の多數組合員を有する労働

組合で、一八六八年の創立に係る。即ちマツクス・ヒルシュとランツ・ツンケルがこの運動を起した事により、該名稱が成立したわけである。彼等は進歩黨の創立者として又當時に於けるマンチエスター派自由主義の代表的人物として、英國流の労働組合を設立せんとする希望により、この運動は起されたのであつた。この運動は一八六九年に至り、四個の組合の組織を見るに至つた。いふまでもなく同組合は、マンチエスター派の自由主義に立脚して創立されたものだけに、社會主義的傾向に反対し従つてこれと關係を有するゲウエルクシアフト(労働組合)と容れず、國家の干渉を排し、自由競争の必要を主張し、労働者の自己主義を主張するのである。故に資本家と労働者との間に根本的の利害の衝突も認めず、兩者間の争議は平和的手段によつて解決すべしと唱へ、政治上の問題としては、當面の進歩的労働政策を採る政治を援助した。一八七六年以來社會民主黨員の入會を禁じたのみならず、入會者からは社會黨と無關係なるべき宣言書をさへ取つた程である。一八七九年の社會黨鎮壓令の結果、急速に發達を遂げたが、自由主義的政黨の凋落と共に、思はずしき發展を見るに至らなかつた。この組合の

最隆盛時は一九一〇年であつて、全員數十二萬二千五百七十一人を算したが、一九一三年には十萬六千六百八十八人に減じた。最近の統計は知る事が出来ないが、現在ではより遙かに衰退してゐると察せられる。この組合に屬するものは、主として機關師、技手の類と、その他の工場労働者である。

**被搾取階級(ヒサクシユカイキユ)**

「階級」を見よ。

**被選舉權(ヒセンキョケン)**

被選舉權とは選舉人に選舉される事に依つて、議員となり得る權利を言ふのである。然し選舉權は一定の選舉資格を有する者が、選舉人名簿に登録されることに依つて生ずるものであるけれども(選舉權参照)、この被選舉權は何等名簿の登録等に依ることなく、被選舉資格を有する者には直ちに與へられてゐるものである。故に被選舉權は被選舉資格と全く同様のものである。

議員には上院議員(又は貴族院議員)、下院議員(又は衆議院議員)などの外、地方會議議員即ち我國では府縣會議員乃至市町村會議員等種々なる區別がある。従つて被選舉權もこれ等の區別の如く、また國の異なるに伴つて種々なる區別を有してゐるのである。然し被選

舉資格を決定する條件には、議員の種類、國家の相違等に拘らず、一般に共通してゐるものがある。財産、年齢、住居上の制限はその主なるものである。

而して此財産上の制限は、今日に於ては最早重要なものではない。十九世紀の初めまでは歐洲諸國でも此の條件が被選舉權中の重要な部分を占めてゐたのであるが、一八三一年白耳義が財産上の制限を撤廢して以來、他の諸國も之に倣つて漸次にその撤廢を行つて來たのである。我國でも明治二十二年の舊選舉法では、直接國稅十五圓以上を納付するものでなければ、國會議員として選舉される資格がないものとされてゐたが、現在では諸外國同様國會議員の場合には之を撤廢してゐる。然し地方會議議員の場合には、我國のごとく制限を設けてゐる處もある。

年齢上の制限は今も猶行はれてゐる。それは一定年齢に達したものでなければ、議員としての任務に耐へ得ないと言ふ處から來るのである。それ故に、選舉人よりも被選舉人に年齢上の制限を高めてゐるのは、一般的現象である。即ち被選舉資格は、獨逸・奧地利・和蘭・伊太利等では三十歳以上、佛蘭西では二十五歳以上と限られてゐるが、選舉資格は獨逸

奧地利では二十三歳以上、佛蘭西・伊太利では二十一歳以上、和蘭では二十五歳以上とされてゐるのである。我國でも亦被選舉資格は三十歳以上でなければ與へられないが、選舉資格は二十五歳以上の者に與へられることとなつてゐる。然し英國の如く被選舉資格も選舉資格も共に廿一歳以上としてゐる國もあるから、一概には言ふ事が出来ない(選舉資格参照)。

住居上の制限も財産上の制限と共に従前に於ては被選舉資格を決定する重要な要素であつた。即ち被選舉人が選舉區の利害に通じてゐる爲め、一定期間を選舉區に住居してゐなければならぬといふのは、一八四八年頃まで、歐洲一般に行はれてゐたのである。然し乍ら國會議員は、單に選舉區の利益のみを計る爲めに選舉されるものではないから斯かる制限は次第に撤廢されて來た。現在に於いて斯かる制限を附してゐるものは、殆んど無いと言つてよい。諸威及び瑞典に於いてのみその痕跡を認め得るのである。我國に於いても國會議員としての被選舉資格には、かゝる條件は一切附せられてゐない。然し乍ら國會議員以下の場合、即ち一地方、一市町村のみの會議に對する被選舉資格に於ては、一定の區域に

居住してゐるものに限られてゐるのである。此の外その國の臣民である事、又は歸化後一定の期間を経過してゐる事といふ二つの條件は何れの國家に於ても共通してゐる。十九世紀の初めまでは、宗教上の制限が附せられてゐた事もあるが、今日では殆んど顧みられない問題となつてゐる。尙又婦人に對し被選舉權を附與する事も近來漸く行はれて來てゐるが、我國に於いては尙未だ、被選舉權選舉權共に男子に限られてゐる(婦人參政權問題参照)。破廉必罪を犯した者、破産者無能力者等に被選舉權の附與されてゐない事は勿論であるが、軍人に對しても被選舉資格を與へぬ處がある。我國のごときもその中で、陸海軍人中現役及び召集中のものは、此の資格がない事とされてゐるのである。我國では尙その他にも華族の戸主・學校生徒・小學教員・神官・僧侶・禁治産及準禁治産者・破産乃至家資分散の宣告を受けた者、公權剝奪者及公權停止者に對しては、衆議院議員としての被選舉權を與へぬこととなつてゐる。

**非戰鬥員(ヒセントーイン)**

非戰鬥員なる言葉は、これを、廣義に解すれば軍隊に從屬することのない一般國民を意味する事ともなるが、然し普通に用ひられる場

合は、交戰國の兵力の一部分を構成してゐる者、即ち軍隊の部屬者であつて、戰鬥に従事しない者を指すのである。それ故に通常非戰鬥員に屬する者には、人夫・輕氣球乘・醫師・獸醫・看護人・布教者・僧侶・軍記者・用達人・酒保・法律顧問・外交官・技師その他の官吏・從者・戰外外國武官等であつて、戰爭法上兵力の編成外にあり一般國民とは異つた特殊の地位に立つものである。

即ち非戰鬥員は戰鬥に依つて、直接に之を殺傷する事の出來ぬ者であるが、戰鬥員に附屬する結果、間接の傷害を受ける事は認容しなければならぬ者であり、且つ敵軍の爲めに逮捕された時には、俘虜として拘留される可き義務を負ふべき者なのである。

**被支配階級(ヒシハイカイキユ)**

「階級」を見よ。

法の本質に關しては古來種々の學説がある。今その主要なるものゝみを發達段階の順序にて記せば次の如くなる。

一、神意説 この學説は法は直接又は間接に神の意志の啓示されたものであると説く。未開民族の間に在つては、法が直接神の意志で定められたものであるとの觀念は廣く行はれ

たもので、例へば印度のマヌ法典は上帝ブラ  
 ーマの授けしものと謂ひ、猶太のモーゼ十戒  
 はモーゼがエホバ神より直接授けられたもの  
 と謂ひ、回々教の經典コーランはムハメット  
 が天使より拜授したものと謂ひ、スバルタの  
 ライカルガス法典はアポロ神より授けられた  
 ものであると云ふが如きは即ちそれである。  
 この觀念が一般に未開の社會に行はれたと云  
 ふことは、征服血族團體が神意を藉り迷信を  
 利用して、被征服者に法の遵守を強ひるに甚  
 だ好都合であつた爲めである。間接啓示説は  
 やや開けた社會に行はれ、法は人の制定する  
 ものであるが、之を制定するに至る淵源、執  
 行する力、服従せざる可からざる理由は神意  
 にありとの觀念を有する。プラトソン、シセロ、  
 後世に至つては神學派が之を説いた。  
 二、正義説 法は正義なり、法の基礎は正義  
 の徳なりと説く。希臘羅馬の時代から中世及  
 び近世の初期に行はれた説である。  
 三、民約説 この學説によれば、法は人民の  
 自由意志の合致の結果である。民約説はルッ  
 ソーに至つて爛熟の域に達し、封建制の崩壞  
 と共に消滅した(『契約説』参照)。  
 四、總意説 獨逸法學者の間に唱へられたも  
 のであつて、法は人民總體の意志の發現であ

ると説く點に於て民約説と同様であるが、民  
 約説は法は或る特定時に定められた契約合意  
 であると云ふに反して、法は不斷に創造され  
 つゝある人民の總意であると云ふ點に、總意  
 説の特徴が存するのである。  
 五、命令説 この學説によれば、國家は主權  
 者と臣民の兩部分より成り、主權者は臣民に  
 命令を發するものである。命令とは優者が劣  
 者に對して爲す意志の表現で、劣者が之を拒  
 む場合には應報として制裁を加へられるもの  
 である。この命令が即ち法律であると云ふの  
 である。  
 以上は歴史的に重要な學説であるが、現今に  
 於ては何れも法の本質の説明としては充分で  
 ないと認められてゐる。現今最も普通に行は  
 れてゐる法の定義は、『法(又は法律)とは人  
 類の國家的共同生活の準則を云ふ。換言すれ  
 ば法律とは人類が國家的政治團體を組織する  
 に當つて必ず遵守すべき規則である。』と謂ふ  
 のである。人類が社會的生活を營むに當つて  
 は、結合を維持し、相互の關係に秩序を與へ  
 る規律を要する。法律は宗教及び道徳と共に  
 この規律の一部をなすものである。而して法  
 律が前の二者と異なる點は、宗教及び道徳律は  
 社會事物の關係より自然に行はれ、政治組織

には關しないものなるに反して、法律は人類  
 が國家的政治組織を作るに至り始めて行はる  
 るものであつて、國家の權力により之を維持  
 し、公力によつて遵守を強制するものとなる  
 事である。斯の如く法律は國家と離るべから  
 ざるもので國家は社會の規律のうち權力によ  
 つて維持する必要ありと認めたものを採つて  
 法律とするものなるが故に、法律は國家の制  
 定又は承認した規則であると云ふことも出來  
 る。又國家の公力をもつて強率せしむるもの  
 であるから、法律は外形的の制裁によつて強  
 行せらるゝ規則であると云ふことも出來る。  
**保安警察**(ホアンケーサツ)  
 保安警察とは公共の安寧秩序を計ることを直  
 接の目的とする警察で、國家及國家に屬する  
 團體に對する危害にもとより、各個人に來た  
 る可き危害をも防がんとするものである。從  
 つて其の機能は種々多様であり、内務行政の  
 中、獨立の一部局を形成してゐる。  
 保安警察は非常保安警察と、普通保安警察と  
 に分類される。前者は戒嚴令(戒嚴命令)參  
 照)又は特別大權に依り、國家非常の時に當  
 つて特別制度を用ひるものであり、後者は平  
 時に於ける保安警察を指すものであつて、單  
 に保安警察と言ふ場合には、此平時のものゝ

みを意味するのである。  
 平時の保安警察は高等警察(高等保安警察・  
 治安・公安警察)と通常警察(通常保安警察・  
 狹義の行政警察・私人警察)に分たれる。  
 高等警察は直接に國家又は國家に屬する團體  
 の危害を防止するもので、治安警察法を基礎  
 として居り、通常警察は各個人の危害が、延い  
 ては公共の安寧を損ふに至る場合、之を防止  
 せんとするものである。この後者は更にまた  
 幾多の小分科に分たれるが、基礎とする所の  
 法規は警察犯所判令で、その他地方廳の發す  
 る各種の取締令に依つて行はれてゐる。  
 保安警察の目的を達する爲め、命令を發し處  
 分を爲し得るものは内務大臣及各地方長官で  
 あるが、命令處分の準備を爲し、外部に對し  
 て執行の任に當るものは、各警察官及憲兵下  
 士卒である。又臺灣、朝鮮、樺太、關東等に  
 も、長官以下それゝ保安警察の執行に當る  
 可き機關が存在してゐるのである。  
**ホアソン**(ジョン・アッキンソン)  
 ホアソン(John Atkinson Hobson)一八五八  
 年六月六日に英國デルビーに生る。始めデル  
 ビー學校で學んだのち、オックスフォードの  
 リンカーン・カレッジで修學した。一八八〇  
 年より八七年に至る間フエヴァシアマ及びエ

クゼターで古典文學の教師を勤め、一八八七  
 年より一八九七年に至る間、オックスフォード  
 大學の校外教育及び倫敦協會の大學校外教  
 育の英文風及經濟學の講師を勤めた。著述家  
 であり、大學校外教育の講師である。  
**法治國**(ホーテック)  
 專制國に對立し國家行政機關の國民に對する  
 關係が一定の法規によつて定められる國を指  
 す。專制國家崩壞の跡に生れたのは立憲國家  
 である。立憲國家は憲法を發布して統治權作  
 用の形式を定め、人民の權利義務は法規を以  
 て明確に之を定め、その法規は一定の形式を  
 履んで制定する。こゝに於て行政機關は任意  
 の處分をもつて濫に人民を侵すことを得ず、  
 處分はすべて法定の條件を具備せねばならぬ  
 こととなつた。この行政機關の作用が準則す  
 べき法規を行政法規と云ひ、行政法規の備は  
 る國を法治國と稱する。また行政法規を定む  
 るに當つて定規となるものは憲法なるが故  
 に、憲法國と云ふのである。  
**保護貿易**(ホゴボーエキ)  
 保護貿易の思想は十六・七・八世紀に於けるマ  
 ーカンチリズムにその端を發し、一時は廣く  
 各國に行はれてゐたが、後自由主義、自由貿  
 易思想の勃興すると共に全く影を潜めてしま

つたものである。然るに十九世紀に至つて、  
 フリードリッヒ・リストが現れ、後進國に於け  
 る貿易の發展は保護政策に依る外はない事を  
 論じた爲め再び保護貿易思想が勃興して來た  
 のである。リストの説く處は、貿易をして自  
 由に放任して置くならば、各國は各々の長所  
 のみに就いて交換することとなり、それゝ  
 最高利益を擧げることとは出來るけれども、經  
 濟的發達の幼稚なる國では、一時多くの利益  
 を擧げるよりは、徐々にその生産力を養成し  
 發達せしめてこそ、永久的な發達の基を作り  
 得るものであるから、保護政策に依つて幼稚  
 なる生産を養育しなければならぬと云ふに  
 ある。瑞逸のビスマルク英國のチアンパレー  
 ン等は何れもリストの影響を受けた人々であ  
 り、學者としてはシュモラー、ワグナー等を始  
 め、英國のアッシュレーなども保護貿易論者で  
 あつた。然し乍ら、リスト以後に於いては彼  
 に匹敵する保護貿易論者も現はれず、且つ生  
 産力の發達も次第に普遍化したので、此保護  
 貿易思想は再び沈滞の色を示してゐる。  
**保護國**(ホゴコク)  
 保護國とは他國の保護によつて存立してゐる  
 ものであり、對内及び對外主權の行使を制限  
 せられ、若しくは全然その行使を他國に委任

してあるものを謂ふのである。かゝる関係は保護條約に依つて定められるもので、此の條約は當事國間に於いて自由に締結され得るものである。

現在に於ける保護國は、歐洲では佛國及び西班牙に保護されるアンドラ共和國と、伊太利に保護されるサンマリノ共和国との二つである。歐洲以外ではチュニスは一八八一一年の條約、安南・トンカンは何れも一八七四年の條約に依つて佛國の保護國となり、ザンベヂは一八九〇年にエチオピア同様に英國の保護國となつてゐる。又サロモン及びマーシャル群島、ニューギニーの一部は何れも一八八五年以來獨逸の保護國となり、キューバは米國の保護國となつてゐる。朝鮮は明治三十八年以來我國の保護國であつたが、後遂に我が領土に歸屬して終つた。

保護労働者(ホゴロドシヤ)

保護労働者とは工場法、鑛業法、及びその他の労働者保護の立法により、特に國家の保護を受ける必要ある労働者をいふ。即ち幼年労働者、及び婦人労働者がそれである。蓋し成年の男子労働者は労働日、労働時間休憩時間、及びその他の労働條件に關しても、團結の方法によつて國家が被保護者に與ふるより

も、よりよき條件を作出する事が出来るけれども、幼年女子労働者はかかる自動的方法による事が困難であるため、國家が特に法律的に保護すべき必要を有するのである。尤も法律的保護の範圍は、單に幼年女子労働者のみに限らず、成年の男子労働者に對してもその從事する業務の性質に従ひ、特殊な保護を受けるばかりでなく、労働時間等に於ても法の制限によつて保護を受けてゐる。その意味に於ては彼等も一種の保護労働者といひ得るが、然しそれ等の制限は法定最少限を意味するに過ぎないので、通例はこれを保護労働者として取扱つてをらない。然らば、労働者保護に關する諸法規は、何が故に幼年及び女子労働者を特に保護するかといふに、それは單に彼等が自動的雇主との間の關係を解決し得ないといふ事ばかりでなく、一方には彼等の無制限なる使役が全社會に取つて不利益であり、且つ彼等の親又は夫の貧困、窮乏、貪欲に對して、國家が特に干渉を必要とするといふ趣旨に基いてゐる。各國の工場法及鑛業法が、一定年齢の幼年の労働を禁止、一定年齢以下の少年者及び女子の就業に關し、一定の制限を附してゐるが如きは、明白にかがる趣意に出でたものである(「幼年労働者」

も、よりよき條件を作出する事が出来るけれども、幼年女子労働者はかかる自動的方法による事が困難であるため、國家が特に法律的に保護すべき必要を有するのである。尤も法律的保護の範圍は、單に幼年女子労働者のみに限らず、成年の男子労働者に對してもその從事する業務の性質に従ひ、特殊な保護を受けるばかりでなく、労働時間等に於ても法の制限によつて保護を受けてゐる。その意味に於ては彼等も一種の保護労働者といひ得るが、然しそれ等の制限は法定最少限を意味するに過ぎないので、通例はこれを保護労働者として取扱つてをらない。然らば、労働者保護に關する諸法規は、何が故に幼年及び女子労働者を特に保護するかといふに、それは單に彼等が自動的雇主との間の關係を解決し得ないといふ事ばかりでなく、一方には彼等の無制限なる使役が全社會に取つて不利益であり、且つ彼等の親又は夫の貧困、窮乏、貪欲に對して、國家が特に干渉を必要とするといふ趣旨に基いてゐる。各國の工場法及鑛業法が、一定年齢の幼年の労働を禁止、一定年齢以下の少年者及び女子の就業に關し、一定の制限を附してゐるが如きは、明白にかがる趣意に出でたものである(「幼年労働者」

ホイットレー案(アン)

「工場委員會制度」の第二節(英國の部)を見よ。

ホッチスキンの(トーマス)

トーマス・ホッチスキンの(Thomas Hodgkin)は十九世紀の英國人とのみで、出生及逝去の年月日場所も明かでない。一八二三年ロバートソンなる人と共同して「機械學雜誌」を創刊し、翌年「パークベック研究所」の前身「倫敦機械學研究所」の名譽秘書になつたと云ふことである。一八二六年四回に互つて經濟學の講義を爲し、一八二七年之を訂正増補して「通俗經濟學」なる書物として出版した。尙、「労働者」の名で公にされた「資本に對する労働の防護(一八二五年出版)及び「自然的財產權と人爲的財產權」は彼れの著であると云はれてゐる。

補助貨幣(ホジョカヘ)

補助貨幣とは本位貨幣を補助する爲めに、小取引の場合などに用ひられるもので、本位貨幣が金銀等比較的高級の金屬に依つて鑄造されるに反し、下級の金屬を以て造られ、少額の價格を表彰してゐるものである。これは一

「婦人労働問題」「労働者保護法」(参照)。これ幼年及び女子労働者が保護労働者としての取扱を受けてゐる事を語るものである。成年労働者の保護に關する問題としては、これを國法によつて制限すべきか、又はその團結による自動的方法によらしむべきか、原則として種々の議論が存する所である。然し、幼年及び女子労働者にあつては、團結による自動的方法によつて、有利なる労働條件を獲得し得るといふ事は困難なるを以て、疑もなく國家が特殊なる保護を加ふべきは論のない所である。殊にそれは幼年労働者に於て然りであるが、女子労働者にしても、體質が男子に比して纖弱であり、且つその多くが既婚者であるため、その夫及び子供の世話をしなければならぬ必要を有してゐる。従つて女子に取つての劇甚なる労働は、家庭に於ける過勞をも加へて、その肉體及び精神を根本的に荒廢せしむるは當然である。斯くの如くんば來るべき時代を形成する小國民の母としての任務を果たし得ないため國家社會の蒙むべき損害は尠くない。加ふるに女子の生理的に有する妊娠、月經等の弱點は、やがて女子をして一層不利なる條件を加へしむるのである。茲に於て女子も亦國家による法律上の保

定の制限内のみ法貨としての流通を許されてゐるもので、地金價格の騰落によつて價格の動搖することなく、本位貨幣の代理として一定價格に固着してゐるものである。従つて地金金屬の實質價格は、額面價格に及ばぬことを普通とするが、それがために何等流通上の不便を齎すものではない。我國の補助貨幣は自由鑄造を許さず、政府がその發行權を握つてゐるもので、銀貨・白銅貨・青銅貨の三種がある。銀貨には五十錢・二十錢・十錢の三種があるが、五十錢・二十錢の兩銀貨は純銀八百分、和銅二百分を以つて、十錢銀貨は純銀七十分・和銅二十十分を以て作られてゐる。白銅貨はニッケル二百五十分・和銅七十五十分で作られ十錢五錢の二種がある。銅貨は一錢と五厘の二種のみであるが、舊貨幣制度時代に發行された二錢銅貨が、今なほ幾分流通してゐるやうである(「鑄貨」「法貨本位」等参照)。

法貨(ホーカ)

法貨とは法律上強制通用力を與へられてゐる貨幣のことである。即ち特殊の契約がない限り、債務者は此の法貨を以つて支拂を爲す可きものであり、債務者はこれを受け取らねばならぬ所のものである。貨幣制度が確立しな

法醫學(ホーイガク)

法醫學者は醫學を基礎として、犯罪人・被傷害人・被禁治産人等の、行爲・原因・結果及心身の状態を研究し、又随時實地當面の問題を鑑定し、進んでは社會及び國家の病的現象をも豫防救済せんとするもので、一種の社會病理學又は國家醫學をも包含するものである。法醫學は支那に於いては早くより發達してゐたが、我國に行はれるに至つたのは維新以後のことである。明治七年警視廳は泰西の例に依つて醫學校を設け、此所に始めて法醫學の講義が行はれる事になつた。これは幾干もなくして廢止されたが、明治十五年舊刑法が實施されると共に、東京帝國大學には法醫學の講座が設けられるに至つた。然し法醫學は其需要が一般的でなく、且つ修學には種々な

困難を伴ふので、今日に至るまで尙顯著なる發達を見る事が出来ない。

定の制限内のみ法貨としての流通を許されてゐるもので、地金價格の騰落によつて價格の動搖することなく、本位貨幣の代理として一定價格に固着してゐるものである。従つて地金金屬の實質價格は、額面價格に及ばぬことを普通とするが、それがために何等流通上の不便を齎すものではない。我國の補助貨幣は自由鑄造を許さず、政府がその發行權を握つてゐるもので、銀貨・白銅貨・青銅貨の三種がある。銀貨には五十錢・二十錢・十錢の三種があるが、五十錢・二十錢の兩銀貨は純銀八百分、和銅二百分を以つて、十錢銀貨は純銀七十分・和銅二十十分を以て作られてゐる。白銅貨はニッケル二百五十分・和銅七十五十分で作られ十錢五錢の二種がある。銅貨は一錢と五厘の二種のみであるが、舊貨幣制度時代に發行された二錢銅貨が、今なほ幾分流通してゐるやうである(「鑄貨」「法貨本位」等参照)。



以前は、粗悪不良の貨幣と良質の貨幣とが  
 雑然として行はれていたので、無智若しくは  
 無力なる債権者が、不良の貨幣を以て辨濟さ  
 れる事があつた。かくの如き事が行はれるの  
 は、債権者の損失を招くのみならず、種々な  
 る弊害を生むに至るので、之を保護し通貨上  
 の弊害を除く爲め、國家は法律上一定の貨幣  
 を以て支拂に宛てしむることとした。これ  
 が即ち法貨であつて、現在諸國の政府が鑄造  
 する金屬貨幣は皆この法貨なのである。法貨  
 には又無制限に流通せしめられるものと、一  
 定の制限を附し通用せしめられるもの、二種  
 がある。本位貨幣は即ち、此の無制限法貨で  
 あり、補助貨幣は制限法貨である。補助貨幣  
 は通常、額面に相當する實質を有しないもの  
 であり、且つ重量容積が大きいので、流通上  
 の制限を加へられてゐても何等の不便もないの  
 である。我國では金貨は十圓まで、白銅及び  
 青銅貨は一圓までを限つて法貨たる資格を與  
 へられてゐる。

國の英蘭銀行の銀行券、米國の國立銀行券等  
 は種々なる制限を設けられてゐるが、ある範  
 圍内に於いては、法貨たり得るものであり、  
 又獨逸の帝國銀行券は一九一〇年以降法貨た  
 る資格を附與されてゐる。

希臘の海岸では船舶が損傷した場合、互に協  
 力して救濟すべき船主間の團體があり、羅馬  
 市民の間には死亡者がある時にはその遺族に  
 贈金する團體が作られてゐたのである。中世  
 に至つては、疾病・火災等の災厄を救濟する事  
 を目的とするギルドが、歐洲中部に繁昌して  
 ゐたし、北歐では十二世紀の頃火災保險事業  
 があり、南歐では一〇八二年頃から運送保險  
 が行はれてゐた。支那、日本の古代に行はれ  
 てゐた五保の制も、徳川時代の平均勘定の制  
 も亦この保險の精神に依るものであつた。

【概説】 保險とは病傷や死亡や火災などの如  
 き、すべての偶發的な危險に依る所の經濟的  
 な損失を補ふために、多人數が共同して行ふ  
 科學的な善後策である。即ち『保險辭典』一  
 九〇九年チュービンゲン發行の述ぶる所に  
 從へば、『一定の公算的豫測を爲すことの出  
 來を、將來に生ずる缺乏に對して——慈善で  
 はなくて合理的に——相互に救濟す可く多數  
 人の組成する組織』である。

【種類】 保險は擔保とされる損害の性質に依  
 つて、損害保險と生命保險との二種に分つ事  
 が出來、また保險價格と保險金額との比率に  
 依つて、一部保險・全額保險・超過保險の三種  
 に、契約の方法に依つて再保險・共同保險の二  
 種に分つ事が出来る。又保險されるもの、種  
 類は人命及び財産に關するもの、即ち生命保  
 險・疾病保險・負傷保險・兵役保險等と有體財  
 産に對する物即ち海上・火災・運送・信用・機關  
 等の各保險は勿論、畜産保險・雷害保險・水害  
 保險・硝子保險等と、更に無形な利益を保險と  
 するものとの三種である。無形な利益の保險  
 とは、市價が額面以上に達してゐる公債・社債  
 等を有する人々にとつて、それが償還される

爲めに蒙る損害を填補する有價證券保險、工  
 場經營者の損失を防ぐ同盟罷工保險、偶然の  
 事情の爲めに豫定の收入を得ることの出來ぬ  
 興行者の爲めの興行保險、課税の改廢による  
 損失を防ぐ租税保險、或は又失業救濟の爲め  
 の失業保險などを指すのである。尙勞働階級  
 の爲めに行はれてゐる失業・損害・疾病・老廢・産  
 婦等の保險は、之を勞働保險（勞働保險「參  
 照」）と呼んでゐる。

**保險業法**（ホケンギョーホー）

保險業法とは、保險事業を確實ならしめる爲  
 め、保險業者に對して一定の制限を加へ、其  
 業務を監督する所の法令を言ふ。我國では明  
 治三十三年に始めて保險事業を營み得る者  
 は、株式會社乃至相互會社に限られて居り、  
 私人又は合名會社のごとき危險性の多いもの  
 には絕對に許可されない事となつてゐる。保  
 險會社は創立前に發起人から政府の許可を得  
 ねばならぬものとされ、これに違反する場合  
 には千圓以下の罰金に處せられるのである。  
 保險會社の業務は甚だ複雑であつて、一般公  
 衆には營業狀態の良否を識別する事が出來な  
 いので、主務官廳は常に之が監督をする事と  
 し、保險會社が監督官廳の命令に違反した時  
 には、取締役の改選を命じ、又は事業を停止

せしめ、更に免許の取消しも爲す事となつて  
 ゐる。

獨逸の私營保險監督法は、我が保險業法に基  
 だ酷似してゐるが、我國の保險業法が一切に  
 適用されるに反し、此の監督法は運送、海上  
 保險等には行はれぬ事になつてゐる。此等の  
 相違點がある。英國保險會社法は、生命、火  
 災、傷害等の保險及び定期貯蓄に適用される  
 もので、保險事業の開始は二萬ポンドの供託  
 金を提供する事によつてのみ許可する事とし  
 てゐる。また米國の紐育州保險業法は、各國  
 の立法の中で最も詳細な規定を設けてゐるも  
 のであり、その取締りも精密且つ嚴重である。  
 即ち生命保險會社の責任準備金の積立に就い  
 て、保險監督官廳は毎年一定の最低額を算定  
 し、これに據らしめることにしてゐるなどは、  
 その一例とすべきである。

**封建制度**（ホーケンセード）

歐洲に封建制度の發生したのはフランク王の  
 ガリア征服以後の事である。即ちフランク王  
 は征服地の大部分を自領となし、その殘餘の  
 幾分を割いて之を功臣に分與したのが發端で  
 ある。その後アラビア人の侵襲を受けた時  
 は王權が既へて宰相カルル・マルテンが  
 全權を掌握してゐた。カルルは、アラビア人

の來寇を防ぐがために、斷然王國の政治組  
 織及び軍備組織を改め、王領の幾分を割いて  
 功臣に分與して封土となし、その報酬として  
 日常強健なる軍馬を飼ひ騎馬用兵の術を練習  
 せしめ、有事の際には國王に從つて忠誠を盡く  
 す義務を負はしめた。而して封土なるものは  
 元來世襲を許さず、その使用權のみを許した  
 のであつたが、王權が衰ふると共に世襲の狀  
 態を呈するやうになり、八七七年以後は拜領  
 したる封土の幾部分を割いて更に他の者に與  
 へ、新たに君臣の關係を結び、漸次同一方法  
 にて君臣の連續したる關係を作ることとなつ  
 た。次に國內の大諸侯もまた國王の例になら  
 ひ封土を與へて君臣關係を結び、次第に下級  
 の者に及ぼして、連續せる君臣の一系を得る  
 と共に、僧侶もまた寺領を割いて封建制を採  
 用するに至つた。斯くして封建の制度はその  
 範圍を擴張すると共に複雑となり、更に獨立  
 の困難なる小侯は自らその領土を大侯、國王  
 に獻じ改めて封土として受け、君臣關係を結  
 ぶことにより、その滅亡を免れんとする者も  
 出で、來たので、その關係は一層複雑なもの  
 となるに至つた。

封建制度は斯くの如く、複雑多様の發達をな  
 し、十世紀に至りてその組織は完備し、君臣

の約が結ぶ時の誓式や君臣の義務なども一定の形式が出来て来た。即ち君侯は臣下に對し封土並に身體を保護して困窮せざるやうに注意し、臣下の罪は君侯自らその責めに任ずる代り、臣下は終世從屬して忠誠を盡くし、君侯の出軍には家子郎黨を引率して從軍し、平時と雖も武備を怠らざる義務を有してゐた。かゝる制度は十世紀にかけて極盛時代を作り、フランク國は元より獨逸、伊太利、スペイン等の大陸諸國を始め、英國にも行はれるやうになつた。然るに十字軍以後種々複雑なる事情起り、十五世紀に至つて、再び王權の極盛時代を齎らした。その直接原因となれるは、權力の中心が大小の諸侯に移つて、國王は徒らに虚器を稱するに過ぎず、國王の命令は行れないやうになつたので、この制度を破つて中央に政權を集中せんとする必要が生じ、人民はまた封建の諸侯に悉く民權を蹂躪せられてゐたが、次第に十字軍その他の結果によつて富を増し、事あらばその東縛から免れんと企てた事であつた。加ふるに十字軍遠征百七十五年の間に於て、封建の諸侯並に武士はそれに狂奔して封土を賣却入質したが故に、實際に諸侯並に武士としての資格を有たなくなつたに反し、伊太利及び北獨逸地方の都市

は俄然勃興し、通商貿易事業の發展したるために、彼等は金力又は兵力を以つて從來壓迫を受けたる封建諸侯の束縛を脱し、漸次自由都市を作り、遂には諸侯に公然と反抗するやうになつた。その他十四世紀の火藥の發明、大砲小銃等武器の發明は、間接に刀槍を以て生命とする封建武士の價値を落した事、諸侯武士が金錢上の必要に迫られて悪虐の限りを人民に加へた事等の諸原因が相俟ち、遂に中世の末葉には鞏固なる中央集權制が各國に確立されることになつた。これを要するに封建制度の倒れた所の最も大なる原因は、新興の平民階級が次第に諸侯武士の勢力を壓倒するに至つたからに外ならない。

日本の封建制度は頼朝が鎌倉幕府を開いた時に確立され、徳川の江戸幕府が倒されるまで七百年の永き間存してゐた。而も封建制度の建てられるに至つた原因、並に倒壊された原因は、歐洲の例とその軌を一にしてゐる。

**保險政策 (ホケンセーサク)**

保險政策とは保險及び保險事業に伴ふ弊害を剪除し、その利益を助長する爲に國家がとる政策である。獨逸のマーネスは保險政策を論じて、(1)保險業者を監督する保險事業監督策と、(2)保險業者の財産運用法、その負擔

す可き公費、又は政府が特殊の保險に對して與ふ可き財政上の保證等を研究する財政上の保險政策、(3)保險者、保險契約者、被保險者の間に於ける私法的關係の制定法を考究する私法的保險政策及び(4)保險者、保險取扱人、保險醫等の不正行為被保險者保險契約者の詐偽的手段に對する防禦を課す可き刑法的保險政策とに分ち、更に保險教育政策と、保險社會政策とにその範圍を擴大す可きものであると言つてゐる。

**俸給 (ホーキョー)**

俸給とは國家の使用人であり、且つ一定の資格を有するもの即ち官吏に對して與へられる一定の規定に據る給付のことを指す。アドルフ・ワグナーなどの如きは、官吏の俸給は労働者の賃銀、又は民法上の雇傭契約による會社の使用人が受ける月給等と、法理上異なるものでないと言つてゐるが、官吏の採用は私的雇傭關係に依るものでなく、従つて俸給は労働力の提供に對して與へられるものではなく、官吏としての身分に對して與へられるものであると言ふのが今日一般に行はれてゐる説のやうである。

それ故に、等しく國家の使用人であり、或る場合に於ては、同質同量の労働力を提供する

にもかゝらず、判任官は官吏としての俸給を受けるにかゝらず、單なる傭である筆生・技生等の受けるところのものは、労働の報酬であり、賃銀であると言はれてゐるのである。

**俸給生活者問題 (ホーキョーモノダイ)**

俸給生活者とは英語のサラリーマンの譯語であつて、俗語の所謂月給取りを意味する。然らば月給取りの概念は如何に決定するかといふに、他の私人または公共團體より雇傭使役せられ、一定の他律的拘制の下に、一定の業務に従ひ、一定の報酬(俸給)を與へられ、その月收によつて生活するものをいふ。即ち官吏、公吏、教師、商店の使用人、新聞雜誌記者等は俸給生活者となす事が出来る。然し乍ら茲に注意を要すべき事項は、俸給生活者とは純然たる他律的拘束を受け、且つその俸給を以つて生活を支持する者の謂であるが故に、等しく俸給を受くる者にしても、高級使用人たる支配人、幹部とはその性質を異にするものである。従つて俸給生活者はその知識なり技能なりにより、全ての生産資料を得てゐる點に於て、自己の労働力を賣つて生活する労働者と變るところがない。従つて俸給生活者は其經濟的本質上、全然労働階級に屬す

るものと言はねばならぬ(「階級」プロレタリア参照)。普通には俸給生活者を所謂中間階級の一部としてゐるやうであるが中間階級たる概念は嚴密なる意味において成立し得ざるものである。而して此の中間階級と見做さるゝ社會階級は、何れも階級外の社會階級であるに反し、俸給生活者は明に労働階級に屬す可きものなのである。ただ俸給生活者の一群が文化の發展と共に齎らしたる近代的特質を有する意味に於て、便宜上、これをサラリーマンまたは新中等階級等と呼び中間階級に包括せしめるに過ぎない(「中間階級」「中間階級運動」「智識階級」参照)。蓋し、所謂中間階級に屬する者は、心理的に自己が資本階級に投歸する事の利益なるを思ふと共に、無智無識なる労働階級と社會的同列なりと考ふる事を嫌ひ、かかる觀念を主觀的に造出したものに外ならない。然し乍ら、俸給生活者が純然たる無産階級である事の悲哀は、事實的に地位改善の社會的運動を起さざるを得ざらしめてゐる。尤も俸給生活は労働者と異なつて、集團的勢力を成すことに幾多の困難あり且つ恩給制度保險制度等に依り比較的優遇されてゐる關係もあつて、團體運動をなすに困難を有してゐるが、労働者が労働組合を組織する

と同じく組合を組織し、漸次團體的に運動せんとする傾向を現はして來てゐる。而してその團體運動が普て要求せるものは、主として勤務時間の問題に關するもの、勤務時間外の夜業に關するもの、事務所・營業所・宿泊所の衛生保健設備に關する俸給支拂の方法並に條件に關するもの、解約に關するもの、備人參事會設置に關するもの、年金保險に關するもの、俸給値上に關するもの等であつて、労働者の場合と差して異なる所はない。而してかかる俸給生活者の組合の中で最も大なるものは獨逸の官吏組合聯合會であつて、同會はそれに加盟する組合數二百三十七會員二十一萬八千九百七十七人を算してゐる。その他獨逸にては農工商の各部の俸給生活者が聯絡せる組合を造つてゐる。これに對して佛蘭西の小学校教員國民的聯合會はC.G.T.に加盟し、他の急進的な労働團體と行動を共にしてゐる(「C.G.T」参照)。

日本に於て俸給生活者の組合と目すべきは、S.M.Uと、啓明會との二者である。前者は一般の俸給生活者を包括し、後者は小學校教員の組合であるが、共に微弱で獨立の運動を起すことは出來ず、他の労働團體と協同してゐる。

**本位貨幣**(ホニイカヘー)

本位貨幣とは貨幣の基準となり、價格の單位となる貨幣で、無制限通用の資格を與へられてゐるものである。現在各國で採用されてゐる幣制は、多く金本位であるから、本位貨幣も亦從つて金貨である場合が多いが、平行本位の採用さるゝ處では、金銀貨共に本位貨幣として行はれてゐる。

我國の本位貨幣は金貨で、手數料なしに無制限の鑄造を許されてゐる。種類は五圓・十圓・二十圓の三種で、純金九百分と和銅一百分で造られて居り、通用最輕量目を下るものは、無手數料で額面通り引き換へられるのである(『鑄貨』『法貨』参照)。

**本刑**(ホニケ)

我が國の刑法では、新舊共に此の本刑なる言葉を使つてゐるが、その意味はそれ／＼違つてゐる。即ち舊刑法に於いては、各本條に於ける主刑即ち加重輕の基本となる可き普通の定刑を指してゐたのであるが、今日行はれてゐる新刑法では、具體的に言ひ渡す可き主刑を意味してゐるのである。

**放任主義**(ホーニシユギ)

放任主義は自由主義と同義に解すべきもので、普通自由放任主義と呼ばれる(『自由主

義』参照)。經濟上のレーセ・フェーアの思想は即ちこれに基づいてゐる。この主張の最も盛んに行はれたのは、十八世紀の中葉で、それは當時の專制政治干渉主義に對する反動として起されたものであつた。即ち一八七六年アダム・スミスが『富國論』を公刊して、經濟上より自由萬能論を主張し、不干渉政策を力説するに至り、英國及び佛蘭西の經濟學者がこれに應じ、かくして自由放任主義は生じた。十八世紀に入つて放任主義は一層強く主張され、英國に於てはミル、スペンサー、佛蘭西に於てはラブレ、ギリユー等の如き、その代表的な戰士であつた(『スミス』『富國論』『ミル』『スペンサー』参照)。放任主義はかくして單に經濟上に於てのみならず、政治上に於ても大いに主張されたのである。

**本能**(ホニノ)

凡て天賦の性能を廣く本能と云ふことがある。殊に『本能的』といふ言葉は屢この意味に用ひられる。學術上では、一定の目的觀念を豫め思ひ浮べることなく、又はこの目的を遂行する爲めの豫備の教育又は練習を積むこともなくして、おのづから其目的に適ふ様に行動する性能を指すのが一般の用法である。

**法王**(ホーオー)

基督教は元來平等主義を唱導するが故に、その當初に於ては元より僧侶間に何等の階級も存在しなかつたけれども、その教義が諸方に廣布すると共に、僧侶の間に自然的階級が生じて來た。即ち大都會には大僧正があり、都市には僧正があり、村落には僧侶があつて各々その管轄を異にすることゝなつた。殊にローマの大僧正は歴代後傑が續いたのみではなく、ローマは舊帝都として尊重せられてゐた爲め、その大僧正は教會の長なりと考へられるやうになつた。殊にグレゴリオ一世は各地に羅馬教會の支部を設け、宣教師を諸方に派遣して熱心に傳道した爲、遂に法王(Pope)の稱號を戴くことゝなつた。爾來、今日に至るまで、ローマの大僧正は必ず法王と稱してゐる。その法王權力に消長はあつたが、法王權力が最も伸長した時には、王權を凌駕する勢力を有してゐた。殊に中世紀の西洋史は、政治的にも社會的にも、法王及びそれを頭首とする僧侶の勢力が、重大なる交渉を有してゐるのである。

法王及び僧侶の權力が斯くの如く増大したのは十字軍の結果であつた。十字軍は封建制度を廢らし、自由都市の發達を促すに至大の關係を有してゐるが、殊に宗教上に於ては十字

軍が法王の唱道によつて起されたといふ理由のもとに、一般の從軍者より崇拜せられ、その權力を増大し得たのみならず、諸侯武士が出征費用を得るためにその所領を寺院に賣却し、または信仰の熱情よりその所領を寄進せるため、寺院の領地は増大し、その財政は豊富なるを得た。從つてこれを統宰する法王の勢力は網大なものとなつたのである。茲に於て法王はその威を以て文教を支配し、全ての學問は基督教の支配下に置き、苟くも教權に背反することを許さなかつた。その結果遂に中世紀の暗黒時代を現出するに至つたのである。加ふるにこの頃は神權政治説が専ら行はれ、聖ペテロの地位を繼ぐ法王が政治上の權力を有するものとの流説の下に王權と衝突する等、本來の面目を離れて權勢を趁ふに汲々たる状態であつた。その結果僧侶の習俗は亂れ宗教はまた儀禮に従ふのみとなつて心靈救濟の本來の使命を失ふに至り、やがてルーテル等の宗教改革運動が起されるやうになつたのであつた。その後の法王の權力は昔日の面影を恢復すべくもなかつたがローマ法王なる地位は、現在に至るまで續いてゐる(『宗教改革』参照)。

**法理學**(ホーリガク)

法律哲學の異名であつて、法律及び法律現象に通ずる原理を研究する學問である。西洋では古代ギリシアより哲學の一部として法律の原理に言及してゐたが、法理學が獨立の學問として樹立されたのは、近世史の初期に於て自然法學が宗教及び神學の領域を脱し、自立的となるに至つてからのことである。自然法學とは宇宙の秩序、又は事物の性質、特に人類の天性に基いて法律の原理を研究せんとする一種の法律哲學、即ち法理學に外ならなかつた。我が國では明治維新後フランスより法學を輸入すると同時に一種の自然法學を傳承し、その後明治十四年穂積陳重博士がこの學を譯するに及んで、法律學なる名稱を採用したのである。

**法理哲學**(ホーリテツガク)

**法律**(ホーリツ)

法律とは社會生活に於ける人類の行爲を制限する法則であり、且つ國權に依つて維持され若しくは承認されるものである。これは社會の一般的習慣等によつて生ずる事もあるが、今日では國家が一定の立法上の手續きを以つて、制定し發布する處となつてゐる。法律の範圍は憲法・國際法・皇室典範及皇室令

に抵觸せず、且つ貴族院の組織及び司法權の行動を侵さぬものに限られて居り、法律案の提出、議會の議決、裁可、公布の手續を経て行はれるものである。又法律の形式は公式令第六條に定められ必ず番號(この番號は毎年更新される)を附せられてゐる。法律はその定むる處に從つて、一面にはすべての行政機關及び裁判所を拘束し、また一面には全國民と國內にある外國人とを拘束してゐるものであり、行政機關と裁判所とは法律に依つて職權を行ふのである。從つて一切の行政處分、司法判決は法律に違反することを許されぬのである。此の法律の効力は廢止される迄續くものであつて法律上の廢止は法律及びそれ以上の強力な國家の命令に依つてのみ爲されるのである。即ち前の法律を打消す可き法律乃至國際條約が發布される場合と、緊急勅令に依つて消滅せしめられる場合とがそれである。しかし緊急勅令に依る場合には(『緊急勅令』参照)、その勅令が次期議會の協賛を得ぬ事があれば、再び復活するものである。故に緊急勅令に依る場合は絕對的に法律の効力が消失せしめられるものでなく、次期議會の承認を経た後に於てのみ、完全に廢止されると言ふ可きである。

法律行爲(ホーリツコイ)

法律行爲とは私法上の自治行爲を言ふのである。即ち私法上の効果を表はす爲めに、私法上の意志表示を基礎として爲される行爲の事である。

保釋(ホシヤク)

保釋とは拘留中の被告人に對して、拘留狀の執行を停止する事である。これは被告人乃至その法定代理人に依つて請求された場合に、裁判所が検事の意見を聞いて許否の決定を與へるもので、許可された場合には一定の經濟的擔保と、出頭についての證書を提出せしめて置くのである。保釋が取消されるのは、被告人が呼出しを受けて、正當の理由なく出頭しない場合と、裁判所が取消しを必要とする場合で、前の場合には保證金の一部を沒收されるものである。保證金は、此後の場合の外被告人が免訴となり、又罰金以下の刑に當るものとして公判に付せられる時には還付されるのみならず、刑罰が確定して服役した場合にも納付者に還付されるのである。

法定實銀法(ホーテーチンギンホー)

「最低賃銀法」見よ。

法的社會主義(ホーテキシヤ)

【概説】 法的社會主義 (socialisme juridique)

現在社會の根本的改造の念を失つたといふのではなく、新社會の到来を實現する條件に關する思想を變へたのである。つまり舊社會主義の理論家は現在の社會と將來の社會との間に横はつてゐる深淵は、人間が一大飛躍を試みる事によつて彼岸に達し得べしと考へてゐたが、新社會主義者はかゝる飛躍が適當な方法ではなく、適當なる橋を架設する事によつて最も安全に彼岸に達し得ると考へる。法的社會主義の目的とするところはこの架設事業に於て架橋の準備として兩岸を觀測し、連鎖を結びつけるに最も都合よき場所を發見することである。而してそれを特に法的と呼ぶ所以のものは、つまりその連鎖を結びつける場所を此岸(現在の資本主義社會)の土臺たる法律に求め、更に彼岸(將來の社會主義的社會)に於いて、此岸より投げたる鎖を受け、これを確實に結びつける法的場所を準備せんとしてゐるからに外ならない。——以上イチエの説明によつても推察し得られること

く、法的社會主義は先づ唯物史觀説を排して理想主義を奉じ、その理想を正義の觀念の中に求め、更にこれを實現する手段として、法律が經濟よりも一層根本的なものであると解してゐるのである(『レイジジオニズム』參照)。

なるものは、今日主として佛蘭西及び伊太利に唱へられてゐる一派の主張であるが、これは未だ一箇の組織として完成された學説ではなく、今尙進化の途中に置かれてゐる一定の傾向と言ふほどのものである。故に法的社會主義の概念を決定するには、それが今日まで發展して來た状態を考察し、大體上如何なる主張であるかを論じ得るに過ぎない。従つて法的社會主義は未だ獨立せる一科の社會主義學説として扱はれてゐないのみでなくこれを社會主義の一分と見做すのが正當か不當かといふ事さへ問題とされてゐる。然しボルド教授によれば、法的社會主義は全く藝術的社會主義、雄辯的社會主義等の名稱とは異なり、科學的組織を以つて建てられつゝある學説なるを以て、正に一個の獨立せる社會主義として承認さるべきだといつてゐる。而してボルド教授のかゝる解釋は、一般に法的社會主義なるものが、少くとも一科の獨立せる社會主義的思想の傾向として承認さるべきことを肯定せしめるに足るものとせられてゐる。然らば法的社會主義とは如何なるものであるか。一言にしていへば、それは法律的轉化に基ついて、經濟的轉化を成就せんとするにある。換言すれば、現行法の條文を社會主義的

に解釋しまた布衍して、社會主義的權利をその中より抽出し、以て合理的に、現在の資本主義的社會より社會主義的社會への轉化を成就せしめんとするところに、その最も注目すべき特徴が求められるのである。蓋し、法的社會主義が基礎とする所は、正義の觀念(又は理想)であるが、正義なるものは法の理想であつて、法は出來るだけ完全に正義を實現せしむることを以て目的とするが故に、社會主義的目的を達する手段として、法の効力を重んずる傾向を發達せしめたものに外ならない。今その間の説明を同派の重鎮たるイチエの言に聞けば、大體次の如くになつてゐる。十九世紀の後半に於ては、社會主義者は只だ經濟學者であればよいと考へられ、法律はマルクス派に依つて經濟的要素の現れと見做されてゐた。然るに二十世紀に入ると共に新理想主義の思想が興起したる結果として、社會主義はその方法を新にするやうになつた。即ち經濟學のみを偏重せず、又法學をも重んじるやうになつて來た。従つて新しき法的制度を構想し、現行法を以てその構想の出發點となすやうになつたのである。これ社會主義が革命主義を棄てて改良主義に轉じた所以であるが、かゝる新社會主義の理論家として決して

【特色】 法的社會主義の一般觀念または形式的意見は以上の如くであるが、更に具體的にその主要觀念を抽出して、その實質的意義を明らかにする必要がある。法的社會主義を知るには先づその國家觀念を明白にしなければならぬ。彼等は現在の國家を以て腕力に基礎して建てられた個人主義國家であると認め、これに代ふるに正義に基つて立てられたる社會主義的國家、または労働に基つて立てられたる平民的國家を以てせんとしてゐる。この主旨は埃太利の法理學者アントン・メンガーの『新國家論』に説かれてゐるが、つまり新國家組織を實現するために、法的社會主義は『個人の經濟的權利の宣言』を以てその綱領の根柢となさんとしてゐる。これは一七八九年の『人權宣言』に倣ひ、その政治的權利の宣言たるに比し、經濟的權利の宣言をなさんとするものである(『人權宣言』參照)。

然らばその權利なるものは如何なるものかといへば、(一)生存權、(二)労働權、(三)労働全收權の三種である。而して法的社會主義者はこの三種の基本的なる經濟的權利の確立及び實行によつて、茲に正式の完全なる實現が見られ、社會主義的國家(又は平民的國家)が建設されると信するのである。而してまた

これら三種の權利を確立する手段としては、『權利に對する權利の運用』なることを説く。權利に對する權利の運用とは、畢竟するに經濟的問題を法律的轉化または還元することを意味するものであつて、例へばレイジが階級闘争を資本家の集團的債權と労働者の集團的債權との衝突に轉化せる如きものである。その他權力に對する權利の運用は、現行法の條文を社會主義的意義に解釋し、又は布衍して、以てその中より社會主義的權利を發達せしむることをも意味するのである。

かくの如く法的社會主義を組織する重要な要素は、理想主義、正義の觀念、法律を以て經濟よりも根本的な要素と見る觀念、社會主義的國家觀念等を挙げ得るけれども、最も基礎的な觀念となり、他の社會主義學説と比較して著しき特色をなしてゐるのは、基本的なる經濟權利の觀念、『權利に對する權利の運用』なる觀念の二者とする。經濟的權利に屬する三種の權利に就ては、各分析的に説明するを便とするが、要するに此等の權利を行使せんとするには、土地資本の私權を法律的基礎とする現代社會に於ては、完全に實現されることは出來ない次第である(『生存權』『労働權』『労働全收權』參照)。

従つてこれらの権利を完全に實現せんとすれば、必然に現代社會の法律的基礎を根本的に改造せねばならぬ。かくて現代の社會組織の下に於てこれらの権利を主張することは、つまり實質的に社會革命を行ふこととなるのである。これ法的社會主義が基本的なる經濟的宣言により、非常手段に訴ふることなくして、社會組織の實質的の革命を行ひ得る事となす所以である。而して基本的となさるゝ三種の宣言は、ゴッドキン、フイヒテ、フリエー等がそれぞれ論述せるものであつたが、メンガーはそれを經濟的權利として組織したのであつた。佛蘭西の社會主義者は先づメンガーのかかる觀念を移植し、人權宣言がブルジョア階級の政治的解放であるに對し、プロレタリアの經濟的解放の宣言として採つたのである。故にこの觀念は決して法的社會主義の獨創でなかつたけれども、マテアのいへる權利に對する權利の運用なる觀念は社會主義的目的を實行するための戰術とも見らるべきもので、その作用は法的還元法と社會主義的浸潤の二種に分れることは前述の如くである。即ち前者がこれまで只だ經濟的形態に於てのみ表現せられ、提出せられてゐた問題を、法律の様式に還元し、法律的術語を以て表現せんとす

るものである。解り易くいへば、從來純粹に經濟學上の言葉で説かれてゐた問題を（例へば階級闘争の如く）法律上の術語を用ひて、法文の模式に倣ひ、これを法律的に解釋するといふ試みである。此試みは同派に歓迎せられてゐるところであるが、一般に對する効果は、經濟上の術語によれば理解し易いことを、却つて法律的術語のために難解ならしむるの皮肉な事實となつてゐる。第二の浸潤法なるものは、ブルドーンも嘗て説いたところであるが、つまり現行のブルジョア法律中に社會主義的胚種を發見し、その生長を助けて、徐々に社會主義的法律に化成せんとするものである。この企ては法的社會主義の最も特色とすべき運動である。

【沿革】十九世紀の末葉より二十世紀にかけて、社會主義的思想界を風靡したのはマルクスの唯物史觀であつた。マルクスはそれによつて社會の構成及び進化を機械的に説明し、資本主義社會組織も、經濟的構造に於ける變動に基づき、必然的機械的に瓦解するものなることを説いた。然るに事實は直ちにマルクスの豫言した如くには進行せず、過去の發展もまた必ずしもマルクスの説くが如きものではなかつたとす者が現はれて來た。これが

當時勃興せるところの新理想主義の運動と結び、唯物史觀を修正し又は是に反對して、理想的要素、個人の努力を高調するものが現はれ來た。これ即ち修正派社會主義の人々である（『唯物史觀』『レヴィジョニズム』参照。）

法的社會主義も亦かかる傾向に従つて生れたものである。即ち法的社會主義は人間の觀念的要素の勢力を重んじ、正義の觀念を基礎とせる法を以て根本的なる要素と見做す意味に於て、レヴィジョニズムと同様である。尤も正義を以て根本要素と解する考へ方は、ブルドーンによつて創められてゐた。彼によれば正義の觀念は一切の社會進化を支配するもので、労働によつて萬人が生活必需品を確實に獲得し、労働が公正に交換さるゝ、經濟的體制を創造するといふ。この意味に於て法的社會主義の起源をブルドーンに置く者もあるが、直接の影響はマロンのマルクス主義に對する理想主義的修正の運動であつたと解するが妥當である。然し法的社會主義は未だ完全に組織されてゐないばかりでなく、その學說も進化の道程に置かれてゐるのであるから、單純にマロンもしくはブルドーンに淵源を求むることも正當ではない。殊に法的社會主義が基本的なる經濟的原則としてゐる生存權、労働

權・労働全收權の如きは、既に奧太利人アントン・メンガーの論述を土臺としたものであるが、然しメンガーは單にこれを經濟的權利として組織したのみであつて、これらの觀念はすでに先人によつて創見されてゐたものである。即ち生存權に關しては『政治的正義』の著者ゴッドキンが、十八世紀末に説いたところであり、労働權の觀念はフイヒテによつて述べられ、労働全收權はホルが明らかにしたものであるのみならず、基本的なる經濟的權利といふ觀念も、すでにフリエーによつて唱へられてゐたところである。故に法的社會主義は實質上に創始されたものではなく、此等先人の思想を化成して復活せしめたといふに止まつてゐる。元より法的社會主義は現在進化しつつあるものであつて、そのシステムが完成されない間は、かかる非難が假りにあつたとしても止むを得ないことである。然しこれら三種の權利を、基本的なる經濟的權利として組織的に觀念したことは、確かにメン

ガーの新しい試みであつた。その意味に於て彼は法的社會主義の創始者として認めらるべきである。而も彼のかゝる創見は、奧獨等の諸國に容れられず、却つて佛蘭西の社會主義者によつて傳へられ、成育しつつあるもの

である。蓋し、メンガーの思想はサン・シモン、フリエーその他の佛蘭西舊社會主義者の影響を最も多く受け、且つ人權の宣言といふ觀念は佛蘭西思想に特有なるもので、或る意味に於て、法的社會主義は佛蘭西の國土に生れ、佛蘭西の國土に成育しつゝあるといふ事實により、法的社會主義は社會主義の佛蘭西的修正であるといはれてゐる。

**報德主義**（ホートクシユキ）

報德主義とは二宮尊徳が唱道し且つ實行してゐたものに對して、後人が與へた名稱であり、彼れ自らは報德教と呼んでゐたものである。身體の根元は父母であり、父母の根元は天地命令であるから、人間の活動は、これらの根元に對して、獨立自營してその徳に酬いねばならぬといふものが、此の報德主義の根本である。而してかかる目的を達する爲めには、至誠・勤勞・分度・推讓の四ヶ條を遵奉せねばならぬと云ふのである。

**百科全書派**（ヒヤッカゼンショハ）

第十八世紀にフランスで出版された百科全書に執筆した學者の一團を指す言葉である。其主唱者となつたダランベール、チエローの二人で、最も多く執筆し、チエロー、オルバク、グリム等は主として之を助け、ヴォルテ

ル、ルッソー等は、一部の執筆を受持つた。この百科全書の名は『科學藝術及實業の辭典』と云ひ、全部で三十五冊あり、全部の完成には一八五一年より一八八〇に至る長年月を要した。元來當時の佛蘭西は全歐を壓する勢を得、百般の學藝が隆盛を極めたが、上流社會と平民との懸隔甚だしく、學問は多く上流人士の獨占に委せられてゐたので、ダランベール等は之を概して學問を一般社會に普及せんと企てたのである。而して辭書に執筆した人は封建制度に反對し自由と平等とを要求する當時の思潮を代表し、貴族と僧侶とを攻撃し、かの佛蘭西革命の實現を促進するに與つて力あつた人々なのである。

**ヒューマニズム**

ヒューマニズム（Humanism）とは極端なる超自然的、出世間的、隱遁的、禁慾的なる中世紀基督教萬能の傳統的拘束に反逆して、世間的なること、人間的なること、現實的なることを標榜する主義と解されてゐる。しかしして是が初期的の舞臺をたすものは、十五世紀末に於ける、伊太利の土地と人である。夙くダンテ、ペトラルカ、ボツカチオによつて稱へられた文藝復興の精神が、政治上の地方分權制によつて育まれたる個人主義思潮と拘纏

するに及んで、情熱的なる伊太利の人心をして、古代文藝に對する熾烈なる感激の内にひたせられた。かくて伊太利に生誕せるヒューマニズム運動の潮流は、つひに和蘭、西班牙、英吉利の諸國にまで漲つた。ヒューマニズムの著るしき特性は、消極的には宗教を中心とせる中世的の教權萬能主義文化への反逆であり、積極的には人間性と世間的の生活による價値と趣旨との尊重である。而して復興せる數多き古學の主幹をなすものは、プラトニ學派とアリストテレス學派の二つであつた。兩派は互に相反目したが、共にスコラ哲學に反對せる點では一致した。人文主義の運動は、言語學上では批判説の發生を促し、史學に於ては中世基督教國の狹隘なる史眼を世界的に開展せしめ、宗教上では幾多の宗教的系統の比較的研究に入らしめた。しかしてスコラ哲學に反抗して教權を屈從せしむる點に於て、その語學的の傾向に於て、やがて宗教改革と提携するに至つた。

**ヒューム**(デヴィッド)  
 デヴィッド・ヒューム(David Hume)は一七二七年四月二十六日蘇格蘭のエジンバラに生れた。初め法律を學び次にプリストルで商業に従事したが、一七三四年文學に志して佛國に

赴き、三年にして祖國に歸りアダムスミスと知己になつた。一七四七年より二年間、セント・クレア將軍に隨つて埃伊諸國を歴遊し、一七四七年よりエジンバラで辯護士會館の圖書館係りとなり、在任中八ヶ年を費して英國史を著はし、史家の名を擧げた。一七六三年ハーフォード卿に從つて平和條約締結の爲に佛國に赴き、一七六七年外務次官に任ぜられたが、翌年辭職してから以後は全く公生活を離れ、一七六六年八月二十五日エジンバラで死んだ。

彼は歴史家・哲學者・經濟學者として有名である。哲學に於てはカントの先驅者となり、經濟學に於ては之を哲學と接觸せしめ、アダムスミスの先驅者として多大の影響を彼れに與へた。彼れの經濟學説は『政治談論』の中に網羅されてある。

**ハーゼ**(カール)  
 カール・ハーゼ(Karl Hasse)は、一八六三年プロイセンのアルレンシュタインに生る。兩親は猶太人である。ケルニヒスベルヒ大學に法律を學び、卒業後同地に於いて辯護士を開業し、社會民主黨に入つて、一八九七

# I

## 帷幄上奏(イアクジョソー)

帷幄上奏問題は、日本の政界に於ける多年の宿題であつて、ブルヂオアと軍閥との絶えざる争闘の一原因たりしものである。此問題が公然議會に持ち出されたのは、憲政擁護運動の起つた當時で、その後第四十四議會(大正十一年)に至るまで暗々裡に沈滞してゐた。第四十四議會の閉期中、恰もワシントン會議に依つて世界の列強は悉く海軍々備を縮小するの協約が成立し、國內には一般軍備の縮小論が沸騰した。而して在野各黨は議會に軍備縮小を提案したのであるが、政府黨たる政友會は總務の大岡育造をして軍備案を披瀝せしめた。その演説中『憲政治下に帷幄上奏なるものあり。總理大臣も之に與ふことを許さず。行政内閣の外に帷幄あり、隨意に國庫の負擔を増加して憚らざる如き、列強をして我が國の平和主義を疑はしむるものである』との一節は、はしなくも一波瀾を起し、ブルヂオアと軍閥との争ひを露骨に展開する因となつた

のである。然らば帷幄上奏とは如何なるものかと云ふに、内閣官制第七條に『事の軍機軍令に係り奏上するものは天皇の旨により内閣に下附せらるゝ件を除く外陸軍大臣海軍大臣より内閣閣理大臣に報告すべし』とある條項に據るものであつて、帷幄なる名稱は別に法文上に記してあるものではないが、統帥に關して、天皇に奏上することを、戰陣に臨んで帷幄なる特別の名稱を附するに至つたのである。參謀本部條令及海軍々令部條令によると『參謀本部及び海軍々令部は天皇に直屬し、即ち全然内閣の外に立つて帷幄の權機に參し、國防及用兵に關することを計畫する』ものである。而して帷幄上奏の事項とせられてゐる所のものは次の如くである。

- (一) 作戰計畫に關する事項
- (二) 外國への軍隊派遣に關する事項
- (三) 地方の安寧秩序維持の爲兵力使用に關する事項
- (四) 特別大演習等に關する件
- (五) 動員に關する事項
- (六) 平戰事編制
- (七) 戰時諸規則
- (八) 軍隊の配置に關する事項
- (九) 軍令に關する事項
- (十) 特命檢閲に關する事項
- (十一) 將校同相當官の平戰時職務の命免及轉役
- (十二) 其他軍機軍令に關し臨時允裁を仰ぐことを要する事項。

持し來つたかと云ふに、それは兵馬の大權は上御一人に在り、統帥に關する一切の行動は純粹に君主の親裁たるべして、古來の君主特權を主張し、帝國憲法令第十一條の陸海軍の統帥の事、同じく第十二條の陸海軍の編制及び常備兵額を定むる事などを天皇親裁の大權と稱し、之を國務大臣の補助に由る可からざる一種特別の國務なりと解説したのである。而してブルヂオア階級は、此の如き制度は二重政府の存在を許すものであつて、議會に對して責任を負ふ國務大臣の補助に依る國君の活動以外に、國君の別種の活動が存することは憲政の本義に反するものであると主張するのである。

## 市(イチ)

【意義】 人類の經濟生活は自足主義を以て出發する。最初人類社會には交換現象がなかつたが漸次に贈與掠奪等に依り交換が始まる。平和的交換は次第に繼續的のものとなつて來る。而して異なる種族は一定の時一定の場所を選び規則的に集合しその生産品を交換するに至る。現社會の人間にあつては、森林中の廣場又は海岸に於いて此の如き交易を行つてゐる。此の如き場所を市と云ひ、經濟史上甚だ重要にして、現今の文明國も總てその古代

年以後代議士となり、ペーベルと共に社會民主黨總務の位置を占めた。ペーベルの死後、エベルト(前大統領)と並んで社會黨の總務を續け、同時に社會黨院内總務を兼ねた。一九一六年歐洲戰爭中、軍費案に關して幹部の多數と議合はず、社會民主黨を去つてベルシユタイン、カウツキー等と共に獨立社會民主黨を組織した。一九一八年の革命には急先鋒の一人となつた。一九一九年十月八日、議會に入らんとするとき、兇漢フォッスのために撃たれて負傷し、同年十一月六日これがため遂に死す。

に潮れば市に由りて生産物を交換し、その經濟的欲求を満足せしめた歴史を有する。原始社會に發生せる市は、漸次に發達を續け、中世に至りても猶存續して、經濟上重要な任務を果した。資本主義社會の發達と共に市は次第に廢滅したが、今日もその連續と見做すべきものが少くない。普通市に於いては、嚴格なる平和を守る事を常とし、争闘復讐等を禁じてゐた。市には週市・日市・年市の如き區別があつた。

【日本に於ける歴史】 古代日本人間に於ける交換現象は先づ市より始まる。應仁天皇の朝に輕市なるものゝ存在が記され、其他何香市大和の阿斗桑市海板市等の名稱が古史に見えてゐる。大化改新後に於ては市が非常に發達した。大寶三年には唐制に倣ひ藤原の都に東西兩市を設けた。大寶令の關市令は其東西二市に關する規定である。東西二市の制度は奈良の都にも平安の都にも置かれた。又地方に於ては市場の數が甚だ多かつたらしい。鎌倉時代以後は座の制度が發達し、商人階級の發生したため鎌倉に於ては必ずしも京都に似た市の制度がなかつた。然し各地方には猶依然として市が存してゐた。室町時代より徳川時代にかけては市の性質一變し、例へば江戸

日本橋の魚市、大阪堂島の米市、兩毛の絹市、仙臺の馬市と云ふが如くに特殊の生産物のみを取扱ふものに變化したのである。

【舍人親王(イェヒトシノノ)】

天武天皇の第六皇子である。聖武天皇神龜元年二月、右大臣に叙せられ七年多十月壽六十年にして薨せられた。親王は勅を奉じて『日本書紀』を著された。此一書に依つて窺へば親王は隨に當時に於ける學者であつた。『續日本紀』には『養老四年五月癸酉、先是一品舍人親王、奉勅修『日本紀』。至是成奏上。紀三十卷。采圖一卷』とある。

【英吉利貨幣制度(ヘーセルド)】

『英國貨幣制度』を見よ。

【英吉利労働運動(イギリスロー)】

『英國労働運動』を見よ。

【英吉利社會主義運動(イギリスシヤカイ)】

『英國社會主義運動』を見よ。

【移民(イジュミン)】

『移民』を見よ。

【一揆(イツキ)】

【概念】 我國の社會史には屢々一揆の語が見えてゐる。最もよく知られてゐるのは百姓一揆である。しかし一揆は勿論この農民の直接行動に限られてゐるのではない。本來一揆と

は『揆を一にす』の語に出で、一團の徒黨が武器を執りて立ち、集團的なる意思感情を力に訴へて發表する現象を指すのである。近世に至るにつれて一揆の語は次第に用語の範圍が狭くなり、主として純粹なる階級争闘的現象即ち下層階級の上層階級に對する反抗を意味するに至つたが、最初より然りしにあらざして屢々廣汎の意義に使用されてゐる。何れにせよ『徒黨』『武器を執りて立つ』『力を以てする集團的意感情の發表』といふ要素は總ての一揆に共通してゐる。しかし一揆の主動者は徒黨であるから、大集團を以て爲された大規模の運動ではない。主として此點に於て一揆と革命運動とが違ふのである。

【分類】 日本歴史に現れた一揆は次の三者に分類することが出来る。

(1) 武人一揆 これは一揆の初期に現れたものであつて吾妻鏡や太平記に其記事が現れてゐる。それは一味同心を誓つた武士の一團が侵略的目的又は單純なる戰闘の目的のために集團的行動をするのであつて、甚だ古典的な英雄氣分を帯びてゐる。

(2) 宗教的一揆 これは特定の信仰を主張若くは擁護するために起る一揆であつて其主動者は僧團であつたり武士團であつたりする

が、其根柢を成すものは平民に外ならない。異常な宗教的狂熱が其集團を支配するのが常である。其信仰は清新の氣に富み既成宗教に對する反逆を意味することが多い。一向一揆と切支丹一揆は其著例である。

(3) 階級争闘的一揆 これは下層階級が上層階級に對して企つる一揆であつて最も典型的なものである。土民一揆、百姓一揆、米一揆、町人一揆、などがそれである。

【歴史階梯】 一揆の歴史階梯は次の三に分つことが出来る。

(1) 南北朝前後より室町前期まで 此時代の一揆は主として兵器を擁して一味同心を誓つた武士の團體を指すのである。太平記には此種の武人一揆に關する記事が甚だ多い。例へば四條暖合戦の條には白旗一揆五千騎、大旗一揆三千騎云々の記事が見え、其他赤旗一揆、扇一揆、鈴付一揆、鍬形一揆、母衣一揆、平一揆、桔梗一揆の名稱が多い。而して當時の一揆は特定の旗印を立て其下に集團してゐたらしい。武人一揆は次の時代にも存してゐるが、漸次に少くなつてゐる。

(2) 室町後期 室町後期は恰も一大熔爐であつた。中央權力が崩壞して社會上の統制が破れ、下剋上の波瀾が一世を蔽うてゐた。嘗つ

て土民下凡、土人などの名を以て輕侮されてゐた平民が立つて階級争闘を試みた。所謂土民一揆は其尤なるものである。これは徳政一揆とも呼ばれてゐるものであつて、平民が大舉して幕府に迫り徳政令の發布を迫るのである。徳政といふのは貸借關係の破棄を公権の力によつて宣言するものであつて、貧民にとつて甚だ都合のよいものであつた。土民一揆は鎮壓軍隊に對しても堂々たる戦争を挑み殊に『福利平均』といふ社會主義的哲學を掲げてゐたのは注意せねばならぬ。又當時には一向一揆が盛に行はれた。即ち親鸞の齋蓮如が淨土宗よりも一層平民的たる一向宗を携へて天下に呼號したのは正に同時代の宗教改革の氣運に應ずるものであり、天台眞言の諸宗が莊園を擁護してゐたのに對する大脅威であつたが、平民階級は滔々として一向宗に投じ、加能越前河泉の地方には激烈なる宗教戦争が行はれた。足利季世記によれば天文二年は伊丹城に押し寄せた一揆には『尼少女のたぐひまで』來り加はり、肉弾となつて戦つたといふ更に此時代には町人一揆なるものが現れてゐる。その代表的なものは奈良の町人揚屋主藤屋兵衛尉、雁屋民部等が大將となつて一萬餘人を率ひ領主筒井氏と戦つた事である。

此時代町人一揆は富裕の商人が將となり大名階級と戦つたことを意味するのであつて、我國商業の勃興期の商人の意氣を示すものである。

(3) 徳川時代 徳川時代の一揆は純然たる階級争闘的なるものであつて百姓一揆及び米一揆がある。百姓一揆は半農奴たる當時の農民が、農官の誅求に堪へ兼ねて發した暴動であつて、最も大きいのは寶曆四年の久留米一揆で、その参加農民は二十萬人に及んだ。百姓一揆の文獻に現れたものゝみにても約四十に及んでゐる。米一揆は都市の無産者の暴動であつて、多くは米價の騰貴に原因してゐる。天明七年の米一揆は最も猛烈であつて、最初大阪に勃發したが忽ち京伏見・奈良・郡山・堺・和歌山・甲府・静岡・廣島・長崎・石巻・江戸に傳はり、殊に江戸の一揆は猛烈であつて、襲撃を免れ得たるものは僅に下飯田町に止つたといふ。かくの如き農村及都市の暴動は徳川時代の末期に近づくにつれ益々數を増し、明治維新の大團圓の近づいた頃には無數の小一揆が各處に勃發した。此點よりするも明治維新は誠に避け難き必然であつたので、恰もロシアに於ける農奴の反亂が一八六一年の農奴解放を現出したものと同じであつた。

生田國秀(イタタケニオ)

上州館林の士、萬と稱し道滿と號した。館林侯に仕へて詩歌を能くした。平田篤胤の門に入り熟頭となつた。天保八年越後柏崎に於て亂を擧げて成らず、三十七歳で死んだ。篤胤の門にあるや、敬神尊王の念の厚かつた彼は幕府に對して叛逆者の態度を持し、政令一たび下れば、完膚なきまでに之を非議して昂然たるものがあつた。流石の篤胤も奇禍を蒙らんことを憂へて、屢々之を誡めたが、改める色がなかつた。そこで事に託して歸郷させたが、又しても彼は藩政を非議すること劇しかつた爲め、危ふく罪を得んとした。家を弟主爵に譲つてからは、神道の教授に従つた後、越後の柏崎に至つて、徒弟を集めて神學を講じた。當時凶年が相續したので、細民は日に日に窮厄に瀕して居つたにも拘らず、當局者は顧みようともしなかつた。偶々關西に於ける大鹽の革命を耳にした彼は奸吏誅滅の秋至れりと叫んで遙かに呼應して起つた。しかし不幸にして彼の善舉は中途にして破れ三十七の壯齡を以つて窮民の爲めに殉じた、彼の妻は捕はれたが、先づ二歳の兒を刺し、己れも自刃した。著書には古易大象經傳、三木一錄古學二千文、大道楷梯等がある。

移民(イミン)

【意義】移民又は移住民の意義は、移住の意義を知れば明かである。移住とは廣義に解すれば、總て人類が其故郷又は生來の生活の本據地を去つて新たな生活の本據を得んが爲めに異郷に移り住む事を云ふ。故にこの意義に従へば、人類が國家を有する否とに係らず、又國家の下にある人民が國內に移住すると國外に移住するを問はず苟くも生活の本據地を移動する場合には之を移住といひ、之を行ふ人を移民と稱することができる。しかし現今普通一般に所謂移民とは一國の人民が其の本國を去つて長期間、又は永久に連續して他國又は本國領植民地に移住することを意味するもので、その當事者を移民といふ。即ち所謂移民とは國內移民を除外したものである。又移民 永久又は長期間に互る續住の意思を有する者のみを指すが故に、旅行の爲め又は一時或は一季節の出稼労働又は商用の爲めに外國又は本國領植民地に滞在する者は之れを移民とはいはない。諸國の法律に於ても移民の定義は區々にして明かでないが我國の移民保護法に依れば、移民とは労働に従事する目的を以て、中華民國以外の外國に渡航する者及其家族にして、之と同行し又は其所在

地に渡航する者をいふと規定してある。移民の法律上の定義は區々なれど、經濟上の意義は前述の如くで移住先の他國たると本國領植民地たるとを問はない。なほ移民は移出國に於ては之を移出民と稱し、移入國に於ては之を移入民と稱する。併し吾國の如く移民輸出の側に立つ國では單に移民といふは移出民を意味するものである。

【種類】移民は種々の標準に依て之を類別し得られる。移民の意思を標準として自由移民と強制移民との二種に分ち、移民の數に依れば團體移民と單獨移民の二種とする。又海洋を渡つて移住する者を特に海外移民と稱し、更に之を其輪送船の乗換の有無に依て直接移民と間接移民とに分ち、又移民事業の統一的組織の有無に依り秩序的移民と然らざる移民とを區別する。又移住先の本國領たると否とに依つて、本國領移民と他國領移民とに分ち、其他移民募集の際に豫め雇主と移民との間に雇傭契約ある移民と然らざる移民とがある。【原因】移住を生ずる原因は強制移民たると自由移民たるとに依て自ら異なる。前者の移民の動機は専ら國家又は其移民に對する實權者の意思にある。反之自由移民に於ては其移住の決心は全く移民自身に存する。而して移住

の決心を促すべき原因は宗教上・政治上・社會上・人種上其他諸種に互るけれども近世に於ける移民發生の主要なる原因は經濟上の不滿に依るものである。而して經濟上の不滿なるものは人口超過の結果富の分配其宜しきを得ざるに因る事が多い。併し人口超過といふ現象は決して永久絶對的に存續するものに非ずして經濟狀態は屢々變化するものであるから従つて移民の數も本國及び移住目的地の經濟狀態の良否に據つて増減するものである。移民發生の基本的原因が經濟界の不振、即ち移民吸収力の強弱に在る事實は各國の統計の證明するところであるが、尙ほ移民出入實現上大關係を有するものは輸送機關・交通・安全の如何・運賃の高低、本國及び移民目的地に於ける移民政策等の事項で之が完否は移民數の増加又は減縮と密接な關係を有してゐる。

【經濟的影響】之を分ちて二とす。(一)移出國に對する影響移民の輸出は人口の減少殊に勞力の缺乏を來たし、農、工業の勞銀を高め従つて生産の減少、生産原價の騰貴を惹起するといふ議論があるけれども經濟上の原因が自ら移民の數を調節するものであつて、移民輸出の結果上述の如き不利なる現象を生ずる場合は極て稀である。蓋し勞力の過剩は勞銀

を低下し企業家を利する事は大なるも決して國民一般の福利ではない。寧ろ適當な移民の輸出は却つて勞力の需給を適合せしめ、所得の分配を公平潤澤ならしめる所以である。又移民の輸出は國家の財産を削減するとの説がある。即ち移民が本國を去るに際して多少の資金を携帯するは本國財産の直接の損失であるとするものである。この論も一理なきに非ずと雖も移民の利害は主として本國に於ける經濟狀態が勞力需給の平衡を保てるや否やに因つて決すべきは前述の如くである。加之移民の輸出は一方に於て一時本國財産の減少を來たすけれども、他日移民が本國の家族等に送る金額も亦尠少ではない。又移民は本國商品の販路を開拓して本國を利する事甚大である。且つ本國の資本を異域の有利なる事業に投ずるに當つて最も確實便利なるは本國の移民の努力範圍である。即ち移民の結果として本國は種々の利益を得るのであるから一時的の損失は顧慮するに足らない。要するに移民の輸出は經濟狀態にして輸出を餘儀なくする場合には本國に對して無害有益である。(二)移入國に對する影響 移民の輸入が移入國に對して及ぼす影響は移入國に於ける經濟上・社會上・政治上の狀態と、移入民の實質風

俗慣習人種等の異同に依つて分るものである。即ち移入國が未開の狀態にあつて勞力の缺乏してゐる場合には勞力の供給者たるべき有爲の移民を迎ふるは其富強増進の爲めに必要缺くべからざることである。移民の輸入が勞銀の下落を生じ、既存労働者の生活程度を下落させる不利ありと論ずる者もあるが、要するに程度の問題であつて、移民の數が勞力需用の程度を越えて一時に激増することあれば、斯る不利を生ずる憂もあるが、適當に移民を得る時は、從來勞力缺乏の爲、進捗を妨げられてゐた事業が勃興して全般の生産を増加するに至る。移民の實質如何は移民の利害問題に大なる關係を有する。移民の實質にして劣悪ならんか移入國の社會政治狀態を紊亂すること大なるものである。又移民の人種如何は注意すべき問題である。勞力の供給といふ點に就ては人種の異同はさして關係がないが、多くの場合人種の異なる時は其風俗・習慣・思想等全く相反して移入國の平和を害することがある。要するに移入國が勞力を要求する場合に適當の人數の、且つ移入國の社會狀態に適合し得べき性情の移入民を得ることは移入國の資源を開發する所以である。

移民制限(イミンセーゲン)



外國移民を禁止せんとするには、その原因として政治上、警察上、及び社會經濟上の三種を擧げる事が出来る。一八四九年佛蘭西が政治的陰謀者を援助せんとする外國人に對して、これを禁じたる如きは第一の例であり、過激主義宣傳の目的の下に渡來する露西亞人に對し、これが上陸を禁じ或は退去を命ずる現在の日本の例は、治安警察の目的を達せんがために外ならない。然し現代的の問題としての移民制限は、斯くの如き政治的又は警察的原因に由るに非ずして、實に社會經濟上の理由に屬するものである。合衆國、漢洲及び加奈太の東洋人排斥等の如きは、畢竟するにこの理由に出でたものであつて、移民制限といふが如きもその結果である。日本人に取つて最も深い交渉を有し、且つまた常住幾多の紛争を醸してゐる米國の移民制限を以て、その代表的な一例としたい。元來米國には移民に關して二種の抗争思想があつて、一は合衆國が立國の趣旨により、同國に生を營まんとする外國人は、これを大いに歓迎すべしといふのであり、他は愛蘭、伊太利、支那及日本の移民に對する排外思想である。その排外思想の根柢となるものは、經濟的理由であることは勿論であるが、これに人種的な偏見反感が加

はり、現在では東洋移民に對して禁止的制限をなすが至當だといふ傾向になつてゐるのである。元來合衆國は有名なる「他國人法」を除く以外、移民に關する法律がなかつたのであるが殖産興業の發達は労働者の需要を激増せしめ、遂に一八六四年に至り代議院は移民獎勵法を定めた。而も一八六八年には支那と特殊條約を結び國民移民に對しては一切の自由を認めて移民を得んとした。これをパージンゲム條約といふ。然るに年月を経るに従ひ人口増加し、最早や多大の勞力を外來者の力に依つての必要を見ざるに至り、又一方に於ては、米國內労働者の政治的勢力が増大して、遂に移民制限策が採られるやうになつた。即ち一八八二年八月三日法律を以て入國制限法を發布し、更に一八八五年二月二十六日及び一八八七年二月二十三日に新たな法律を加へて、契約移民を制限し、國家に救恤の負擔を加ふべき者の入國を制限した。また一八九一年及一八九三年の法律に於ては、従前より一層廣汎嚴重な移民制限法を發布し、貧民無資本労働者等の入國を阻止することにした。斯くて年を追うて制限法が制定され、今日に於ては日本人支那人等の労働者の渡來は全

く禁止されるに至つたのである。米國に於ける排日問題なるものは、この移民制限策に由來するものであつて、今後も猶この狀勢が維持され、寧ろその勢を加ふべきは疑はれぬ所である（「排日問題」「移民」参照）。

**因果説（インガセツ）**  
相制説の別義である。二つ以上の比較的獨立した事物若しくは體系が相互に關係する作用を謂ひ、心身相制の作用を説き、相制は相因果するものと見れば、別に又因果説とも云ひ得るのである。

**インターナショナル**  
「總説」インターナショナルとは國際社會主義團體の略稱で、その中には第一インターナショナル、第二インターナショナル、第三インターナショナル、第二半インターナショナル等諸團體が含まれる。インターナショナルの起原は、一八六四年英京倫敦に於て創立された「萬國労働者同盟」（インターナショナル・ワークメンズ・アソシエーション）である。これは國際社會主義運動の皮切りをなすものであるから、第一インターナショナルと名附けられる。萬國労働者同盟は存続すること満九ヶ年にして解散消滅し、其後一八八九年に「萬國社會黨大會」が生れた。これを第二

インターナショナルと稱へる。然るに歐洲大戦争の渦中に在つて、各國の社會主義者中の急進分子が第二インターナショナルの穩和ぶりに飽足らずして第三インターナショナルを打建てた。レーニン等露國の共產主義者を中心とする「國際共產黨」が即ちそれである。所がレーニン等の所謂労働者の獨裁政治に反對する分子が集つて、茲に第四（或は第二半と呼ぶ、其理由は後に述べる）インターナショナルなるものを作つた。斯の如く、今迄の所インターナショナルを以て呼ばれる社會主義團體は四つ在る。その中現在活動してゐるのは第三と第二半であるが、就中第三インターナショナルの勢ひが熾んでゐる。併し此後猶形勢に變化を來して、第五、第六のインターナショナルが生れるかも知れぬ。總ての事が國際化しつつある今日に於て、社會主義運動或は労働運動の國際化の進展は、蓋し止むを得ざる大勢である。資本主義の經濟組織は總ゆる國境を突破して、外國投資とか外國市場の開拓とか、外國の工場經營法の採用とか、凡ゆる鎖國的自足經濟的の羈絆を脱却した國際的流通經濟的の社會を生み出した。交通機關の完備は、實に物質上の國際化を生んだばかりでなく、又思想上の國際化をも生んだ。

産業組織が國際的に發達すると同時に、その主要な要素である労働者の中に、國際的の利害共通思想が發達するのは、蓋し當然のことである。さて社會主義が資本主義發達の生んだ子であると同じ様に、社會主義の國際的運動も亦資本主義の國際化の產物である。國際社會主義運動の發達は資本主義が歐洲の主要な諸國に行渡つた後に始めて現はれたのである。「萬國労働者同盟」は、その發端であつた。尤も「萬國労働者同盟」の序曲には、「共產者同盟」なるものがあつた。そして夫れが「労働者同盟」となり、「萬國社會黨大會」となり、「國際共產黨」となり、歐洲社會主義運動の脊樑骨として今日迄續いて來てゐるのである。先づ「共產主義同盟」の由來より記さんに、一八三六年、巴里に滞在せる獨逸亡命者の間に、一個の秘密結社を生じた。その精神は、主として獨逸最初の無政府主義者たるワイトリングの思想である。然るに一八三九年巴里の騷擾に際し、彼らは逐はれて倫敦に赴き、茲に労働者修養園とも云ふべきものを作つた。そして段々と勢力を著へ、一八四七年に從來の陰謀的な秘密結社を改めて公然の傳道團體となし、同年春第一回大會を倫敦に開き、同じ年

の冬、更に第二大會を同地に開き、宣言起草委員として、マルクス、エンゲルスの二人を選んだ。かくて翌一八四八年二月初旬に兩名の起草に係る一宣言書を發表した。之が有名な「共產黨宣言」である。所が此宣言を發表した月末に、巴里に一揆が起り、労働運動は一時間閉塞するの止むなきに至つた。「共產主義同盟」も亦一八五二年を以て、自然解散に歸した。その後十年にして、労働運動は漸く擡頭し來り、倫敦は再び諸國亡命者の集窟となつた。此時に當つて、一八六二年に、倫敦に萬國博覽會が開かれた。此機に於て、佛國の労働者と英國の労働者との提携の途開かれ、共に波蘭獨立運動に同情を表する爲の示威運動をなした。そこで右の同情會の委員は直に同盟組織の計畫を立て、檄を八方に飛ばして一八六四年九月二十八日、遂に「萬國労働者同盟」の創立大會を開くに至つたのである。「萬國労働者同盟」即ち第一インターナショナルから後の各インターナショナルの經過と主張に就ては、節を改めて順々に記すことにする。

【第一インターナショナル】第一インターナショナルとは一八六四年九月、倫敦のセントマルチン會堂に於ける労働者大會に依つて成立した「萬國労働者同盟」の謂ひである。マ

ルタスの手に成りし同盟の宣言中に、『今までの運動が盡く失敗に歸したるは全く、各國労働者間に團結力の缺けたるに起因する。この運動は断じて一地方的、若くは一國的のものでは無い。この運動は更に廣汎なる社會問題を含むが故に、労働階級は如何にしても國際的組織の下に團結しなければならぬ。』とあるに依ても、同盟の精神の存する所を覗ひ得るであらう。

一八六六年九月に第一回大會が始めて瑞西ゼネバに開かれた。この會議の主なる議事項目は(1)八時間労働要求案(2)労働者教育法案(3)労働組合法案(4)常備軍廢止案(5)ポーランド獨立案であつた。萬國労働者同盟の組織もこの大會に於て完成した。即ち倫敦の本部に總務委員會を置き、總務委員の會長、會計係、及幹事長を英國人より送り出し、別に數名の國別幹事を置く。マルタスは名義上獨逸の幹事として總務委員の一人に過ぎなかつたけれども、實質に於ては總務委員長として全同盟を思想的に統率してゐた。一八六七年九月、ロウザンヌに於て第二回大會を開き、(1)社會的解放運動と政治的運動の不可分なること、(2)政權を獲得すべきこと、(3)運動方法等に就て盛んに討議された。

一八六八年第三回大會がブラスセルに開かれた。この大會に列席した代表者は九十八名で、社會主義的原則が明瞭に採用されるに至つた。かくて其の影響は漸次全ヨーロッパに及ぶに至つた。

一八六九年九月、バーゼルに第四回大會が開かれた。この大會にバクレーニンの出席したことは期せずして運動の中心にマルタス派とバクレーニン派との拮抗状態を生ぜしめた。一八七〇年カメロンは米國労働者八十萬を代表して加盟を申込み、又その頃同盟の勢力は急速にポーランド及ハンガリーに擴延する有様であつたから、同盟は凡ゆる革命運動の源泉として國家權力者及資本家を恐怖せしめた。一八七〇年に巴里に於て大會を開催する事に決してゐたが普佛戰爭勃發のため中止となつた。しかし同盟の主旨綱領はこの戰爭に際して明かに世界的に表示された。即ち同盟本部及獨逸支部は屢々宣言を發して戰爭に反對し平和を提唱した。一八七一年普佛戰爭の終期に起つた巴里コミューンは、直接には同盟と無關係であつたけれども、一面社會主義運動を國際的に擴大したと共に、他面に於てはインターナショナルの勢力を殺滅した。其の内部の原因となつたものは、マルタス派とバクレーニン派の對立抗争であつた。

一八七二年のハーグ大會に於て同盟は終に分裂した。其直接原因は中央集權主義を執るマルタス派と、分權自治主義を執るバクレーニン派の争であつた。即ちマルタス派は苦策を以つてバクレーニン派を排斥し、大會に於て勝利を占めた。けれどもバクレーニン一派は此ハーグ大會を否認し、一八七三年九月インターナショナル再興を名としてゼネバに大會を開くやマルタス派も之に對抗して同地に大會を催したけれども、バクレーニン派に壓倒せられ、遂にマルタスを中心とする萬國労働者同盟は消滅した。

【第二インターナショナル】 第一インターナショナルの解體後にも社會主義の國際運動は元より終熄することなく却つて隆盛に赴き之が中心となつたものは、第二インターナショナルである。一八九五年には巴里に於て、一八九一年にはブラスセルに於て、一八九三年にはチュリヒに於て、一八九六年には倫敦に於て、一九〇〇年には再び巴里に於て、一九〇四年にはアムステルダムに、一九〇七年にはストックホルムに於て、一九一〇年にはコペンハーゲンに於て開かれた。ブラスセル及びロンドンに於ては、無政府主義と社會

主義が結合統一された。  
一九〇〇年巴里に於ける大會にて第二インターナショナルの組織は、大略次の如く決定された。

- (一)中央委員會の設置。
  - (二)本部をブラスセルに設ける事。
  - (三)國際代議士委員會を設け各國内に於ける社會黨代議士の行動を一致させる事。
  - (四)圖書館及記録所の設置。
- 尙その大會の決議事項を概括すれば、(1)生産機關及び交換機關の社會化、(2)労働者の國際的の同盟及國際的運動、(3)社會主義者の政權獲得、(4)階級闘争を基礎とする一切の組合組織、(5)政治運動(議會政策)の是認等であつて、之を要するに、アナキスト排斥の氣勢が見えたことは注意すべきである。一九〇四年のアムステルダムに於ける第六回大會に代表委員を派遣した國は二十三國、代表委員數千人以上上つた。この大會に日本から片山潜が出席して、日露戰爭反對決議案が満場一致を以て可決された。アムステルダムの大會に現はれた最も重要な現象は、社會黨の實際政策に關する問題に就いて硬軟兩派の衝突のあつたことであつた。  
一九〇七年のストックホルム大會に於て第二

インターナショナルの秩序的組織は完成に近き發達を遂げ、一九一〇年にはコペンハーゲンに、一九一二年にはバルカン戰爭に關してバーゼルに臨時大會を開いた。斯くてインターナショナルの事務は益々繁忙と重要を加へて來た。第二インターナショナルは革命的急進論者を斥けつゝ次第に勢力を増大し、其の組織を堅固にしたけれども、知らず識らずの間に社會主義の眞髓を逸して、目前政策のみを追求する所の單なる實際運動に軟化してつたのであるが、唯プロレタリアの運動を國際的ならしめた四十年間の功績だけは認めねばなるまい。

【第三インターナショナル】 即ち國際共產主義は、一九一九年三月を以て莫斯科に成立した。第三インターナショナルは歐洲戰爭に於ける愛國的社會主義に對する反抗が各國に共產黨の組織を促し、破産せる第二インターナショナルの上に、當然の成行として世界の勢力を統一せしめたものである。第三インターナショナルの使命はマルタス主義の原理を端的に實現せしめんとする運動である。第二インターナショナルが根本方針を忘れて、只管議會政策に腐心し、歐洲戰亂勃發に際しては佛國及獨逸の社會黨員が愛國に熱中して軍事

豫算に協賛するが如き状態を暴露した中であつてロシアのみは極力戰爭に反對した。外に英國社會黨、獨立労働黨、伊太利の社會黨、波蘭及びセルビア、ルーマニアのツシアルデモクラットが戰爭に反對し、又獨佛に於ても戰爭反對の少數派が漸次擡頭し獨逸にてはカール・リープクネヒト等、佛國にてはサンヂカリストの一部が戰爭に反對の氣勢を揚げるに至り、他方に於てはロマンローランが『戦ひの上にあれ』を著し、ベルトランド・ラッセルが『戦時に於ける正義』を發して萬丈の氣を吐くに及んで、第三インターナショナルへの必然的な進行が開始された。

かくて一九一五年九月、瑞西國チュムメルワルドに國際的社會黨會議が開かれて先づインターナショナル新生の叫びを擧げ、平和、無賠償、無併合、民族自決等を議決した。更に一九一六年に於ける瑞西キーンタールの第二會議ではレーニン一派の左翼が優勢になつた。チュムメルワルド第三會議の二月後、露國に於て第二革命が勃發した。  
一九一九年二月、ベルヌに於けるチュムメルワルド派の國際社會主義委員が革命的インターナショナルの新生を全世界の無産者に告げ、茲に第三インターナショナルは出現した。

次いで同年三月二日から四日に互つて第三インターナショナル第一回大会が莫斯科に開催され、同会議の首脳者はレーニン、ジノビエフ、トロツキー、ラコウスキー等であつた。チムメルワド派の事業は今や終結としたものとして、一切を第三インターナショナルに引渡した。この大会に参加した團體は次の如きものである。

獨逸共産黨・露國共産黨・埃獨共産黨・匈牙利共産黨・瑞典社會民主黨・左黨那威社會民主黨・瑞西社會民主黨反對派・米國社會勞動黨・巴爾幹革命聯合・波蘭共産黨・芬蘭共産黨・ウクライナ共産黨・リッパニア共産黨・レトニア及白ロシア共産黨・エストニア共産黨・アルメニア共産黨・在露獨逸共産黨、而して選出されたる執行委員は三十四名であつた。

この大会に於て決定された組織は大體次の如くである。『共産黨國際會議は第三インターナショナルを組織し、是れを國際共産黨と命名する。國際共産黨の職務は執行委員之に當り、執行委員會は最も重要な國の共産黨の代表一名宛を以て組織される。執行委員長にはジノビエフが選舉された。インターナショナルの決議を茲に書く自由なきことは、遺憾千萬であるが、要するにこの首脳者が勞農

露西亞の中心人物たることに依つて想像し得るであらう。

【第二回インターナショナル】之れは名の如く第二と第三との中間の色彩を有するもので一九二一年二月ウキーンに大會を開いて成立した。獨逸からは獨立社會黨の代表者が出席した。この大會の決議に表はれた所に依れば第二回インターナショナルは第三インターナショナルが中央集權的なることを非難し、且つプロレタリア獨裁に反對してゐる。而して暴力を以て政權を奪ふよりも、經濟的階級闘争によつてプロレタリアの要求を實現すべきことを主張してゐる。しかし第二回インターナショナルの組織分子は、種々難多のものから成り、其の主張も茫漠として實行性に乏しく、又各國の代表者はいづれも二流以下の人物である。故に其勢力は頗る振はず、恐らく將來の活動力も微々たるものであらう。

一夫一婦(イップアイ)

一夫一婦とは一人の男子が一人の女を娶る結婚形式である。この形式は今日一般の文明諸國に行はれる習慣であるのみならず、法律も亦重婚の罪なるものを制定し、固くこの一夫一婦主義を保護するが常である。その結果は結婚に對する道德上の標準を高めたのみならず、

女子の從屬的な位置を高上した。蓋しこの習慣が生じた事によつて女子の法律上の位置も確保され、従つてその運命を開拓し得たのである。然し一夫一婦制は原則として承認され乍ら、事實上はこれが一夫多妻と相並んで行はれる場合が頗る多い。現在の日本の例に見るも然る如く、男子の貞操に就いては法律上の制定がない結果、著妾の風習は貴族富豪の社會には公然行はれ、事實上に於ては一夫多妻が公許されてゐるといはざるを得ない。蓋し男子中心の世界を脱出し得ない證據である。

一夫多妻(イップタサイ)

一夫多妻とは一人の夫が二人以上の配偶者をもつ結婚形式で、一妻多夫と全然反對なるものである。而して前に注意すべきは、女子は必ずしも妻とは限らず、法律上妻を妻と認めてゐるのは、即ち一夫多妻といはれるのである。故に現在に於ても一夫多妻を認める國は頗る多く、支那・土耳其・前代の朝鮮の如きは即ちこれに屬する。一夫多妻は古來から東洋諸國には廣く永く行はれてゐた風習であつて、支那・日本等の文獻によれば、その類例が、極めて多い。今一例を三國史に取るならば、黃帝は妃を有し、高麗の琉璃二女を娶り、

少康は二姚を有してゐた事が記されてあつて而もその關係には、嫡庶の分がなかつた。十八史略によれば、明君堯は娥皇及び女英の二女を舜に妻にした事が記されてゐる。日本の古史によっても、同じく一夫多妻の記録は、甚だ多い。當時はもとより男女の關係が牢固たるものでなかつたが故に、嫡庶といふやうな言葉はあつたけれども、嫡庶の別は明瞭ではなかつた。これが『つま、めかけ』といふ名稱で區別されるやうになつたのは、何時の時代からであるか、たしかでないが、支那に於て『妻』『妾』の名が生じたのは、周時代からである。現在の日本に於ては、法律上、妾なるものは許されてをらないが、然し事實上に於ては一夫多妻の習慣は公許されてゐる。支那の如きは、現在猶ほ顯官富豪を始めとして、著妾の風習が続いて行はれてゐる。尙ほ一夫多妻に就て注意すべきは、それは今日一般にポリガミー(Polygamy)と呼ばれてゐるものであるが、Polyは元來『多』を意味し、Gamyは元來『結婚』を意味してゐるので、單に一夫多妻のみの意味ではなく、一妻多夫もまた等しくポリガミーといふべきである。而して、その何れもがポリガミーであるが、術語としては前者をpolyandry、後者をpolygamyといふ。

イリー(リテアード・セオダー)

イリー(Richard Theodore Ely)は一八五四年四月十三日米國紐育州のリブレイ村に生る。父は土木技師で母は風景畫家である。幼時は生地附近で教育を受け、傍ら農業に従事し、後紐育州立師範學校に入り、十八歳のとき『ダートマス、カレッジ』に入學したが、一年の後コロンビア大學に轉じ、一八七六年卒業するや留學生として派遣せられてハイドルベルヒ、ハルレ、ベルリン等に修學した。一八七九年にハイドルヒ大學を優等の成績で卒業し、一八八〇年歸國し、翌年ジョンズ・ホプキンス大學に經濟學の講師として聘せられ、一八八五年教授となつた。一八九二年ウキーンシン大學の招きに應じて同大學の經濟學及財政學教授となり、經濟學部長を兼ねた。一八八五年同志と共に米國經濟學會を創立し、はじめ數年の間は、幹事として盡力してゐたが、後二年間會長として盡力した。クラーク、バットン兩教授とともに、米國經濟學會の三柱石と稱せられてゐる。

伊勢商人(イセシヨニン)

徳川時代に京・江戸に店舗を有した伊勢出身の商人の汎稱である。伊勢の國は古來人文が早くから發達して神宮のある爲め特に諸國と

の交通も繁く、伊勢國人の俗利に敏く商才に富んでゐた事は『伊勢之食』『伊勢の人の儼事』等いふ俚語に依つて知られてゐる。既に南北朝の時代からその安濃の津(今の津市)は商港として著名で、伊勢商人は此處から船を出し關東諸港と交通したらしく、足利時代の末に至つては此津は天下三津の一として支那にまで其名が響き渡り、其商人は敢爲の性に富み、北條氏の小田原に出入する者多く天正の頃には松坂木綿は松ヶ崎(今の松坂)の商賈角屋、大和の商人富山等に依つて關東に輸出された。天正十六年に蒲生氏が封を松坂に移されるに及んで近江日野の商人が此地に移住し來り所謂近江商人の風を傳へた。斯くて天正十八年北條氏が滅び、徳川家康が江戸に幕府を開くに及び、小田原は漸次衰微し關東文化の中心が江戸に移るや伊勢商人も續々店舗を江戸に移した。慶長八年、家康が江戸の市街を整頓せんとして今の日本橋筋から須三川岸通りに堅堀を穿ち、其近傍に堅堀横堀を鑿し、其揚げ土を川岸に積み、此時諸國から來つた町人に住地を與ふるに依り、自由に此泥土を取去つて地形を築き、其區劃を立て、先づ表通には葭垣をなし、漸次に家屋を建築すべしと命じた。然るに町人は容易に之を出

願するに至らなかつたが、炯眼な伊勢商人等は來集して之を出願し許可を受けた。之から本町を中心として其附近に伊勢商人の商館が漸次増加し、世に所謂『伊勢屋のれん』が連續した。當時『江戸に多きもの伊勢屋稻荷に犬の糞』といふ俗語が、世に行はれた程であつた。後天和年間に松坂綿益々行はれ、木綿問屋は傳馬町に集り、吳服商兩替屋は本町附近に集つた。その多くは南方伊勢出身のもので既に享保年中には、三井・富山・伊豆蔵・竹川等著名な伊勢商人が七十名を數へたといふことである。而して是等の重なるものは京都に土着してゐた伊勢商人とともに、兩都相呼應して、當時の經濟界を測歩し、現時に至るまで江戸伊勢屋の隆盛なものが妙なくない。

**石田梅巖**(イシダバイガン)

通稱は勘平、名は興長、貞享二年丹波に生れた。廿三歳京師に出て商家に備はれたが、餘暇を惜しんで國書を讀み更に儒書を繕き、三十五歳の時忽然悟了した。爾來世道人心のために志し、四十五歳京師車屋町通御池に講席を開いて説教した。心學の創始である。延享元年歿した。享年六十。

彼の説く所を要約すれば、『易經』及び宋學に従つて理の一元論を立て、之によつて先天

良心説を唱へ其心を知れよ其心を修めよと説き積極的倫理説を主張した。是れ町人の哲學たる心學の精髓である。神儒佛三教の精を抜き來つて渾然一家の教訓を立て、きはめて通俗的に講説した爲めその感化は偉大な効果を收め、遂に徳川時代に於ける思想界の一大勢力となり、殊に平民社會を支配するに至つた。著書には都鄙問答『齊家論』等がある。

**意志哲學**(イシテツガク)

意志若しくは意欲を以て世界人生の根本義なりとする形而上學及、哲學上の主意説である。隨つて心理學上の主意説と異なる處もある。主意説としての共通特徴を有する。即ち主知説が知力、理性、觀念乃至凡そ何等かの形に於ける知的性能を以つて心的生活又は宇宙の究極原理と爲すに反し、意志、欲求、衝動乃至凡そ何等かの形に於ける意志的機能を以て之に充てんとするものである。西洋哲學史上意志哲學と見るべきは、中世のドン・スコトスに始まる。西洋哲學史上意志哲學的思想の發展はカント以來近世の事であり、フイヒテ、シヨールペンハワーに於て、各々特異の形式の下に最も大規模なる、且つ徹底的の祖述發展を重ねた。最近に至つては意志哲學的、主意的思想は哲學界の支配的傾向で、彼の英米のブラグ

マテイズムも亦方法論上認識論上に於ける一種の主意説である。

**一妻多夫**(イツサイタフ)

一妻多夫とは一人の女子が、同時に二人以上の夫を有する結婚形式である。この結婚方法は野蠻の域を脱して、稍未開時代に進める社會に最も多く普通に行はれてゐる方法である。蓋し斯くの如き結婚形式は主として經濟條件に由來してゐるものであつて、富裕なる者は一夫多妻により貧窮なるものは一妻多夫を以て満足せざるを得なかつたのである。西蔵の如きは現在に於ける最も代表的な例證である。而して一妻多夫の形式は、通常またこれを二種に分類してゐる。即ち、其一をネーア式と稱し、他を西蔵式と稱するのである。ネーア式はネーア人の間に行はれてゐるものであつて其多くの夫は血族的に相互の關係がない一妻多夫の形式であり、西蔵式とは其外夫が兄弟である場合で、即ち兄弟が共有に行はれてゐる一妻多夫の形式に後者である。一妻多夫は近年に至るまで、セイロン島、ニールランド、ニューカレドニア等に行はれてゐるが、漸次その風習は廢れつゝあるといふ。現在も猶此領域に止まるものは、アリューチ

アン島人であつて、オコクク海の北方に住むギリアクス人及びサボロギアンコザック人、並びにオリノコ附近の印度族の一部の間にも行はれてゐる。而してこの形式が多く一夫多妻と兩立してゐる事は注目すべきである。

**板垣退助**(イタガキタイスケ)

高知藩士板垣正成の息として、天保八年四月を以て生れ、幼名を猪之助と呼んだ。明治元年二月、官軍の參謀となつて近藤勇の兵を甲州勝沼に破り、轉戦して白河口を攻めて遂に會津若松城を陥落せしめた。亂が平ぐと功を以て參謀に任ぜられた。明治二年從四位參謀に陞つたが、明治六年、偶々征韓論が勃發して西郷隆盛等と共に極力これを主張したが岩倉一派の阻害する所となるや、憤然野に下つて郷里に歸臥した。明治七年一月、副島種臣、後藤象二郎等と民選議員の設立を建白したが卻けられてしまつた。茲に於て彼は決然同志を糾合して立志社を創立し、自ら首領となつて自由民權論を鼓吹して熾まなかつた。八年三月、再び參謀に任ぜられたがまもなく辭した。九年、愛國社を創設して天賦人權説を唱道した。十三年には國會開設請願有志大會を大阪に開催して遂に愛國公黨を組織した。後に之を自由黨と改めて頻りに各地方に宣傳し

て廻つた。明治十五年、彼が岐阜の有志に招聘せられて遊説に赴いた時、反對黨の中傷説を輕信した相原某は、奸賊と叫んで彼を刺殺せんとした。その時、彼の絶叫した『板垣死すとも自由は死せず』との誓語は、永く明治憲政史上の逸話として残された。創議が全治すると、後藤象二郎と携へて歐米漫遊の途に上つた。歸朝後は熱烈なる政黨主義を唱道した。二十年五月、伯爵に列せられたが、民主的の彼は固より華族たるを欲しなかつたから再三これを辭したが許されなかつた。これはやがて彼が一代華族論を提唱して同族に説くの原因をなした。二十三年、立憲自由黨を創立して總理に推された。十六年、伊藤博文が内閣を組織するや、彼は入つて内相となつた。所謂伊板内閣である。

二十六年憲政黨の内閣が成るや再び内相となつたが、意見の一致を缺いて辭職した。それを一轉機として政治界を遠ざかり、専ら風俗改善と社會政策とに熱中して、晩年に至つた。蓋し數ある明治元勳の中にあつて、彼は特に其の人格の高潔を以つて知られる人である。著書には『一代華族論』がある。大正八年歿す。

**伊太利勞働運動**(イタリロー)

『伊太利社會主義運動』を見よ。  
**伊太利社會主義運動**(イタリロー)は、獨逸及び英佛の社會主義者が政府を支持して戰爭に参加したことに對して手厳しい攻撃を加へ、社會主義運動の國際的協力を再興する爲めに、全社會黨一致の努力を拂つた。チムメルワルトの第一會議に於ては、イタリ社會黨が最大黨であつた。  
 一九一二年、トリポリ戰爭が起つたとき、伊國社會黨内には一波瀾が捲き起された。それは、政府の主戦論に對して、社會黨内に勢力があつたピソラチ及びボドレカ等が明かに賛成を表明した爲であつた。社會黨は其年七月の會議に於て、彼等四名の國會議員を除名した。而して残る三十九名の議員中十六名は新に『改革黨』を組織し、年々増大したが、本來の革命派社會黨程目立たない。一九一六年の内閣改選に際して、改革黨はピソラチ、外三名を内閣に入れた。彼等はそこで熱心に政府の軍國主義を擁護したのである。  
 伊國社會黨は年來の内紛と主義政策の不一致のために、目醒しき發達を遂げることが出来なかつた。不一致は單に政治的性質から起つたのみでなく勞働運動の領域に於ける勞働組

合主義者とサンチカリストとの争ひも著しく影響したのである。社会黨膨脹の跡を表によつて示せば次の如くである。

年 度	黨員數
一九〇〇年	一九,〇〇〇
一九一〇年	三〇,〇〇〇
一九一四年	四二,〇〇〇
一九一五年	四九,〇〇〇

  

年 度	票 數	議員數
一九〇二年	二六,〇〇〇	六
一九〇〇年	一七五,〇〇〇	三三
一九〇九年	三三九,〇〇〇	四〇
一九一三年	九六〇,〇〇〇	五九

國會議員選挙の結果は次の如くである。一九一三年に於て、改革黨は二〇〇,〇〇〇票を得、二十一人の議員を選出した。更に一九一九年十一月の總選挙の結果伊國會の色分は左の如くになつた。

- 社会黨一五六
- 加特力派一〇〇
- 自由黨一六一
- 改革社会黨一六
- 民主黨二三
- 共和黨九
- 前軍人二三
- 急進民主黨一
- 國民黨二
- 獨立社会黨一
- 急進社会黨一
- 獨立社会黨一
- 合計四九六名

黨の勢力が絶頂に達し、一九二〇年に成立したチオリッチ内閣は、社会黨と國民黨とを打つて一丸としたものであつた。しかし、労働階級は直接行動に依つて地位の改善を計らんとし、同年九月には殆んど革命状態に陥つた。工場は職工に占領され、土地は農民に依つて占領され、赤衛兵が組織され、占領された工場等に武器弾薬が貯蔵された。これに對して資本家及び地主も結束してローヤル・ガードを組織して對抗した。社会主義及び労働運動の、この火の如き勢は一九一九年に起り、漸次勢力を得て来たところのフラスチスチ(フラスチスチ)参照)に依つて阻止されるべく餘儀なくされた。以來、一九二二年に至るまでは、社会黨とフラスチスチの抗争時代であつた。而して、ムツソリーニ(「ムツソリーニ」参照)に依るフラスチスチ内閣が成立するに及んで、社会主義運動は全く終熄せしめられて終つたのである。一九二三年の八月には、新聞取締令が勵行されることとなり、フラスチスチに反對するものは嚴重に取締られるに至つた。ムツソリーニの手に政権が歸して以來一九二四年四月の總選挙に於いては、社会民主黨の得票は一〇四、九六二に激減し、フラスチスチ黨は反對派の一六〇に比して、三七

五といふ絶對多數の議席を占めた。【労働運動】伊太利労働運動は二種に區分される。一は所謂改良主義運動であり、一はサンチカリスト運動である。兩運動は何れも中央組織を有してゐる。労働總聯合會は最も古い同盟で社会黨とは密接な關係を持続してゐる。次にサンチカリスト同盟はフランスの總同盟に學んで政治運動を排し、總同盟罷工を主張する。労働總聯合會の會員は一九一二年に於て三十二萬一千人を算したが、その後鐵道労働組合員がサンチカリストに走つたので六萬三千人だけ減少した。然し乍ら一九一四年には四十二萬人に増加し、同時にサンチカリスト同盟は十二萬となつた。農村の労働運動は頗る盛で、十六萬五千以上の労働者會員を有する全國農業労働者同盟がある。伊太利には五百萬の一般産業労働者に對して一千萬の農業労働者が存するのである。社会主義の全成時代には、地方に於ける労働組合及その首領は勢力を専らにし、官憲の勢力もこれに及ばず、恰も中世期の暴君の如き状態であつた。しかし、フラスチスチの出現以來、労働運動も漸次微弱になつて來てゐる。そして労働組合の勢力が微弱なるにつれて、工場労働者や海上労働者などのフラスチスチに加る者が

増加し、今日では労働組合の勢力も地に墮ちた形である。

### 伊藤仁齋(イトージンサイ)

京都の人、寛永四年七月堀河の宅に生れた。名は維碩、字は源佐、古義堂とも號した。若くして儒學に親しみ、刻苦して自得する所あり、一家の説を成し、三十七歳、塾を開いて古義堂と稱した。教養四十年、名望日に高く來り學ぶ者三千人に上つた。東遊、關嶼、東所等の兒孫の外、並河天民、中江岷山等多くの高弟を出した。寶永二年三月、七十九歳で歿した。

仁齋は風格清貴、資性寛厚、一世の師範を以て自ら任じ、卓然群儒の意表に出づるものがあつた。彼は宋儒の寂靜主義に反して、社會と人とを併せて悉く活動的に積極的に考察した。儒教の長を發揚した點に彼の功績は認められる。著書には論語古義、孟子古義、大字定本、中庸發揮語、孟子義等がある。

### 伊藤東涯(イトートウガイ)

伊藤仁齋の長子、名は長胤、字は元藏、幼少の時から家庭の教育を受け博覽強記、寡黙恭儉の人となり、父の業蹟を繼ぐに愧ぢなかつた。生涯官を求めず、民間の講學に終始した。寛文十年三月を以て生れ、天文元年七月六十九

歳で卒した。東涯の思想は仁齋の上を一步も出でず、頗る自家獨創の見に乏しき憾みがあるが、博學の點に於ては、隨かに父に勝つて居る。著書頗る多く、白石、益軒等と伯仲の間にある。著書には辨疑録、古學指要、學問關鍵、天命或問、徵性辨、古今學變等がある。

### 糸割符(イトワヅ)

糸割符(又は白割符)とは、徳川時代、長崎に於て特種の商人に、輸入生絲購買組合を組織せしめ、それに獨占權を附與した事をいふのである。此組合の獨占權は、後に至つて凡ての輸入商品に及んだ。この組合に加入することを許されてゐる商人を糸割符人といひ、事務を擔當する者を年寄といふ。この糸割符の制度なるものは慶長九年に始まつたものである。これより先、慶長七年ポルトガルの一商船が生絲を滿載して長崎へ入港した。然し當時戰亂の際であつたため引受ける人がなかつたので長崎奉行を通じて家康に具陳した。家康は從來外國貿易を許してゐた堺の商人に、その販貨全部の買収を命じた。此報を得て、京都、長崎の商人もその買収、分配に参加した。その生絲の未だ半ば捌けない慶長九年に又ポルトガル船が生絲を滿載して入港し、剩

へその價格低廉であつたので、以前買収及分配に参加した商人が、此度の輸入の分も一手に買占め、市價に變動なからしめん事を願つた。家康は之を許し此等の商人を糸割符人とし、購買組合を起さしめ、獨占買収權を與へた。(後、寛永十年江戸大阪の商人之に加はり、更に博多、筑後、肥前、對馬、小倉も加はつた)此時令して、爾來外船着港の際、絲年寄の評價せざるに先ち諸商人長崎に入るべからず、其の價格決定後は買収自由たるべしと規定した。然るに糸割符人の私慾甚しく弊害が生じて來たので、明暦元年この糸割符法を廢し、商人總て相對買収を許可した。後貞享二年再び糸割符制度復興せられた。然し明和・安永に至りて關東蠶蠶の消開け、生絲の價格も下落し、文化、文政に至つては輸入額著しく減少し、殆んど名目ばかりとなつてゐたが、明治維新となりて廢せられた。

### 異族結婚(イソクケツコン)

異族結婚とは同族結婚と對立的に用ひられる言葉で、同族結婚が同族以外の者との結婚を禁ずるに反し、結婚の範圍を同族以外に廣くものをいふ。今日一般に行はれてゐる結婚は悉く異族結婚であつて、同族結婚なるものは昔から其例が乏しかつた。既に群の時代に於

てすら、結婚は概ね異族の間に行はれて来たのである。然らば如何にして結婚は多く異族間に行はれるやうになつて来たかといふに、これに對しては學者の諸説が一定してをらない。マツクレナンによれば、群に於ては生活維持のために多くの男子を要し、女子を生めば、これを不必要として殺したために、その群内に女子の欠乏を來たし、従つて他群より女子を掠奪する風習を生じたので、これが抑も異族結婚をなさしむる所以となつたといふ。然しこれに對してスペンサーは、その所説を根本から痛撃し、もし群時代に女子を殺す風習が、一般に行はれてゐたと假定すれば、一切の群は、悉く女子の欠乏を來たし、結婚の事實を生じ得なくなるのは當然であるといひ、且つ女子を殺す風習のなかつた所にも異族結婚の行はれてゐた例證を擧げてゐる。蓋し女子を殺したために異族結婚が生じたのではなく、諸群が悉く鬭争状態に置かれてゐたので、分捕品として女子を所有した習慣が維持せられ、平和な際にも女子は他群からこれを奪ふやうになつたと説いてゐる。またギッヂングスは異説を立て、異族結婚は人類にも獸類にも普通の現象で例へば動物の如きも同棲者と交尾するを嫌ふ如く、人類にも同族

の者と結婚する事を嫌ふ傾向がある。この本能により群が鬭争状態にあれば妻女の掠奪となり、平和的なれば妻女の賣買となつたもので、而もこの異族との間の生兒が優秀であつた爲に、斯る習慣が維持せられるやうになつたものだといふ。尙ほラボックは同群内の女子が皆群の共有であつて、ただ鬭争によつて得たる者は、其私有たる事を許されてゐたので、その結果として外婚の習慣が確立されたと主張し、ヘイルは大なる群には内婚が行はれてゐたが、小なる群には外婚が一般に行はれたものと主張してゐる。シュモラーは同族婚を忌むことは人間の天啓的洞觀に出づとなしてゐる。各人の根據とする所は相當の理由があるが、その中で最も多く行はれたものはスペンサーの主張であつた。然し一面には、ギッヂングスの説も多く行はれ、支那に於て『同族不婚』といへるが如きは、その本能に出發したものだとなしてゐる。この説をなす者の論據は、男子の女子に對する先天的な好奇心だといふ。然しその好奇心なるものゝ起原は未だ明らかになされてゐない。異族結婚は然し常に喜ばれたものではなく、異人種との間の結婚は昔から忌まれてゐる。たゞ劣等民族が優等民族との間に結婚婚

姻だけは、例へば琉球人が内地人との結婚を喜ぶが如く、希望されたものである。

# J

## ジエヴァンス (ウキリアム・スタンレー)

ジエヴォンズ (William Stanley Jevons) は一八三五年九月リヴァプールに生れ、幼時より植物學研究に興味を持つてゐた。一八四六年リヴァプール高等機關學校に入り、一八五〇年倫敦大學に轉じ、同五二年化學及び植物學專攻生となり間もなく漢洲シドニーの造幣局試金官となつた。一八五九年再び倫敦大學に入つて心理學及び倫理學を專攻し、一八六三年マスター・オブ・アーツの學位を得た。一八六六年にはマンチエスターのオーエンズ・カレッジに論理、心理、倫理學教授兼經濟學講師となり、一八七五年健康上の理由によつて一旦その職を退いた後再び倫敦大學經濟學教授となり、一八八〇年に辭職したが、一八八二年八月ベケズヒルに於いて海水浴中誤つて溺死した。彼の著書としては一八七一年發行の『經濟學原論』が最も著名である。彼の經濟學說中最も注目に値すべき點は、ミルの効用に關する觀念を一層明かにし、限界効用の説を立て

此觀念を更らに價値に關する理論に適用したことである。而して彼は統計的研究に興味を有してゐたので、主として經濟上の實際問題の研究解釋に努めてゐた。恐慌定期循環論のごときは其一で、十年毎に太陽面に現はれる黒點と凶歳の關係を研究し、恐慌が約十年目毎に定期的に襲來すると説くのであるが、これは今日猶人口に膾炙されてゐる。

## ジームズ・ランゲ説 (—セツ)

ジームズ及びランゲ兩氏の唱へた一種の感情説。曰く、普通に考へられる如く感情があつて然る後に表情があるのでなく、表情があつて然るのち感情があるのでなく、吾人は悲しい故に泣くのでなく、泣くが故に悲しいのである。故に『末端説』又は感情を表情の結果なりとする故に『結果説』とも稱せられる。此の説に對して、原因説及び折衷説がある。

## 時代錯誤 (ジダイサクゴ)

時代錯誤とは、或る事件について其時代を誤り居ることである。

## 時代精神 (ジダイセイシン)

時代精神は一時代を支配するところの主たる思潮である。時代思潮と呼ぶも、同じである。社會意識は一定の社會に於ける總體的共鳴的

意識に他ならないが、時間的觀念は必ずしも主とするところではなく、寧ろ一定の社會で空間的觀念を主とする。反之時代精神は時間的觀念を主とする、だから此の點から見ると、社會意識の時間的に考察せられたものとも云ひ得る。しかしながら、現代の如く各國民衆の、物的並に心的交通の密接なる状態に於ては、謂ゆる文明國相互の間では、自然の傾向として、思潮の波及し、共通するところが著るしくなるにつれて、個々の社會を離れて、謂ゆる文明國社會の間には國際的區別と稱するものが撤去されて、自ら一種の世界的潮流が貫通せられつつある。故に時代精神は各國を通じて歸一される傾向がある。この見地よりすれば時代精神は必しも社會意識の時間的考察とは見做されぬ。すなはち心的交通の密接なる社會を通じて、或る種の思潮が支配する時代がある。かくて時代精神は國境を分たない。社會的區劃と稱するものが無意味となる。しかし時としては二三の異なる思潮、若しくはその反動思潮すら、併行する場合がある。故に時代精神と云ふも必ずしも一種類の思想とは限られない。それは唯各時代を支配し、傾向を語る有力なる思潮をさす名稱に過ぎない。而して如何にして時代思想なるもの

が生れるかは社會意識の發生論に俟たなければならぬ。

自治植民地(ジヂシヨクミンチ)

自治植民地は英國の植民地に行はれる制度で、植民地に於て代議制度は勿論責任政府をも組織して、自ら官吏の任免を行ひ、殆ど獨立國同様の行政組織を有するものである。併し主權者としては依然として英國皇帝を戴くので、英國々王は自治植民地の總督の任免、植民地の法の否認權を留保し、且つ第三者に對する外交代表制及條約締結權は英國政府が掌る。但し英國皇帝の否認權は殆んど行使されたことなく、加奈陀及澳洲自治植民地の如きは、通商政策に關しては自由獨裁權を有してゐる。現今自治植民地に屬してゐるのは加奈陀、澳洲聯邦、南阿聯邦、ニューファウンドランド、ニュージラランドである。

自警團(ジケイダン)

大正十二年九月一日の大震災の際、東京及び神奈川、千葉、埼玉、群馬等の近縣に、暴徒襲來の流言蜚語が盛に行はれた。通信交通機關は殆んど杜絶し、容易に流言蜚語の真相が知れぬ上に、罹災者の避難及びこれが救済等各地とも混亂を極めてゐたので、流言はすべて事實として信じられた。一般人心は震災のた

めに極度の不安に陥つてゐる上、警察力は非常の事件に應ずべく頗る薄弱で手頼りがない状態にあつた。其處で各地の住民が期せずして自衛的の團體をつくるに至つたのである。之が自警團である。暴徒襲來の流言蜚語は九月二日に流布されたので、自警團は之が防禦を目的として、二日夜から三日朝にかけて各地に成立した。自警團員は棍棒乃至は武器を携へて、晝夜ともに警戒に努めてゐたので、警察權は全く自警團にあるかの觀を呈してゐたのである。自警團員の中には在郷軍人も多かつたので、中には全然軍隊式の組織をなしてゐた自警團もあつた。しかし團體としての組織を有することなく、單に各戸から夜警に出るといふに過ぎぬものもあつた。この自警團は警察力の不足を補ふものとして頗る効果があつたが、一方、震災直後の人心が極度に過敏になつてゐた爲め、流言蜚語に誤られて殺人傷害等の罪を犯すことも、少くはなかつた。所謂自警團事件といふのはこれである。そこで關東戒嚴司令部では、之が弊害を防止するため九月二十日、(一)自警のため團若しくは個人毎に所要の警戒法をとりつゝあるものは豫め警察官に届出でその指示を受ける事、(二)警察官憲の許可なくして自警團及び

一般人民は武器又は兇器を携帯すべからざる事、を命令した。秩序の恢復と共に自警團の必要は次第に減少して來たので、十一月四日に至つて警察廳は自警團の廢止を命じた。爾來自警團は名稱を夜警團と改めることとなり、次第に解散乃至消滅して來た。自警團の暴行事件は埼玉縣に最も多かつた。埼玉縣下へは東京方面から鮮人を護送して行つたので、之を不逞の徒と誤信して殺傷したのである。同縣下に於ける暴行事件は九月十日から檢査が開始され、收監者百十六名の多きに及び、内豫審免訴となつたものは二名に過ぎない。その他千葉縣に於いても百五十名以上の檢査を見、東京市内外で約五十名、群馬縣藤岡町で三十四名の檢査を見た。また栃木縣及び神奈川縣にも檢査されたものがあつた。自警團に對する檢査が盛になるのを見て、官憲は流言蜚語の責任を明かにせず、隣人のため粉骨碎身の勞を惜まなかつた功績を顧みず、自警團員のみを犠牲とすることの不爲を鳴らし經倫學、大化會、新時代協會等各團體の有志に依り關東自警同盟なるものが組織された。そして、流言蜚語の真相と官憲の無責任を説き、自警團に加へられた惡名を雪ぐため演說會を開催したりパンフレットを

實驗社會學(ジッケンシヤカイガク)

實驗社會學(experimental social gy)は社會現象の研究に實驗的方法を應用するもの。併し要するに犯罪社會學の範圍を出でない(犯罪社會學參照)。

自己意識(ジコイシキ)

自己意識とは自己に就ての意識である。であるから自我の解釋、自己の説明の明瞭なる限り、自己意識の解釋も從つて明らかなる筈であるが、自我に於ての解釋が區々たると共に自己意識の説明も亦さまざまでなければならぬ。如何なる自己を意識すると謂ふか。本體としての自我を意識するとなし、又純粹自己意識は認識の形式條件なりと稱し、或は同趣意に基きて一般意識と稱して、單なる抽象にあらざる思考の先天的條件となすものがある。或は思考なるものを直接に知るものであると言ひ、或は意志は自己意識の中核根原なりとなし、或は感情に於て直接に之を感じるものなどといひ、或は表象過程の結果の所得に他ならぬとなし、又意識發展の成果なりとし、或は抽象作用の産物なりとし、又は他の意識と相俟つて存するものと云ひ、或は轉じて、それは幻覺なり、自己の肉體を知覺することとなり

と爲すものがある。かくの如く相異の解釋を求むるならば殆んど際限なきほどである。要するに自我に就ての見解の異なるだけ、それだけ自己意識の説明も異なるからである。

人文主義(ジンブンシユギ)

『ヒューマニズム』を見よ。

人道教(ジンドーキョウ)

人道教(Religion of humanity)或ひは人類教は佛國の哲學者、社會學者ハーギュスト・コントの創唱せる一種の倫理的宗教である。その崇拜目標は大なり小なり人類の幸福進歩の爲めに働ける過現未の人間全體であつて、之を崇拜する儀式は人類に對する愛の標識であるとして教理、儀式の規則、僧侶に關する法規、祈禱の方式までも定めた。初めはコントの熱心に感じて英佛に多少の信者を得たが、宗教として勢力を得るに至らず、婦女子のみを對手とする通俗的なものになり終つた。が、それは今日の英國に於ける慈善事業、動物愛護等と合一して純倫理的となつた。

人道主義(ジンドーシユギ)

人格の平等と人類の統一を前提として成立する人類全體の達成状態、即ち道德の理想として掲げられる人道をもつて主義とするものが、人道主義(humanism, humanitarianism)で

ある。人道主義は人種、階級、宗教、風俗等の差別の背後に横はる共通普遍の人性をもつて基礎とするから、四海同胞主義であり、又この共通人性の發展を主として、すべての差別、從つてまた國家的對立以上にも立つ時は世界主義となり、恩讐を超越し闘争を否定する時は博愛主義、無抵抗主義となる。英國では、免囚保護、貧民救助、動物愛護等の如き倫理上の實際運動をも人道主義といつてゐる。ハーギュスト・コントの創唱せる『人道教』と合一せるものである。動物愛護をも人道の一に加ふるは、同類關係は人類相互の間のみならず、人類と動物との間にもありとし、普遍的な同情をもつて動物を愛護しようといふのである(『人道教』參照)。

人爲的社會(ジンイテキシヤカイ)

人爲的社會(artificial society)とは地縁血縁による自然的の社會に對して云ふ社會學上の用語である。『機能社會』の項を參照せよ。

人權宣言(ジンケンセンゲン)

一七八九年八月二十六日、佛蘭西の立憲議會より發布された人權宣言は米國の獨立宣言と共に、天賦人權説の最も偉大なる文獻として著明である。人權宣言は元來人民及公民權宣言と稱するものであつて、その條項は人生れ

ながらにして自由であり平等である事を記してある。即ち第一條、人は出生及生存に依て、自由平等の權利を有す、社會的不平等は公共の利益の外に、これを作る事を得ず。第二條、全ての政治的結合の目的は、人類の天賦にして不可讓的權利を保證するにあり、といふのがその内容である。これによつても明らかなる如く、人權宣言は人爲的制定法以外に、自然法もしくは神法なるものを認め、國家の立法權は之れを侵犯するを得ないものと解してゐるのである。

人口(ジンコー)

人口とは一定の地域特に國家の領域内に在する人數の總計である。從て國民とか民族とか云ふ歴史的政治特色に着眼せる性質的名稱でなく、むしろ是等の別個的特性を無視しての普遍的平等的なる數量的名稱である。この意味に於ける人の研究は經濟學の重要部分を占める。然らば經濟學は人の如何なる方面を研究するかと云ふに、人口即ち其數量的方面である。併し乍ら統計學も亦數量的方面を研究するとせば、如何にして兩者を區別し得るか。統計學が唯單なる數量のみの研究より出發して、其間に一定の法則を發見しようとして試みるのに反して、經濟學はある一種の意味を

付して數量の研究に従ふのである。謂ふ所の一種の意味とは如何なるものであるか。即ち無限増殖の傾向の代表として一種の見地より觀察して、茲に始めて經濟學上の人口論の意義が生じて來る。然して學理としての人口論の出發點をなすものは、ロバート・マルサスの人口論である(『人口論』参照)。

人口調査(ジンコーチョーサ)

國勢調査と等しく英語センサス(sensus)の譯語。「國勢調査」を見よ。

人口論(ジンコーロン)

人間の個別的的特性を無視して、普遍的、平等的、數量的に、人數を觀察した議論を人口論(Principle of Population)といふ。人口論は、食物の生産の増加と、人口の増加との關係についての疑問より出發したもので、此疑問を明確にする爲に生れた議論である。土地の食物の生産は收穫遞減の法則が作用して、無限の増加をなし得ない。併し人口は、不斷に増加してゐる。食物なくして生活の出来ない性慾の強烈な人間は、此勢を如何にしたらよいか、といふ問を起して、人口論を打ち立てた人は、英吉利のトーマス・ロバート・マルサス(Thomas Robert Malthus)である。彼は食物の生産と人口との關係に就いて、『人口は、無制限快態の

下に於ては、等比級數を以て増加するが生活資料は等差級數を以て増加する』といふ原理を發見した。これマルサス人口論として知られてゐるもので、此の命題よりマルサスは貧乏の當然を歸納し、その救済策として、貧乏人の結婚を制限し、人口の増加を生活資料の生産と調和せしむべきことを主張した。マルサスの前記の原理は、生産機關の進歩を無視し、戰爭・病氣に依る人口増加の障礙を度外したもので、事實に一致しない。從つて、その政策論の不合理な事は勿論で、後世に至り幾多の修正説、反對説が起つた。統計學の進歩と共に人口に關する論議が盛んになつて種々の説を提唱する者あるも、マルサスの如く簡單な命題を與へた者なく、議論區々で一致する所へた事がそも／＼誤りであるとされてゐる。

人民主權説(ジンミンシユケンセツ)

人民主權説とは、統治權の主體は人民であり、統治權を行ふものは、人民に依つて成る機關なりと説くところの、政治學上の一學説をいふ。かかる説は希臘時代に於て、當時の小國家が多く共和政治を行なつてゐたが故に、希臘哲學者によつて主張されてゐた。然し政治學説としての人民主權説は、當時の哲學者が

説いた民衆政治の理想をいふのではなく、中世紀の專制時代に生れたるものを指してゐる。即ち十四世紀時代、伊太利人マルシグリオ、英國人オッカム等が、立法權は人民の總會、又は人民の代理者の會合によつて行はれねばならないものであつて、君主はただ行政部に屬し政務を執行すべしと説いたことに萌してゐる。換言すれば、彼等の主張は、國權の主體は人民全體に存し、治者は被治者の承認の下に、その政務を執行すべしとなすものであつて、これを説くために更に自然法の存在を説き、治者は常に自然法を遵守してこれに背反することなき義務を負ふべきものとなした。支那に於ける孟子の政治説の如きも行政權、司法權が人民に存する事を主張する意味において、一種の人民主權説なりと斷ずるを得る。

然るに十六世紀以後に至つて、人民主權説の根據は大いにその趣を異にして來た。即ち當時の歐羅巴思想界は宗教改革に端を發せる思想革命の時代であつて、萬人が神の前に平等であり、自己の自由を擁護するためには、暴虐者に對抗する權利があるとす視念が、一般に流れてゐた。かゝる根本觀念はやがて、十七世紀十八世紀に至るに及び自由平等を以

て、政治の基礎條件なりとする思想を生むに至つたのである。即ち十七世紀に於てミルトンは、個人主義の立脚地より人民主權説を主張し、天賦人權及自由主義の説を立てた。スピノザはまた、國權を解して一の實力なりとし、國家が人民の反抗を招致する場合があれば、それは國家が既に其實力を保持し得ない場合に置かれた所以であるから國家は常に人民に自由を與へ、その自然の發達を完うすべきものなることを力説した。これを要するに、十六世紀以後の人民主權説の理論的根據は神の前に萬人が自由であり平等であると云ふ觀念、即ち個人主義的の自衛に出でたものであつて、個人の自由と自衛とに立脚して起されたものに外ならなかつた(『契約説』参照)。

人類(ジンルイ)

人類は體格上、獸類特に猿類に類似して居るが、心理學上では動物以外若くは動物以上の者と認められる。カットルファージは人類非動物論者として知られて居るが、動物界を離れて別に人類界を説くが如きは妄論たるを免れない。人と猿とは動物界での有脊椎動物、ことに其の中の哺乳類に屬し、さらに其の靈長類を形成する。然して人は其の最高位に立つ。猿類の中で特に人類に酷似せるものは類

人猿と呼ばれる。即ち、オラングウータン、ギボン、ゴリラ、チンパンジーの四種を總括して類人猿科と稱する。人類は其上に位して人類科なる一科を形成する。

人類學(ジンルイガク)

人類學とは人類に關する理學である。解剖學や心理學や言語學や社會學は夫々の範圍に於ける人類に關する科學に相違ないが是等を以て直ちに人類學と見做すべきでない。この體を有し、この心を備へ、この言語を用ひ、この社會を形造るところの人類そのものに関する研究こそ人類學に他ならぬ。人類そのものに關する研究とは如何なるものであるか。第一に人とは何ぞや(自然に於ける人類の地位)の研究である。第二は世界の人類中には如何なるものが存在するか(人種)の研究である。第三は現存の如き人種は如何にして存するや人の今日在る所の所以如何(人類の發達及び人種の形成)に關する研究である。即ち稍稍しき定義を下せば、人類學は、人類の本質、現狀、及び由來を研究するの學である。從つて研究の範圍は、本質論、現狀論、由來論の三項目に分つことが出来る。

人類學的社會學(ジンルイガクテキ)

人類學的社會學(anthropology)は、社會



の状態及び變遷をば、人種の特徴差異によつて説明せんとする一派の社會學である。此學派の人々の云ふ所によれば歐洲人はその生理的心理的特徴を異にする三つの人種を含んでゐる。最も優秀な人種は歐洲人種で、次はアルプス人種、その次は地中海人種である。歐洲國民の盛衰は是等三種の人種の組立によつて決定される。現在に於ける各國國民の人種的組立を分析して見ると次の如き結果が獲られる。(一)は富の分配に關するものにして、一國內の各種人種要素の中、優秀なるものが多くの富を有する。(二)は社會階級に關するものにして、社會上層階級に屬する者ほど優秀人種の特徴を具へる。(三)は定住及移住の法則であつて、國民の移住的要素をなすものは優秀の人種である。而して人種の優劣を頭の長さの指數によつて表はす事により、右の三事項を數量的に證明せんとしてゐる。

**人身賣買(ジンシンバイバイ)**

に公然の法律組織があつた。奴隷の消滅した後にても人身賣買の風は止まなかつた。今日の労働者が勞働力を賣ることと廣義な人身賣買と言ふことが出来よう。狭義の人身賣買としては今猶ほ娼婦制度が存在してゐる。

【日本】 古代日本には奴婢と呼ばれる奴隷があつて、自由に賣買せられた。其賣買規定は大寶令關市令に明記せられてゐる。即ち奴婢を賣買するには券を作り、價を付し、官廳に届出て實行する。關市令によれば牛馬の賣買には券を作る事を要しないが、奴婢の賣買には券を要したのは奴婢が牛馬よりも貴重な經濟財だつたからである。東大寺奴婢籍帳によれば壯年の奴婢は平均箱一千束にて賣買されたらしい。古代日本には前に奴隷が賣買された許りでなく、自由民も賣買された。天武時代に下野の百姓が飢饉のために子を賣つたことが有る。大寶令には自由民が子弟を賣つたり、人を誘拐したりした者を罰する規定が存してゐる。平安朝は甚だ華麗な文化を有してゐるがそれは上流階級に限られてゐる事であつて、社會の下層には依然として人身賣買が行はれた。而して此時代に諸國に發達するに至つた市に於ては生活必需品が交易せられたと同時に、人間を賣買することも行はれ

た。人の子を誘拐、略取して販賣するもの横行し之を罰する法令は完全に効を奏しなかつた。鎌倉幕府に至つて、之を人倫賣買と稱して嚴禁令を出し、人を賣つた者は逮捕して鎌倉に送致し、被賣者は發見するに従つて釋放されたが、なほ其賣買を常職とする人買、商人なる者あり、良民を略取誘拐して他國に送り、又鎌倉其他地方の市場に賣買する事が行はれた。乾元二年には略拐賣買を常職とする者は盜賊に準じ、正應三年には火印を其顔に捺した。併し飢饉には、人民自ら其の妻、子、婢を賣り、又身を富家に託することは、止むを得ずとして幕府に之を認められた。江戸幕府も人身賣買及び之に類似の行爲を禁じて慶長以來屢々禁令を發し、雇人の年限もこの意味に於て天和三年に十年を最長限とした。御定書を制定するに及び、人を略拐せし者は死罪に處し、情を知つて之を賣り分配を受けた者は重罰に處することとなつた。明治政府は勿論人身賣買を認めない。併し娼妓なる狭義の人身賣買は未だに存し、地方無民の間には、五年十年の年期を限つて、其年限内の給料を受し、子弟を雇人に出す風習あり、之れも一種の人身賣買である。

【西洋】 奴隷使役及び賣買は古代社會に於ける一般の風習であつて、西洋では古羅馬帝國時代には盛に之を行ひ、勞働は奴隷の爲すべきものと認められてゐた。中世記にも依然奴隷が賣買されたが、歴史の進行は日本も西洋も同じ事にて、近世に入るに及んで純粹の奴隷は廢止せられ、半奴隷ともいふべき農奴がたほ土地に附着して土地と共に賣買せられたが、それも漸次に廢止せられ自由農民となり、歐洲人を奴隷とする人身賣買は跡を斷つた。併し十五世紀末葉から黒人を賣買使役するの風を生じた。其先鞭者は葡萄牙人である。葡萄牙人は十五世紀後半、アフリカ西海岸の遠征航海を始むるや、物品のみならず黒人を本國に輸入し來つて、本國及マデイラ群島の甘蔗栽培事業に使役し、國王及貴族は之に依つて大に財源を得た。然るに亞米利加大陸が發見せらるるに及んで、黒人の需要は急激に増大し、黒人賣買は盛なる事業となり、其大商人を生じた。葡萄牙は新大陸に於ける植民地に盛に黒人奴隷を使用し、西班牙も亦黒人賣買を公許し、國王を初め特許者等はアフリカ黒人を狩り集め之を新大陸に輸送して莫大の利益を得た。英國人も夙に奴隷賣買に關係し十六世紀の中葉、國の貴族を先頭としてアフリカ

より新大陸に黒人を密輸送した。次で英領植民地に黒人を使役するに至り、一六六二年ロイヤル・アフリカ會社に對して黒人輸入の獨占權を與へ、黒人規則を制定した。一六八〇年乃至一七〇七年に、ロイヤル・アフリカ會社が亞米利加に輸入せる黒人の數は六萬四千八、一七三三年乃至一七六六年には年々二萬人の黒人を西印度に輸送した。佛國も亦西印度諸島の植民地に黒人を使役し、黒人輸入獎勵金を設けた程盛であつた。和蘭人も亦黒人を使役し、奴隷貿易に従事し待遇殘酷を極めた。然るに十八世紀に入るに及んで、ロツク、モンテスキュー、ルッソー、ヴォルテール、チュルゴー、アダム・スミス等輩出し、人道、經濟上奴隷使役の不可なることを力説し始めるや、漸く奴隷廢止論が起り、佛國政府は先づ一七九三年に黒人輸送獎勵金を廢止し、佛國人が奴隷賣買に従事することを禁止し、一七九二年に至つて總ての佛領植民地に於ける奴隷使役を廢止したが、ナポレオンが政權を握るに及んで又復活した。英國では十八世紀の末葉に至つて、奴隷廢止が議會の問題となり、一八七七年奴隷輸送取扱方法改良案が兩院を通過した。併し奴隷賣買全廢は下院すら之を承知せず、而して十八世紀の末葉英米船

でアフリカより年々輸送せる黒人の數は十萬に達し、兩國は之によつて大なる利益を得た。奴隷賣買廢止案が兩院を通過したのは一八〇七年である。而して奴隷その者の廢止法が發布されたのは一八三三年である。佛國では一八四七年に奴隷の土地所有、賣身の自由を認むる法律が發布され、一八四八年奴隷解放の實行を見た。英佛に従つて他國も順次奴隷制度を廢止し、従つて其賣買も跡を斷つに至つた。それが今日なほ行はれてゐるのは回々教國だけである。

**人種(ジンシュ)**

共通の特徴によつて區分せられたる人類の一團を人種といふ。世界の諸地方に生存する人類は、人類としての通有性を有するほかに、體質、言語、風俗等に相異する所あり、この特徴によつて人種の別は立てられる。併し區別の標準たる特徴を何れに置くかは、人によつて見る所が異なるから、人種別の立て方も従つて區々である。今迄にも様々の分類があるが、將來も新規な分類が出づるであらう。併し分類の方法は、分類の本旨より見て、便宜分類と自然分類との二大別、及び便宜分類中の常識分類と人為分類、並に自然分類中の類聚分類と系統分類の四細別の外には出ないこ

とは明かである。常識分類は西洋人と東洋人といふが如き分類方法で、黄色人種と白色人種といふが如きは人為分類である。モンゴリアン(Mongolian)コーカシアン(Caucasian)といふが如きは類族分類、アジア人、ヨーロッパ人といふが如きは系統分類である。以上の分類は、それらの目的と特徴とを持ち、何れを優劣と定める譯には行かぬが、自然科学上から云へば、植物の分類と同じやうに系

- European(ヨーロッパ的人種)
  - South Mediterranean(南部)
  - North Mediterranean(北部)
- African(アフリカ的人種)
  - Negro(黑人)
  - Negri(準黑人)
  - Neuroid(小黑人)
- Asian(アジア的人種)
  - Shiti(南部)
  - Sibiric(北部)
- American(アメリカ的人種)
  - Central(中部)
  - Southern(南部)
- Insular and littoral people
  - Ustari(オーストラリア類)
  - Negritic(ネグリティ類)
  - Malyic(マライ類)

人頭税は人民の各個人に付き、一般に略々同

統分類をもつて最も進歩せるものと爲さねばならぬ。人種の系統は體質、言語、風俗のほか、傳説、記録によつて推定されるが、體質に於ては殊に毛髪、鼻の形状、皮膚の色、鬚の量等、比較的固定的なものが、比較對照の基礎になる。アメリカの人類學者ブリントンの爲せる人類別は、右の體質上の相異に従つて立てられたものであるが、是を表で示すと次の如くなる。

様の税額を徴収するを云ふ。納税者は人民全體にして老幼男女の區別貧富の區別を分たぬ

のが人頭税の性質であるが、然し實際には幼者に對して免税することは東洋も西洋も一般に行はれ、老人婦人並に特權を有する者に對しても免税したこともあり、例外を認められる。人頭税は各戸の家長にのみ課せられるのではない。また個人の負擔能力を全然眼中に置かぬか、或ひは之を視ること極めて輕いのである。西洋では人頭税は古羅馬時代から行はれその課税法の簡單にして徴收し易い事と、人民の負擔能力即ち貧富の懸隔が左程大ならざりしことによつて、中世紀には歐洲の各國に行はれて、他税と共に重要な地位を占めた。然るに貧富の懸隔も漸く大となり、負擔能力を考慮せざるを得なくなつてからは、之に應ずる所得税消費税の如きものが現はれ、人頭税は段々見られなくなつた。現今猶その痕跡を遺してゐる國もあるが、税制上至つて微々たる地位にある。日本にては大化以前より行はれた『調』『徭』は頗る人頭税に類似してゐる。即ち調は各地の産物を上納するものにして、男女共に課せられ、徭は初め勞力を徴せられたのであるが大化以後布米を以て之に代ることとした。何れも人民各個人に課せられたのであるが、大體の階級別はある。即ち人民を中男、正丁、老丁(次丁ともいふ)に分ち、

中男は十七歳以上二十歳迄、正丁は二十一歳以上六十歳迄、老丁は六十一歳以上六十五歳とし、調は老丁には正丁の二分の一、中男には四分の一を課し、庸は老丁には二分の一を課したが中男には及ばさなかつた。全然人頭税とは云ひ難いが類似したものである。我國に現在する『通行税』は人頭税の性質を含むものと稱せられる。

自作農(ジサクノ)

自作農とは自己所有の農地を自ら直接に管理し經營する農業者のことである。自作農に對しては小作農、分益農、(各項参照)及び管理農が對立する。管理農とは自己所有農地を他人に委せて管理經營せしめる農業者である。自作農は、其の耕す土地が自己の所有地である故に、之に加ふる改良、其他收穫を増加すべき設備を惜むことなく、生産を増加して當人及國家の利益を齎す。小作の場合に往々見られる如き土地の荒廢、濫耕等は、自作農には滅多に生じない。されば日本の如く耕地の割に人口が多く、集約的な農法を必要とする國家では自作農を多くすることが緊要である。然るに近年自作農の小作農に對する割合が減少しつつある形勢を示す。これは一つには大農或ひは資本家による土地の兼併と、一つには

生活費の膨脹、耕作費の増加に比して農産物の價格騰貴せず、從來生活を保證し得たる所有地だけでは生活不可能となり、自己の土地の外に他人の土地をも耕す半自作農を多く生じたことに據るのである。之れが爲め國家は自作農保護の目的を以て低利資金融通其他種種の政策をとる。大正十年末現在(農商務統計表に據る自作、小作、自作小作、半自作農の戸數を見るに、自作農が一、六六九、〇九〇、小作農が一、五五四、六六七、自作小作農が二、二三一、九二四、合計五、四五五、六八一となつて居る。而して多かれ少なかれ土地を所有する者の戸數は、四、八五二、六九二である。

自殺(ジサツ)

自殺は極めて變則的な社會現象であるが、統計の示す所によれば各國ともに自殺者の年齢男女、季節の關係がほぼ一致してゐる。自殺の原因に就ては、社會とその時代の相異によつて一定してはゐないが、現代の自殺は殆んど大部分精神錯亂の結果による。その理由は精神病者に自殺者の多いこと、自殺者に精神病の傾向を持つ者の多いこと、精神病に最も悪い夏季梅雨期の時季に於て自殺者の増加することなどによつて證明される。が自殺の中には、貞操の爲め、名譽の爲めなどの倫理的

原因によるものがある。日本及支那の道徳では、不可避の場合の自殺を認容し、更に之を推奨する場合さへある。切腹の如きはそれである。西洋ではギリシア、ローマのストア教は道徳的必至の自殺は勿論、人生に用なしとして自殺することさへ容認したが、基督教が播つて以來、教義に於て自殺を絕對的に禁じた。斯くて西洋では一般に自殺は否認されてゐるが、矢張り自殺する者が絶えない。

寺社領(ジシャリョ)

【名稱】 神社佛閣の所領地を寺社領といふ。神社の領地は古くは『神地』といひ、『神戶』御厨『神田』なども云つた。鎌倉時代以後、稀に神田の名を存したが、多くは『神領』又は『社領』といひ、神社造營修繕料、祭祀供物料に宛てるものを始めとして、神主、禰宜の領有する土地を總稱した。織田、豊臣氏以後徳川時代を通じては、主として朱印狀をもつて諸社に領地を寄進し、又その所領たることを承認したので、『朱印地』なる名稱を生じた。寺院の所領は古くは寺田といつたが、鎌倉以後は寺領と稱され、織田、豊臣以降に及んで、『朱印地』の名を生じたことは社領に等しい。

【沿革】 神社領地の歴史は崇神天皇七年、天社、國社及び神地、神戶の制を定められたる

時に發する。それ以前は所謂祭政一致にて、神物宮物の區別はなかつた。崇神天皇に至つて神宮と皇居と分れ、神物、宮物の別を生じた。垂仁天皇の朝倭姫命大神宮を伊勢に遷し給ふや、伊勢國造は其地を獻じて大神宮の領とした。孝德天皇の御代に至り、大神宮領内に御厨の制を定めた。御厨はもと神の供物を調進する屋舎を云つたのであるが、後には御厨のある土地の名に遷り、遂には神領にして御厨の用に供する土地をも云ふに至つたらしい。歴代の天皇及び諸人の大神宮に土地を寄進するもの多く、伊勢のみにても御厨、御園四百五十餘箇所に達したといふ。御厨の名は斯く伊勢大神宮の御領に限られたものであるが、後には諸社にも之を置くに至つた。『神田』は仲哀天皇の朝に定められ、『神戸』は神社領の封戸の意味で、大同元年の『新抄格勅符抄』によれば當時封戸の數四千八百七十六戸にして、之に太宰府の神戸を加へれば七千餘以上に及んだ。

王臣の寄進と相俟つて寺領は益々大した。平安朝中葉以降に於て寺社領は益々廣大となり、寺社の収入は多額に上り、官憲の命令に服せざる者をさへ生じた。寛治年間には賀社の不輸租田(租税免除地)六百餘町、保元三年には石清水神社の莊園三百箇所の多きに達した。寺院に於ては延暦、興福二寺の莊園は一國の上に出でた。鎌倉時代以後に於ては政權幕府に移り、諸國に守護地頭を置くに至つて、勢力ある守護地頭の爲めに寺社領の侵奪されるもの少からず、寺社は幕府に訴へて寺社領「不入權」を獲、武士が寺社領内に侵入することを防遏した。併し南北朝時代に至つて寺社領は大平武士の横領する所となり、足利時代に至つては諸豪族の兼併與奪盛に行はれ寺社領は殆んど有名無實となつたものが少くない。織田氏に至つて、寺社領地を調査決定し新地を寄附すると共に、武士の侵奪を禁止し、次で豊臣秀吉が天下を統一するに及んで、全國の檢地を行ひ、土地制度を改定し、寺社には石高を定めて寄進した。徳川時代には、寺社領は朱印、黒印狀、又は判物等の特許狀を以て、幕府又は大名より寺社に與へられた。將軍は一般に朱印狀を用ひ、日光廟、門跡等格式高き寺社には判物を用ひ、大名は黒印狀

を用ひた。が効力は皆同一のものである。『寺社領の持權』 寺社領は「不輸」及び「不入」の特權を持つた。『不輸』とは租税免除權であつて令制時代から行はれた。この特權に依つて寺社はその領地より租税を徵收する權利を與へられた。豊臣氏時代に至つて石高を定められたので、寺社はその石高に従つて年貢を徵收した。『不入』の權は、その起原を王朝時代國衛使の入り來ることを拒否する權利であつて、元來不輸の權利に附隨して生じたものである。然るに時を経るに従ひこの權利は擴張されて、單に徵税の爲のみならず行政司法等の事務に關しても官憲の干渉を拒否し得るの權利と變じ、寺社領は國衛の支那の外に立つ自由地となつた。鎌倉時代に入つて國衛使不入の權は守護職不入の權となり、守護職の役目たる犯罪人の搜索逮捕權も寺社領内には及ばぬこととなつた。併し守護職の勢は大であつたから、屢々この特權は侵された。室町幕府の時代には守護職は臨時の課役をも管掌するに至つたので、守護不入權は従つて諸役免除權となつた。豊臣氏時代以前にはこの特權の效果は、寺社領内並にその所領一般に及んだが豊臣氏時代以降に於ては諸役免除の效果が主として境内のみに限られたので、諸役免

除と同義なる不入の特權は矢張り境内のみに限られることになつた。

**自足經濟**(ジツクケイザイ)  
自足經濟とは自給自足を原則とする經濟組織のことである。自家の用を便する爲めに、自家の勞働及設備を用ひて物資を生産するといふ事は、經濟組織としては幼稚な組織である。家屬經濟なるものは即ち此自足經濟である。太古の經濟は勿論自足經濟であつた。自分で作り又は捕へたものを自分が食つて、猶ほ若干の餘裕を生じ、之を他と交換するに至つても、その生産は最初より交換を目的としたものでない以上は、自足經濟である。更に生産の或部分は最初より交換を目的として行はれるとしても、生存を維持する爲の他の大部分の生産が、直接自己の消費を目的として行はれる場合は、自給自足を原則とするものであつて矢張り自足經濟である。自足經濟に對立するのは流通經濟であつて、流通經濟が成立するには、生産が自己の消費を目的とせず市場即ち購買者を目的とする事を原則とするに至らなければならない。

**實踐社會學**(ジツセンシャカイガク)  
實踐社會學(practical sociology)は、實際の社會問題を研究し、解決を與へんとする學。慈善事業、感化事業等はその研究題目である。應用社會學(anthropology)と同様に思はれるが、應用社會學は社會學の原理を假定しこれを實際社會に當嵌めて、如何に社會を改良發達せしむべきかの方法を詢する學で、實踐社會學とは幾分異なる所がある。

**實證主義**(ジツジョウシユギ)  
實證主義(positivism)はコントの創唱にかゝり、形而上學を排し、知覺に基く經驗を外にしては吾人の知識の源泉たるものなしと主張する。コント曰く『吾人は現象の外何ものも知らず、而して此現象に關する知識は、絕對的ならずして相對的である。其本質並に窮極の原因は吾人の知らざる所で、又知るべからざる所に屬す』と。コントの學說の二大根本觀念は、人間精神發達の三段階說、並に科學階階說である。人間精神發達階段說を要約すれば、人間の精神は必ず(一)神學時代、(二)形而上學時代、(三)實證時代の三段階を順を追うて發達するものである。神學時代に於ては人類は凡て自然の現象を例へば鬼神の如き超自然の存在によつて説明せんとし、形而上學時代に於ては人類は、現象の由つて來る所を無形の勢力、無形の原因によつて説明せんとし、實證時代に於ては人類は觀察と實驗とに

よつて、現象相互間の關係を説明せんとするといふにある。而して百級の科學は其複雑の程度を異にし又或ものは一般的で他のものは特殊である故、凡ての科學は同時に同一の段階に到達するものではなくて、一般的にして單純なる科學は早く、特殊的にして複雑なるものは遅く到達するのである。コントは科學發達の順序を次の如く配列した。(一)數學(二)天文學(三)物理學(四)化學(五)生物學(六)社會學。コントは社會學をして實證科學(positive science)たらしめんとし、社會學の鼻祖と稱せられるに至つた。而して實證主義は凡ゆる社會科學に影響を與へ、獨斷的、抽象的演繹的な學問研究方法を驅逐した。即ち社會哲學(philosophy of society)をして社會學たらしめ、個人的、演繹的の英吉利正統派經濟學に對して歴史的、個人的の經濟學を勃興せしめた。

**實物支拂**(ジツブツシハラヒ)  
實物支拂とは勞働賃銀の一部分を日用品其他の實物を以て支拂ふことである。女中、下男等が、住宅を給せられ、食物を給せられ、衣服の一部を給せられる如きも實物支拂であるが、問題となるのは鐵山其他大工場に於ける實物支拂制である。日本の鐵山では大抵米味

増、醬油、労働器具等を、稼ぎに應じて無償或は市場価格を無視した低額の一定代金で支給してゐる。この制度の起りは、鑛山は多く人家を離れ、物品の供給困難にして商業が行はれない理由にあつたかも知れぬが、それが今日でも相當繁華な鑛山に維持されてゐるのは、雇主にとつて有利だからである。雇主の有利は屢々被雇人の不利である。實物支拂の行はれる所に在つては、労働者は賃銀が果して幾何の金額に當るかを明瞭に知るを得ず、従つて世間一般の労働賃銀との比較をなし得ず、物價騰貴、上景氣等の場合にも賃銀増加を要求するの標準基礎を薄弱ならしめる。亦労働者各自の生活標準が劃一的に決定され、自己の所得を自己の意志に従つて處分するの自由を束縛される。又高價な物を無理に買はされるといふこともある。支拂はれる物資が無償、或は一定した低額の代價であつても、その物資に含まれる部分の賃銀をもつて市場から一層多くの物資を買ひ得るとしたら、労働者は雇主から高い物を買はれたことになる。實物支拂は右の如き弊害があるので、労働者の利害を保護するの見地から工場法によつて之を禁止せる國が尠はくない。

實業補習學校は、小學校を卒業して上級の學校に入らず、直ちに實務に就いた者をして、その本業の餘暇に學問的修養を爲さしめる事を目的とする學校である。従つてその授業は主に夜間行はれ、授業時間は少なく、修業年限も短期である。實業補習學校規定は明治二十六年に發布され、同三十五年一月には商業補習學校に關する文部省訓令が出てゐる。それに依ると、『商業補習學校は實業に従事し、又は従事せんとするものに簡易なる方法に依りその職業に必要な智技能識を授けると同時に、普通教育の補習をなすを目的とす。即ち實業の教科を主腦とし、併せて普通教育を施し、兩者共に其目的を達すべきものとある。之は商業補習學校に關するものであるが、又一般の實業學校に及ぼし得る。大正十年三月調べの全國實業補習學校數は、公私私立を合せて、工業補習學校が一三九、農業補習學校が一〇、五九一、水産補習學校が一八四、商業補習學校が三三三、其他のもの二、九五二合計一四、二二九である。明治二十七年の九校同三十二年の二十五校、同三十七年の百二十四校、同四十二年の五千六百二十六校に比すれば、著しい發達であるが、實質に於ては、其教授は小學校教師が兼職し、生徒は缺席中

途廢學等多く、加ふるに晝間労働のあとであるから學問が身に入らず、多大の成績を擧げてゐるとは云はれない状態である。  
**實利主義**(ジツリシユギ)  
 『ブラグマチズム』を見よ。  
**自由貿易**(ジユーパーエキ)  
 自由貿易主義は國際間の通商の自由不干渉を主張し保護貿易主義と相對立する。この説の基礎は個人主義であるが、直接の影響を佛蘭西のフイゾクラット(其項参照)に受けてゐる。此説の創唱者は英國の經濟學者にして近世經濟學の鼻祖と仰がれるアダム・スミスである。スミスは其著『富國論』に於て、自由貿易を力説した。彼の説によれば、國家發展の要道は個人の自由を尊重するにある。個人の意志と行動に束縛がなければ、個人は各自、利己心に刺戟されて最大の利益を追求する。資本家は最も有利な事業に投資し、労働者は最も賃銀の高い労働を選び、生産は最も利益ある物品を製造して最も有利な市場に販賣され、消費者は最も有利な商品を最も廉價な市場に求めんとし、何人も永く利益を獨占することが出来ず、亦永く不遇の境涯にある事なく、需要と供給はおのづから調節され、資本と労働は自然に調和する。斯くて個人の最大

利益は得られる。國家は個人の總合であるから、個人の最大利益は亦國家の最大利益である。個人の利益と國家の公益とはかくて一致する。故に國家の行動は個人の自由を尊重してただ個人の自由を妨ぐるものを禁壓する範圍に制限すべきである。然るにマーカンチリズム(重商主義)は國家の保護を加へて白國の産業を發達せしめんと試み、自國に産出の見込ある貨物の輸入を禁止せんとする。併し一國の産業なるものは、其國の資本と努力の高に應じて發達するものである。資本と努力の高を超えては如何なる産業も發達するものではない。故に新に一産業を興さんとすれば、他の産業から資本と努力を奪ふか、少くとも供給不足を感じしめざるを得ぬ。保護を加へずに發達した既存の産業は自ら其國の事情に適應するものである。既存の産業を衰頹せしめて新産業を強ひて興すのは、適せるものを棄てて不適當なるものを採るの愚となり國家の利益を大いに害する。凡そ國富を増進するには資本と努力を増さねばならぬ。資本と努力が増加すれば諸財貨の産出が自から増加する。而して資本と努力とを増加する方法は、資本及努力をして各々最も有利な方面に自由に活動せしめるに在る。マーカンチリズムは金銀の

みを富と心得、國內に金銀を蓄積せんと努めるが、金銀は唯富の一部分をなすのみである。金銀が富の一部をなす所以は、それによつて財貨が獲られるからである。外國貿易が必要であるのは、金銀を獲んが爲めではなくて、其實これによつて一切の財貨を獲んが爲めである。商品を生産して、其代價として貨幣を支拂ふのは、支拂つた金よりも受取つた商品の方が自國にとつて價値多き場合にのみ行はれるものである。故に斯る貿易の結果は、たとひ貨幣は失つても、損失するのではなくて、利益するのである。マーカンチリズムは貿易の權衡に重きを置くが、實は一國內の生産と消費の權衡の方が重要である、何となれば、一國の盛衰は前者の如何によつて定まるのではなくて、後者の如何によつて定まるものだからである。もし一國の盛衰が貿易の權衡如何によつて決定されるとしても、決定の基礎となる貿易統計なるものはいづれも正確でなく、信を置くに足らない。  
 スミスの自由貿易論は右の如くであるが、英國に於てはリカルドを初め、マルサス、デオン・スチュアート・ミル、シーニョア、マカロツク、其他多數の有力な後論者が現はれて斷然たる『スミス學派』を形成し、佛、獨米に移入

され、十九世紀の中頃には殆んど世界の思潮を席捲したが、同時代、獨逸に保護貿易思想が起り、次第に勢を得て一八八〇年以降保護貿易は各國の採用する所となつた。然し自由貿易は學説は逼寒した譯でなく、新銳の學者が續出して益々周到な學説となつた。スミス以後の學者の加へた自由貿易主義の論據を列擧すれば、(一)自由競争は事物の改良を促し社會を進歩せしめること、(二)國際貿易は國際間の分業を促進し貿易國双方の利益を増進すること、(三)自由貿易は世界の平和を保障し人類の幸福を増進すること、(四)保護貿易は一部生産者の爲めに、消費者全體の利益を害すること、(五)保護貿易は外來の競争者を遮斷する故に、獨占を惹起する恐れあること、(六)保護貿易は政治家と商人との醜關係を起し易く政治を紊亂せしめる恐れあること、などがその主なるものである。『保護貿易主義』  
**『マーカンチリズム』**『正統派經濟學』参照。  
**自由労働者**(ジユーパードーシヤ)  
 『屋外労働者』を見よ。  
**自由職業**(ジユーパーシヨクギョー)  
 自由職業(Liberal Profession)は(一)僧侶、軍人、官吏、學者、醫師、辯護士等を含む勞賃又は利潤を目的とせざる職業に云はれる。且に對

立するのは生産職業即ち農工商及労働者、卑賤職業即ち娼婦、藝妓及びその買者などである。これは中世以来の誤れる階級観から生じた職業分類であるが、今日でも猶相當認められ、自由職業者を高尚なものとし、醫師、辯護士などは今日普通の營利職業と異なる所が餘りないにも拘らず、營業税を免除されてゐる。

(二)以上の如き意味の外、一定の使用關係に縛られず、即ち係給によつて生活せず、自己の自由意志に従つて爲したる勞作骨折の結果として報酬を受ける職業を自由職業といふ場合がある。この意味の用法は新しい。この場合は社會の上層にあることを意味しない。

**自由都市(ジュートン)**

【概説】自由都市は都市自身の法律と政治機關を有し、恰も獨立國の視を具へた歐洲中世の特殊な都市である。ゲルマン民族が羅馬帝國に侵襲して到る處掠奪と破壊とを逞しうした跡に、都市が再び勃興し初めた時、封建制度も漸く普及し來り、都市は諸侯の領内に包括されることになり、強力優勢なる君主の保護の下に發達することとなつた。君主は其威を擴張するに富裕なる都市の財力を必要とした。然るに君主の欲望が漸く増長し、君主間の勢力争ひが繁くなるに従つて、都市に對す

る買物の賦課は益々重きを加へ、遂に都市の反抗を招くに至つた。都市は古への獨立自治都市を再現せんとし、兵力によつて、君主を壓迫し、或ひは金力によつて各種の特權を獲得し、自ら傭兵を蓄へて獲得したる特權を擁護し、益々これを擴張し、遂には全く獨立國に等しい状態を示すに至つた。是等の都市は多く共和政治を行ひ、市民即ち統治者たるの實をあげたが、多くは全然君侯の羈絆を脱し得なかつた。之を脱し得たのは王權が微弱で專制貴族の勢力の大ならぬ伊太利及獨逸の都市であつた。その強大なるものに至つては王侯に對する宛然一兩國の觀を呈し、時には隣國の王の廢立權をさへ掌握した。

の主なる都市はミラノ、フィレンツ、エロナ、ビザ、ジェノヴァ、ヴェネチア、ナポリ、アマルフィ等である。都市により同一ではないが其政治組織は多く法規に従つて選舉された數人の執政があつて政務をとり、外に立法會議があり、執政の顧問機關たる顧問會議あり、而して同盟の締結、宣戰、媾和、執政及駐外公使の選任等重大な政務は、之を一般市民より選舉したる代議院の決議に附する例であつた。

第十二世紀末葉から一時的獨裁官を置き隣國の市民から選任する習慣が諸都市に起つた。隣國より選んだ理由は、當時市民貴族間の闘争激甚であつた伊太利都市に於て公平無私の獨裁官を得るの必要に出たのである。伊太利自由都市の商人全盛時代には、南歐の商權を壟斷し、更に進んで歐洲全土至る處に市場を開拓して其貿易を擴張した。佛國に於ては既に十三世紀に於て、佛國人民より以上の特權を獲得するに至つた。貿易に附隨して銀行業をも營み各國の金融界に大勢力を占めた。

又王侯に對して貸附を爲し徵稅の請負をもした。然るに是等の自由都市は、相互間の軋轢戰爭、南阿迂航路の發見に伴ふ商業上の地の利の喪失、他國に於ける産業の發達等によつて、漸次衰運に傾き、近世國家の出現と共に

に全く其自立權を失ふに至つた。

【獨逸の自由都市】獨逸の都市は第十世紀の初葉以降北部南部及び西部地方の殊に河海に接して交通の便利よき所に發達し、伊太利自由都市の如く獨立權を得た。併し獨逸のそれは伊太利の都市と異り、相連合して自己の利權擁護に努めた。其同盟の主なるものは『ハンザ同盟』『ライン市同盟』『スワビア市同盟』である。何れも數十の都市を糾合して強大を極めたが、殊に勢力のあつたのは『ハンザ同盟』であつた。『ハンザ同盟』は一二四一年リユベク、ハンブルヒ兩市の間に締結せられた防禦同盟に起因するものと見做される。その目的は(一)海陸に於ける交通安全の保持、(二)同盟加入市府間に於ける争議の平和的解決、(三)外國に於ける商業上の特權の獲得及び維持の三點に存した。此同盟の効果が顯著なるを見て其後續々加入都市が増え、獨逸の都市のみならず、佛國其他の都市も之に加入し、第十三世紀より十五世紀の初葉に至る間はその全盛時代であつた。一三五〇年には加入都市の数が八十五以上に達し、バルチック海は完全にその掌中に歸し、丁抹王の廢立は同盟によつて行はれ、英國其他に同盟の居留地を置いた。同盟加入市は各々自主權を有し

利害の衝突は免れなかつたが、連絡統治の機關もよく備り、大なる紛擾を生ずることがなかつた。同盟は憲法を制定し、統治機關として同盟市議會を置き、同盟各都市間の争ひを調停する爲めに『ハンザ仲裁裁判所』を設け、共同の海陸軍を設け、共通の貨幣及び度量衡制を布いた。ハンザ同盟の分裂と衰運は第十五世紀の初葉から始つた。從來、バルチック海に集つた餅群が次第に北海に移り、フィンランド諸都市が餅産業を獨占するに至つて、遂にフィンランドの加盟都市は同盟より脱退し、ハンザ同盟都市は専ら商品の仲介貿易に従ふこととなつたが、西班牙、葡萄牙の大陸發見、英國の産業勃興、獨逸に於ける三十年戰爭、其他の原因によつてそれも衰へ、一六二九年には同盟都市はリユベク、ハンブルヒ、ブレーメンの三市のみとなり、一八一五年この三都市は獨逸聯邦の一員と認められることとなつて二百年間榮えたハンザ同盟の終りを告げた。

は刻苦にして而も口を補し得ざる貧困の一群とを生ずる。斯る現象に對して不安乃至道德的苛責の感情が富裕階級の間に醸さるゝに従つて、彼等は貧困甚だしく社會の表面に著しき暗影を投ずる人々をば、慰撫救濟せんとして諸種の手段を講ずるに至つた。これ慈善事業の近世都市に發達し來れる所以である。

慈善(ジゼン)

貧困救濟の一方方法であつて、救濟が富裕階級により恩惠的に與へられる場合、これを慈善と稱する。近世産業の發達著しきにつれ、一方には徒食猶ほ巨萬の富を擁する一群と他方

その事業としては、(一)養老院、孤兒院、(二)慈善病院(三)不具者の永續的扶養、(四)不具者に對する特殊の職業的教育(五)貧民に對する金品の贈與(六)その他諸種の扶助形式がある。此事業の主體たるものは、富裕階級の寄附金乃至會員の持續的出資を以て基礎とする諸種の慈善團體であるが、これらの團體は一種の社交機關たる機能を兼ねることが多い。國際的の團體としては、赤十字社救世軍があり、その他日本には、濟生會、愛國婦人會等のものがある。

慈善事業の實際的效果に至つては、貧困を救濟せんとする目的は之を寡す可しとするも、如何にして之を救濟せんとするかの手段方法に至つては、疑問とすべき點が少くない。そが一般民衆に向つて努力の意氣を喪失せしむる點は、弊害の甚しきものとされて居る。

例へば茲に一人あつて勤勉努力以て或經濟的地歩を開拓せる場合、其隣人が慈善家の恩恵に浴して徒手、同一の安逸なる境地に住せるを見れば自己の努力の標的が一時に喪失したるを感ずるであらう。斯くして慈善事業の惠澤に浴すること多き都市が、反つてより多く無頼窮乏の民に充滿してゐるといふ奇怪の現象を生ずるのである。第二の弊害としては、慈善事業が家族的親和の機縁たる親子の責任觀念を弱むることである。即ち老人の公共扶養は子女をして親に對する扶養の觀念を喪失せしめ、孤兒の慈善的扶養は偶以て親子の情愛の何者たるかを知らざる粗悪なる素質の子女を多産せしむる傾向を生ぜしむるのみである。第三には慈善が労働者の賃金を低下せしむることによつて、獨立の生計を營みつゝある労働者に多大の打撃を與へることである。何となれば慈善を享くる労働者は、それを享けずして自己の努力を以て全部の生活費を確保する労働者を労働市場より驅逐し、加之養老院の存在は労働者が餘分の貯蓄をなして老後に備ふるの必要と口實とを除外し、以て彼等の賃金を低下せしむることとなるからである。斯くの如く慈善事業は弊害のみ徒に多くして何等積極的利益を齎す事なきが爲めに、今や

全くその權威を失ひ世間之を自するに有階級の單なる社交機關を以つてするに至つた。慈善事業の發達と共に、その目的、政策及び實際的効果を論ずる所謂慈善學なる應用社會學上の一課目が發生したが、事業そのものの振はざるが爲めに著しき發達を見ずして終つた。

**常平倉(デヨーヘーゾー)**

氣候の不順によつて農作物の不作を來し、その爲めに一般人民が饑餓の状態に陥るといふことは、農業技術の幼稚交通の不便等の理由から、古代に溯る程多く見出される。これ我國の古代から封建時代にかけて、饑饉といふ現象の頻發した所以である。従つて斯る不幸に備へる爲め種々の手段が講せられてゐた。常平倉といふのはその一つである。

常平倉といふのは穀物の存在高を平準せんとする制度である。即ち豐作の場合には餘分の貢納をなさしめてこれを庫に收め、凶作の場合に倉を開いて一般に分與するといふのである。この制度は天平、寶字の頃から始まつて大體に平安朝の終り迄續いてゐる。淳仁天皇の勅に『傾聞く、市邊饑人多しと、宜しく國の大小に隨つて公廩を割出し、以て常平倉をなし』とあるは即ちこれで、その爲めに七道

諸國を管轄する左右平準署なるものが設けられた。光仁天皇の朝に至つて平準署は廢せられたが、その後も左右兩京に常平倉を置き民の困窮を恤つたこと一再でなかつた。武家政柄を執るに及んで、此制度は永く廢せられて居つたが、徳川時代に入つて圍米の制として復活された。即ち諸侯をして高一萬石に穀千表を貯へ、不時の災に備へさせたのである。

**女權擴張論(ジョケンカクチャローロン)**

**條約改正(ジョーヤクカイセー)**

日本と諸外國との通商條約は、安政五年(一八五八年)六月米國と修好通商條約を結び、その後同年中に英、露、佛、和蘭とも同様の條約を結んだのが初めであるが、此條約に於ては關稅附加に關する束縛の外、相手國に對して領事裁判を認めたので、日本の獨立國たる體面に傷けることが尠少ではなかつた。安政の條約に次いで、萬延元年(一八六〇年)葡萄牙及普魯西と、文久三年(一八六三年)瑞西と、順次に同様の修好條約を結んだ。然るに安政五年の條約に於て約したる神奈川開港が國內の騷擾により期日に後れたるを理由として、協定輸入品關稅率の引下げを強要され、米、英、蘭、佛四ヶ國との關稅條約は一々日

本に不利なる片務的のものとなり、數種の禁止品及無稅品の外は、一切の輸入品に就き、從價五分の低稅を協定するに至つた。其後、白耳義、伊太利、葡萄牙、丁抹、瑞西、露西亞と結んだ條約並に明治年間に入つて瑞典、諾威、西班牙、北獨逸關稅同盟、埃太利、匈牙利等の諸外國と結んだ條約も、先の四國條約に倣つたので、當時我國は一切の條約國と片務的にして束縛的なる條約を結ぶ事になつた。然るに右の條約は明治五年七月一日を以て全部滿期となる約定だつたので、政府は岩倉具視を全權大使として諸國を訪問させ、條約改正の交渉に當らせたが、米國以外相手になつて呉れなかつた。條約改正の議は朝野の大問題となつたが、臺灣征伐があり支那と葛藤を生じ、次いで西南戰爭あり、條約改正の交渉は一時中止されたが、後再び起り、歴代の外相はこの一事に向つて苦心を傾注した。外務卿寺島宗義(明治十一年)外務卿井上馨(明治十五年)外務大臣大隈重信(明治二十一年)外務大臣青木周藏(明治二十四年)外務大臣榎本武揚(明治二十五年)等、諸種の手段を廻して條約改正を企て、法權、稅權の恢復を圖つたが、何れも失敗に終つた。然るに明治二十五年八月陸奥宗光が外相となるに及ん

で、此企圖は漸く成功に近づき、二十七年七月十六日先づ英國と新に通商航海條約を締結した。自餘の國も順次是に倣ひ、米、伊を冒頭に全部の條約改正を終つた。明治五年以來の日本朝野の大問題は茲に漸く一段落を告げた。此改正條約によつて我國は領事裁判を撤廢して法權を恢復した。併し稅權の恢復は未だ完からず、輸入品によつては從價五分乃至一割以上の稅率を課し得ざる規定であつた。明治四十三年以降、右の條約期間の滿了と共に更に第二次の條約改正交渉が始り、米、英を初めとして順序に我國に有利な條約が結ばれるに至つた。

**剩餘價值(ジョーカチ)**

【概説】剩餘價值(Mehrwert)はまた餘剩價值・過剩價值なども譯される。カール・マルクスに依れば、商品の生産行程中労働に依つて放下資本に附加される新價值を指すのであるが、學者によつては剩餘價值の產出を資本の生産力に求める(『生産力學說』參照)ものもあり、又商品の交換行程に求めるものもある。即ち『一商人があつて百圓の價值ある穀物を農夫から買受け、これを仕立屋に百十圓で賣渡せば二十圓の剩餘を生じることとなり、此二十圓を剩餘價值と云ふ』と説くが如きは、後

者の適例である。然し此場合、全價值は毫も増減してゐる譯でなく、たゞ農夫と仕立屋とが十圓宛損失しただけである。従つて此處には何等の新價值も發生してゐない。かゝる變則的なる價值の取得を指して剩餘價值と呼ぶならば、暴力を以て掠奪し強盜した價值も亦剩餘價值と言はねばならなくなる。要するに、労働力の特種の機能は、商品の生産行程において產出する以外に剩餘を生ずる所はないのである。

労働力は商品生産行程の上に二重の性質を有する。即ち一方においては使用價值を造るところの一定形の有用労働となり、他の一方に於いては商品價值を造る單純な平均的一般人間労働となるのである。而して後者はまた生産機關及び労働力なる二つの生産要素の價值を、新商品に移轉する機能と、その新商品に對して新價值を附加する所の機能とを有する。今、事實として行はれてゐる資本制生産行程を見るに、資本の所有者は先づ労働要具、主要原料、助成品等の生産機關を買入れる。然しこれ等のものは、労働力を加へられる事なくしては毫も價值の増加を來さない。否そのまゝ放任されてゐるならば、次第に價值が消滅する許りである。然るに労働力なる特殊の

商品を買ひ入れ、これ等の生産機關を以て新商品を生産することゝなると、生産機關の價值及び労働力の價值が新商品に轉移されるのみならず、新たな價值が生ずるに至るのである。故に生産行程の終末に於いては、最初投下された以上の價值が生じて来る。剰餘價值とはこれを言ふのである。

生産機關は何等の價值を造出するものではなく、單にその消費された價值を労働によつて新商品に再現するのみである。此の作用は使用價值を生産するところの、特殊の有用的労働によつて爲される。而して價值を産出するものとしての労働は、一定の限度までは單に資本家が労働力を購ふに要する價值を恢復するに過ぎぬが、此の限度を超えりて過剰の價值即ち剰餘價值を産出するに至るのである。

労働力の價值は労働者の生存に要する資料の生産時間に依り決定される(賃銀参照)。然るに労働者の一日の労働時間は、必ず此の労働力の價值を生産する時間以上でなければならぬ。若し労働力の消費される時間と、労働力の價值を生産する時間とが同一であるとすれば聊かも剰餘價值の生ずる時間がないことになるからである。マルクスは労働力價值生産に要する時間を必要労働時間と名づけ、

剰餘價值の生産に要する時間を剰餘時間と呼んだ。

マルクスは斯う云つてゐる。「生産機關、即ち主要原料、助成材及び労働器具等を構成する資本部分は、生産行程に於いて其價值量を変更しない。依つて予は之を不變の資本部分、又は一層簡單に不變資本と呼ぶ。然るに労働力を購ふ資本部分は、是に反して生産行程中に其價值を変更する。それは生産行程中自己と同一の價值を造り、其上尙ほ一箇の過剰即ち剰餘價值を生産する。そして此剰餘價值そのものも常に伸縮増減し得るものである。斯くて此資本部分は絶えず不變量から可變量に變化する。依つて予はこれを可變の資本部分又は簡單に可變資本と呼ぶ。」

【剰餘價值率】 不變資本の價值の大小は、新たに造出される剰餘價值の大小と何等の關係もない。勿論生産機關なしに生産を行ふことは出来ない。一定の剰餘價值を産出する爲めには、是非とも一定量の生産機關が必要なのである。而して此の不變資本及び可變資本の比例即ち資本の有機的組成は、生産部門の異り技術的發展の異なるに従つて大なる相異を呈するものであるが、然し結局剰餘價值の大小とは關係がない。一例を挙げれば、一日の労働

力の價值が三マルク宛の労働者を三百人雇ひ入れ、(此場合には、労働力が價值通りに買はれてゐるものと假定する)一人について一日六マルク宛の價值を産出せしめる場合には、その生産機關の價值が二千マルクであらうと、四千マルクであらうと、又八千マルクであらうとも、一日に産出される生産物の價值は必ず千八百マルクでなければならず、従つてまた剰餘價值は當然九百マルクでなければならぬのである。

故に此場合問題となるものは、可變資本のみである。前の例に就て云へば、放下された可變資本九百マルクは直ちに九百マルクの剰餘價值を生んでゐるのである。即ち可變資本に對する剰餘價值の割合は百パーセントである。マルクスは、此可變資本に對する剰餘價值の比例的大小を剰餘價值率と呼んだ。剰餘價值率は、兎もすれば利潤率と混同されるが、然し此の兩者は決して同一物ではない。利潤率は全資本に對する剰餘價值の比例的大小であるが、剰餘價值率は全可變資本のみに對する比例である。

今日において、實際上資本の所有者が問題としてゐるところは、剰餘價值率ではなく利潤率である(平均利潤率参照)。然し資本の組

成や商品の價格が一定してゐる限りに於いては、利潤率の増減は剰餘價值率の増減に照應するものである。然るに剰餘價值率を増大するには、一日の全労働時間を延長するか、若しくは必要労働時間を短縮するかする外はない。例へば一口の必要労働時間が六時間であり、それが不變であると假定する時には、ただ労働時間の延長に依つてのみ、剰餘價值率の増大を計ることが出来る。故に労働時間の延長は資本家の努めるところであるが、然し労働時間は無限に延長し得るものではない。労働者の疲勞衰弱と云ふが如き、自然的制限を始めとして、種々なる制限がある爲め、一定の極限以上に延長し得ないことが多いのである。

労働時間の延長し得る極限が十二時間であり、必要労働時間が六時間であると假定すれば剰餘價值率は百パーセントである。然るに此剰餘價值率を更に増大せしめんとするには何うすれば善いかと云ふに、それは必要労働時間の短縮に依つて達せられる。即ち六時間を四時間に短縮すれば、剰餘労働時間が六時間から八時間に増大するのである。従つて剰餘價值率は二倍に増大して百パーセントから二百パーセントに上ることとなる。此の必要

労働時間の短縮は多く労働賃銀の引下げとなつて表はれるが、これは實際上労働力を價值以下に買ふ事に歸着する。然し労働力を價值通りに買ふものとすれば、必要労働時間を短縮する事は、労働者の日常生活資料の生産上必要な労働時間を短縮すると云ふ事になり、それは此部門の労働生産力を増進する事によつて達せられる。若し労働者が衣服として用ひる木綿の生産力が倍増し、従来一反に費やされた労働量が半減すれば、労働力の價值も亦従つて低減し、必要労働時間の短縮が計られることとなるのである(賃銀参照)。

故に剰餘價值率の増大は、労働時間の絶對的延長ばかりではなく、又必要労働時間の短縮に依つても計ることが出来る。マルクスは此の労働時間の絶對的延長に依つて生ずる剰餘價值を絶對的剰餘價值と呼び、必要労働時間の短縮に依つて得られる剰餘價值を相對的剰餘價值と呼んだ。

【剰餘生産物と剰餘價值】 剰餘價值は商品の生産行程においてのみ生ずるものである。従つて生産物が商品化しなかつた時代においては、剰餘價值なるものは存在し得ない。總じて價值なるものは、商品生産の社會において生産物に體現される一つの社會的關係であ

る。されば交換が普遍的に行はれず、労働生産物が商品の形態をとつて表はれなかつた當時においては、價值の存在し居る筈なく、従つて剰餘價值の生ずる理由がなかつたのである。

交換が普遍的に行はれる以前に於ても、例へば奴隸制度の下に生産物の搾取が行はれてゐたであらうと想像されるが、然し此場合、奴隸所有者に屬するものは、剰餘生産物であつて剰餘價值ではない。即ち交換經濟の時代に入り、生産物が商品化する事に依つて、始めて此の剰餘生産物が、剰餘價值となるのである。等しくその生産に支出された以上の生産物であつても、それが單なる使用價值たるに過ぎず、價值即ち交換價值たらざる生産物を剰餘價值と呼ぶことは許されない。然 乍ら若し奴隸制度の行はれた當時、既に交換が生じ、しかも例外的ではなく一般に行れてゐたとすれば、奴隸所有者が搾取するところの生産物は剰餘價值であつたと言はねばならぬ。

【剰餘價值搾取の諸形態】 剰餘價值搾取の最初の形態は、政治的的法律的支配による生産物の直接的搾取であつた。然るに私有制度が發達するに伴れて、搾取者は同時に生産機關の

所有者となり、剰餘價値の搾取は生産機關の所有を通じて行はれることとなつた。かくして搾取、被搾取の關係は次第に隠蔽されて来た爲め、生産機關の所有者は生産機關を所有せざる者に取つて、生活の道を得せしむるところの救世主であるかの如き觀を呈することとなつた。即ち今日において搾取被搾取の關係が明かに意識されず、資本家が生産上の最大貢獻者であるが如く感ぜられることのあるのは、その爲めである。

奴隷制度は、最も古き搾取制度であるが、これは直接の物理的權力による搾取と見做す可きものであつた。即ち被征服民を殺戮する代りに、之れを奴隷として使役し、何等かの生産物を提供せしめることとなつたが故である。然しこの場合奴隷を一の生産機關と見ることとも出来る。それは奴隷所有者にとつて、彼等は一の非人格的存在であり、單なる生産器具者としてのみ認めらる可きものなるが故である。農奴の如きは、全く土地の附屬物であつた。

中世に於ける年貢制度の如きは、明かなる政治法律的搾取であると言はねばならない。當時の農民は、土地なる生産機關の使用に就ては地主より搾取されるのであり、封建領主が

徴收する處の年貢は、全くの強取と見るべきものであつた。即ち封建領主はその政治的支配關係によつて剰餘價値の搾取を行つて居たのである。

生産機關の占有による搾取は、近世の資本制生産時代に至つて完成した。然し資本制生産の行はれる以前に於ても、中世ギルドの組合員たる手工業者は、既に生産機關を所有して剰餘價値を搾取してゐたのである。當時手工業者の使用した労働者は至つて少數であり、且つその労働者も今日の労働者とは異つて、雇主の家庭に起臥するところの徒弟及職人であつた。従つてその獲得し得る剰餘價値も小さく、此の剰餘價値のみに依つては相當の生活を營むことの出来ぬ者が多かつた。かゝる小親方は何れも自ら労働に従事してゐたもので、勿論賃銀労働者と言ふことが出来ないが、さればとて資本家とも言ふことの出来ぬものであつた。然るに資本制生産に於ける生産機關の所有者は資本主たる資格に於ては絕對に生産的労働を爲すことなきものである。即ち使用労働者の數が多く、従つてその占有する剰餘價値も大きい爲め、單に地位相當の生活を營むに足る収入を得るのみならず、又絶えず、資本を増殖し得るところの収入もあ

る。此事實は資本制生産方法の下において、資本家たるに缺く可からざる條件である。即ち剰餘價値の占有が、此程度に達せざる場合には、之を資本家と呼ぶことが出来ないのである。

手工業に於ける親方は故に剰餘價値の占有者ではあつたが資本家ではなく、その労働者は剰餘價値の産出者であつたが、完全なる賃銀労働者ではなかつた。即ち當時においては剰餘價値の産出と搾取との關係が今日の如く進んではなかつたのである。然るに資本制生産に於ては、生産機關の領有が搾取の爲めのみ行はれ賃銀労働者は單なる労働力の販賣者と化してしまつた。

十字軍(ジェリゲン)

十字軍は十一世紀末葉より十三世紀の初頭まで、前後七回に亘つて企てられた宗教的遠征軍である。それが十字軍と稱せられた所以は基督教の聖地エルサレムが土耳其人の所領となり、靈地参拜者が彼等の爲めに酷遇虐殺されるもの多く、それが爲同教徒がこれを恢復せんとして起され、従軍者が皆右肩に赤十字の徽章を附してゐたからである。その第一回は一〇九二年法王ウルバノ二世の手によつて起され、爾來百七十四年を経て、漸やくかゝる

計畫を放棄するに至つた。十字軍はかゝる宗教上の目的を以て起されたものであつたが故に、幾多の惨苦と困難にも係らず幾度も遠征が企てられ、聖地攻掠の目的は完全に達せられなかつたけれども、法王權の増大を來たし寺院の財政を豊富ならしむる等基督教の勢力を伸張する上に於ては幾多の貢獻をなしたものである。然し乍ら、歴史上に十字軍が残した主要の貢獻は、かゝる宗教上に於ける直接の問題よりも、寧ろ政治上、社會上、商業上、學藝上に殘されたものであつた。即ち政治上に於ては封建武士の多數を戦死又は病死せしめて封建制度の衰微を來たさしめ、土耳其人をして、東羅馬帝國に侵入の機を興へざらしめた。當時の都市には軍資金を獻じて自治權を購ひ軍隊の輸送又は東洋物品の輸送等によつて利益を獲得するものが現れ、自由都市の端緒を開かした。その他封建制度の嚴格な規律の下に訓練せられた武士が、十字軍のために博愛慈善の精神を體し、こゝに中世の騎士なる一階級を作らしむる原因をなし、海路遠征を試みた結果歐羅巴人をして東洋物品の賣買をなすところの通商貿易の觀念を發達せしめ、冒險的航海心を興り、ベネチア、ジェネヴァ、ピサ等諸都市の發展を促した。殊に十

十字軍は遠征によつて幾多の民族と接する機會を得たので、諸種の學藝を輸入せしめアラビア地方に發達してゐた天文学、數學、物理學、醫學等を輸入して此方面に新生面を開き、文學、史學、地理學等にも更に新機運を勃興せしむるに足るものがあつた。故に十字軍はその動機に於て單純なる宗教的義憤によつて起されたものであるが、間接的に及ぼしたる影響より見れば、東西の文明を接近せしむる上に於ても、商業の發達を促す點に於ても、重要な意義を有するものである。

從價税及從量税(ジュリカゼーオヨビ)

從價税と從量税とは關稅賦課の標準上の種別で、從價税は貨物の價格を標準として課税するものを云ひ、從量税とは貨物の重量、容積尺度、面積等の一定の數量を標準として課税するものをいふ。

重農主義(ジュノーノシユギ)

『フィジオクラット』を見よ。

純正社會學(ジュンセーシャカイガク)

純正社會學(Cure sociology)は社會即ち心的相互關係を有して集合生活を營める集團そのものに關する理論を研究する學。普通に『社會學』といふに同じ。

殉死(ジュンシ)

殉死とは主人と仰ぐ者の死したる時其臣屬たる者が、身を殺して之に従ふことである。殉死は自發的に臣下が其忠誠を表す爲めに自殺するのと、當時の迷信により他殺的に殺されるのとある。古代の殉死は多く強制的のものであつた。垂仁天皇紀、二十八年二月の條に、皇弟孫彥の命を葬つた時近習を集めて悉く生き乍ら陵域に埋立てたれば數日死せず晝夜號叫し、遂に死して腐爛し、犬集りて嘔む、天々號泣の聲を聞き、哀傷の餘、殉死を嚴禁すといふことが書かれてある。同天皇三十二年后日葉津媛の崩御に當り、野見宿禰の議を用ひて埴輪(ハニワ)を作り主人に代へるの制を定めた。併しこの風習は中々止まなかつたと見え、大化改新の時にも特に殉死を禁ずるの詔書を發してゐる。此等上古の殉死は一種の蠻風ともいふべく、強制的なものであつた。平安朝の中頃以降武門の勃興につれて、忠義を表す爲の殉死を生じた。蓋し武士が主君に従つて戰場に赴くや、成敗は主君と俱に在り、主君戦死すれば臣下も亦死するは武門の習ひであつた。されば平時に於て主君が死したる時にも、側近の武士は生残るのを潔きよしとせぬ風を生じた。平家の一族は擧つて下關海峡に溺死し、北條高時が東勝寺に死したる時、



一門の殉死する者數百人に上つた。南朝の名臣の滅ぶる時にも亦多くの殉死者を見る。源實朝が難に遭うた時には數十人の近臣が剃髪した。これも一種の殉死である。徳川時代には罰則を設けて殉死を嚴禁したが、猶屢々行はれた。此等の中には、主君に對する恩愛の觀念より出たのもあり、亦封建時代に特有なる忠義の強制に遭つて餘儀なく死んだのもある。夫が死したる時妻が之に殉ずる風習も日本にはあつたが、君臣の場合ほど盛ではなかつた様である。西洋ではシーザー時代に、君主が死んだ時其扈從者の自殺する風習がフランスに一般に行はれてゐたといふ。又印度にはサチーと云つて、夫が死んだ時妻も共に焼かれる風習が存したが、英領となつてから嚴禁された。之に類する風習はベルギーにもあるといふことである。

住宅問題(デュータク、モンダイ)

ヨリ具體的には借家借地人保護問題と稱せられてゐる。その項に就て見るべし。

補遺

チャーチ(ヘンリー)

ヘンリー・チャーチ(Henry George)は、一八三九年九月二日、米國フィラデルフィアに生る。長じて印刷工となり、次いでジャーナリ

ストとなつたが、かかる間に經濟學上の問題に興味を感じ、熱心に經濟學を研究し一八七一年「土地政策」を刊行して文名を馳す。此書は後一七九九年に「進歩と貧困」と改題され歐米の讀書界に空前の影響を與へた。同時にその中心主張たる單稅論の實行を期する運動が各地に起された。一八八六年ニュー・ヨーク市長に立候補し、一八九七年十月二十九日に死んだ。ほかに「保護及自由貿易論」、「勞働状態」、「經濟原論」等の名著がある。

チャーチ(ロイド)

近世に於ける英國最大政治家の一人ロイド・チャーチ(David Lloyd George)は、一八六三年一月十七日マンチェスターに生れた。父は小學校の教師を勤めてゐたが、早く病死したので、チャーチは北ウェルズの靴匠たる伯父の手に預けられ、其嚴格なる監督の下に勉學して一八八四年辯護士となつた。一八九〇年四月初めて下院議員に當選し、南阿戰爭の際、熱烈なる非戰論者として保守黨のチェンバレンと對抗した。一九〇五年十二月キヤンベル・パンナマンの自由黨内閣成立するや、入つて商業局總裁となり、一九〇七年には有名なる鐵道大爭議を解決して令名を馳せた。一九〇八年四月大藏卿となるや、社會政策を

加味した課稅案を提出し、一九一一年上院の立法禁止權を制限した。歐洲戰爭勃發するや、彼は熱心なる主戰論者として獨逸脅威の急先鋒となり、アスキス首相の下に軍需大臣として活動した。一九一六年アスキスの後や承けて首相となり、後、聯立内閣を組織して自由保守兩黨の中間的地位に立つたが、やがて又自由黨に復歸しアスキスと提携してゐる。最近兩度の總選舉に自由黨が大敗して以來、彼の位置も次第に英國政界の中心を離れるやうになつた。

ジョレス(ジャン・レオン)

佛國最大の社會主義者ジョレス(Jean Jures)は、一八五九年九月三日カストレに生れ、哲學を専修して、一八八一年以後ツール大學の哲學教授となつた。一八八五年下院議員に當選して一八九三年社會黨に入黨し、爾後社會黨の領袖として温和派を代表し、インターナショナル大會の席上にマルクス正統派のペーベルと激論したことは有名な記録となつてゐる。一九一四年歐洲大戰勃發せんとするや、平和主義を高唱して、七月十三日一兇漢のために倒された。世界社會主義史上の最大雄辯家で、「唯物史觀に於ける唯心論と唯物論」、「社會主義研究」等の著書がある。

K

姓(カバネ)

姓とは日本の古代に於て、氏の尊卑を分つ爲めに用ひた名稱である。「かばね」を示すには尸、骨等の文字を用ひることもあるが、普通は「姓」の字を用ひてゐる。故に姓は、今日の爵の如きものであつて、これを數等に別けてゐた。その順序は明かでないが、大化改新以前、既に神別諸氏には連(ムラジ)を、皇州諸氏に臣(オミ)を賜ひ、氏の長者がこれを稱してゐたのであるが、尙ほその上に大連(オホムラジ)大臣(オホオミ)なるものがあり、各々連と臣との諸氏を率ゐて大政に參與してゐた。然るに大化二年に至り、氏族制を廢し、郡縣制としたので、一時この制度は全く廢れてゐたが、天武天皇第十三年に至り、新たに八色の姓を定めた。即ち眞人・朝臣・宿禰・忌戸・道師・臣・連・稻城がそれである。後世に至りて職名たりし國造・縣主・村首の如きも、姓として呼ぶ様になつた。

カペー(エチエンヌ)

エチエンヌ・カペー(Etienne Cabet)は一七八八年一月一日佛國テイジョンの桶匠の子に生れ、一八五六年十一月八日、米國セントルイスに死す。初め生地で辯護士を問業し、後巴里に出た。ルイ十八世の治下に於て共和主義を唱へ、カルボナリ黨(炭燒黨)の一員に加つた。七月革命のちコルシカの太守に任ぜられたが政府に反對した故を以て免職された。その後間もなく、國會議員に選ばれ、巴里に歸つた。彼れの生活はその後著作、政治、共產主義の爲めに費されたのであるが、彼の著として有名なのは、「一七八九年より一八三〇年に至る佛國革命史」である。又雜誌「ル、ポピュレール」を刊行し、後世「イカリア主義」と呼ばれた所の一種の共產主義を唱へた。同誌上で國王ルイ・フィリップを攻撃したといふ廉で、二箇年の禁錮に處せられたが運よく倫敦に逃れ、其地でトマス・モーアの「ユトーピア」の感化を受け、一八三九年大赦に遭つて佛國に歸り、「イカリア航海記」を著し、假想共產國の人民が幸福な生活を享けつゝある有様を描いて、彼の共產主義的思想を表現した。彼はまた「ル・ポピュレール」を復活して勞働者間に宣傳を試みたが、遂に理想を實現せんために北米テキサス州に百萬ユーカ

1の土地を買ひ入れ、一八四八年二月三日六十九人の同志をこそに送つた。所が土地が荒涼不毛であつた爲め、企圖は慘憺たる失敗に陥つた。そこで彼は同年十月更に約四百人よりなる第二隊を送り、十二月には自分も出掛けてイリノイ州ナウヴーに植民したが、一八五〇年來植民地は順調に向ひ、一八五五年には五百人に増加した。其間にカペーは第一回植民隊から詐欺の告訴を受けたが控訴によつて無罪となり、再びナウヴーに歸つたが勢は昔日の如くならず、一八五八年十一月一日腹心の徒二百を引率してセントルイスに移つたが、その後七日にして死んでしまつた。

株(カブ)

『株式』を見よ。

株券(カブケン)

『株式』を見よ。

株金(カブキン)

『株式』を見よ。

株主(カブヌシ)

株主とは株式會社の資本の一部分たる株金を拂込み、その社員たる資格を得てゐる者を謂ふ(『株式』「會社」参照)。

株式(カブシキ)

株式とは我が商法上、株式會社の資本の一部

(即ち株金を意味する場合と、株主権(即ち株及び株主権を表示する證券即ち株券)を意味する場合との合計三様に用ひられてゐる。株式會社の資本金は一定の株数に均一的に分割されてゐるもので(『會社』參照)、我國に於いては最低五十圓とされ、一時に全額を拂ひ込む場合に限つて二十圓迄に下すことを許されてゐる。これは下層階級の間投機熱が流行することを防ぎ、且つ株金額が少なければ利益配當も従つて少いから、會社事業に冷淡な株主の現はるゝ事に依つて、種々なる弊害の生ずる事を、豫防する爲めに設けられてゐる制限であるとの事で、その最大限度に就いては何等の規定もない。

此の株式を有する者は、同時に會社の社員たる資格を與へられるもので、これを株主権又は単に株式と云ひかゝる權利を表示するものが株券である。これも亦單に株式と呼ばれ得るもので、優先株・普通株・記名株・無記名株等の數種がある。此の株券は一定の形式を具備してゐなければならぬもので、賣買、買入等が隨時行はれ得るのである。而も會社の營業状態に依つて、株券が實際賣買される價格は常に額面の上下に動揺してゐるので、投機の爲めに利用される事が最も多い。株式取引所

に於ける株券の賣買は、全く此投機の爲めに行はれてゐるものである。  
**株式合資會社**(カブシキゴシヤ)  
 『會社』を見よ。  
**株式會社**(カブシキカイシヤ)  
 『會社』を見よ。  
**價值(カチ)**  
 『價值論』を見よ。  
**價值論(カチロン)**  
 『概説』 價值現象に關する研究は經濟學の中核をなす問題である。従つて價值現象に關する論述は、プラトン、クセノフォン、アリストテレス等の古代學者において、既に斷片的ながら試みられてゐたが、其の後二千幾百年を経たる今日においても、なほ不斷に繰返されつゝある有様である。古來幾多の學者は、自己の論述を以つて價值現象に關する説明は盡きたと信じてゐたのであるが、幾度か決定的解釋を與へられたる筈の價值現象は、常に新たな問題となつて表はれて來てゐるのである。

我々は古來多數の學者によつて試みられた種種多様の價值論を、大體二種に分類することが出来る。一は客觀的價值論又は費用價值論と唱へられるものであつて、價值現象を外部

的客觀的方面より研究するもので、他は主觀的價值論又は利用價值論と稱へられ、價值現象を専ら内部的客觀的方面より考察するものである。客觀的價值論は價值を以つて一の財の能力を決定するものを、その生産に投せられたる費用にありと爲すものである。即ち客觀的價值論が價值となすものは要するに交換價值である。多くの價值論中、此派に屬すると認むべきものは、價值決定の原因を主觀以外の客觀的事情に置く點において何れも同一であるが、然し價值を決定する所の費用に就いては種々異なる見解が生じてゐる。或者は財の生産に投せられた社會的勞働の分量を以つて其内容とし、また或者は之に費やされた勞働量と、一定の企業利潤とを費用の内容と爲してゐるなどが即ちそれである。是に反して主觀的價值論においては全然客觀的事情が除外されてゐる。價值現象は主觀的内部的方面より研究する外に、眞相を究むることの出来ぬものであると爲すのである。即ち彼等が目して價值となすのは使用價值の謂である。主觀的價值論によれば、價值は物に固有の能力ではなく、物に對する人の心意的關係である。故に價值は生産費の投入と云ふが如き外部的客觀的條件によつて生ずるもの

ではなく、一定の物が人の或欲望を充足せしめるところの効用にあると言はねばならぬのである(『主觀學派』參照)。  
 價值論の發生は遠く古代ギリシアの昔に遡ることも出来るが、然し經濟學の一定説として成立したのは、アダム・スミス以後のことであると云はれてゐる。勿論この成立については佛國のフイジオクラット、英國の道徳哲學者即ちサー・ウキリアム・ペター、ジョン・ロック等の寄與したところが頗る多い。然し乍ら、彼等の價值論は何れも尙幼稚であつて、經濟學の基本問題として價值論が重要視されるに至つたのは、全くスミスを鼻祖とする正統學派の出現以後に屬する。故に先づ正統學派の價值論に就いて、簡單なる説明を試みることにする。

【正統派の價值論】 スミスは價值の起源を勞働に求め、之を二つの方面より觀察した。即ちその一は生産行程であり、他の一は交換行程である。而して生産行程より見るときは、價值は其財の生産に費やされた勞働量に依つて定められ、交換行程より見る時は、其財に依つて支配され乃至は購買される勞働の分量によつて決定されると説いた。またスミスは價值現象が生産要素の有價的状態

によつて三種の段階に分たれると爲した。一は土地乃至資本の私有が現はれず、たゞ勞働にのみ報酬が與へられてゐた時代。二は資本の私有が行はれ、資本家及び勞働者の區別が生じ資本も勞働と共に報酬を受くるに至つた時代、而して三は勞働資本の外に土地もまた有價的生產要素となつた時代である。スミスは彼れが價值現象を説明した當時を、此第三期に到達してゐるものと爲し、勞銀・利潤・地代は夫々の生産要素に與へられる當然の報酬であると言つてゐる。  
 スミスに依れば價值とは一財が他の財と交換される能力である。第一期においては同量の勞働を含む生産物の交換が行はれたが、第二期に入ると、單に同量の勞働量をも有するのみでは交換されることが出来ない。何故ならば此時代には、資本と云ふ有價生產要素が加つてゐるからである。第三期においては土地・資本・勞働がそれ／＼有價となつてゐるので、財の交換比例を決するのには地代・利潤・勞銀の合計たる自然價格でなければならぬ。即ち財の生産に費やされた地代・利潤・勞銀の合計が自然價格であり、自由競争に支配される市場價格は、常に此自然價格に嚮せんとする傾向を有するものである。

正統派に於いてスミスに次ぐ學者はデヴィッド・リカルドである。リカルドの説く價值は現實の市場において一貨物に與へられる他の貨物の分量ではなく、かゝる市場に於ける現實價格が結局において、即ち市場の状態驅引等には拘らず、本來その財貨に與へられたる自然價格である。而して此の自然價格を計量する標準尺度となるものは『その財の生産に費された勞働の分量又は稀少性である』と爲した。即ち彼の説く所によれば、貨物の中には人間勞働の投用によつて、その分量を任意に増加し得るものと、いくら人間勞働を加へても任意に増加し得ないものとがある故に前者は勞働の分量により、後者はその稀少性によつて價值が決定せられることとなるのである。リカルドは任意増加性の貨物の價值は費やされたる勞働量によつて定まるとなしたが、例へば寶石師一日の勞働が普通勞働者の同一時間の勞働よりも、多くの價值を表はすが如きことは、永い以前において決定されてゐる價值の階級等においてそれ／＼適當なる地位を占めてゐるのだと云つてゐる。又價值を決定する勞働なる言葉の中には直接費やされたる人間勞働のみでなく、その生産機關の生産に要せられたる勞働量をも含まねばならぬ事

を、リカルドは附言してゐるのである。  
 【マルクスの價值論】 スミス、リカルドに對して新らしき價值論を説いたのは、近世社會主義の鼻祖と云はれるカール・マルクスである。マルクスに依れば價值とは商品に含まれてゐる社會的關係である。即ち總ての生産物は「其の諸種の性質によつて人類の何等かの種類の諸欲望を充たす」性質、即ち使用價值を有してゐる。然し乍ら、此使用價值を有することは、商品若しくは商品たらざる労働生産物のみに限られてゐるものではない。空氣・水・日光等の如きものは我々にとつて使用價值のあるものであるが、然し商品でもなく労働生産物でもない。それは單なる自然物である。

故に使用價值を有することは、商品の特質ではない。自然物は無價值であり、商品の形態をとるに至る迄の一切の労働生産物も價值を有するものではない。然らば是等の自然物乃至労働生産物が使用價值でないかと言ふにさうではない。是等の物は何れも立派な使用價值である。されば労働生産物が商品となるには、單に使用價值であるのみならず、他の一面に於いて又交換價值を體現してゐなければならぬのである。即ち單に使用價值たる生産

物は、それが交換を目的とするに至ると、交換價值なる一定の社會的關係を帯びて來るのである。故に商品は使用價值であると同時に交換價值でなければならぬのである。マルクスに於いて商品の價值と言はれるものは、此の交換價值の實體たるものである。

今一オンスの金塊と一噸の鐵とが交換されると假定する。此場合、金の一オンスと鐵の一噸とが同一の價值を有することを比較對照し得るのは、此二個の商品體に共通の性質があるからである。然るに金塊と鐵塊とはそれぞれ使用價值を異にしてゐる。異なる使用價值を有すると言ふことは、交換の條件となるもので、同一の使用價值即ち金塊と金塊とを交換すると言ふが如き事は全く無意味である。故に商品が交換されるには、必ず使用價值を異にしてゐることを要する。商品體の中から使用價值を除去すると交換價值のみが残る。使用價值の性質は商品によつてそれ／＼異なるが交換價值は何れの商品に於ても性質上の差異を有することなく、故に商品の交換比例を決定するものは、此の交換價值の大小であると言はなければならぬ。然らば交換價值の大小は何に依つて決定されるであらうか。マルクスに依れば、それは商品の生産に費やされ

たところの人間労働力である。即ちその商品が體現する社會的労働量の大小こそは、交換價值の大小を決定するものであり、従つて商品の交換比例を決定するものである。

マルクスは商品に二重の性質があること、労働にも亦二重の性質があることを説いた。即ち一は一定の目的を達するために、一定の形態を取つた人間行為であり、人間の生産的行為が異なる通りに異なる者であり、他の一は一般的人間労働力の生産的消費であり、人間の總ての生産的行為の共通要素を爲すものである。商品の使用價值を造るところの有用的労働は即ち前者であり、その價值を形成するところの抽象的労働は後者である。

この實用的労働は夫れ／＼異つてゐるものであり、すべての商品に共通なる價值の決定條件となり得るものではない。故に此の實用的労働を除去したところの抽象的一般的なる労働こそは、各商品の價值を決定する條件となるのである。即ち價值構成の點から言へば、各種の労働は皆平均的なる單純労働と見做されるのである。複雑労働はかゝる單純労働の倍加であるが、此の場合に於て單純労働に換算されねばならぬことは言ふまでもない。

價值の大小はかゝる社會的平均労働力の消費

される時間の大小によつて決定される。即ち價值量を決定するものは、個々の労働者が實際的に費やす労働時間ではなくて、「一商品の生産上、平均的に必要なるか、又は社會的に必要なる労働時間」である。而して社會的に必要なる労働時間とは、『現在の社會的標準的生產諸條件と、労働の熟練及び能率の社會的平均程度とを以つて何等かの使用價值を生産するに必要な労働時間』を意味するものである。故に同じ大さの價值を含むところの、換言すれば社會的に必要なる労働時間を等しくするところの商品は、すべて同一の價值を有することになるのである。一オンスの金塊が一噸の鐵と交換されるのは、此の兩者が同一の労働量を含み従つて同一の價值を有するからである。

價值を形成するものは斯くの如く人間労働力のみであるが、商品生産時代においては人間労働力も亦一箇の商品であり、それ自身價值を有すると共に使用價值をも有するのである。労働力の價值は、然らば何であるかと云ふにそれは労働力を再生産するに必要な労働時間である。即ち労働者の肉體を健康に保ち、その労働力を發揮せしめるに要するところの生活資料を生産するに必要な労働時間である。

換言すれば労働者が當時の社會において普通と見做されるところの生活を営むに必要な生活費が労働力の價值となるのである。『賃銀』(參照)

然るに今日の社會において、労働者が一日に造り出す價值量は、必ず労働力の價值以上である。故に労働力が價值通りに買はれるとしても、尙多量の價值が労働力の購買者、即ち雇主の手に歸するのである。マルクスは之を剩餘價值と呼んだ(剩餘價值參照)。

アダム・スミスは資本及び土地が労働力と同様に價值の造出を爲すかの如く説いたが、マルクスに依れば價值はたゞ労働力によつてのみ生ずる。而してスミスが資本及び土地の報酬であるとし、恰も労働者に對する勞銀のごときのものであると爲す利潤、地代は、マルクスに依れば労働力が生産するところの剩餘價值である。

尙、注意すべきことは商品の價值及び價格の關係である。價值とは既に述べた如く商品に體現される労働量であるが、價格とは商品の交換される場合に此の價值を貨幣で言ひ現したものである。然るに價值を表はしてゐる筈の價格は、絶えず價值の上下に動揺してゐる。此の關係は恰も水の平面と波動との如き

もので、價值は需要と供給の關係に用されてかくの如く動揺してゐるが、然しその中心となつてゐるのは價值である。故に商品價格は如何に動揺するとも、商品の價值即ち其の生産に費された社會的労働量に變化が生じない限り、永久に昂騰し、若しくは低落してゐることがない。何時かは再びその價值に向つて歸つて來るのである(價格參照)。

【現状】 客觀的價值論は十九世紀の中葉において發達の頂上に達した。而して十九世紀後半からは、新たに主觀的價值論が勢力を得るに至つたのである(主觀學派參照)。

即ちカール・メンガーを首腦とする所謂オーストリア學派を始め、ジェヴォンズ、ワルラ、ゴッセン等の諸學者に依つて、物の價值がその効用にあることを主張されて以來、主觀的價值論なるものは頗る盛になつて來たのである。

然るに此主觀的價值論に對しても、輒近に至つて種々なる修正説が現はれて來た。米國コロンビア大學の教授タラークの如きは其代表的なるもので、彼は根柢においてオーストリア學派の主張を受け入れ、價值とは目的に對する手段の關係によつて生ずる現象であるとすなすが、然し價值の觀念を成立せしめるには

具體的なる財そのもの、財の性質、財の性質の數量的秤量なる三つの概念を要することを説いた。即ち評價の第一行程においては、具體的なる財の屬性を發見し、第二行程においては屬性の屬性を發見するのである。或る貨物が有用であると云ふことから抽象を行ふ時に、利用なる概念が生ずるのであるが、此の利用は財によつて程度を異にしてゐるので、財が如何に有用なるかを決定するには利用を秤量しなければならぬのである。故に數量的秤量は利用の屬性となり利用の秤量なる概念が生ずるのである。

而してタラータによれば、かゝる現象が經濟生活中に起る場合には、決して孤立的、個人的のものではない。從來の主觀的價值論が之を専ら個人的、獨立的のものとしたことは著しい缺點であつて、『この問題こそは、すべての經濟學の問題中で、社會學によつて得られた包含的な觀方によること最も多いものである。』

を下してゐる。即ちマーシアル、チーツェル等のごときはその代表的のものと見ることも出来るのである。

家長(カチョー)

家長とは共同生活をなすに當り、家族を指揮命令するところのもの、即ち一家の主人の謂である(「家族」参照)。羅馬法の所謂家父に等しきものである。家長の權能は家族制度の推移變遷によつて輕重があつた。原始期の大家族制度の時には、家長は血族者たる非血族者たるを問はず、その家族の全員に對して家父權とも稱すべき絶対的の命令權を有し、生殺與奪の力を與へられてゐたのである。然し當時に於ては家族員が財産を共有してゐたが故に、家長の支配する財産は、決して家長の私有財産ではなく、たゞ家族の代表者として、是を管理するに過ぎなかつた。従つて舊家長が死んで新家長が代るにしても、それは單に家督を相續するのみであつて、今日の小家族制度の如く、財産相續は起らないのである。その後人口の發達と文化の開明とにより、集約經濟生活の必要が生じ、その結果近世的小家族の成立を見るに至り、動産に對する特殊所有權と、土地に對する相續が生じたのである(「家族」参照)。

家長政治(カチョーセーヂ)

政治及び社會學に於て、民約論(契約説)の主張する如く、國家を組織せざる以前、被治者たる人民が存在してを、而してその契約により治者が出たとす解譯が棄てられてから、國家の基礎となり原力となつたものは、家族であることが承認されるやうになつた。即ち人類の共同生活の最原始形態は血縁によつて連結する、民族制度及び家族制度である。人類がその共同生活體として家族制度を採るやうになると共に、家族は家長によつて絶対に支配されその生殺與奪の權を握られるやうになつた。故に於て命令と服従の關係が起り、支配者被支配者間の組織が構成されたのである。いふまでもなく國家とは専ら命令服従の統治的組織を具備する集團の謂である故、家族制度に於ては、小規模ながらも家長と家族との間に、政治的組織が生じたものといひ得る。かくの如く人類最初の集團は血縁關係から始まり、この血縁團體たる家族が先づ成立したる後、この家族の相近きものが聯結して村落をなし、民族をなし、やがて國家としての形態を具備することとなつたのである。故に家族は國家の小なるもの、國家は家族の大なるものといふ關係を有する。家族的

國家とは、太古時代の大家族制度が遷つて國家を形成するに至るまでの古代の小國家に對して附せられる名稱である。従つて家族的國家によつて行はれてゐた家長政治なるものも、時勢が漸やく進むに従ひ、國土が擴大され、國力が増進し、漸やく國家としての實を備ふると共にその影を失なつてしまつた。故に家長的政治は國家が始めて形成された時、即ち未だ完全に其實を備へない前、教長政治と共に行はれてゐたものであつた。その内容は僅かに家族に對する家長の支配權を、古代の小國家の上に及ぼしたものに過ぎなかつた。換言すれば政治の最原始的形態といふべきである。

科學(カガク)

最廣義にしては、科學とは凡て統一された、若くは體系化された知識である。例へば、百姓が雲の位置によつて天候の變化を測る如きは一の知識である。然し乍らこれは孤立的の知識で何等の統一をも體系をも有しない故科學ではない。若し彼れの孤立的の經驗的法則を統一して一定の原理、(例へば低氣壓と氣候との關係を示す法則の如き)によつて一切の氣象を説明するに至れば茲に氣象學なる一箇の科學が生ずるのである。かゝる意味では、

哲學も一箇の科學である。然し普通は之を最狹義に解し、哲學、形而上學等に對して、普通謂ふ所の自然學又は經驗科學のみを科學と稱することが多い。

化學工業(カガクコギ)

化學工業とは、化學を應用せる各種百般の工業を總括した名義である。而して化學工業上に設けられる學課を應用化學、もしくは製造化學、工業化學といふ。化學工業はその種類極めて廣汎であつて、酸類、アルカリ類の製造、藥品の製造を始め、染色工業、石油工業、化粧品製造工業等枚舉に遑がない。今日に於ける化學工業は、機械工業と最も密接なる關係を有し、一面に於ては化學の應用であると共に、一面に於ては機械工業の應用とも見るべきものである。近時日本に於ても漸やく化學工業が進歩して來たけれども、歐米諸國の大規模なる組織に對しては、はるかに後れてゐると言はなければならぬ。

科學的實在論(カガクテキ)

近世物理學及び生理學の研究によれば色・音・香・味等の感覺的性質は客觀の事物に屬するものではなく、客觀の事物が吾人の感官を觸發したる結果に過ぎない。是等の性質は主觀に屬して客觀には屬しない。客觀事物に存す

るものは物質の運動である。大氣の波動が吾感を生起し、『エーテル』の運動が光感を生起す如くである、といふ。或る哲學者等は此の説を採用して論じて曰く、物體又は物質は吾人の意識を離れて存在するもので、廣延・礙性可動の諸性を有する。色、香、味等の諸性は客觀の事物が吾人の感官を觸發せしめた結果である。是等の諸性と物質其物に屬する性質との間には何等の類似も存しない。吾は聽神經を刺戟する大氣の波動に類似する所がなく、光線はエーテルの波動と毫も類似する所がない。是等の可感性は單に實在の表號に過ぎない、と、デカルト、ホッブス、スピノザロック等は此の説を唱へた。

科學的管理法(カガクテキカンリホー)

【概説】科學的管理法とは、生産能率の増大を計る爲めに、米國の工場主フレデリック・テイラーが自ら實行し、且主唱した所の一の能率増進法なのである。此管理法は、テイラーの主唱以來、ガンド、エマーソン等に依て代表されたが、其説く所は必ずしも一樣でない。然し乍らテイラーの主張が、最も一般的になつてゐるのであるから、此處では主としてテイラーの所説について述べる。即ち彼の説く成によると、科學的管理法は労働者の怠慢に

對する研究から始められるのであるが、労働者が仕事に熱心ならざる理由は、大體三種である。その一は労働者各人若しくは各機械の生産額が増大することは、労働人口の過剰を來し彼等を失業に導くものがあるとの見解であり、その二は今日行はれる管理法に缺陷が多い爲め、労働者はその利益を擁護する爲めには、餘儀なく積着を極め込まねばならぬことである。第三の理由は能率の低い實地法が採用されてゐるので、労働者の努力の大部分が徒費されてゐる處にある。これ等の弊害は主として従来の習慣と傳統とに基く管理法から來てゐるのであるから、之を改良し労働者に對して地位賃銀の高上等種々たる刺戟を與へ次のごとき方法を探るのが、即ち科學的管理法であると云ふのである。

即ち(1)各種の仕事に科學化する事、(2)労働者を科學的に選定し、訓練し、教育し、且つ發達させること、(3)管理者は労働者と熱心に協力し總ての仕事に科學的規模に適合する様注意すること、(4)管理者と労働者との間に仕事及責任を均分する事等がそれである。【實例】 かゝる管理法を行つた實例について、テイラーは『科學的管理法の原理』の中で其の實行の可能と効果の偉大とを力説してゐる。

る。例へば煉瓦の積上げは動作及道具の發達等いづれも遅々たるものであつたが、これに科學的管理法を實施し、從來煉瓦積み職人が必要と信じて居た動作の中、綿密なる分解と調査の結果不要と考へられるものを除き、適宜に調整し得る足場及び踏臺の如き道具の採用に依つて、助手の助力に依つて時間を徒費することを防ぐ等の改良を行つた處が、從來一週の瓦を積むに要した十八動作を、二動作乃至五動作に減少し、舊式の方法では一人一時間百二十の煉瓦しか積めない處を、一人一時間三百五十の煉瓦を積み得るに至つたさうである。

また鉄鑄運搬の仕事は極めて粗雑單純なもので、之を運ぶ労働者は約九十二磅の鐵塊を數呎乃至數碼持ち歩くのであつたが、或鋼鐵會社でこれが改良を行ひ、工場の一部に積まれた八萬噸の鐵鑄を、構内の貨物車に積み込み他の處に運搬することとした結果、從來一人一日平均十二噸の鐵鑄を運搬してゐたに過ぎなかつたものが、新方法が行はれてからは一日平均四十七噸乃至四十八噸を運搬し得るに至つたといふ。

【効果】 斯種の科學的管理法が行はれると、生産費の減少を來す結果自然に労働賃銀が

増加し労働條件が改善されるのみならず、從來の如く雇主、職工長等の獨斷的判斷によつて支配されることなく、總てが事實上科學的法則の支配する所となり、労働者と資本家との關係は却つて圓滿になるといふのが、テイラーの主張である。然し事實に於いて労働者殊に労働組合は、一齊に此新管理法に反抗の氣勢を揚げてゐるのである。それは、此管理法が決して労働者の幸福の爲めに案出されたものではなく、單に生産を増加し、利潤を増加せしめんが爲めにのみ行はれるもので、巧みに工夫された労働力濫耕方法だからである。實際かゝる方法の行はるる場合には個人の労働能率は強められることとなり、その爲めに精神的、肉體的疲勞を甚しからしめ、労働者の精神的、肉體的衰弱を早めるのである。テイラーの説くが如く、此の方法の採用が労働者對資本家の關係を圓滿ならしめると云ふのは、労働者が目前の刺戟に瞞着されてゐる間だけのことで、若し彼等がその眞相を理解するに至らば、決して圓滿に労働してゐる筈のないものである。然し此の新しき搾取方法が資本家の爲めに有意義なものであることは言ふ迄もない。

科學的社會主義(カガクテキ) (シャカイシユキ)

『社會主義』を見よ。

過激派(カゲキハ) 『ボリシエキキ』を見よ。

過激主義(カゲキシユキ) 『ボリシエキキ』を見よ。

貨幣(カヘー)

貨幣とは、諸商品の一般的等價として價値の尺度、價格の標準となり、交換の媒介者として用ひられてゐる商品の事である。現在の文明國では金銀品が貨幣の職分を占有し、兌換券がその代用物となつて何れも法律上の支拂手段として認められてゐる。法貨なる名稱は此法律上認められてゐる貨幣を指すので今日では法律上認められてゐない貨幣が流通するといふ事は、殆んど見られないのである。この貨幣は人類の經濟的生活が尙甚だ幼稚であり、生産物の交換が普遍化しなかつた間は存在しなかつたもので、社會の經濟的發達が進むに伴つて交換に附隨して出現して來た一の歴史的產物なのである。『交換』『物々交換』参照。即ち交換が生じ且つ規則的一般的となつて來ると、交換の比例を決定し生産物の價値標準となる價値が必要となつて來るのである。かゝる要求に依つて、貨幣は自然に發生して來たのであるが、その初めは種々なる生

産物が一時的偶然的に此の職分を帯びてゐたのであつた。牛・羊・貝殻・穀物等が貨幣として行はれてゐたのは、即ち此の時代であつた。日本に於いても、稻・布帛等が貨幣として用ひられて居た事があつたのであつた。然しそのうちに、何れかの生産物が、貨幣としての職分に適合してゐることが發見されると、その生産物は貨幣としての機能と密着して離れない事となる。如何なる生産物に、此の一般的等價なる、即ち貨幣なる職分が密着するかと言ふ事は種々なる理由に依つて定るのであるが、結局この職分を占有して來たのは、今日見るが如く貴金屬なのである。ことに裝飾材料が最初から人類の重要交換品であつたことが、一部の原因を爲してゐるのであらうが、最も決定的な理由は、貴金屬の自然的性質が一般的等價の機能と最もよく適合してゐる事にある。即ち金銀等の貴金屬は比較的不變のもので、水にも空氣にも變化を受けないことが少ないのみならず、意のままに分析綜合する事が出来るし、少量にして高價値を含むから運搬にも貯蔵にも便宜である。貴金屬は、性質の上には差別がなく量の上のみに差異があるもので、貨幣機能に最もよく適合してゐるのである。

然し貴金屬が一般的等價として、貨幣として作用し得るのは之に一定の價値符號を附したからではない。貴金屬それ自體が、商品として一般的人間労働の體現物として他の商品に對立し得るからである。換言すれば貨幣の價値とその社會的機能とは、決して人間が氣ままに造つたものでなく、貴金屬はたゞその商品として交換過程の中に演ずる役目によつて貨幣となつたのである。現在では、下級金屬乃至紙片が、貴金屬貨幣の代用として流通してゐるが、これは、金屬の價値を代表し、その機能を輔けるものに外ならない。即ち一定の小錢乃至紙幣が、一定の貴金屬貨幣の價値を代表する事を、國家が決定し保護すればこそ、一定の價値あるものとして交換過程に流通し得るのである。

【機能】 貨幣の機能は、價値の尺度たり價格の標準たること、交換の媒介者たること、價値蓄積の手段たること等にある。由來商品が互に比較され得るのは、一般的人間労働の體現として、同種の性質を有するからである。その性質とは、商品の生産に要する社會的労働時間たる價値に外ならない。商品はすべて同一の性質を有するが故に、その同一の性質を計量されるのであるが、この場合秤量の共

通的尺度となるものは即ち貨幣商品である。貨幣は價値の尺度たる機能に於いて、これ等の商品の價値を一定量の貴金屬に假せしめる。そして貨幣は又、價格の標準たる機能において、假定量の貴金屬を、單位として採用される一定量の貴金屬（即ち英國の「ポンド金」、佛國の「リール金」の如く）と較量するのである。貨幣はかくの如く、價値の尺度たり價格の標準たり得るが故に、交換行程における價値の移動、支拂の手段等のために役立つこととなり、交換の媒介者たる事が出来るのである。かゝる職分を果し得るが故に、貨幣はまた價値を貯蓄する爲の手段ともなり得る。而して下級金屬より成る鑄貨は、一定量の貴金屬の價値を代表し、之が代理者として流通し得るのであるが、紙幣はたゞ一定量の貴金屬を代表する意味で貴金屬貨幣の代用をなし得るのみで、價値尺度としての貴金屬貨幣に代ることは出来ないのである（『鑄貨』、『紙幣』参照）。貴金屬が貨幣として鑄造されるに至つたのは、紀元前七百年から六百年の間で、小亞細亞における希臘人の都市に行はれた貨幣及びリディアの貨幣が最初であると云はれてゐる（『鑄造』参照）。今日に於いては、貴金屬のうち、主として金がこの貨幣たる機

能を擔つてゐる。銀が之に併用される場合もあり、銀が主として貨幣商品となつてゐる場合もあるが、それは極めて稀である（『單本位制』、『複本位制』、『跛行本位制』参照）。文明が進み經濟状態が發達するにつれて、可及的携帯に便なる金屬がかゝる職分を擔ふに至るので、現在では専ら金貨が本位貨幣たる機能を帯びてゐる（『本位貨幣』参照）。補助貨幣、即ち下級金屬貨幣については、國家は一定の法定通用力を與へ、本位貨幣の代理者としての流通を圓滿ならしめるために努めてゐる（『補助貨幣』、『紙幣』、『各國別の貨幣制度』参照）。

**貨幣經濟**（カヘーケーザイ）  
獨逸の經濟學者ブルノー・ヒルデブランドが、人類の經濟發達階段を自然經濟、貨幣經濟、信用經濟の三つに區分したのが始まりで、此區分は現今では獨逸を初め各國に於て一般に用ひられるに至つた。この區分は財物の交換の形式に基いてゐるのであつて、自然經濟とは物と物が直接に交換されるのを特色とする經濟を指し、貨幣經濟とは物と物との交換が、貨幣の仲介により交換されるのを特色とする經濟を指すのである。信用經濟なる語は未だ前二者程には一般に認められてゐないが、それは、手形、爲替等信用に基く手段によつて

經濟が行はれることを意味するのである。人類は物々交換の自然經濟から、貨幣經濟に發達した。將來は更に信用經濟が發達して貨幣經濟に代るだらうといふのが、ヒルデブランドの見解である。（『經濟發達階段説』を見よ）。自然經濟の時代と貨幣經濟の時代との間に判然たる區別のあらう筈は勿論無いのであるが、然し専ら物々交換の行はれた時代にはそれに相應した特色があり、貨幣の媒介により物の交換される時代には、これに相應する特色がある。自然經濟とか貨幣經濟とかいふものはこの特色をいふのであつて、自然經濟の時代に貨幣經濟が少しも行はれなかつたといふのではない。貨幣の出現は實に古いものであつて、紀元前第三十世紀にも、バビロニアには既に金銀を交換手段とする現象を見、流通經濟が著るしく發達した形跡があるといふ。小亞細亞の一部リディアに於ては紀元第七世紀に於て、確かに鑄造貨幣が用ひられた様である。牛馬貝殻等を、一定の交換媒介物として用ひた時代は更に一層古いものである。貨幣經濟は斯かる古い時代から漸次に發達して今日の如く殆ど一切の交換が貨幣の媒介によつて爲される状態に迄達したのであるが、中世紀の封建時代には自然經濟が未だ中

中熾であつた。租税の物納、知行の制度、農民主著の制度、嚴重な主従關係などは、貨幣經濟の發達未熟による現象であつて、商工興らず、國家を支持するものは専ら農業であつた。然るに近世に入つてから、貨幣經濟は急速の發達を遂げて、昔の知行は俸給となり、貨銀労働者が現はれて労働階級が成立し、資本家が起り、商工業者が農民を壓倒し去り、分業が發達し、競争が自由活潑となり、茲に資本主義の社會を出現せしめた。然し或程度其自然經濟は農村漁村や兵營の内部などにも今でもその名残を見ることが出来る。

**可變資本**（カヘンシホン）  
『資本』を見よ。

**貨幣數量説**（カヘースリョーセツ）  
貨幣數量説とは、他に代價を變動せしめる事情が存しなかつたなら、貨幣數量の變化は代價に變動を生ぜしめるであらうといふ説である。この説の起りを尋ねると、亞米利加大陸が発見されてから莫大の銀が産出され、之が爲めに銀の價値が暴落して従來銀を標準としてはかられた物價が騰貴した事實に發する。この事情を初めて説明したのは佛國人ジャン・ボダンであつた（一五六八年）。貨幣數量説を始めて明確に論じたのは同國人ジャン・

ロックである。彼は其著「利子の下落及び貨幣價値の上騰に關する研究」（一六九一年出版）で、『貨幣に對する欲望は殆ど各地を通じて常に同一である故に其用途は殆ど變ずることがない。……然らばその數量の減少は常に之が價格の昂騰となり、その交換能力は増加し、之によつて得る他の貨物は増加するであらう。……然し貨幣は之を以て凡ゆる貨物を購入し得る故に、人が貨幣を獲得し所有せんとする量には限度がなく、從つて貨幣の用途は常に充分若しくは充分以上である。然らば其數量のみを以つて優に其價値を支配し決定するに足り、他の貨物の如く數量と用途との比例を顧慮する必要がない』と論じてゐる。貨幣數量説は從來、幾多の有力な學者によつて論證完成されたが、一面には亦幾多の學者によつて非難駁撃を加へられてゐる。だが貨幣數量説の説く所は、他の事情に變化なき限り云々といふのであつて、この制限内に於ては其説く所は事實に合してゐるのである。例へば輸出超過其他の事情によつて、國內の貨幣流通高が急に増加し、その爲に物價が騰貴した驗しは我國にも屢々ある。歐洲戦争中及び直後に於ける物價騰貴の如き其一例である。

**貝原益軒**（カイバラエキケン）

益軒の名は信篤、字は子誠、通稱を久兵衛といひ。寛永七年（一六三〇年）筑前國福岡城内に生る。父は寛齋といひ、黒田藩に仕へた醫者で、母の姓は緒方氏である。四男あり、益軒はその末子で、九歳にして句讀を受け、十四歳に至り四書の講義を聞いて儒教に志した。明曆三年二十八歳の時、京都に留學を命ぜられ、六年を経て歸藩し、三十九歳にして江崎氏を娶り、儒官となつて藩侯に仕ふ。在官四十八年、三代の君主に歴仕し、元祿三年七十一歳に至り官を退いて専ら著述に従ふ。益軒の著述の大部分は此間に成つたものである。又諸國に遊歴して足跡天下に治く、正徳四年（一七一四年）八月、八十五歳にして歿す。益軒の所説は公正平明にして少しも腐儒の臭味なく、常識的、實際的、獨創的であつた。著書は頗る多いが、益軒十訓、慎思錄、大和本草等最も有名である。

**海外移民**（カイガイイミン）  
『移民』を見よ。

**戒嚴**（カイゲン）  
戒嚴とは戰時又は事變に際して、國家の安全を保つ爲め兵備を以て警戒し、憲法上、普通法上又は習慣上の人民の權利の保證を一時停止し、司法及行政の全部又は一部を軍隊の手

に委ねるをいふ。日本の戒嚴に關しては、憲法第一章第十四條に「天皇は戒嚴を宣告す、戒嚴要件及効力は法律を以て之を定む」とあり、同第三十一條の「本章に掲げたる條規は戰時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を防ぐることをなし」とある。而して明治十五年八月太政官布告第三十六條の戒嚴令は猶効力を有してゐる。此の戒嚴令によれば、戒嚴の布告によつて戒嚴されたる地域を戒嚴地域と稱し、分つて臨戰地域と合圍地域の二つとする。臨戰地域とは、戰時若くは事變に際して警戒すべき地方として區劃された地域であつて、其地域内の地方行政事務及司法事務の軍事に關係あるものを限り、其地の戒嚴司令官の管掌に委ねるものである。合圍地域とは、敵の合圍若くは攻撃、其他の事變に際して、警戒すべき地方として區劃された地域であつて、其地域内の司法事務及地方行政事務は、すべて其地の司令官に委ねるものである。又合圍地域内に於ては軍事に關する民事及刑事事件の重大なる犯罪の大部分、もし又其地域内に裁判所なく又は管轄裁判所との通路斷絶した時は、一切の民事及刑事事件は軍隊の手で之を裁判し、此裁判に對しては控訴、上告を爲すことを許されない。戒嚴司令官は、

戒嚴地域内に於て左の諸件を執行する權限がある。

- 第一、集會若くは新聞、雜誌、廣告等にして時勢に妨害ありと認めたるものを停止すること。
- 第二、軍需に供すべき民有の諸物品を調査し、又時機により、其輸出を禁止すること。
- 第三、銃砲、彈藥、兵器、火具其他危險に涉る諸物品を所有する者あるときは、これを検査し、時機により押收すること。
- 第四、郵便、電報を閉封し、出入の船舶及諸物品を検査し、並に陸海の通路を停止すること。
- 第五、戰狀により止むを得ざるときは、人民の動産、不動産を破壊燒却すること。
- 第六、合圍地域内に於ては、晝夜の別なく、人民の家屋、建築物、船舶の中に立入り、検査すること。
- 第七、合圍地域内に寄留するものあるときは、時機により、其地を退去せしむること。

戒嚴の執行によつて受けたる人民の損害は、補償を要求することを得ず、又戒嚴は事變平定の後と雖も、戒嚴令撤廢の宣告がなければ其効力を有する。

保險には陸上の保險と海上の保險とがある。陸上の保險は分化して火火保險、生命保險、養老保險、勞働保險、傷害保險等を發達させたが、併し海上保險は未だ幼稚で、將來分立すべき運命にある各種の業務を一括して行つてゐる。海上保險はしかし保險の中では最も早く現はれたもので、その萌芽は既に紀元前後地中海沿岸に發してゐるといはれる。十四世紀の頃伊太利に都市が榮えた當時、ベニス、フローレンスに海上保險の行はれたことは、記録によつて確かである。然し當時の海上保險は、船主が運賃の外に若干の料金を取つて、積荷の損害を填補する程度のものであつた。現在の如き専門の海上保險業者が現はれたのは、十五六世紀の頃からである。而して一六九二年和蘭に出來た海上保險會社が會社組織の海上保險業の始まりである。其後海上運送が隆盛となるに連れて續々大規模の會社が設立され、今日では凡ゆる企業のうち有数の大企業となつた。海上保險業の最も發達してゐるのは英國であつて、世界の斯業の中心は此處に集るかの觀がある。日本の海上保險は明治以來の發達に依り、初めは政府が官業として之を營まりとしたが機運至らずして沙汰止みとなり、明治十二年、東京に今の東京海上

海上保險(カイジヨウホケン)

保險株式會社が創立された。これは日本に於ける各種保險會社の嚆矢である。海上保險は船舶、積荷の危險を保險するのであるが、今保險の意義に就ては之を「保險」の條項に譲る。茲に海上保險者の擔保する危險の種類をあげると、(一)暴風雨、(二)破船又は沈没、(三)衝突、(四)坐礁若くは膠砂・觸礁、(五)火災及び爆發、(六)投荷、(七)已むを得ざる船舶の變更及離路、航路外の航行、(八)船員の悪行、(九)海賊及び盜難、(十)戰爭若くは官憲の處分による危險等である。是等の危險のうち如何なる種類に就て、又天災か人爲かその如何なる事情によつて生じた場合に就て保險會社が責任を負ふべきかは、保險約款によつて定めらるべきであるから一定してはゐない。

會計検査院(カイケイケンサイン)

會計検査院とは政府の會計を検査する爲めに設けられた會計官の官廳で、天皇に直隷し、國務大臣に對し特立の地位を有する。明治十三年の設立に係り、初めは歳入出豫算の検査をも爲したが、十五年に至つて専ら會計の事後検査のみを爲すことになつた。即ち現在その職能として擧げられるものは、(一)總決算(二)各官廳及び官立諸造營の收入及官有物に

關する決算、(三)政府より補助金又は特約保證を與へる團體及び公立諸營造の收支に關する決算、(四)法律勅令により特に會計検査院の検査に屬せられたる決算の四項である。官立諸營造とは專賣局、鐵道院、學校等の如きもので、補助を受ける團體とは、府縣又は諸種の銀行會社等のことである。又補助を受ける公私立營造物とは、學校病院等のことである。會計検査院の制度は何れの諸大國にも存する所であつて、多くは我國のそれの如く、政府に對して特立し、會計検査官は刑事裁判又は懲戒裁判の外は自己の意志に反して退官、轉官、休職を命ぜられることはない。

開墾(カイコン)

開墾とは從來耕地として利用しなかつた土地に農作物を栽培し得る様にするを云ふ。故に開墾は耕地の面積の増加を計るものであつて、耕地整理、耕地改良と相俟つて、農業生産物の増大を計る重大な手段である。従つて各國ともに開墾事業は政府の意を注ぐ所であつて、或ひは國家自ら是等事業に當り、或ひは民間事業に補助を與へてゐる。國家事業として營む場合には、開墾地を國有にする如き純然たる國家事業と、獨逸の新開土法の如き半官半民の制度を採る場合との二者があ

る。民間の保護とする場合には、國家が間接に補助を爲す場合(例へば農工銀行、勸業銀行等をして長期低利資金を融通せしめる如き)と直接補助を與へる場合、即ち直接に資金を貸與又は給與する場合とある。専門家の研究によれば、臺灣樺太を除き、將來開墾し得べき我國の土地は現在の耕地の約八割に達してゐるといふ。食糧政策上人口政策上我國政府の開墾政策は多事なるべきである。

階級(カイキョウ)

「階級」階級が一つの大社會内部にあつて互ひに分立せる小社會たることは云ふ迄もない。然し乍ら斯る小團結の分立は必ずしも階級としては現れない。階級をして單なる職業團體乃至文化的社交團體たらしめず、よく獨自の旨趣を有せしむる所以のものは、他の團結が多く水平的併存の區分たるに對して、これは上下堆積的區分たるに存する。斯る見地よりして先づ階級の外部的特徴なるものを求めば、尊卑の地位、即ちその中に住することによつて一定人の尊榮を購ふと同時に他人の前に一定量の自屈と崇敬とを強ひられる如き人的環境がそれである。人が人と相對する場合に、抗爭や反對の慾望と共に、強く吾人の行動を誘發し規定する所のものは、優

勝誇示の欲望である。而して同一社會の内部にあつては、戰闘的行為が抑壓せらるゝが故に、誇示の欲望はそれだけ強く感得され、それは何らかの作用の機軸を求めて止まぬ。斯る内部的欲求に對して好個必須の條件を提供するものは個人間に於ける能力の差異であり、就中最も可視的持續的にして又一面、戰闘欲望に附隨すること多き爲め戰闘欲望の變形たる優勝欲望を刺戟すること最も強烈なる、武力の差異である。この種の力の差異は勿論、何ら征服被征服の機構を有せざる原始共產社會にも存在した。腕力に秀でたるもの經驗的知識の深きものは、人々の尊敬に追隨し、敵前に耕野にその指揮を俟つて動いた。然し乍ら未だこの時代にあつては、社會成員の共有的精神旺盛なると共に、斯る尊敬服従の由つて來る所以が、彼の才能の機能的効用に對する人々の理解といふ點にかゝつてゐたが爲めに、一定の個人に於て、この種の崇敬を不斷に強要し、以て自己優勝慾の満足を限りなく追求するといふが如きことは、到底企圖され得なかつたのである。故に吾々の見る如き階級現象を眞に理解せんが爲めには、一步を進めて斯る單純社會が相互に戰闘状態に入り、延いて一が他を征服し終れる所謂國家發

生の時機を考へなければならぬ。一切の歴史的社會は征服の産物なりと稱せらる。少くとも吾々の見解を以てすれば、純理は兎に角歴史的具體的に見て、一切の階級は征服によつて生じ従つて征服的機構を有するのである。茲に征服といふは、戰勝部族が敗北部族と区域を共にし、後者に勞働を強制してその生産物を奪取する一方、外敵の襲來に備へてその生命を庇護するといふ相當長期間に互つて行はれたる所謂部族堆積の運動を指す。斯る征服過程の結果として、一の複合社會の内部に、一切の武器を握り戰闘の人的組織を有する一群と何ら斯る武力を有せざる一群との對立を生じる。而も斯る對峙關係の内部にあつて武力の存する意義は、それが直接に後者の上に加へらるゝに非ず、唯いつ何時武力行使を實現するやも知れずといふ不斷の暗示たり警告たり、以て後者に恐怖の感情を起さしめ服従を強要する點に存する。然るに服従はそれが永く強制される處、自發的服従の欲求を發生せしめ、恐怖の感情は不斷に之を抱くに堪へずして、崇敬の情に轉化せしめらる。而も一方被征服階級の側に於て斯る心理の變化が行はれば、それは何らかの反映を征服階級の態度に及ぼさずしては止まぬ。即ち爾後後者は對内

關係に於て、武力の脅迫的意義を揚げ出す事を避け、専ら知力的保護、財力的優越を被征服民の意識表面に提示して、以て彼らの自發的服従と尊崇とに逆ふことなく反つて斯る傾向を無限に助長することを努めたのである。斯くして被征服民の服従意識に於て、終極的強迫因子なる武力は後退し、支配者の知力的指導に對する感謝、財力的優越に對する讚美がその動因とし感ぜらるゝに至り、更にこの傾向の持續せらるゝ所、次第に習慣的持續的となり何ら斯る合理的原因の意識せられざるも只、支配者の身振、服裝、言語といふが如き表象がそれ自身に尊貴の感と服従の欲求を喚起する刺戟となり終る。こゝに征服者と被征服者とは、支配者服従者といふ權力關係の中に現れ、この兩個の相對峙せる權力の團體こそは正に、その外部的特徴として一は尊貴の地位、他は卑賤の地位を附與せられるのである。約言すれば階級の外部的特徴は地位の上下といふ事なれ共、その背後にあつて斯る外部的特徴を生ずる所以のものは、それが本質的には權力團體なる點にある。權力關係は常に對立的のものである。従つてその終極的基礎たり、原始的母體たるものは、明白なる對立の中にあはれる。兩箇の團體でなければ

ならぬ。吾々が權力關係、従つて階級制度を理解せんとする場合、常に征服被支配線によつて明確に區分せらるゝ二箇の團體の想定より出發せんとするは、正にこの故である。而も一度斯る權力團體が成立すれば、そは更に無限の分化を遂げ行く傾向を有する。他の階級を支配することによつて支配の快感に酔へる人々は、自己の周圍に向つても同一の欲求を感じ可く、他の階級に支配せらるゝことによつて優勝欲望の壓迫を蒙りたる人々は、自己の周圍に於てその満足の對手を見出さんとする。爲めに權力は一方支階階級中の少數者の手に收められ行く傾向を有つと共に、他方無限の段階をなして總ての國民に分享せしめられ 支配服従の連鎖は至上の主權者より始まつて支配被支配の兩團體を貫き、最低の賤民に迄及ぼさるゝに至るのである。斯る權力の體系は一面に於て身分の階等となり、茲に初めて吾々が現實に見るが如き多數の堆層を成せる階級が出現するのである。

【諸種の階級概念】 要するに吾々の見解を以てすれば、階級とは身分の上下を以てその外部的象徴とする權力團體である。而して斯る權力團體の上下的併列關係を抽象して吾々は階級制度と稱する。然し乍ら古來諸種の立場

よりして階級を考察せるもの甚だ多く、階級概念は爲めに種々雑多なるを免れぬ。その主なるものを擧ぐれば、

第一、階級を以て文化團體となす。茲に文化團體といふは、文化的内容をなせる思想感情等の同一なるによつて結合せる團體を云ふのであつて、宗教の同一に基づく宗教團體、同一學問または同一學派を中心として成れる學問上の團體等は即ちそれである。古代に於て階級が著しき排他性を有して居つた當時にあつては、階級を同化するものは思想趣味を同じうすること多く、後者の距りは直ちに前者の相違を示すことが多かつたが、兩者は必ずしも相敵ふものでなく、寧ろ現代に於ては互ひに融納する事を以て常として居る。第二、階級を以て利害又は利益の團體と做すのも亦有力の主張である。利害團體とは利害の一致せるもの、詳言すれば利害の同じきもの若しくは利害の相補充調和するものが、各々他人の利益を助長することによつて自己の利益を助長せんがために結合する團體を云ふ。産業組合の如き、諸種の商會社會の如きはこれである。現代に於て斯る階級観が流行する所には、眼前の社會事象たる勞資兩階級の對抗關係を説明せんとする場合、利害の衝突を以

て階級の成立原因となす觀察が甚だ尤もらしく亦便宜なるが爲めである。けれ共、同一階級の間にあつても利害の一致せぬことも稀でない。例へば古への貴族にあつても、僧侶と普通の貴族とは相争ひ、また軍人貴族と文官貴族とも利害一致しなかつた。又一面より見れば、異なる階級の間とも其利害必ず相背くとは云ひ難い。政争の場合に於ては左黨の貴族の利害は同族にして右黨に屬する人々と一致するよりも、同族の而も異なる階級に屬する人々と遙によく一致するものである。されば、同一階級の人々の利害は相一致し、異階級間の利害は相反するを常とするに拘らず、そは階級の本然の性質をなせるものには非ずと考へられるのである。第三、階級は職業團體なりとの見解がある。古代、文化の發達未だ幼稚なりし時には、一定の職業に従事するものはみな社會に一定の地位を占め、他の職業に従事するものとは大いに高下の度に於て隔絶してゐたこともないではない。然し乍ら、斯く職業と地位の高下とが合一したことは偶然の事實であつて、必ずのことゝは考へられないのである。異なる職業に従事せるものにして、社會に同一の地位を占むるものあり、同一の職業に従事するものにして同一



の地位を占めざるものあり、即ち職業の同一と、地位の同一とは必ずしも相伴はず、従つて地位の同一に本づく團體たる階級が本質に於て職業團體たり得ざることを知り得る。次に階級とカーストとの關係を管見しよう。

【カースト】カーストの意味を採つて邦語に譯すれば、封鎖階級と稱することが出来る。廣義に於けるカーストは、社會に於ける地位の同一に基く團體であつて、同種の他の團體との間に於ける交婚は事實に於て禁ぜられ、成員各自の地位は既に出生よりして確定し、終生その境遇を去ること能はざるもの、即ち階級の嚴密に封鎖的性質を帯びたるもの、征服によつて成立したる原始國家には何れにも行はれ、特定の國家にあつては現在も行はれつつあるものものである。之に對して狹義のカーストの何たるかを考ふるに、それは本質上職業團體たる所のものである。即ち同じく職業團體とは云ふものの嚴密に世襲的にして、而も他團體と自ら相分立し成員の地位は出生と共に定まり、多くは内婚の行はるゝものである。故にこの意味に於けるカーストは階級の一部をなすものに非ずして、之とは截然として相分たるべき概念である。階級は原則としては職業團體に非ず、而るにカーストは常に

原則として職業團體である。階級は社會の大なる區分團體であるけれども、カーストは必ずしも然らず、前者の數は世人の見所によれば四五乃至七八を越ゆることのないにも拘らず、後者の數は數百に及ぶ事もあり得る。階級は常に地位の高下を伴へども、カーストは相互の間に地位の高下あるを必要としない。以上の如く狹義のカーストは階級とは獨立したる概念であるに對して、廣義のカーストは階級の一部分である故に、兩者は相容れざるものなりやと云ふに然らず、純世襲的、嚴密封鎖的原理の兩者に共通するものあるが故に併存する事が少なくない。印度に於ける四の階級は即ち廣義のカーストであつて、同國に於ける幾百の職業團體は狹義のカーストに他ならない。よつて兩者の共存する所以を知ることが出来る。

階級闘争(カイキョートソウ)

【概説】マルクス、エンゲルスと共に唯物史觀の立場を採るものは、一切の社會現象社會組織は經濟的事情によつて決定されるのであつて、社會の階級的構造は、根柢に於て一種の經濟的團結、即ち經濟的利害の一致と反對とによつて生じたる所のものである、とするのである。即ち人々はその經濟的所得の源泉

を異にするにつれて、利害を異にする。例へば、勞働を以て口を糊するものは、勞働の報酬を大ならしめ、それ以外資本土地といふが如き所得源泉を公共の所有たらしめて之に特別の報酬を認めざらんとするが故に、土地乃至資本を以て唯一の所得源泉とする地主資本家とその利害は相反する。茲に於てか利害を共にするものは相結合し、内にその利害を擁護すると共に、他の利益を制限乃至破壊せんとする。斯る經濟的利害の共同に基いて成立せる社會團體の内部にあつては、特別の親和と協同とが存し、その間自ら内婚、特殊の風俗等が行はるゝ等、世に見る所の諸種の階級屬性を派生するのである。之を要するに唯物史觀論者をして云はしむれば、階級はその成立原因に於ても社會的機能に於ても、徹頭徹尾經濟的性質を有する。

併て、經濟的利害は獨占的のものである。即ち生産の要具に於ても、その成果に於ても、それは個人によつて成る可く多く獨占さるゝことによつてそれだけ多くの利益をこの個人に齎すのである。故に社會成員の間に力の不平等が存する限り、優越者は生産要具及び生産物を獨占し以て浪費と怠惰とに任せんとする。斯る利益の獨占は征服と共に始まる。人

類原始の共產社會に於ては協働の必要と親和の緊密とは、斯る小數者の横暴を容るゝ餘地を與へなかつたけれ共、共產社會が解體して征服國家の生ずるや、社會は武力と權力とを擁して以て自己の經濟的利益を獨占する階級と、一切の力を剝奪されその勞働の結果を悉く搾取されつゝある階級とに岐れた。然し乍ら機械の發明交通の發達等、生産力の進化し行くにつれて、新しき生産方法と勞働組織とは不斷に、被搾階級に多少の餘剩をもたらし、彼らをしてこの新しき利益の爲めに搾取階級と抗争せしめたのである。斯る經濟的新利益の追求は新しき生産方法と従つて亦社會組織道徳觀等の革新とを必須條件として齎すが故に、從來の權力階級は常に之を好まざ、自己の權力を發動して諸種の禁壓的行動に出ると同時に、之に對して新興階級も又新利害を中心とせる團結意識を以て自己階級を武装し、凡ゆる術策を以つて之に對抗するのである。斯くして新舊兩團體の妥協乃至更代によつて、新しき生産組織と階級構造とが出現するのであるけれ共、社會の富は未だ嘗て萬人の欲求を無限に充足するに足らず、新たに權力を得新たに富裕を願ふものは勢ひ、新しき被治者階級を構へて以てその勞働を搾取

しなければならぬ。斯くて階級間の闘争は無限に繼續し、あらゆる社會現象、政治現象を齎出する熔爐となる。マルクスがその『共產黨宣言』に冒頭して、『人類の歴史は階級闘争の歴史である』と云つたのは、以上の如き事情を指すのである。

【歴史】階級闘争の起源は頗る遠遠の昔にある。その起源は之を奴隸制度に求めなくてはならぬ。歴史以前の古代社會にあつて、部族と部族との間の關係は慢性戦争の状態にあつた。而してその戦勝者は敗北者を遇するに勿れ殺戮追放等を以てしたが、生産機具が漸く發達を遂げ、人は其勞働によつて自己の一身を養ふ以外に剩餘の財物を作り出すことが認めらるゝに至るや、勞働を極度に大ならしめその消費を極度に減縮し、以て可及的大なる剩餘財を自己の手に奪取せんとする意圖が征服者の間に起つて來た。この目的の爲に、被征服者を束縛して之に獻身的勞働を強ひるものが奴隸制度である。古代の國家は多く斯る奴隸制度の上に立脚し、この制度を支持乃至充實擴大せんが爲めに存続したる、一種の武力的組織であつた。この奴隸制度と共に、若くはこの制度より出で、發達せるものは彼の農奴制である。これは單純なる奴隸よりは稍

境遇の寬恕されたるものであるが、而かも尙ほ土地に隷屬して人格上の自由と獨立とを有せず、矢張り被役者被掠奪者として、領主若しくは地主の利益の爲めに使役せられ、是亦一の階級として、主君階級との間に餘ゆ可からざる溝渠を有し、利害相反する對峙の關係に立つたのである。奴隸制度が埃及や希臘羅馬の時代より近くは米國南北戦争の時代に至るまで永く存続して、社會階級區分の一根源をなしたる如く、農奴制も亦遠く羅馬の時代より、近くは前世紀の六十年代に於ける露國の農奴解放に至るまで廣く諸國に存在し、封建的制度的經濟的根柢を形成つてゐた。

斯くて中世時代を通じて支配者たる封建諸侯は大抵地主の階級として立つて來たが、之に對しては右述ぶる所以外に、尙ほ自作農民及び自由工業業者、特に手工業者の團結があつた。就中手工業者に至つては頗る整齊充實せる組織の下に組合團結を造つて、その階級としての利益を擁護せんが爲めに、屢々政治上の支配階級と激しい闘争を重ね來つた。かの中世自由都市の如きが、其武力と財力とによつて封建諸侯の權力と衝突し、激烈なる闘争を試みたことは歴史上甚だ興味ある事實として、人のよく知る所である。而して中世封建

制度の運命傾き近世國家の建設せられんとするに當つては、これら都市の商工業者の階級がその財力に依つて之を援け、諸侯を斃し封建制を亡ぼして、近世國家の成立に大に貢獻する所があつたと同時に、一面には又近世國家の援助を仰いで彼ら自身漸次に産業上に於ける變革を成就して、終に現今の資本主義制度の完成を見るに至らしめた。

中世時代に於ては封建諸侯の下に一の被搾取階級として立つてゐた商工階級も、一度近世産業組織が樹立せられて工場の工業の盛んに行はるゝに至るや、自己の産業的智識と膨大な生産機關とを利用して、これら生産要具を所有せざる労働者の虚に乗じ、盛んに其勞働を搾取するに至つた。茲に新たに、資本主義の建設者たる有産階級を中心として立ちたる資本家若しくは企業家の階級と腕一本の他には何の勞働器具をも有せず、爲めに苛刻なる條件の下に勞働に従事するものの階級とが分立するに至つた。而もこの時代にあつては、資本對資本の競争も甚だしく激烈に行はれ、大なる規模の産業は大抵小なるものを壓迫し併合したが故に、小中の資産家にして富を奪はれ、無産の階級に投じ行くもの甚だ多く、爲めに社對の階級は有産者對無産者の二

大群に明確に區分され、従つてその間の闘争も甚だ激烈に、労働者の團結、争議といひ、社會主義者の革命的運動といひ、所謂諸種の社會問題を形成して以て今日に至つた。

快樂經濟(カイラクケイジ)

快樂經濟(Pleasure economy)は苦痛經濟(Pain economy)に對するものであつて、共に米國のバツテンの創始した言葉である。此説によれば未開社會に於て人類は外界より受くる苦痛を避けたためにのみ行動する。之れ苦痛經濟である。然るに社會が發達するに従つて、苦痛の原因たる外界は漸次に除去せられ、人類の活動は消極的の痛苦より、積極的なる快樂追求に推移する。これを快樂經濟の時代と稱するのである。(『苦痛經濟』參照)。

快樂主義(カイラクシギ)

快樂主義は快樂論、快樂論とも云はれ、吾々の行爲の目的は快樂である、行爲の價値はそれが如何なる動機に出づるにもせよ、結果に於て快樂を持ち來す程度によつて定まると云ふ倫理學說である。是れは何れの快樂説にも共通の點である。然らば快樂の内容は如何と云ふに、或ものは肉體の快樂を採り、或ものは精神上の快樂を採り必ずしも一ではない。己れ一人の快樂を主とするものあり(『個人的

快樂主義(參照)社會公衆の快樂を主とするものもある(『公衆的快樂主義(參照)』。公衆の快樂を主とするものの中には、特に他人の快樂を主眼とするもの(利他主義)と、自他を言はず最大多數の最大幸福(快樂)を目的とするものがある。快樂主義は既に希臘時代に於て

アリストテイルに依つて唱へられた。彼れは福と徳を同一視し、福は快樂なりとし、快樂は行爲の目的なりとしたのである。彼れの説によれば、吾人は幼少の時から何の顧慮する所なく快樂を追求し、苦痛を回避せんとする。其快樂は積極的の一時のものであつて、苦痛の脱却、精神の平和と云ふ如き消極的永久的のものではない。彼れは現在の享樂を主張する。『飲め、食へ、而して樂しめ、如何となれば汝は明日にも死すべければなり』と彼れは云ふのである。エビクルスに至つて快樂主義は大いに發達し、内容の異なるものとなつた。彼れによれば學問も、德行も、哲學も皆快樂を得るの方便にすぎぬ。快樂は至上の善であつて、苦痛は最大の惡である。而して快樂には欲望を充足して得る積極的のものもあるが、高尚なる快樂は欲望そのものを滅却して、心の平靜を得、永遠の平和を得ることである。彼れは曰く『予はパンと水さへあれば、ツォイ

スの神と幸福を競ふを辭せず』と。下つて、デモクリトスに至つては、精神的快樂は益々重んぜられ、飽くまで肉體的快樂を排するものとなつた。

近世に至り、快樂主義は益々分化發達した。吾人の一切の行爲の目的は自己の快樂にありとなす説は、英のホップス、マンデヴェル、獨逸のマックス、スチイルネル、ニッチェによつて説かれた。また一般公衆の快樂を道德的理想とする説は、英のベンナム、ペレー、ミル父子によつて唱へられた。前者を個人的快樂主義、利己的快樂主義、又は單に利己主義と云ひ、後者を公衆的快樂主義、或は功利主義と云ひ、利己主義に對して利他主義と云ふ。功利主義といふ語はジョン・スチュアート・ミル、利他主義と云ふ語はコントが初めて用ひたものである。この外になほ一般生物界の進化律を人間に當てて、人類の進化を行爲の標準にし、人類の進化を助くる行爲は快樂を生ずるが故に善であり之れを妨ぐる行爲は、苦痛を生ずるものなるが故に惡であると唱へる説がある。これは進化的快樂主義又は進化的功利主義と云ふ。英國のスペンサー、ステーション等の唱へる所のものである。以上の各説はそれぞれの項目の下に述べる。

替錢(カイセン)

『切實』を見よ。

廻船(カイセン)

海上運送船に對して元これを廻船と呼んだが、後それが轉化して海上運送の事を廻船といふやうになつたものである。この言葉は王朝時代に貢米運送に際して初めて用ひられ、徳川時代には更に轉化して定期航海を意味するやうになつてゐる。菱垣廻船(江戸大阪間)北國廻船(北國航海)地廻船(沿岸航海)等と呼ぶやうになつたのである。

會社(カイシャ)

會社とは商業を營む社團法人の謂であり、合名會社、合資會社、株式會社及び株式合資會社の四種がある。合名會社とは社員の全部が無限責任を有するものであり、若し會社の債務が完全に返済されぬ如き場合には全會社員は全財産を擧げて返済の責任に任ず可きものである。合資會社は一部分のものは無限責任社員として、合名會社の社員同様相對的な責任を負ふものであるが、他の者は有限責任社員として、會社に對する出資以外には何等の責任もないものである。株式會社に於いては社員の責任最も軽く、何人も會社の債務に對して責任を負ふ必要がないのである。即ち彼

等は株主と呼ばれ、會社の資本を一定平等に分つた株式なるものを所有し、その株金を拂ひ込むことに依つて利益の分配を受けてゐるものであるから、會社の損失に對しても株式以外何等の責任もない。又株式合資會社なるものは、合資會社同様有限無限の責任社員があり無限責任社員は合名會社及合資會社の無限責任社員に等しい責任を帯びるものである。此點から見れば、合資會社と異なる處のないものであるが、會社の資本は株式會社の如く株式となつて分たれてゐるのである。故に株式合資會社と呼ばれるのである。合名、合資の二種は社員の責任が重大であり、會社に對する關係も深いのであるが、後の二種はその責任少く、唯資本を以て結合してゐるので學者に依つては前者を人的團體、後者を物的團體と呼ぶ者がある。

買占(カイシメ)

買占とは人爲的に相場を昂騰せしむる爲め、一人若くは多人數が共同して同一の商品を買握ることを言ふ。自然に社會上の需要が集中し、同一商品を買占することは、人爲的に行はれるのではなく、従つて人爲的に相場が動揺する譯でもないから、之を買占めと言ふことは出来ない。買占めは常に搾取業者が企畫

するもので、取引所制度の弊害の一つとも言ふ可く、社會經濟上排忌す可き現象の一つである。

會所(カイシヨ)

王朝時代より足利時代に至るまで、貴族邸宅に於て主殿、對殿を離れて別に建てたる建物を稱して、これを會所と呼んだものであつた。然るにこの名稱は江戸時代に及んで、種々の目的を以て人の寄合する事務所の意味に轉化した。商人の組合事務所、取引所、手形引替所、寄合する場所は、悉く會所なる通稱を以て呼ばれてゐた。例へば本兩替屋會所、魚市會所、町會所、御用米會所等の如きがそれである。従つて會所なる名稱は、經濟史上に或る特定な意味を持つものではなく、單に江戸時代に於ける寄合所に對しての名稱に過ぎなかつたのである。

海底電信(カイテーデンシン)

海底電信とは海底に敷設せる電線によつて、海洋を隔てたる兩地間に送受する電信をいふ。民族の利福を圖るべきは勿論、國際間の政治上、外交上、經濟上、軍事上等の各方面に於ける利害と密接な關係を有する。平時には通商の發達を助成し、國交の親善を期し、

戰時には領土間の連絡を保持し、外國との便宜を圖るべき重要な機關である。

海底電信の事業が創始されたのは、陸上電信創業の翌年即ち一八四五年に計畫が起され、一八五一年鐘裝せる電線を敷設したのが濠洲である。その後幾多の改良が加へられ、現在にあつては、政府の所有たると私設會社の所有たるを問はず、之を合算して約三十萬哩にも及ばんとしてゐる。而もその過半は英國及び英國人によつて占められてゐるもので、英國が海底電信に費消した金額は甚大であつた。蓋し英國は十七世紀以來、海上の覇權を握つてゐたからに外ならなかつた。海底電信は有事の場合に、軍事上に重大なる關係を持つてゐるので、列國の政策は概ね領土内自國海底線主義なるものを採り母國と植民地及び屬國間の電線系は、總て自國電線によつて連絡する方針を採り、その競争は激甚を極めてゐる。日本は地形上頗る海底電信線の敷設の必要を有してゐる。明治五年下關海峡に敷設して以來、三十年には九州臺灣間に延長し、上海・浦鹽線・小笠原及びグアム島經過ヒリツピン及米國に達する線を加へ、明治四十三年の總計は四・六〇八哩に及んでゐる。列強に比しては遠く及ばないが、その進歩の率は目覺

しきものがあつた。尙ほ海底線は多く公海を通過して敷設するものであるが故に、特にこれを保護する目的から、海底電信線保護國聯合條約なるものが規定されてあり、各國共にその規約の下に海底線の保護と、而して或る程度の制限とを定められてゐるのである。

海運同盟(カイウンドーメー)

海運同盟とは船主間相互の競争を制限し、各々の利益を圖る事を以て目的とするものであつて、その關係は純然たる經濟上の協同といふ點に存する。即ちその方法としては組合員相互間に於て地域の分配をなすものもあり、航路の回数を割宛てて制限するものもあり、共同運賃を定めてその低落を防ぐものもあり、或は合同計算方法によつて収益の一部を分配するといふやうな方法もある。この意味に於て海運同盟の目的は純經濟的の關係のみに止まつてゐる。而してその經濟的と稱するものゝ内容を檢すれば、單に同盟内の運賃競争を防止する目的のみならず、同盟以外の定期船の侵入を防ぐ目的も含まれてゐるのである。その目的を達するためには諸種の規定も設けられてゐるが、その種類を大別して航路による區別と、貨物の種類による區別との二方面に分ち事が出来る。

海運補助金

カイウンホジヨキン

國家が政治上、經濟上、軍事上の要求に基つき、主として自國の海運の獨立、維持、發達を期するために、海運業者に與ふる補助金を海運補助金といふ。即ち造船獎勵金、特定航路補助金、郵便運賃補助金、もしくは漁業獎勵金の如きは、皆この海運補助金の中に含まれてゐる。然し海運の發達が未だ獨立し得ぬ時は、自國の郵便物の運搬及び定期航路による經濟上の利便を得るため、所謂寄港補助金なるものを與へる事がある。例へば白耳義の如き、又はその他の弱小國の如きは、此政策を採つてゐる。然しこれは海運補助の本來的の職能ではない。わが國は夙に特定航路に對しては補助を與へてゐたが、造船及航海に一般の獎勵を與へるやうになつたのは、日清戰爭後の事に屬する。即ち明治二十九年三月に發布されたる造船獎勵法、及び航海獎勵法の二法が記されてゐる。然るに明治四十三年に至り造船獎勵法に改正を加へると共に、航海獎勵法なるものを廢し、その代りとして新に遠洋航路補助法なるものが制定された。而してそれと同時に補助航海業者監督法なるものが制定され、航海業者の監督取締を規定し

た。一方それ以前に海洋漁業獎勵法なるものが存してゐて、漁業の獎勵と熟練海員の養成とを行ひ以て海運商船の豫備員を得んとする政策を採つて來たのである。

海運政策(カイウンセーサク)

商業的の海運に關する一切の事項に就て、國家が採るべき施設上の政策を稱して、これを海運政策といふ。即ちその目的は海運そのものの秩序安寧を保護し、海運に關する監督取締及び政治上、經濟上、軍事上の要求に應じて、海運の發達と海運業者の利益を保護助長するにある。故に之れが方法としては、國際法及び國內法に準據する事もあり、或は國內的施設や補助に據る事もある。蓋し海運の發達隆盛は、一國の消長に關する問題であり、殊に今日の如き世界經濟時代に於ては、陸上に連絡のない土地に對しては海運に據るの外ないので、その發達は直に經濟上の利益を確保する所以である。それのみならず海運は一面に於て、國權の伸長を意味するものであるから、植民地其他の國權の伸長に對し、或は戰時に於ける海軍に對しての水兵補充上、重大なる使命を有するものである。この意味に於て、フエニキア以來の世界興亡史は、主として海運の盛衰に懸つてゐたといふも過言でない

く、従つて列國は等しくその海運政策に關心してゐる。この海運政策なるものを内容的に觀察すれば、先づ國際法による保護と、國內的なる一般の保護監督と、而して自國の海運業補助の三方面がある。所謂海洋の自由といふ如きは第一の内容であり、航路の調査改良港灣の改善改修、船員の育成等の如きは第二の内容であり、而して第三の内容は造船獎勵金、航海獎勵金、郵便航路補助、海運補助等の如き、特に顯著なる自國海運業に對する保護獎勵である。日本に於ても海運政策に就ては、夙にその意を用ひ、世界に於ける有数の海運國たるの位置を領有したのである。

改善説(カイゼンセツ)

悲觀説と樂觀説との中間に位する説である。即ち現在の人生若くは世界は樂觀論者の言ふ如く最善なるものにあらず、併し悲觀論者の言ふ如き最悪にして全然厭ふべきものにもあらず、人類の努力に依り漸次改善され得るものなりとする説である。而して更に、斯かる進歩的改善は單に可能たるに止まらずして一個の事實であり、或は更に一步を進めて進化の法則であるとの信念を含むを常とする。

價格(カカク)

價值と價格はやゝもすれば混同され易いが、

此二者は厳密に區別されるべきものである。價値の英語は value で、價格の方は price である。甲財に對して、交換される乙財をば、甲財の交換價値と云ふのである。而して此交換價値即ち各財間の交換比例が貨幣に依つて言ひ現はされたものを價格といふ。マルクスに従へば、交換價値の實體は價値であつて、價値の分量は財貨を生産するに要する社會的平均労働時間によつて測られるものである。物に價値があるのは、其産出に一定量の労働を要するからである(價値論參照)。此價値は交換に依つて實現される。かく實現されたる價値(價値の現象形態)は即ち交換價値である。物の價の根柢を成す者は此交換價値であるが、然し物價は交換價値に依つてのみ左右されるものではなく、又需要と供給の關係、風俗、習慣、流行の變遷、其他當事者間の取引等種々なる事情によつても左右されるのである。而して此點に最も大なる作用をなすものは、即ち需要と供給の關係である(供給と需要參照)。此供給關係に依つて價格は常に交換價値以上となり或は以下となすものであるが、然し以上の運動の中心をなすものは、交換價値である。需要供給の作用は商品の價値を造り出すものではなく、價値若しくは交換價値と一致

せざる價格を生ぜしむるものたるに過ぎぬのである。

經濟上の自由競争主義及び私有財産制度を以て社會組織の基礎となす状態を根本的に變改し、財産を社會の公有とする新社會を實現することを以て、これ「社會革命と呼ぶ(社會主義參照)。而して革命なる言葉が單に政治上の範圍に止まらず、社會上の革命にまでも一般的に考察されるやうになつたのは、いふまでもなく露西亞革命以來のことに屬する。露西亞革命はニコラス二世を追うてツァールの帝政を覆へし、ソヴェット組織による共和政治を布くやうになつた點に於ては、正に一個の政治革命ではあるが、しかし尙ほ更らに資本制度を破壊して社會主義制度を樹立せんとする意味に於て、社會革命をなすものといはざるを得ない(『ボリシエキー』、『ソヴェット』參照)。かくの如く革命は常に急激に根本的な變改を行ふものであるが故に、常に異常なる悲慘を伴ふことは已むを得ない。従つて革命は幾多の流血の慘事と、悲慘なる犠牲を経て成されることが多いのである。

せざる價格を生ぜしむるものたるに過ぎぬのである。

神(カミ)

【神の觀念】人間の意識を以て造られる至上存在の觀念であつて、その觀念の内容は諸説に分れて一樣ではない。神の觀念の問題は心理學的實驗論的の兩者を兼ねて其起原性質及

び効驗性の考究を含む。神の觀念の起原に關する説は、意識に關しては、派生的(即ち他の根元より受け得たるもの)なりとする説と本具的(即ち意識自身に本來具有するもの)なりとする説とあり、理解の仕方によつては、經驗的なりとするものと、直覺的なりとするものとある。神の觀念の性質に關しては、唯一神教、多神教、萬有神教、交代神教、理神教等に對する信仰の異なるに從つて多數の異説がある。神の觀念の効驗性に關しては、主觀説と客觀説とあり、前者はこの觀念の種々なる主觀的効驗性を肯定するが、客觀的効驗性を否定し、後者は客觀的効驗性を肯定する。

【神の存在の證明】歴史上に現はれた神の存在の證明に種々たるものがある。今その最も顯著なるものを擧ぐれば次の如くなる。

(一) 本體論的或は實體論的證明。この證明は神なる觀念を分析し、三段論法によつて神の存在を證明せんとするのである。其論法によれば神は最高にして絕對的完全な存在である。完全なものは凡ての性質を具有してゐなければならぬ。従つて存在といふ性質も具有してゐなければならぬ。故に神は存在するものである、と云ふのである。

在といふことから出發して因果の理性によつて神の存在を證明せんとするのである。其論法は「宇宙の存在は一の歴然たる事實であつて、到底否定すべからざるものである。然るに物の起るには必ず原因がなければならぬ。故に宇宙の存在にも必ず原因がなければならぬ。吾人が若し何處までも原因を追うて行つたならば、遂には最高の原因に達する。それは即ち神である」と云ふのである。

(二) 宇宙論的證明。この證明は、宇宙の存在の證明に種々たるものがある。今その最も顯著なるものを擧ぐれば次の如くなる。

(一) 本體論的或は實體論的證明。この證明は神なる觀念を分析し、三段論法によつて神の存在を證明せんとするのである。其論法によれば神は最高にして絕對的完全な存在である。完全なものは凡ての性質を具有してゐなければならぬ。従つて存在といふ性質も具有してゐなければならぬ。故に神は存在するものである、と云ふのである。

(二) 宇宙論的證明。この證明は、宇宙の存在の證明に種々たるものがある。今その最も顯著なるものを擧ぐれば次の如くなる。

は、或造營的報智の存在を許すのでなければ説明する事は出来ないとして、神の存在を證明せんとするのである。曰く「無機物に於ては、其部分が機械的に集合して全體をなすものと考へることも出来やう。然し有機物は到底多數の物質が機械的に結合して成るものとは思はれない。其結合部分がよく調和を保つこと、結合の仕合がよく目的の遂行に合ふ様になつてゐること、部分が集つて全體をなすのではなくて、反對に全體からして部分が發展して來ること等の事實は、必ずや一定の目的、意匠をもつて是等の諸部分を結合させる造營的報智が存在しなければならぬことを證するものである」と。

(三) 目的論的或は物理的科學的證明。宇宙には整然たる秩序があり、統一があり、調和があり、又よく目的に適合した體制がある。日月の運行、四時の循環、自然の美、殊に動植物がよく目的に適合した體制を有する如き、決して盲目的の運動を營む物質の集合より起る偶然の結果と考へることは不可能である。必ず一大報智的存在があつて、萬物に先だつて一定の目的を有し、意匠を凝して造つたものに違ひない。この報智的存在は即ち、一切の秩序、統一、調和、美、目的性の大源であつて、至高、至善、至全のもの、即ち神である、と云ふのである。

(四) 生活的目的論的證明。この證明は目的論的證明の特種形である。即ち自然界の他の事象は更に角、渺なくとも、生活現象だけ

に感性的妨害を受くる故に如何に精進努力してもかゝる域に達することは出来ぬ。この理想の實現は吾人が人格的存在として無限に存続するとして初めて可能である。故に、吾人の靈魂は不滅でなければならぬ。是れ靈魂不滅の道徳的證明である。次に吾人の道徳上の目的は、前述の如く其自身のために道徳律を遵奉するにあつて道徳的意志の外に他の目的的存在を許さぬ故、行爲の結果として幸福を伴ふか否かは道徳上より云へば無關係のことである。されど善人滅びて悪人榮える如きことは吾人の理性の到底許すこと能はざることで、吾人は完全の徳に相應せる完全の幸福を要求する。是れ即ち完成善の理想である。然しこれは現世では實現し難い。現世の賞罰は極めて不公平である。善業が報復を來すこともあり、悪因が却て善果を來すこともある。故に完成善の理想を實現せん爲めには、未來に於て賞罰の公平に分配せらるゝ時期が來なければならぬ。斯くて善に最後の勝利を與へ徳に相應した幸福を授けるものは唯だ全智、全能の神あるのみである。」と。

**カムパネラ**(トマソ)  
トマソ・カムパネラ (Tommaso Campanella)  
は一五六八年カラブリアのステコロに生れ、

夙にドミニカン派の僧となり、ロレンツアの僧院で哲學を修めた。彼はスコラ學派に反對し哲學の復古を唱へた。當時の教會より迫害され、二十七年間の日子をネーブルスの牢獄に送つた。彼の共産的思想を吐露せる著『太陽の都』は獄中の作である。一六二六年法王ウルバノ八世に宥されて自由の身となり、羅馬に住し、一六三四年巴里に赴きリシエリユの知遇を得、王より年金を受けて一六三九年死に至る迄そこに止つた。

**家内工業**(カナイゴイヨ)

【意義】家内工業(Domestic industry)はまた家庭工業(Domestic system)ともいふ。佛蘭西語ではこれを『分散工場』といひ、獨逸語では『前貸制工業』といつてゐる。家内工業、分散式工場、前貸制工業といふ三國の言葉は各その特質を表示してゐるが、通例英國のそれに倣つて家内工業といふが妥當である。マシアルの定義によれば、家内工業とは畢竟するに部分請負工業の義であるといふ。簡にして要を摘出した説明であるが、家内工業の全面的な洞察といふ事は出来ない。要するに家内工業なるものが、斯く種々なる名稱を以つて呼ばれるのは、この工業方法が各國に普遍的に浸潤した事と、可成り複雑な方面を

有する事とを推知するに足るのである。各國に於ける各時代の特質を抽出して、家内工業なるものゝ概念を抽出すれば、生産者と販賣者とその人を異にする事と、生産者は自家の家庭、または自家の細工場に於て生産に従事する事と、この二要點を歸納することが出来る。家内工業は單純なる器具を使用し、單純なる技術により、自家で生産に従事する職人は手工業と異らないが、生産品の販賣を生産者彼自身がするのではなく、生産者以外の別人がこれを經營してゐる點に於て手工業と異なる。その特徴から前貸制工業、または分散式工業なる名稱が生れて來た所以である。

【特質】家内工業は斯くの如く、その生産の組織の上から見れば、自家の家庭に於て手工的に製作するので手工業と異なる所なく、これを販賣の組織の上から見れば、生産従業者以外の企業者に依つて經營されるのであるから工場工業と相似してゐる。故に家内工業は一面よりいへば手工業の發達したものであり、また他の一面からすれば工場之最原始的狀態にあるものとも觀察されやう。以上によつて分明である如く、家内工業は手工業の時代から工場工業の時代へ經過する中間の、連絡的な一階段と見るべきである。而して家内工業は

斯くの如く工業の歴史的一階梯として重要なものならず、今日行はれてゐる範圍に於ても、頗る重要なものである。都市の膏血制度(『膏血制度』の條項参照)の如き、またわが織物業、美術工藝の如きは今日尙ほ可なりに重要なものとなつてゐる。そは更に角、家内工業と手工業とは等しく手先きの仕事を、家庭内に於いてするのであるが、兩者の間に著しき差違が生じるのは、その生産の技術的方面といふよりも、寧ろその社會的方面に在ることとは事實である。即ち手工業に於ては、生産者と販賣者が同一人であるに反し、家内工業に於ては生産者に直接代價を支拂ふものは、需要者即ち消費者ではなくして、兩者の中間に介立する所の企業者である。生産者は直接この企業者に生産品を賣渡し、需要者はこの企業者に代價を支拂つてその勞働並びに製作品の提供を受けるのである。詳言すれば手工業にあつては、生産者が勞働と商品との二者を賣り、家内工業にあつては勞働のみを生産者が賣るといつていい。故に家内工業の最大特色と見るべきは、生産技術に當るべき人と販賣經濟に當るべき人との、二分業より成立してゐる點である。而して後者の分業に當るものが即ち企業者であり、彼れは原料

と、製作用の勞働器具とを提供し、生産中生産者の生活を支持すべき一切の費用を前貸するものである。茲に於て獨逸語の『前貸制工業』(Verlehsystem)なる名稱が出たものである。而もこの企業者と家内工業との關係は、形式的には分離してゐるが、實質的には不可分の統一的系統を立て、その下に生産を營むが故に、佛蘭西の『分散式工場』(Entreprises collectives)なる名稱も生じた。ともに家内工業の一面的性質を語るものである。

【企業者】家内工業にあつて注意すべきは、その企業者たる人の位置である。企業者は斯くの如く常に家内工業者よりも優越的な地位に立ち、才能に富み、財力に豊なる者であつた。これに反して實際生産に當る家内工業者は、生産技術以外の何事も知らず、財力も智力も前者に比しては一般に劣弱なる者であつた。蓋し從來の手工業の市場範圍が擴大し、販賣事情が變化して來た關係上、新にその市場に向つての販賣者たらんとする者は、特に廣汎な知識と豊富な財力とを必要としたのである。中世のギルドが衰滅に赴くに從ひ、これによつて支持されてゐる手工業は、漸やく擴大せる市場の需要に應ずるに足らず、さればとて新たな生産組織も確立されなかつた

ので、茲に中間に介在して手工業者と擴大せる市場とを連絡する所の機關が必要となり、この必要に應じて立つたものが、即ち家内工業上の企業者であつた。然るに、直接生産に従事してゐた從來の手工業者は、僅かに市場の狀況と顧客の意向とを知るに過ぎず、従つて新なる販賣に對しての知識を有しなかつたので、企業者としてこの必要に應じた者は、大抵は財力もあり、商業にも機械なる商人階級に屬するものであつた。斯くて企業者と生産業者との關係は、今日の資本家と勞働者との關係の發芽を語るものといはざるを得ぬ。現に當時に於ける兩者の關係は、治者と被治者貸主と借人、主人と従者との關係に置かれてゐたのである。獨逸語のフェラーグ・ジステーム(前貸制工業)なる言葉は、この間の事實を基礎として命名されたものであつた。

【種類】家内工業は一面に於て幾多の害惡を有してゐたけれども、十五世紀乃至十七世紀にあつては、工業界未曾有の進歩であり、のみならず十九世紀の初葉に至るまでは、兎に角も最も發達せる工業經營の形態であつた。然らば即ち家内工業は如何なる形式の下に行はれてゐたか。これを報酬の上から見れば、賃銀拂制度のものと、製品買取制度のもの

の二種があつた。然しその中で一般的に多く行はれてゐたのは貸銀制であつた。たと原料の價格少なきものは、製品買取の制度を採つてゐた。例へば木製器具や陶器等の生産は製品買取制であつたが、その他は概して貸銀制度を採つてゐた。而も貸銀制度を採る所は、家内制度の發達も目覺しく、企業者の勢力も従つて大なるものであつた。従つてまた此制度はより一般的なものとなつたのである。それと共に企業者と生産者との關係が主從的となつた。これ今日の資本的企業家と賃銀労働者との對立を生ずる端緒となつた者である。更に家内工業をその性質の上から種別すれば健全なるものと、不健全なるものとの二者に分つ事が出来る。いふまでもなく今日は工場工業の時代であるが、美術工藝品、裝飾品、衣服等の如き、特に個人的趣味に應じて精巧の技術を要し、而も少量生産たるを免れぬものは、到底大工場の生産に適せず、必ず家内工業に俟たねばならないのである。斯くの如き家内工業は、その性質上から健全なるものといつてゐる。これに反して、不健全なるものといふのは、工場法の束縛を逃れて苛酷なる條件の下に、廉價なる生産をなすために特に家内工業の制を採るものをいふ。先に述べた

膏血制度の如きは、その代表的なる一例と見るべきである。

**看護婦(カンゴフ)**

看護婦とは疾病者、負傷者等の看護をなす婦人職業である。日本に看護婦なる獨立の職業が出来たのは、最近のことであつた。その以前には戦時に於ける特殊看護婦が存在するのみであつた。日本に看護婦を移したのは高木兼寛であつて、彼が明治十五年英國視察より歸り、慈惠院を開くと共に附屬看護婦養成所を設け、此處に於て始めて、學術及び訓練を併有する看護婦なるものを出すに至つたのである。

看護婦取締に關する規定は明治三十年頃から各地方廳に於て定められ、滿二十歳以上の女子にして既定の試験に及第したる者に對し、その免狀を下附する事となつてゐる。全國に於ける看護婦の總數を調査する事は出来ないが、東京に於ての數字は約三千人を算してゐる。尙ほ日本赤十字社の養成に係る看護婦は明治四十年來の調査ではあるが、全國に亘つて二千八百五十名に及んでゐる。以てその一半を推知するに足るであらう。看護婦はこれを大別して二種に分類する事が出来る。即ち一は公私の病院に奉職し、その俸給を以て生

活する者、而して二は民間の看護婦會員として、病院または個人の招きに應じて出張し、その業を營む者である。

**監獄(カンゴク)**

監獄は又、牢・囹圄・囚獄などと呼ばれるものであつて、國家の權力を以て刑事被告人及び受刑者を拘禁する場所である。監獄の目的は、(一)刑事被告人の場合には證據を埋滅し若くは逃走するなどの手段に依つて、犯責を逃れんとする憂があるから、犯罪が確定する迄の間拘留して、自由行動を禁止する爲めと、(二)受刑人を一定場所に拘禁して刑罰を執行する爲めとにあるもので、犯罪者の種類と刑罰の種類とで種々の區別が生ずる。通例の囚人を拘禁する處は普通監獄、婦女、未成年者を收容する處は特別監獄と呼ばれ、更に是等一般の監獄は次の四種に分たれてゐる。(一)懲役監 懲役囚を拘禁する處、(二)禁錮監 禁錮囚を拘禁する處、(三)留置場 拘留者を拘禁する處、(四)拘留監 刑事被告人を拘置する處。拘留場は又警察署にも附設されてゐる。それは短期の拘留者を一々監獄に送致する手数が煩雜なる爲めと、未決、既決囚の護送に當つて、監獄に代用して宿泊せしめる爲めなどの

必要から行はれるものである。又監獄には勞役場として勞役被處分者を收容する處が附設されてゐるが、その執行を受ける者は被告人乃至受刑者ではなく、元來監獄内に置く可きものでないが、財政上の關係から、監獄に附設されてゐるのである。我國に於ける監獄の數は現在五十六で、この内懲役監、禁錮監、拘留場及拘留監を兼ねたる者は五十一、懲役監のみの三、懲役監及禁錮監を兼ねるもの一、勞役場の附設してあるもの五十である。又分監數は六十一で、三十六の出張所がある。

**監獄衛生(カンゴクエーサー)**

監獄衛生とは監獄内一般の衛生及び在監人個々の衛生等を總稱するもので、在監人の健康診斷、病者の治療・隔離・消毒・種痘・傳染病豫防等は皆それである。監獄は老幼男女貧富等の種々なる犯罪者を收容するものであり、且つ一定の建物の中に多數の者が集合してゐるので、空氣の混濁する憂がある許りでなく、種々なる病毒の所有者が入獄する爲め、衛生の完全を期する事は困難である。監獄法第四十三條に依れば、精神病傳染病その他の疾病に罹つた者で監獄内で適當の治療を施し得ない場合には、普通の病院に入院せしめ得る事が許されるのであるが、事實上殆んど行はれ

ない。監獄内の疾病者はすべて監獄醫が診療するもので、普通の監獄内では治癒し得る見込のない患者は病監に收容される。又囚人に課する作業及食糧も慎重な調査を経て宛かはれ、未決囚の自辨食物はその都度検査される事になつてゐる。刑の執行に依つて生命を保つ事の出来ぬ者や、女子の場合に於ては受胎後七月以上の時、及び分娩後一月を経過しない時には、其事故の止むまでは、刑の執行が猶豫されることになつて居り、監獄醫は常にこれを檢診し注意しなければならぬこととなつてゐる。受刑者が獄中で懲罰を受ける場合などは、豫め健康診斷が行はれる。その他獨居房にある者等に對しては、常に健康狀態を視察するなど、監獄衛生は様々な規定の下に行はれてゐるのである。

**官業(カンギョー)**

官業とは公益又は營利の目的の爲めに、國家が自ら經營する事業を指していふ言葉である。然し公益を目的とする事業が、莫大の收入を伴ふこともあり、收入を目的とする事業が公益を齎らすこともあるので、此の間には明瞭な區別が立てられてゐる譯ではない。主として財政上の目的の爲めに行はれる事業は、煙草・鹽・樟腦及び樟腦油などの專賣で、

これは國家が獨占して個人の企業を禁ずるのである。又、農商務省の所管にかゝる製鐵所、大林區署の製材事業なども收入を得る事を主たる目的とするものであるが、此場合には國家は一般個人と同一の地位に立つて營業し、何等獨占的性質を有するものでない。郵便・電信・電話・鐵道等の交通事業、及び臺灣に於ける阿片煙膏、阿片末の製造販賣等は、公益を計る爲めに行はれるものであるが、一面には亦財政上主要の地位を占むる收入を齎らすものである。又海軍諸工廠に於ける製造事業など軍事上特殊の目的の爲めに行はれるものもある。かくの如き政府經營の事業は、目的も種類も種々様々であるが、個人經營の事業に對する時は、いづれも一樣に官業と呼ばれてゐるのである。

**官業労働者(カンギョーロードーシャ)**

官業労働者とは國家自身が經營する事業、即ち官營事業に使役せられてゐる労働者を云ふのであつて、府縣又は市町村等の事業に使用されてゐる労働者は、これを官業労働者とは呼ばないのである。即ち東京市經營の電車に働いてゐる車掌運轉手の如きは之を官業労働者と云はぬが、鐵道省經營の所謂山手線電車に従業する者、官業労働者と云はれるの

である。  
 我國の官營事業に使用される労働者は、内閣の印刷局を始めとし、大蔵省の造幣局、軍需局、陸軍の砲兵工廠、海軍省の工廠、農商務省の製鐵所、製材所、逓信省の活版工場、鐵道省の工場等合計十六萬五千八百八十一人に及んでゐる。此外、鐵道省に使用されてゐる鐵道の機關車乗務員・車掌・轉轍手等を合計すれば、全官業労働者の数は、約二十五萬に達するであらう。

官業労働者の團體としては、東京砲兵工廠の職工を會員とする小石川労働會、大阪砲兵工廠の職工によつて成る向上會等がある。小石川労働會は大正八年七月東京砲兵工廠に行はれた賃銀増加請求に基く爭議に伴つて生じ、創立當時は全職工二萬五千人中約七百名の加入者があつた。然し爭議の終ると共に、全幹部が收監されたので會員も次第に減少し、今日ではその會員も甚だ少いやうである。大阪工廠の向上會は、大正八年十一月に創立されたもので、今日では約六千人の會員を有してゐる。

大正九年の四月には、鐵道省に屬する機關車乗務員によつて、大日本機關車乗務員會が設けられ、一時は三千名の會員を有し、月刊機

關雜誌「國家の血脈」を發行してゐたが、大正十年一月に至つて當局の壓迫頗る甚だしく、遂に崩壊して了つた。尙當局の保護を受けてゐる縦斷的なる組合としては、築地海軍工廠の築地工人會、東京砲兵工廠の東京砲兵工廠労働組合なるものがある。この二つは何れも大正八年十月に設けられたもので、保守的な職工の一部を集めてゐる。

簡易保險(カンイホケン)  
 簡易保險はまた簡便生命保險とも云ひ、契約方法及び取扱手續が簡便で、且つ保險金額も少額なる一種の生命保險である。此の保險は中流以下の國民に行はるゝ事を目的とするものであるから、職工保險、労働者保險、國民保險、通俗保險等の名稱があり、また保險金が少額の爲め、小口保險、少額保險なども云はれてゐる。而して又、契約方法の簡便を目的とする爲め、被保險者の身體検査を爲さずに契約する事を原則とし、診査をするにしても、極めて簡單に行ふに過ぎないので、無診査保險とも呼ばれてゐるのである。

簡易保險の保險金は、甚だ少額であることを常とし、時には僅かに埋葬費を支拂し得るに過ぎない如き場合もある。従つて保險料も僅少であり、且つ普通の生命保險よりは支拂の

度數も多いことを原則とし、月拂ひ過拂等を許すこととなつてゐる。而して普通の生命保險が、豫め保險金額の單位を定め、是れに依つて保險料を割出してゐるとは反對に、簡易保險は寧ろ保險料を單位として保險金を決定してゐる。

また簡易保險は、無診査にて契約される爲め、虚弱者、罹病者等の加入する事が多く、被保險者の死亡率が高いものであるから、斯かる損害を少なからしむる爲に、停止期間を設ける事が多い。即ち加入後一年乃至二年間は、縦ひ被保險者が死亡する事があつても、保險金を支拂はないのである。然し停止期間中でも、怪我、自傷、流行病等の事故によつて死亡する者には、保險金の支拂を爲すこととしてゐるものも少くない。

簡易保險はまた、集金人を用ひて保險金を徵收する。それは被保險者乃至労働者である爲め、保險料を持參せしむる事が不可能な場合が多いからである。故に普通の生命保險は、集金人を用ひる事がなければ、簡易保險は被保險者の便宜な場所に集金人を派遣する事が多いのである。我國に於ける官營小口保險は最寄の郵便局に於いて保險料を納入せしむる事としてゐる。この保險はかゝる手數が加

る爲め、普通の生命保險よりも多額の經費を要する。且つ死亡率も高く、中途解約者も多いので、私營會社に依つて行はれる場合には、概して保險料が高價である。

簡易食堂(カンイシヨクド)  
 簡易食堂とは公衆のために、簡易にして低廉な食事を提供する食堂であつて、また公衆食堂とも呼ばれてゐる。簡易食堂の目的は他の社會事業と同様、下層階級の幸福を増進する處にあるので、多くは慈善團體、公共團體等によつて設けられる。

東京市においては、慈善團體經營のもの、外大正九年以來神樂坂及び上野に市營公衆食堂が設けられてゐる。これは従來は請負制度の下に行はれて来たが、近來種々なる非難が生ずると、需要が著しく増加して一ヶ所一日平均三千人以上の就卓者がある状態である爲め、大正十一年からは市の直營に改め、且つ神田、神保町、本公園等五ヶ所に新設することとなつた。尙、新設簡易食堂では、單に食事の供給のみではなく、衣服の縫ひを繕ふ裁縫部や、人事相談部、理髪部等を設けて、下層階級の利便を計る豫定である云ふ。

感情(カンジョウ)  
 【意義】 心的現象は普通知情意の三方面に分けられる。感情とはこの三方面中の情の生活の全體を指す。感情の如何なるものなるかは言語にて説明することは出来ぬ。之を知的現象と對照して間接にその性質を記述し得るに過ぎないのである。即ち知識の構成要素なる感覺及び表象は客觀的であつて、感情は極めて主觀的である。感覺及び表象は、吾人が内外の事物を想ひ浮べ又は認むる作用であり、感情は全く是に反して、件の想ひ浮べ又は認めた事物に對する主觀的「反應」又は「態度」と云ふべきものである。例へば今梅花を想ひ浮べたとすれば、一種の愉快な感興をもつて之に對する如きである。想ひ浮べた事物は客觀的にして、是に對する感興即ち感情は主觀的である。感覺及び表象は客觀的事物に關し、この事物に對する主觀的の感情は客觀的事物に附着した性質ではなくして、純粹に主觀に屬するもの、純粹主觀の現象と謂ふべきものである。純粹なる主觀現象であるが故に、感情は、謂はゞ深心の現象の奥に流るゝ、不可測の現象である。感覺及び表象の比較的明瞭なるに反して、感情の本質は變幻極りなく捕捉し難きものである。されど感情の生活は、普

通に思惟される如く、單に知識作用の附屬現象ではなく、むしろ心的生活の中樞を占むと云はるべきものである。比喩を以つて言へば知識作用は心的生活の表面又は上層に現はれた現象であつて、感情作用は内面又は奥底に流るゝ現象である。

【起原及特質】 感情の種類は快感と不快感とに大別せらるゝが故に、感情と肉體の健全不健全との間には何等かの密接な關係がなければならぬとは、古くから考へられた所である。近世の心理學者の假説に依れば、生理機關なる細細組織の作用が健全であつて、その消費せられるエネルギー量が適度に補充せられ、ば吾人は快感を覚え、若し、過度にエネルギー量が消費せられるか、補充が不足するかの場合には吾人は不快を感じる。故に生理機關の健全は快不快の依つて起る所の原因である。即ち全體の機關の健全なる建設作用は快感を起し、之に反する破壊作用は不快感を起すのであるとは、今日一般に認められる説である。然し之れは單に生理的方面からの説明に過ぎず、感情は別に心理的方面からの説明を要するのである。而してこの點に於て多數學者の採る説は、凡そ全體の心的現象の健全な發達に資する如き作用は快感を起し、反

簡易特別裁判所(カンイバンシヨクベツ)  
 「調停裁判所」を見よ。

對に、全體の心的現象の發達を阻害する如き作用は不快感を起すといふのである。一言にして言へば、快感は精神力の増進に伴ひ、不快感はその衰退に伴ふのである。然らば感情の因つて起る中樞の生理的條件は如何、これは今日尙ほ不明の問題である。最も進歩せる假説によれば、知的の感覺作用は、末梢神経の刺激が脳中枢に傳はるのをその生理條件とするが一般感情は反對に、先づ脳中枢に何等かの感應作用が起つて、それが漸次に末梢機關に及ぶのを生理的條件とするのである。故に感情の起る中樞の生理的條件は脳中枢に始まる何等かの反應作用である。

感情の著しき一特色は、互ひに相反せる極端より極端に動くことである。快感の後に不快感が起り、不快感の後に快感が起ると云ふやうに、律動をなして起伏するのであつて、所謂反動と稱する現象はこの感情の特質に基づくものが多いのである。感情の他の特色は、その發動が絶對的ではなくして、關係的である點にある。吾人は同一物に對していつも同一感情を起すものではない。將に起らんとする感情は、それに先立つ感情状態によつて制限されるのである。又感情の度合は全體の感情生活の進歩の度合によつて制限されるのである。

ある。少年の苦樂は成年の苦樂と同じではない。既にいく度も繰り返された感情の作用は、次第にその刺激を失つて平穩となり、沈着となり、より新たなもの、又は大なるものでなければ、快感を刺激するには至らぬのである。

**感化法(カンカホー)**

感化法とは不良の行爲を爲し、又は爲す處のある未成年者を、一定の施設(「感化院」の項参照)に收容して教養し、その遷善感化を期する所の法律である。我國に於いて初めて感化法が制定されたのは明治三十三年であり、明治四十一年に至つて是に一部の改正を施されたものが、現に行はれつゝあるのである。感化法は北海道及各府縣に對して感化院を設置する義務を課してゐるが、然し其区域内に私人又は團體に屬する同種の設備がある時には、内務大臣の認可を得て之を感化院に代用することを許されてゐる。又不良少年の中で府縣感化院では感化し得られない者の爲め、國立感化院が設置される事になつてゐるが、これは今日尙、設立される運には至つて居らないのである。然し其設置は今や一般に痛感されてゐる。

**感化院(カンカイン)**

感化院とは不良少年や不良少女を收容する營造物であり、各府縣が設立經營す可きものと國家が設立す可きものと二種あるが、日本では現在經營され又は設立計畫中に屬するものは何れも前者のみである。感化院には、八歳以上十八歳未満の少年少女で、犯罪行爲又は其他の不良行爲を爲すか不良行爲を爲す虞れある者が、適當な親權者のない場合、若しくは親權者が見人の出願父乃至母の申立等に依つて裁判所が懲戒所に送る可き許可を與へた場合に、收容されるのである。而して感化院ではかくの如き者に、獨立自營に必要な教育を施し、其性質に應じて實業を練習せしめ、女子には家事裁縫を修得せしめるのである。「感化法」「感化事業」参照。

**感化事業(カンカジギョー)**

【概説】種々なる社會的・家庭的・精神的原因により墮落し惡化したる未丁年者に對し、國家の行政的若しくは司法的機關を通じて、強制的に感化する事を感化事業といふ。時宜によつては國家が直接監督の下に適當なる個人又は公私の慈善團體に托して、彼等に強制教育を施す事もある。蓋し不良少年(其他)なるものは、家庭の紊亂又は社會的境遇によつて、肉體的に精神的に墮落してゐるものであるか

ら、これを感化するには、内務行政又は司法機關によるばかりでなく、時としては政府の監督の下に個人の家或は宗教團體等に托して教育する事も必要なのである。然らばこの感化を受くべき不良少年とは、果して如何なるものを指すのであるか。これに對する解釋は、廣義と狹義との兩面から取扱はれてゐる。狹義の意味が普通にいふ感化事業の範圍であつて、これを解釋すると(A)遺棄の状態にある者、(B)不良行爲の状態にある者、(C)犯罪行爲の状態にある者の三方面に限られる。即ちその何れかの條件を備へてゐる未丁年者は、普通感化院に收容され、國家もしくは特殊團體の保護を受けるのである。然しこれを更に擴大して廣義に解釋すれば、單に所謂不良少年のみならず、一般の犯罪者・浮浪人・墮落婦人・貧兒・孤兒・私生兒、低脳兒又は親權の誤用によれる憐れむべき兒童を保護教育することになる。

【各國の状況】感化事業の最も盛んなのは英國で、感化學校(校數四四)實業學校(同一三三)、船舶學校(同一)、警備學校(同一五)晝間實業學校(同一二)、認可兒童寄宿舎(二四)等の諸學校を設け、教養感化に力を盡くしてゐる。以上の學校數は總計二四八校を算

し、生徒總數は實に二八一九五に及んでゐる。佛蘭西の感化事業は普通感化院と刑罰感化院との二種に分ち、前者は英國の實業學校に相當し、後者は感化學校に相當するのであるが、その總數六十にして收容者總計八十餘人である。獨逸は公私の感化院數百八十三收容者總數千八百人を算し、米國の院數は不詳なれど、現に感化院に收容する者一萬五千人、尙ほ公私の保護を受けつゝある兒童が七萬四千人だといふ。これは戰爭以前の統計であるが、その後の統計は漸かにその數を増してゐる事(殊に獨逸)はいふまでもない。わが國の感化院は未だ國立のものはないが、公立感化院・私立感化院・代用感化院等を合せて五十三個、收容人員一〇三三八強を算し、將來益々増設されんとしてゐる。一五五〇年ロンドンに初めて感化院が設立されて以來、各國は競つて感化事業に力を盡し、不良少年の感化教育に努めて來たが、その最も代表的なるものは、エルマイラ感化監獄(米)、ポルスタル感化院(英)、ラウエスハウス感化院(獨)等であるといはれてゐる。

**感覺論(カンカクロン)**

感覺論とは、凡ての知識は感覺より起るとする認識上の見解を云ふ。感覺説とは、凡ての

道德上の價値又は善は結局、感情の状態に還元するを得べく、而してこの感情の状態が心理的に意志を決定すると云ふ説である。又性慾乃至肉慾の満足に大なる價値を置く倫理説、道德説をも指す。

**感覺及び感官(カンカクオヨビ)**

刺激が神経系統に及ぼす現在の作用によつてのみ説明し得べき意識状態を感覺と云ふ。その刺激によつて、性質上感覺を生ずるところの、特殊の構造を有する神経器官並に心理作用を共に感官と云ふ。感覺を大別して内感覺及び外感覺の二種とする。内感覺は例へば筋覺、運動感覺、一般感覺等の如く、刺激が身體内部にあるものを云ひ、外感覺とは、例へば視覺、觸覺、嗅覺等の如く、刺激が外部にあるものを云ふのである。

**官憲(カンケン)**

官憲なる言葉は、近來しきりに用ひられる所であり、普通には官吏乃至官廳を指すものとされてゐる。然し現行法制の上で使用される官憲なる言葉は、これとは意味を異にし、外國にある我が官廳又は官署、及び外國各官廳又は官署を指してゐる。

**勸工場(カンコウバ)**

勸工場とは種々なる商品を集め、多數の商人



が集つてこれを小賣りする處であり、西洋における「デパートメントストア」の項参照）に類似したものであるが、然も「デパートメントストア」とも異なる所の、一種獨特のものである。我國において、此の勸工場が生じたのは、明治十年上野公園に第一回内國勸業博覽會が開催された際に、閉會後各國各地の出品を一所に集め、之を販賣せしめた時以後である。即ちその趣意は全く産業獎勵にあつたので、優秀なる工業作品を縦賞せしめ、之を即賣せしめることを目的とし、その名も商品陳列所とせず、勸工場と稱したのである。その後勸工場が府縣等の保護を離れ、獨立に經營されるに至つてからは、その實質も一變し、粗製品の濫賣が行はれて來た。然し勸工場は、この新なる百貨店によつて驅逐されることとなり、今日では殆んど影を消して了つた。

**觀念 (カンネン)**

觀念 (Concept) は表象若しくは寫象とも譯して使用される。其意味は種々ある。

考へて見るに、吾人は白馬でもなく黒馬でもなく何處の産でもないただ馬といふ心象を有するかと云ふに、然らずして寧ろ、吾人の最も親近せる格段の價格を有せる馬、若しくは馬といふ文字又は音といふ如き、個體的の事物の心象を思ひ浮べてゐるのである。吾人が一般觀念を有するに至るのも、要するに格別なる個體を代表せしめるからである。言葉または文字が觀念の保存發達に對して必要となるはその爲めである。何となれば、若し言語の補助を藉りずして、直ちに格段の馬の心象をもつて一般の馬を代表せしめんと欲すれば、勢ひ其馬に附屬する色、高さ、高さ等の無用（時には妨げある）要素を伴ひ來るが、文字や言語ならば其弊が少ないからである。次に個體觀念に於ても、吾人は一般觀念と同じ性質を有するのである。例へば今或る格段の馬なる個體觀念を有する場合、この一個の觀念は此馬の無數の位置、態度を代表するものである。それは恰も一般觀念を代表する無數の個體に對する關係と等しい。吾人は坐しもせず、嘶きもせぬ此馬の心象を有するのではなく、最も親近せる一定の位置、一定の態度に於けるこの馬の心象か、もしくは其馬の固有名詞の文字、又は音等の心象を有し

(一)最も廣義に用いられるのは、一切の認識作用の所産を總稱する場合であつて、吾人が通常漠然たる意味で、感ずるとか認めるとか、言つてゐることを皆觀念とするのである。  
 (二)前記の意味はデカルト、ロック等によつて用ゐられたが、バークレー出で、觀念と想念とを區別した。彼れによれば吾人は心算及び關係の觀念を有することは出来るが其觀念を有することは出来ない。觀念は外界の形體的或は可感的事物の心象のみであるとした。  
 (三)ヒュームが印象と觀念とを區別するに至つて觀念の意味は更に狭きものとなつた。ヒュームの所謂印象とは凡て感覺或は感情等が吾人の心に現はれた状態であつて、美食を喫して美味を感じ、或は現に吾人が愛し、憎み、欲し、嫌ひ、喜び、悲しむ等のことは皆印象である。觀念とは印象の再現したものである。即ち現に悲しく感ずるは印象であり昔て悲しかつたことを思ひ浮べるのは觀念である。ヒュームがかゝる區別を立て、から後、現在の刺戟に對して起つた心象（ヒュームが印象と呼んだもの）は感覺或は知覺と呼び現在の刺戟なくして起る心象、即ち記憶心象、想像心象等を指して特に觀念と云ふに至つた。今日專ら行はれるのはこの用語である。この意味

てゐるのである。而して言語文字の有田な事も亦前と同様である。概念に於ては言語文字の有用の度は益大となる。何となれば概念なるものは、一般觀念に不必要なる要素を除去し缺くべからざる内容を嚴密に規定するものであるから、其不必要なる要素をなるべく意識に上せざる様にする必要があるのである。要するに、個體觀念・一般觀念・概念は、多くの場合に、言語の力を藉りて存するものであると云ふことが出来る。又前述の説によつて單純觀念と個體觀念とは單に程度の差異に過ぎぬと云ふを得べく、個體觀念と一般觀念も根本の性質は異なることなきは上述の如く、而して一般觀念と概念との差異は、單にその内容が嚴密に規定されてゐるか何うかと云ふに過ぎぬ。故に是等の區別は皆程度の差異に過ぎぬことが知られるのである（『概念』参照）。

**官報 (カンボウ)**

官報とは政府が印刷局をして發行せしめるものであり、明治十六年以來行はれたものである。これを購求せんとする者は、各官廳を除く外は定價を前納しなければならぬこととなつて居り、各地に一定の販賣所が設けられて居る。

(三)叙任、(四)官令(布告及び布達)(五)達し、(六)告示、(七)官廳廣告、(八)雜件(行幸・行啓・觀謁・參事院回答並審理・諸官廳同指令・軍機出入・官吏轉職出入等)(九)外報、(公使領事報告・外國新聞抄譯)、(十)說明・正誤、(十一)學藝教育に關する事項、(十二)農工商業及び山林に關する事項、(十三)統計報告、(十四)氣象報告、(十五)汽船出入、(十六)廣告等である。

**韓非子 (カンビシ)**

戰國の末葉、韓の庶公子として生れた。人となり吃音であつたが而も一たび筆を呵すれば千言萬語立るに成つた。韓王安暗弱のため綱紀頹廢して亡國に瀕した。韓非屢々書を上つて切諫したが王の用ふる所とならなかつた。彼は憤怒の情禁せず、其の懷抱する所を披瀝して孤憤・五蠹・顯學・內儲・外儲・說林以下五十餘篇を作つた。所謂「韓非子」は是である。王安の五年秦が大學して韓を攻めた。韓王の命を奉じて非は秦王に和を請つた。偶々李斯等の讒に遇つて獄中で毒殺されて了つた。韓非の學は富國強兵を以て目的とする。彼は儒家の學を説く仁義惠愛を斥けて曰く、父母の愛を以つてするも子をして必しも孝順たらしむることは出来ぬ。骨肉の仲であつて猶、かくの

に於ける觀念の中最も單純なものは感覺の再生せるまゝのものであつて、之を單純觀念又は單純觀念と云ふ。例へば白さ、甘さと云ふが如きである。されど純粹な單純觀念の在り難きことは純粹なる感覺の存し難いのと同様である。吾人は白いと云ふことを思へば直ちに漠然ながらも雪紙と云ふ如き個體を思ひ浮べ、甘いと云ふことを思へば直ちに砂糖・菓子等を思ひ浮べる。多數の單純觀念が結合して一個の個體を代表する心象を作るとき、之を「個體觀念」といふ。例へば白色、滑か、薄き、輕き等の單純觀念が結合して紙といふ或る格段の個體觀念を成す如きである。次に多くの個體を代表する觀念を一般觀念といふ。例へば「甲の机」「乙の机」其の他一切の「机」を机といふ觀念をもつて代表せざる如きである。觀念の内容の嚴密に規定されたものを概念と云ふ（『概念』参照）。以上に述べた如き觀念の順序は必ずしも觀念生起の順序ではない。換言すれば初にまづ單純觀念が生じ、次に進んで個體觀念、一般觀念、概念等を生ずるのではなく、便宜上抽象して命名配列したに過ぎないのである。又個體觀念、一般觀念が如何に意識に存するかといふことも注意すべきことである。今かりに馬といふ一般觀念を

如し、どうして君主が人民を心から愛し得やう、どうして惠愛を以て民治に當る事が出来やう、況んや人君と臣民との關係たるや利害の相反すること甚しいではないか、苟くも強國を建設せんとすれば、必ず法と術とに依らなければならぬ。法とは憲令を設けて人民の行爲を管束し、守るものを賞し犯すものに刑罰を加へる事、術とは群臣の能を察して適材適所に任じ、各分と實行とを一致させて、其の成績によつて賞罰するを謂ふのである。蓋し、彼は人間を以て權力に依てのみ制らし得べく、仁愛を以て教ふ可らずとした。また富國の道は唯民をして農事に力作せしむるにあり、強兵の道は唯民をして公戰に勇ならしむるにありと言つて居る。

官吏(カンリ)

官吏とは國家に隸屬して國務を擔任するものであつて、現行制度の上では、判任・奏任・普通通の勅任及親任式に依る勅任の四種の形式を以つて任用されるのである。官吏はまた其職務の性質に依つて、文官及武官・行政官及司法官・國務官及宮内官・專任職官更及名譽職官更等に分類され得るもので、何れも其地位を保障され、自己の意思に反して免官されることは、法制上一定の場合のみに限られてゐる。

官儀(カンリ)

官儀とは本來の意味に依れば官吏百僚を指すもので、謂ふところの官吏と同義である。即ち行政機關を編成するに當り、一定の教育を終り、一定の試験を経たるものを専門的官吏として任用し、これによつて一國政務の運用に當らしめる。然る時には社會に官吏と稱する特種能力を有する集團が殊生することになる。この集團を稱して、官儀と呼ぶのが當である。然しながら現在の日本に於ける官儀の意義は、かゝる行政機關を組織する官吏の意味に用ひず、ある政治上の特権を有する集團に對して使用してゐる。即ち政黨に籍を置かずして、諸種の關係を成して勢力を有する政治家の意味に用ひてゐる。即ち長閑、薩開等の地方閥を中心とする勢力を、官儀と呼んでゐるのである。これより彼等が主として官吏出身である關係と、他等の思想が職務命令によつて行動する官儀制度を好む點等の理由により、かゝる新らしき概念を興ふるに至つたのであらうけれども、官儀なるものは單純に行政機關の組織を分つ上に於て、公任主義に對して用ひられたものに過ぎない(「官儀政治」(公任主義)參照)。

官儀政治(カンリ)

官儀政治とは官吏によつて行政機關を組織する政治をいふ。現在に於ては官儀政治とは寧ろ政體上の分類の一として考へられ、貴族政治、民衆政治等と一般に併用されてゐるけれども、本來政體上の區別は君主政體と共和政體との二種に分ち、更にそれが專制的であるか立憲的であるかの二種に分類し得るのみであつて、官儀政治といふが如きものは存在し得ない。ただ國家の行政機關を如何に組織するかといふ場合に、専門階級的なる官吏を以てなさしむべきか、または人民公選の人士を以てなさしむべきかといふ場合、官吏を以て行政事務を掌らしむるものを官儀主義または官儀政治といふのである。官儀政治に於ける特色は、一定の教育を受け一定の試験を経たる官吏を以て、國家の行政機關を組織せしむる所にあつて、官儀は嚴格なる規律の下にその任務を盡し、退職した後は恩給年金を受くるのである。即ち官儀政治に於ける行政機關の運用は、此特殊能力を有する官吏によつて行はれ、上官の職務命令なるものを以て行動するが故に、整然たる體系を成すものである。故に官儀政治に於ける特長は、國內最良の知識を集めて行政の獨歩の發達を見る事が

出来るが、それと共にその行務が繁文縟禮に流れ、且つ官廳と國民との阻隔を招く結果となるのである。斯る意味に於ける官儀政治は日本の如きに最も代表的に行はれ、英・伊及び革命前の露・獨・地諸國が採用したところである。佛蘭西の如き共和國もナポレオン一世によつてこの制度が確立されて以來、その後多少の變遷は見たけれども、同じく官儀政治を行つてゐる國である。これ官儀政治なるものが君主國たる共和国たるのと別なく、且つ立憲國と專制國との別なく行ひ得る事を語るもので、單に行政官の任用令及び分限令に就いていふ言葉に過ぎないことを證する所以である。然るに高等政務と尋常行政機關とを混同せしむる結果、内閣員が君主の任命による事と、議院の政黨勢力の代表者によつて決定されることとの區別により、立憲政治又は官儀政治の別を設けるものが多い。されどこれは行政事務に關するものではなく、高等政務に關する事項である。即ち内閣員、行政長官と官儀とは、何等の關係をもその場合には有しないのである。故に官儀から出でて、内閣員または行政長官に任せられたものは、既にその時よりして、行政官即ち官儀より政務官に轉じたと解すべきである。佛蘭西の學者グー

官制(カンセ)

官制とは官廳の組織と權限とを定め事務の分配を定める規則である。官制には官制と云ふ名義で公布されたものと、他の規定と共に規定されたものとある。而してその制定權は憲法第十條により憲法その他法律に特に定められたものゝ外は、憲法上の大權に屬するもの

間接税(カンセツ)

現行の官制は、中央官廳官制と地方官制とに別れ、前者は内閣總理大臣・内閣・各省大臣・樞密院・行政裁判所・會計検査院等を包含し、後者は府縣知事・警視總監・北海道長官・臺灣總督・樺太長官等の第一次地方官廳と、郡長・島司・北海道支廳長・臺灣廳長・市町村長等の第二次地方官廳を包含する。

間接税とは直接税に對して用ひられた言葉で、納税者と擔税者とが異なる場合である(「直接税」參照)。即ち租税の轉嫁が行はれる物に對し、少くとも立法者の意志がその轉嫁の行はるべきを豫想して設けたものである。斯くの如き説明は全部を盡したものであるが、元來直接税及び間接税なる區別は、長き沿革によつて使用されて來た常識上の區別であるが故に、學理上の基礎により明白なる區別を與へることは困難である。此區別を最初に與へた者は、重農學派のケネーであつて彼は地租を以て直接税と呼び、地の租税を間接税と稱した。蓋し彼の見解によれば、畢竟、地租以外の租税も、間接には土地から仕拂はれたものとなすにあつた。この區別が一般的に使用されるやうになつてからは、直接

税を以て、納税名簿に據り繼續的の客體に課すものとなし、間接税は納税者の如何を問はず、單にある物に課するものといふ風に變つたが、其趣意とする所はケネーの主張と相通するものがある。故に間接税とは消費税なりともいひ得る。直接税並に間接税に關しては、わが法規に種々なる規定を設けてあるが、その範圍は一定してをらない。然し大體に於て地租・所得税・營業税・通行税・相續税・取引所税・營業税・登録税を直接税となし、其他を間接税と見ていい。

**管子(カンシ)**

名は夷吾、字は敬仲、仲父と號した。鮑叔牙と交遊頗る厚く、家貧なる爲屢々友を欺いたが、鮑子は其の器たるを知つて居つたから善く之を遇した。後、鮑子は桓公に、管子は小白に仕へて各傳となつたが、敵味方の關係から管仲は危ふく殺されんとしたが、鮑叔の命乞ひに依つて救はれ、それが動機となつて桓公の重用する所となつた。桓公の國政に參與した彼は、銳意國富の増殖を圖ると共に、民心の收獲に務め、外は蕃族の侵害に備へ、諸侯を糾合して齊室の霸業を創始した。特に生産に重きを置き殖産工業を奨励して、國民の衣食住の積極的欲望の充足を得せしむるを以

て國家經濟の要諦となした。別して意を用ひたのは奸商壟斷の弊を艾除して貧富の懸隔を防絶撤去するにあつた。即ち市に萬金の富貴なく野に一人の饑民なきを以て經世の信條となした。なほ彼が鹽鐵事業や漁業の獎勵に資したことは有名な事實である。主權を尙んだ國家主義者であつた彼にも、一面著しく社會主義的の處が認められる。

**カント(イマヌエル)**

イマヌエル・カント(Immanuel Kant)は一七二四年獨逸ケーニスベルヒに生る。一七四〇年ケーニスベルヒ大學に入り哲學・神學・數學を修む。五五年ドクトルの學位を得て母校の講師となり、數理學・哲學・自然科學に關する諸般の學問を講じた。七〇年に至り教授となり、爾來一七九六年に至るまで教壇に立つてゐた。著書中最も有名なる『純正理性批判』は認識に關する問題を論じ、『實踐理性批判』は本體論と倫理學を包容し、『賞鑑性批判』は美學に關する問題を説いたものである。彼は批判哲學を起して、近世哲學に一生面を開き、後世の哲學者にして直接間接の影響を受けたものはない。一八〇四年に歿す。

**官有地(カンニューチ)**

官有地とは官有財産の一部であり、國家自ら

有する土地を言ふのである。我國に於いて官有地とされてゐるのは、(1)地券を發行せず地租地方税を賦課しない處の皇室地及び神地(2)地券を發行するが、地租地方税を賦課しない土地、及び單に帳簿に記入するのみの府縣町用の土地、即ち皇族賜邸・官用地、(3)地券を發行せず、地租及地方税を賦課しない土地で、山岳・田畑・沼湖・鐵道敷地・道路等となつてゐるもの、及び(4)寺院・學校・病院等の敷地となつてゐるもの四種である。この内第三種のものだけは、一般人民に對して貸下げられるもので、借受人は一定の借地料を納付しなければならぬ。然し開墾の爲めに貸下げられる時は、すべて無料であり、開墾成功後には開墾者に拂ひ下げられ得るのである。

**關稅(カンゼー)**

關稅とは關稅線と接する一定の境界線に就てそれを出入する貨物に課する租税をいふ。關稅に對する在來の學說によれば、現在の國境と關稅線とが大抵一致してゐるが故に、國境を通過する際、貨物に課税するを關稅と解してゐる者もあるが、然し本來は國境線と關稅線とは同一なものではない。而して關稅の趣旨は、關稅線を通過する貨物の消費に基づき、その消費者の所得に課税せんとするものである。

つて、輸送者によつて支拂はれるが、一種の消費税と見なすべきである。然しまた一面から見れば、關稅は専ら國產獎勵の意味を以て課されるものであるが故に、外國人に對する直接税であるともいひ得る。故に關稅は諸種の方面より、その種類を區別する事が出来る。即ち(A)課税地點上の區別(内地關稅、國境關稅)、(B)形質上の區別(實關稅、貨幣關稅)、(C)性質上の區別(手數料關稅、租稅關稅)、(D)課税標準上の區別(從價稅、從量稅)、(E)課税理由上の區別(輸入稅、輸出稅、通過稅)、(F)課税目的上の區別(財政關稅、保護關稅、社會的保護關稅)以上の如くその種類は多方面より區別する事が出来る。而してこれらの各種關稅に就て各國の歴史の跡を尋ねて見るに、概ねその變遷の順序は、内地關稅より國境關稅に、實物關稅より貨幣關稅に從價稅より從量稅に、輸入稅・輸出稅・通過稅より更に輸入稅に、財政關稅・保護關稅より社會的保護稅に進んでゐる。而して今日各國に採用されてゐる關稅政策も、亦此趣旨に基づいて課税されてゐるものである。

**關稅同盟(カンゼードーメー)**

關稅同盟とは二つ以上の國家が、盟約によつて、共通の關稅區域を設くるの謂である。即

ち二國以上の國家が、相互間の關稅を廢し、獨り第三國に對してのみ同一の關稅を設け、而して統一なる關稅制度を組織するをいふ。然しその統一の程度なるものには、自ら強弱があるので、茲に關稅同盟の種類は、完全なるものと不完全なるものと二種に分類される。而してその完全又は不完全なる差異が何れから生ずるかといへば、二個以上の獨立國の同盟が前者であり、然らざるものが後者である。

**關稅制度(カンゼードー)**

一國の關稅制度は法律又は條約を以て規定されるものである。條約に依つて規定されるものは、主として後進國か弱小國であつて、他は悉く法律を以て規定されてゐる。然しこの制度が法律によつて規定されてゐると、條約によつて規定されてゐるとを問はず、その内容に於ては大差がない。蓋し關稅制度の主要内容は、次の二點に盡されてゐるからである。即ち先づ輸出入貨物に就ては、有税品・無税品・禁制品の三種に區別し、有税品に就てはその税率を定め置く事が第一原則であり、この三種に屬せざる輸出入貨物の處分が第二である。其他戻稅・區別稅・保稅倉庫等、關稅制度に關する諸種の規定はあるけれども、これ

**家屋稅(カフクゼー)**

は寧ろ、原則外の特別な條項に屬するものである。家屋稅とは家屋の所有者に對して、其所有から生ずる收益に課する租税をいふ。従つて家屋稅は一種の收益稅であると共に、地租の如く純然たる物稅である。この定義は家屋の所有者が收益の手段として家屋を有する事を前提したものであるが、もし是に反して家屋の使用人又は賃借人に課するとすれば、この場合の家屋稅は支出稅となり、消費稅となるものである。故に家屋稅は原則として收益稅であるが、時としては支出稅又は所得稅の性質を有することもある。斯くの如き收益稅としての家屋稅は、『本來の家屋稅』といひ、他は住居稅又は賃借稅といふ。わが國に於ては嘗て、家屋稅を國稅として徵收せんとする説もあつたが、今日までのところ地方團體の稅源として徵收されつゝある。英國に於てはこれを國稅として徵收し、家屋地租・門窓稅・動產稅等の稅目と與へてゐる。

**カーペンター(エドワード)**

カーペンター(Edward Carpenter)は一八四四年英國プリントンに生る。一八六八年劍橋大學に入り一八六九年卒業した。初め劍橋で副

牧師となつたが、一八七一年頃宗教界を辭し一八七七年米國を離遊し、ワルト・ホイットマンと知己になつた。一八八一年よりシエフイルドに家庭を構へ、一八八三年に出版した『デモクラシーの方へ』の著作に取り懸つた。この著作の出版以後彼は社會運動者となつたのである。一八八六年から彼は皮ワラジを作り初めた。そしてその後引續きそれを職業として静かな生活を送つてゐる。著述の重なるものには、『デモクラシーの方へ』を初めとして『革命の理想』『労働讃歌』『文明、その原因及療法』『將來の戀愛』等がある。

**カーライル (トマス)**

トマス・カーライル(Thomas Carly)は、一七五五年十二月四日蘇格蘭のダンフリースターの一小村エックレフエカンの石工の子に生れ、七歳より三年間郷學で學び、十歳のときアンナンの中學に入り、十五歳のとき『エヂンバラ』大學に入り、宗教・哲學・數學を修めた。父は彼を僧とする積りであつたが、彼れはこれを好まず、遂に文學界に投ずるに至つたのである。一八一四年大學の普通科を卒業し、母校アンナン中學の教師となつたが數年の後辭職し、エヂンバラ地方に流浪し、其間にシルラー傳、その他の人物傳を著し之を

雜誌や百科全書に寄稿して文學生活の第一歩を踏み出した。一八二六年滿教徒の鼻祖ジョン・ノックスの後裔たるジェーン・エルシュと結婚したが、彼れの名は一八三〇年代に至る迄は一般に知られなかつた。貧困の極、妻の所有地クレイゲンブトックの僻地に退き、六年の間刻苦して著述と翻譯に没頭した。『衣裳哲學』を初め、十五篇の著作は、この期間に成つたものである。

一八三四年倫敦に移り、一八三七年『佛國革命史』を著し、文名大いに擧つたが、貧窮は依然彼れを離れず、文學の講座を開いて生活資料を獲た。『英雄及英雄崇拜論』は其稿本の一で、『過去及び現在』『憲章主義論』並に『批評及び雜論集』の公刊されたのはこの前後の事である。一八四〇年頃より彼の名聲は高まり、一八四五年に第二の大作『クロムエル傳』を著してからは、文壇の獅子王と目されるに至つた。一八五〇年には『近事小品』といふ時事諷刺を、その翌年には『スターリン傳』を公にし、一八六四年には『フレデリック大王傳』を完成し、其後は餘り作をしなかつた。一八六五年エヂンバラ大學の總長に推されたが、一八六六年愛妻に死別してからは倫敦に閑居して『ジョン・ノックス傳』外三

四の短篇を物した外、頗る平淡な生活を送り一八八一年十一月五日死去した。

**假出獄 (カリシツゴク)**

假出獄とは改宥の狀ある囚人に對して刑期の満了前に取消條件を附して假りに出獄を許す行政上の處分を言ふのである。これは十八世紀の終りに、英國などでは、既に行はれたこともあるのであるが、我が國では明治十三年舊刑法を公布した場合に、初めて行はれるに至つたものである。これは長期の囚人が多年獄舎に繋留されては、刑期が満了して出獄しても、社會の事情に通せず、従つて生計の途を樹てるに苦しむ爲に行はれるもので、歐米では長期間であること、出獄後相當の生計を樹て得る見込がある場合とに限られてゐるやうであるが、我が國では懲役又は禁錮で刑期の三分の一(無期刑の場合は十年)を経過し、改宥の見込のある者に許される事となつてゐる。假出獄を許された者は、左の規則を守らねばならぬ事になつて居り、その規則に背き、又出獄後及び出獄前の犯罪の爲めに罰金以上の刑を受けた時は、假出獄を取消される事となつてゐる。

一、正業に就き善行を保つ事。二、管轄警察官署の監督を受け、その指揮命令に従ふ事。

三、出獄と同時に監督警察官署に職業其他生計に關する見込を立てて届出づる事。四、毎月一回監督警察署に出頭して前項の結果を報告する事。及び旅行の許可を得て一年以上同一の場所に滞在する時は、其地の管轄警察署に出頭して、其旨申述する事。五、三日以上十日未満の旅行をする時は監督警察署に、行先地旅行日數を届く可き事。六、移轉、又は十日以上の旅行をなす時は、理由、行先地、日數を記載して監督警察署の許可を請ひ、且つ旅券を受け、旅行地の警察署に出頭して認印を受くる事。なほ帝國外に旅行する時は、司法大臣の許可を受くる事。七、旅行を終へて歸著した時は、遅滞なく監督警察署に出頭し旅券を返納する事。

**過勞 (カロー)**

一定の勞作を爲した後、相當の休息をすれば、勞作によつて生じた疲勞は回復する。これに反して休息の割に勞作の度が大であつたり、疲勞は全く回復する事が出来ない。之を過勞と云ふのである。勞作の程度に就てはその繼續時間の外、その難易をも考慮すべきである。休息の程度も亦時間の長短のみでなく睡眠・食事・身體運動・臥床・遊戯等休息の内容

をも併せ考ふべきである。身體及び精神が間斷なく勞作を續ける場合をとつて其經過を見るに、初め勞作の分量及び性質は次第に増加する。而して一定の度に達すると増加は止まり、暫く増減なく進行し、やがて初めは緩かに後ちに至るに従つて急速に減退し行く。初めに増加するのは練習の結果であつて、後ちに減退するのは疲勞の結果である。若し疲勞が全然回復された後ちに、前回と同様勞作をすれば、能率は前回よりも良好となる。之れは疲勞が中間に於て全然回復され練習の効果が残るからである。之れに反して、休息と勞作との割合が不均衡であつて、過勞を生じた時には、次ぎの勞作は能率が前回よりも劣るのである。過勞と疲勞とは同一でない。疲勞は主として主觀的要素を示す言葉であつて、過勞は客觀的要素を主とするものである。随つて疲勞があつても過勞のない場合がある。即ち著るしい疲勞感情を有しながら其實過勞の事實のない場合がある。故に疲勞は必ずしも過勞の主觀的方面であるとは限らない。過勞といふ客觀的事實に對する主觀的の言葉は、寧ろ虚脱又は疲弊である。

過勞は勞作の種類の轉換によつて幾分緩和されるけれども大して有効なものではない。今

或る筋肉群を過勞せしめて、或程度に達すると、一般に他の筋肉群及び運動神經にも影響し、過勞を生ずるものである。故に肉體的勞働をなして過勞を生じた場合には、精神も同様に過勞状態に陥るのである。過勞の性質は右の如くであるが、人の勞作力と休息の需要量は人によつて異り一定しない。榮養不良、貧血性を有するものは過勞に陥りやすい。

**カルテル**

【意義】カルテルとは邦譯して『企業聯合』又は『企業家聯盟』等と呼ぶもので、英語及獨逸語のカルテル (Cartel Cartell) 及び佛蘭西語のサンヂカー (Syndicat) 等に相當するものである。即ち同種類の獨立企業家が、市場の獨占的支配權を獲得する目的を以て、相互競争の一部又は全部を制限せんとしして聯合する任意的聯合をいふ。故にその要素を分解すれば(一)市場を獨占せんとする目的のために(二)獨立の企業家が、(三)任意的に結合するといふ三要素に分解し得る。抑も現在の交易經濟的組織の下にあつては、企業家は生産行爲の當事者であり、全社會に對する貨物供給の任務は、企業家の全責任とも稱し得るのである。然るに自由競争原理に基づく現在の經濟組織下に於ける企業家は、只管に經濟的利

貸のみを標的としてゐるが故に、或る生産が自己の利益になるとの見込が立てば生産を行ひ、見込が立たねば生産を行はぬのが常である。その結果として過剰生産に陥り易く、全般の同業企業者は競争的に生産物の価格を引下げ、意外な損失を蒙る事免れ得ない。即ち確實なる利益を見越して、生産したるものが、過剰生産の結果、却つて反對の結果を得る。斯くの如く自由競争は一種の投機的事業に陥り易く、これを防備するためには全般の同業企業者が一定の共同規約を規定し、競争の自由を一部のもしくは全部的に制限する事が必要である。カルテルは正にこの必要の下に結合された聯合であつて、畢竟自由競争に基づく弊害を防止し、利潤減少の趨勢を阻止し、可及的に大なる経済的利便を收めんとする動機に發したものである。然るにカルテルは企業家の任意的結合であつて、毫も公法的な性質を有する事なく、各自に獨立の企業家としての存在を保ち、ただ一定の共同規約を設けて、その業務の一部もしくは全部に對して共同の態度を採るに過ぎないのである。これらの諸點が中世紀の職業組合や現代のトラスト等と性質を異にする所である。

【種類】カルテルの性質は大體以上の如きものであるが故に、その種類別の如きも種々なる標準に基づいて決定する事が出来る。例へばこれに加入せる経済主體に従ひ、或はその法律的性質に従ひ、或はその組織方法に従ひ、或はその經營の地理的分布に従ひ、或はその販賣區域の範圍に従ひ、或はその獨占せんとする貨物の種類に従つて分類する事が出来るけれども、その主として類別される方法は、カルテルの目的を標準としたものである。即ちカルテル結合の目的が單に企業者相互の自由競争を制限するに止まるか、或は更に進んで共同的な分配を行はんとするかによつて大別される。前者を稱して『分配的カルテル』と云ひ、後者を稱して『分配カルテル』といふが、前者は更に制限せんとするものに従つて、供給制限カルテル、販賣區域カルテル、價格協定カルテルの三種に分ち、後者も亦分配せんとする目的物により、労働カルテル、仕入カルテル、需要分配カルテル、利潤分配カルテル等に類する事が出来る。

企業家自身の獲得した利益は暫く措き、その他の影響に就ても、之れを組合以外の同業者に及ぼした影響、労働者に及ぼした影響、一般購買者に及ぼした影響の三方面から見る事が出来る。先づ組合員以外の同業企業家のうけた影響は、カルテルが極端なる凌壓政策を採り、一面に生産物の購買者、及びこれに對する原料販賣者を福制して不買聯合を起さしめカルテル自らも販賣價格を著しく低減したことに基く打撃である。労働者に對しては、一面に於て失業の危険を少なからしめたが、それと共に又、益々企業家に對する從屬的な位置の下に置いたのである。その結果は労働者に團結の必要を感ぜしめ、その組織を固る必要上、労働聯合に勢力を集中する傾向を強からしめたのである。労働組合は本来労働者の階級的自覺によつて生じたものであるが、其發達は資本家の結合たるカルテル、トラスト等に對抗する組織として發達して來たものである。その他購買者たる一般消費者に對し、一般商人に對し一般加工精製業者に對する影響は、カルテルそのものが企業家自身の營利心に基き可及的に利益を收めんとして生じたものである事を思へば、この兩者の關係は自ら分明となるであらう。

家資分散(カシブンサン)

我國の法律では、破産法の適用を商人にのみ限つてゐるので、商人以外の者に對しては、民事上の破産と同様なる家資分散の制度を設けねばならぬ事となつた。我が民法施行法第二條に於いて、「民法に於いて破産と稱するは民事に付いては、家資分散を謂ふ」と規定したのは、即ちその爲めである。商人以外の者が、民事訴訟法の強制執行處分を受けた場合に、その動産不動産等全財産を轉賣に附しても尙債務を償却することが出来ぬ時には、家資分散法に依つて裁判所は債務者に家資分散の宣告を與へるのである。かく宣告された者は、直ちに公民権を失ひ、選舉權及被選舉權を失ひ、且つ辯護士・公證人・取引所員となる資格を失ふもので、民法上の後見人・輔佐人・後見監督人となる事も出来ぬのである。然し家資分散者は、商法第三篇第五十條以下を準用される時には、復権する事が出来るので、此場合には前に失はれた所の資格を回復するのである。

過小地主(カシヨーチヌシ)

過小地主なる言葉は獨逸の農政學者によつて呼ばれたる名稱で、同國に於ては二町歩未満の土地所有者に對して用ひられてゐる。日本

にはこれに相當するものはあるけれども、かかる區別は設けられてをらない。わが江戸時代に於て、小百姓、水呑百姓なる名稱は存してゐたが、この過小地主に相應しいものではなく、水呑百姓の最上級に屬するもの、及び小百姓中の最下級に屬するものが、これに該當するものである。即ち過小地主とはその所有地が甚だ狭少にして、自己所有の耕作地のみ収入では到底一家を支へる力もなく、又その一家の労働力の大部分は、自己所有の耕作地には充用されないものである。わが農商務省の調査によれば、わが國情では五反歩未満の土地所有者がこの範圍に屬する。故に過小地主は寧ろ自己所有の土地を副業の如くに耕作し、主として他の職業に従事するか、小作農に従事するのである。今日、自作農兼小作農と稱せられる階級は、多くこの過小地主と見ていいのである。日本に於てはこの階級に屬する農民が最も多く、戸數比例を求むれば多數の四割を占めてゐる。斯くの如く過小地主にあつては、一面に於て小作人となるか、または他の職業を求むるかするを以て、農業政策及び農經營上、その増加は幾多の弊害を醸すものである。蓋し、過小地主は小地主の方針によつて妨害せらるゝか、副業たる他の

寡頭政治(カトーセージ)

寡頭政治 (Oligarchy) は、少數の治者によつて行はれる政治を示す言葉である。是はヘロドトスが君主政治又は民衆政治に對して用ひたのを最初とするが、アリストテレス出るに及んで、貴族政治は國家の利益を目的とするが、寡頭政治は治者自らの利益を重んずるものであると論じた。古代希臘に於けるテイベ、コリント、シキオン、メガラ及びその他の都市は、何れも此の寡頭政治を行つてゐたものであり、西曆紀元前百五十年から、帝國建設に至るまでの羅馬も、また寡頭政治を行つてゐたのであつた。近世に至つても、ベネチエア、フイレンツエ等のイタリー諸都市は

多く寡頭政治を行つてゐたものである。即ち寡頭政治なるものは、貴族政治が行はれてゐる中に、少數の貴族が權力を握つて了ふ爲めに生ずるもので、今日に於いては表面上何處の國にも行はれてゐない。然し實際上寡頭政治は決して消滅したのではなく、立憲國たる形式の内にも事實において寡頭政治が行はれる場合が多いのである。

### カウフハウス

カウフハウス (Kaufhaus) とは獨逸の中世に行はれてゐた一種の問屋とも見るべきもので、當時に於ける各都市の商業取引の中心となつてゐたものである。各都市は何れも商業上の特權を有してゐたので、他の都市乃至國家から來る商人は、種々の貢納金を爲し都市の許可を得なければ其の都市に於ける一般市民と通商する事が出来なかつた。カウフハウスは、かかる外國商人をして、都市の住民と連絡を保たせ手数料を得るために設けられたものであつた。それ故に都市の邸所に店舗を構へ、外來商人の貨物の輸出入、税金の納付延いては其の商品の賣捌き等の便を計り、又商品の保管、保藏を爲し、且つその宿所を設けたりしてゐた。カウフハウスの収入は此商品保管料、商品賣捌料、宿泊料等で、公定の度量

衡器を以つて商品の検査をも行つてゐたが、此場合にも一定の手数料をとる處もあつた。このカウフハウスは、實に外來商人のみではなく、各都市の領主等も商業取締の機關として歓迎してゐた。外來商人の税金を代納し、度量衡の取締に當つてゐる點から見れば、一種の關稅機關でもあり、又警察行政の役目を演じてゐたものであると言ふ事が出来る。カウフハウスには「カウフハウス原簿」と呼ぶ帳簿があり、貨物の輸出入はすべて此の原簿に記入されるのであつた。又賣買等の任務に當る者は、公認賣買役と呼ばれ、その下に使丁等があつて職務に従事してゐたのである。此の制度は中世の終りに至つて、大西洋の商業が興り、歐洲の商業の状態が全然一變するに至つて消滅し、今日では絶對に其の跡を見る事が出来ないものである。

### カウツキー (カール)

カール・カウツキー (Karl Kautsky) は一八五四年奧國に生る。マルクス及びエンゲルスの直弟子であつて、純正マルクス主義を傳へ、現存マルクス派社會主義者の最大學者である。エンゲルスの委嘱により、資本論第四卷 (『餘剩價值學說史』) の編纂を受け、一九〇四年之を刊行し、又資本論第一卷のを手入れを計畫

し、『平民版資本論』と題して一九一四年五月之を公刊した。尙、多數の著書があるが、其主なるものを擧ぐれば、唯物史觀の立場よりキリスト教の成立史を考察した『基督教史原論』及び其續編と見るべき『近世社會主義の先驅』つきに唯物史觀の應用書として前二書と連続して讀むべき『佛蘭西革命論』、唯物史觀を理論的に取扱へる『倫理と唯物史觀』 (埋利彦譯『社會主義倫理學』)、マルクスの經濟學說 (高島義之譯『資本論解説』) 『蕃殖と進化』 (人口論『エルフルト綱領』『階級闘争』と題する英語あり)、『社會革命論』 (英語あり)、『社會主義綱領』 (對ベルンシュタイン論争)、『トマス・モアとその理想郷』、『農民問題』、『民主主義か獨裁主義か』 (ゴリシエキエム論版) 等がある。なほ此外、パンフレットや論文の類は枚擧に暇なき程澤山ある。カウツキーはまた運動方面にも功績が少くない。久しくマルクス正統派の重鎮として、ベルンシュタイン等の修正派と戦ひ、歐洲戦に際しては、最初社會黨多數派と共に、政府を擁護したが、後に至り政府の軍費案に反対して、社會民主黨を除名された十九名の少數派議員等と共に獨立社會民主黨を組織し政府並に多數派社會黨と對抗した。『國革命後ポリシキの

勢盛んとなるや、極力その獨裁主義に反對しレニンの最大敵手として社會民主主義の擁護に努めてゐる。

### 家族 (カゾク)

狹義の意味に於ける家族とは、結婚せる男女並に其子女を以て構成せる團體をいふ。然し舅姑、兄弟等の含まれる場合が存するか、この定義はすべての要素を含むものでない。故にわが民法は、戸主の親族にしてその家に在る者、及びその配偶者を家族と稱してゐる。何れにもせよ家族とは結婚を以て中心要素となすが故に、家族發生の起原に關しては、結婚の發達を知る必要がある (結婚參照)。古代に存在したる氏族は、人智の發達するに従つて崩壊し別に男女の一族を構成するに至つたものである (『氏族』『異族結婚』參照)。而して家族の大小は、經濟的の條件に由來するものであつて、農業時代に於ては比較的大なるものである。わが琉球の如き、飛彈の白河村の如きには、現にこの領域を脱しないものも存するが、それと同じく農業本位國は、商業工業本位國よりも比較的家族の大きいことが常である。従つて人智の發達に従ひ、農本位が商・工業本位に進むにつれて、家族の近時の傾向は一般に縮小しつゝある状態である。試みに

統計によつて示すならば、佛三・五七人、獨四・六六人、奧四・八四人、英四・七人、米四・九人といふが如く、一家族の平均人員が縮小されてゐる。故に家族の大小を以て、その國の産業状態を推察し得るばかりではなく人智開明の程度をも知り得るのである。家族の機能も以て文化的なりと觀察する人も有るが、大多數の學者は之れを經濟的なりとするに一致して居る。

### 華族 (カゾク)

華族とは、明治十七年の華族令に依つて、公・侯・伯・子・男の何れかの爵位を受くるもの、及其家族を總稱するものとされた。華族も亦、一般の士族・平民と等しく、日本帝國の臣民たるものであるが、皇室より特別の待遇を受くるのみならず、貴族院議員として政權に参加する特權がある。明治維新の當時は、公卿・諸侯・中下大夫・士・農・工・商等種々たる差別があり、甚だ煩雜だつたので、明治二年「官武一途上下協同ノ思召ヲ以テ自今公卿諸侯ノ稱ヲ廢改テ華族ト可稱百紳仰出候事」との達しに依り、始めて華族なる名稱が生まれたのである。その後華族令が制定されるに及んで、かくの如き在來の貴族階級のみならず、國家に殊勳のあつた者に爵位を授け華族に列せしめ

る事になつた。華族の爵位は世襲のものであり、有爵者の子孫は代々爵位を受けついで行くのである。華族としての族稱並に待遇は、有爵者とその家族にのみ許されるものであるが、有爵者が死亡しその後継者のない場合には、未亡人に限り、華族としての待遇を許される。又假令有爵者であつても、華族の體面を傷つけることを行爲があつた場合にはその禮遇を停止されるのである。華族は一種の特權階級であるが、其社會的實力は資本家の下に在る。また華族の道徳的墮落が頻々として傳へられてゐる。華族の總數は明かにする事が出来ぬが、有爵者の現在數は大體左の通りである。(一) 公爵一六人。(二) 侯爵、三一人。(三) 伯爵、九九人。(四) 子爵、三八二人。(五) 男爵、四〇三人。

### 家族經濟 (カゾクケイザイ)

家族經濟とは孤立的な家族が單位となり、家族自ら生産し自ら消費する所の自足經濟を云ふ (『經濟發達段階論』の項參照)。かかる經濟状態は、狩獵時代に於いて、最も多く見ることの出來たものであり、牧畜時代・農業時代の初めにも稀見し得る幼稚なる制度である。即ち分業は僅に家庭内に於ける男女性別によつて行はれるに過ぎず、工業は小規模の手續

工が存在するのみであつた。然るにかかる經濟状態は、生産方法の發達、交換の發生等に依り、次第に變化し、村落經濟の状態に移つて來たのである(村落經濟參照)。

家族經濟的工業(カソクケイゴ)

家族經濟的工業とは工業の最原始的形式である。自足經濟時代に於ける最重要な生産方法は農であつて、農は家族經濟の根柢をなすものであつた。而して工は僅に農時の閑暇の折りになされたもので一種の片手間に過ぎなかつた。従つてこの時代に於て、農と工とは不可分の關係に置かれてゐた事はいふまでもなく、これが寧ろ此時代に於ける唯一の特色であつたといつて差支ない。故にこの時代の工業生産を一名「家内仕事」ともいふ。その經濟上に於ける特質を挙げれば、自足的であつて市場とは交渉がなかつた。即ち家庭内で消費するために獲得した農産物を以つて、製品の原料となし、その製品の如きもたゞ家族内の使用消費に供せられるのみで、他人の製造せる物品と交換する事、或はこれを市場に販賣するといふやうな事は毫もなかつた。然るにこの自足經濟が擴大したる莊園經濟を形成するに及び、在來の如き血縁者ばかりではなく、多數の非血縁者をも包括したる自然經濟的大

組織を形成し、生産の技術に於ても經濟上の關係に於ても、一般農民の經濟に比すれば、遙かに進歩した形式を採ることゝなつた。即ち莊園經濟にあつては、莊園内に於て農業的生産に従事する者もあつて、農と工とが技術上に分離せるのみならず、工業的生産に従事する者の間には既に分業の行はるゝものがある。勿論この生産は領主の慾望を満たすにあつたのであるが、それを充たして尙餘りある分に對しては、市場との關係も生じ、又莊園附屬の手工業者が餘暇を利用して、市場に出す事を目的とし、自己の經濟で工業生産を行ふ事さへ許されたものであつた。西歐の歴史に就ていへば、凡そ中世紀の中葉頃まではかくの如き自然經濟的狀態を脱しなかつたのである。

家族共産體(カソクキョウサンタイ)

家族共産體とは共産經濟を営む家族といふ意義である。故に現在の歐米諸國を始め、わが國の家族を見ればこれを廣義に解釋して、等しく家族共産體なりといひ得る。然し一般に家族共産體と稱するのは、學問上の術語で狹義に使用されてゐる。即ち大家族又は結合家族と稱する多人數より成る家族の共産體に對して呼ぶのである。故に共産經濟を営むとい

ふ事以外に、廣義に稱すべき大家族を包含するを必要とする。現在の家族制度はその意義に於ては共産體といひ得ないにしても、私有財產主義の普及徹底した社會にあつては尙ほ共産經濟を營むものといひ得る。その意味に於て昔時に溯り、大家族制度の時代に在つては、共産經濟の生活が營まれてゐたとす説が立てられ得る。従つて私有財產制度が確立するに先行して、共産制度が存在し、家族共産體がその社會單位となつてゐたと見做す論者が頗る多い。この點に關する所説は甚だ盡くされてゐないが、尙も尙も有史期に入つた最原始時代の社會は、家族共産體を以て經濟單位としてゐたといふ説は有力である。而してこの家族共産體を形成してゐた、所謂大家族なるとは如何なるものであつたかといへば、今日の家族の如く、一夫婦及びその子女より成る家族ではなく、數多の夫婦及びその子女を包含結合し、るものである(「父系」母系參照)。尙ほ其上に奴隸制度の存する所にあつては、奴隸も亦その大家族の所有物として、この中に加はつてゐたのである。之を太古の戸籍に見るに人口數二十乃至百を算するは、當時の普通なるものであつた。これ即ち大家族制に外ならない。獨り日本のみなら

ず、各國の歴史に徴するも、必ず古代にあつては大家族制によつてゐたものである。故に家族共産體は、人類發達の階梯に於ける必然的の制度であるといつて可い。現に今日に於ても四方スラヴ族の如き人種にあつては、其經濟的發達の程度が幼稚であるため、尙ほツアドルガといふが如き家族共産體をその制度とてゐるものが頗る多い。その將來はどうなるかといへば、何れも經濟的發達の結果として、遂に廢滅の結果を招く事が明瞭である。古代に於ける家族共産體の跡を顧るも氏族制度の倒壞するまでは、經濟生活の單位として、共産主義の實行を助長するために存続してゐたが、氏族制が滅びると共に、即ち經濟的發達の程度が一段階進むと共に、自然的に滅落してしまつたのである。故に今日の如き廣義に於ける家族共産體、即ち家族制度といふが如きものも、經濟的進歩と共に衰滅の運を招くものと見なければならぬ。従つて今日の家族制度家督相續制度の如きも、多少の變革を見るであらう(「原始共産制」參照)。

經營(ケイエイ)

【意義】經營とは生産、營利其他の經濟上の目的のために人と物、財と努力とを結合する所の技術上の組織を云ふのである。この組織

が自足經濟の手段たる營利經濟の手段たるとは問ふころでない。ゾムバルトに依れば經營とは「繼續的作業の目的を達する爲めの設備」である。而して企業と經營との區別は、經營は「作業の組織、或は作業の團體」なるに反し、企業は「價值増殖の組織又は團體」である。此説の淵源はマルクスの労働行程(Labourprozess)價值増殖行程(Verwertungsprozess)説だと云はれる。労働行程とは、労働の社會的關係(即ち人の爲めに働くものなるか自己のために働くものなるか、自足の爲めなるか、營利の爲めなるか等)は暫く問はず、労働用具を用ひて労働對象即ち生産の目的物の上に、生産的労働が行はれ、使用價值を生出する行程である。而して價值増殖行程とは營利經濟に見る所のものであつて、使用價值を生産することは究極の目的ではなく、たゞそれによつて剩餘價值を得ることを目的とするものである。

も、古羅馬に存したものの如く専ら自足經濟の手段たるものと、現代の大工場に如く企業的手段たるものとがある。又詳しく營利を目的とする企業であつても、手工的な經營に依るものと、工場の大經營に依るものとある。尙又、經濟單位と經營單位とは、別個の觀念に屬するものであつて、一の經濟が多數の經營を結合する場合もあり、又一の經營が多數の經營に屬する場合もあり得るのである。大製鐵會社が石炭坑・鐵礦山・鑛鐵爐・製鐵所を所有し、又一銀行が多數の支店を所有する如きは前者の例であつて、二個の鐵道會社が一個の共同停車場を有し、又多數の銀行が一個の手形交換所を経営する如きは後者の例である。

- 【經營形態の分類】實質上より見て經營形態の種類を論じたものは若干あるが、その重要なものはマルクスが資本論に於て説けるものを根據とするのであつて、そのうち最も詳細なのはゾムバルトの説である。
- (一) 單獨經營
  - (二) 個人經營
  - (三) 家族經營
  - (四) 小經營
  - (五) 助手經營
  - (六) 中間經營
  - (七) 稍大規模の助手經營
  - (八) 中經營
  - (九) 小規模の社會經營

(六)大規模の個人經營  
(七)マニユファクチュア  
(八)工場經營

右はゾムバルトの分類を表にしたものであつて、今その用語に就て概略の説明を加へるならば、(一)は細然たる一個人の經營であつて内職の場合などに見受けらるゝ所のものである。(二)及(三)は所謂手工業者の如き場合であつて、親方と職人及徒弟とが共に勞働するのである。(四)は助手の数が増加して、親方は指揮監督の任に當り、只時々自ら作業する程度のものである。(五)は從業者の数は(四)と異らずと雖も、其間に分業の行はれらるゝもので、アダム・スミスの有名なる留針製造所の如きもの(六)は從業者の數も大いに増加し親方は最早全く直接作業に従事しないが、仕事の性質上分業の行はるゝ機會が至つて尠なく、勞働者は各自別々に働くものである。(七)は人數も多く分業も行はれるけれど、機械を使用しないものであつて、手織工場や、多くの美術工藝品工場の如きはその適例である。ゾムバルトの説に關しては、議論も數多存するけれども、現在に於ては最も詳細綿密な分類として推稱されてゐる。ゾムバルト以外、カール・ビュヒアー以下一般の學者に依つて與へられた工場

經營制度の分類は、家内仕事・賃仕事・手工業・家内工業・工場制工業の五種を、歴史的に主要なるものとするのであるが、是等の説明は、夫々の項目に就て知られたい。

【大經營と小經營】經營の形態の區別として一般に行はれてゐるのは、其規模の大小から立てた分類で、普通大經營・中經營・小經營とする。農業上には大農・中農・小農など云ひ、工業では大工業・小工業などと云ふ。規模の大小を分つ標準に就ては種々の説があるけれども、最も簡單なのは從業者の人數を標準に取るのであつて、獨逸では各種業務の經營を調査するに當つて此の標準を用ひ、五人以下を小經營とし、六人以上五十人迄を中經營、五十一人以上を大經營とし、大經營は更に三つに分つて五十一人以上二百一人迄を第一種、二百一人以上千人迄を第二種、千人以上を第三種とし、この第三種を巨大經營と名づけてゐる。農家に就ては耕地面積の大小を區別の標準とすることがある。獨逸では二ヘクタール(一ヘクタールはほぼ一町歩)以下を耕作するものを過小農、二以上五ヘクタール以下を耕作するものを小農、五以上廿ヘクタール以下を耕作するものを中農、廿以上百ヘクタール以下を耕作するものを大農、百ヘクタール

以上を耕作するのを大地主經營と名づけてゐる。茲に農業經營に就て注意すべきことは、所有單位と經營單位との相違である。即ち大農と云ふは大地主と云ふことと同一でなく、小農と云ふは小地主と云ふことと同一ではないのである。現在日本に於ては土地の所有權は益少數者の手に集中されつゝあり、然も耕作(即ち經營)は、小作人の手に依つて昔ながらの小規模で行はれてゐる。かくて大規模の經營に併進せざる機械の利用、分業組織の採用に依る能率の増進は實現困難の状態に置かれてゐるのである。

大經營の最も多く行はれるものは、現代に於ては工業であつて、經營が大となる程文明的設備が整ひ、殊に機械的生産、工場的生產制度を採用することを得て、著るしく生産費を減じ改良進歩が容易となるのである。然し如何なる工業にも大經營は有利といふ譯ではなく、主として人的要素を要する美術工藝品の製造、修繕業の如きは大經營たることを得ないのである。商業に於ては概して卸賣業は大經營若くは中經營であり、小賣業は小經營であるけれどもデパートメントストアの如きは小賣業であり乍ら、普通の卸賣業などより遙に大なる經

營を有するものであつて、かゝる大經營の小賣業が發達するにつれて、恰も小工業の壓迫を蒙る如く、小經營の小賣業者は著るしく窮迫を來すのである。然し乍らこれは時勢の發達に伴ふ必然の現象であつて、生産に於ける如く、分配の手段もまた大組織となりつゝある近代的傾向を示すものである。

經營協議會(ケーエーキョーギカイ)

『工場委員會制度』の第二節、獨逸の部を見られたし。

刑法(ケーホー) 刑法とは犯罪を罰する所の、國家の法規を云ふのである。すべての法律は一定の事實乃至原因に對して、是に伴ふ可き法律の結果を規定するものであつて、刑法は即ち犯罪といふ事實に對し、刑罰と云ふ法律上の結果を規定するのである。未開時代には刑罰の種類程度等は法として一定してゐることなく、之れをその主權者若しくは彼れの代表者たる裁判官の斷定に一任したものであつた。然るに社會の發達が進み、法律の必要を認むるに至つてからは、重大な事項は裁判官の獨斷にのみせることがなくなつた。然し此の時代に於いても尙、犯罪の項目や刑罰の程度は、一定の標準を示される許り

で、裁判官は當に臨機處置をとり、自由に裁判してゐたのである。羅馬帝政時代や中世に於ける裁判は何れも皆之であつた。即ちそれは法律の適用者であると同時に、一面また立法者であつたのである。其の後裁判官に立法權を許すことの危險が感じられて來るに従つて、犯罪項目、刑罰の程度等はすべて皆成文法に依つて規定され、是に依つて裁判官を拘束し、法文に對するその自由の解釋をも禁ずるに至つた。一七九一年以來佛國に行はれたものは、即ちこれである。それ以來、歐洲諸國は何れも佛國法を模倣して、斯かる刑法を採用して來たが、然し刑罰の項目は兎も角同一罪名のもので、所犯情狀に依つて、幾分の自由裁量を裁判官に許す事は、今日では却つて刑罰の目的に副ふものとされ、何れの國家に於ても許容されてゐるのである。我が國にて犯罪を罰する成文法が表はれたのは、大審律令が最初である。これは隋唐の制度を模倣したもので爾來明治に至るまで支那刑法の影響をうけてゐたのである。然るに明治十三年に至つて、佛人ボアソナード等の編纂せる佛國系刑法が、初めて發布されるに至つたのである。其後數回に互つて修正を重ねられ、明治四十年に至つて公布されたもの

が今日行はるゝ所の所謂新刑法なるものである。

經驗論(ケーケンロン) 眞理は感官知覺から來る直接の經驗によつてのみ得らるゝものであるとする説。主理論(其項參照)に反對する見解であつて、極端な觀念論に對する反動として起つた哲學上の見解である。

景氣(ケーキ) 『恐怖』及び『不景氣』を見よ。

結婚(ケツコン) 原始的意味に於ての結婚とは、或期間繼續する男女の性的結合をいふ。然し現在の意味に於ての結婚とは、社會の習慣として一定の形式を取れる後に生ずるものである。而して結婚の形式は、社會の習慣及び制度によつて異なるもので、社會條件が異なると共に習慣も異なり、従つて結婚の形式にも相異がある。換言すれば、結婚は時と所によつて異なるもので、結婚に對する道徳的評價の如きも相對的のものである。しからば結婚は、何時のころから生じたものであるか、いふまでもなく原始人類は自然的欲望の満足のために性的關係を結ぶのであつて、結婚の起原が生理的要素の満足にあつたのである。而して男女が續



續する結合をなすに至つた事は、一面から見れば社會の習慣が確立せられたるを豫想し、また他の一面から見れば、父母が同棲して子女の保護をなす事により、一層好く生存競争に堪へ得る必要からであつた、換言すれば種族保護に利益あるがために、自然淘汰の結果として、繼續的結合が生じたといひ得る。原始期に於ける男女の關係に關しては、種々な議論があるけれども性慾の自然衝動に委せて満足させてゐたものである。この時代を稱して雜婚時代といふが、而も嚴密な意味に於ける雜婚とはいひ得ない。一説によれば原始期に於ても純然たる雜婚といふ事はなく、事實は一夫多妻か一妻多夫か、或はこの兩者を結合したのか、その何れかが行はれたのであるが、男女關係の變遷なるが爲、雜婚の如く誤られたともいふ。いづれにもせよ、原始時代にあつては結婚の形式を備へざる雜婚、もしくはそれと類似の男女結合關係が、社會的に保持されて來たのである。かくして結婚なるものは、四方面より分類して考へる事が出来る、即ち第一は結婚に於ける男女の數より見たる分類で、雜婚(廣義の結婚形式を指す)、團體結婚・一妻多夫・一夫多妻、一夫一婦の五形式である。第二は寧ろ範圍の解釋上から見た

た分類法で、同族結婚・異族結婚の二種。第三はこれを方法の上から見た分類で、掠奪結婚・賣買結婚・服役結婚・合意結婚である。第四の最後の分類方法は、之を期間の上から見て、永続的結婚、非永続的結婚、一時的結婚の三種類に分ける。「一夫一婦」、「一夫多妻」、「一妻多夫」、「異族結婚」、「同族結婚」(參照)。

**檢見(ケミ)**

檢見とは米穀の豊凶を檢査して租税を収むる謂である。足利時代以來この制度はあつたけれども、これが完全に行はれるやうになつたのは江戸時代である。然らば如何にして米穀の豊凶を査定するかといへば、數箇所から一畝の稻を刈取つて來て、その數量を檢査して、以て徵租の標準となしたものである。これを稱して檢見取、または毛見といふ。江戸時代に於ける檢見の方法は、大抵村吏・田主が初めに内見張を作り、小檢見と稱する役人が詳にその實情を糺し、後大檢見(代官の檢査)を経たものである。而してこの檢見の方法には種類があり、畝取檢見・有毛檢見・色取檢見・遠見檢見・技檢見・尾檢見・一一五檢見・木綿檢見等の別があつた。

専ら人文の啓蒙普及に力めた十八世紀の哲學的時期を啓蒙時期といふ。其中には種々の異つた傾向を有する多數の學者が含まれてゐたが、いづれも獨立自由の思想を尊び、固定の教理の束縛を脱せんと努め、經驗的又は唯物的の學風を有し、幽玄深遠な哲理を究めるよりも寧ろ平易にして健全な人文の普及を目的とする點に共通の特徴を有してゐたのである。レッシング、メンデルスゾーン、ライマールス、ヘルデル(以上獨)、ロック、ニュートン(以上英)、ヴォルテール、コンディヤック、デイドロ(以上佛)等は、その主要たる代表者である。

**刑務所(ケームシヨ)**

**「監獄」を見よ。**

**檢地(ケンチ)**  
檢地とは、田地を檢校するの謂である。即ち土地の境界を正し、その廣狹を量り、段別を定め、品位を正し、石盛を付け、石高を査定し、それを以て一町村の總地籍石高を檢校する事であつた。江戸時代には俗にこれを年入といふ。この制度の起つたのは大化以來の事に屬してゐるが、中途で廢せられ、豊臣秀吉が天下を統一するに及び、天正の石直、文祿の檢地と稱する一種の檢地を實行したが、そ

の範圍僅かに關西と九州の一部に行はれたに過ぎなかつた。徳川時代に入りても、これを全國的に査定檢校し得たのは、元祿年代に入つてからである。

檢地の方法としては、或は又は繩を使用し、檢地奉行なるものが、手代・下役・卒取・間數呼次・地引案内者等を引具して各村を廻つたものである。而してこの檢地の種類には、居檢地・地押・廻檢地等があつた。

**建築組合(ケンチククミアイ)**

労働者が自己のために家屋を賃借する目的を以て、又は家屋を自己の所有に歸せしめんがために、家屋を建築する事を目的とする産業組合を稱して、これを建築組合といふ。故に建築組合はその性質により、所有者に歸すべき家屋を建築するものと、賃借家屋を建築するものと、而して兩者を兼ねるものとの三種に分類する事が出来る。建築組合の事業は先づ組合が家屋を建築するために土地を購入し、木材を仕入れるのである。故に建築組合は他の産業組合に比して、多大の基本金を要する事はいふ迄もない。されば徐々に蓄積せらるべき組合員の出資拂込高又は組合員の準備金のみを以つてしては、到底資金を充分ならしむる事が出来ないで、多く他より借入金

なして必要を填補してゐる。借入の形式は組合が債券を發行するか、不動産銀行より土地及び建築せらるべき家屋を抵當として資金の融通をなし、債券は年賦償還の方法を以て償還するものである。獨逸に於てはその他市町村有の土地を無償で讓受けるか、極く低廉なる賃借料を以て借受ける制度が、盛んに行はれてゐる。従つて建築組合は地租買戻税や、道路河川水道税等を免せられるばかりでなく、時として市町村自治體が、自ら組合の債券を引受けたり、市村銀行が無擔保で信用貸付をなす事さへもある。斯くの如く産業組合としての建築組合は、獨逸に最もよく行はれ、十九世紀の中葉以來、國家の政策として盛んに、該組合の發達を奨励してゐる。即ち獨逸に工業の發達と共に、都市集中の現象が起るに及び、その當然の結果たる家賃騰貴に備ふるため、一八六〇年にこの制度を採用するに至つたのである。蓋し、家賃騰貴の結果、不潔なる住宅に労働者を住居せしむる事は、労働者から家庭生活の愉樂を奪ふ所以であり、且つその結果として彼等を病所に誘ひ、彼等の品性を低下せしめ、物質的に困窮せしむる所となるを以て、進んで彼等に家庭の愉樂を與へんとしたものに外ならない。斯くの如く建築

組合によつて、低廉にして清潔なる住居を設ふる時は、單に物質的に労働者の生活難を軽減せしむるのみでなく、間接には労働者の生活を、精神的に向上せしむるに至るものである。故に建築組合の目的は單に經濟上の利益を收めしめんとするものでなく、社會生活の健全を期する所にある(「産業組合」、「コオペレーション」參照)。

**ケネー(フランソア)**

フランソア・ケネー (Ernoas Query) は科學的經濟學の基礎を定めたフィゾクラト學派(重農學派)の創立者で、アダム・スミスに次ぐ重要な位地にある學者である。一六九四年ヴェルサイユ附近の農家に生れ、十二歳に至るまで眼に一丁字も無かつたといはれてゐる。獨學以て醫術並に哲學文學に深き造詣を得た。彼は其の醫術によつて漸次地位を得、ルイ十五世の知遇を受けて終に貴族の列に加へられた。彼が専ら意を經濟學に注いだのはこの後であつた。彼の居室は經濟學徒の集會所となつた。後、數學を研究したか、經濟學とは全く關係なく試みたものである。一七七四年に歿す。

彼は當時の自然法的思想の影響を受けて、先づ人類社會に自然的秩序と人為秩序とある事

を説き、可變不完全なる後者を不可變完全なる前者に一致せしめねばならぬといふのが彼の根本思想で、其の經濟學說の中心といふべきは、『土地(農業)は富の唯一源泉なり』といふ思想で、工業商業などは所存の原料に變形、加工運送を施すのみで、其製造品の價値は之に使用したる原料並びに工業家、労働者の消費したる生活費用の合計に過ぎないものとした。彼は此見解の下に、社會を(一)生産的階級(二)地主階級(三)不生産階級の三に分ち、商工業に従事する者は皆(三)に入れてゐるが、無産労働者を此等の二階級から除外してゐる。従つて彼の經濟財政上の政策も當然農業本位で、『農業にとり不利益たるものは凡て國家國民にも有害にして、農業に裨益する凡てのものは國家國民にとり有益である』とし、此見地かな農業の獎勵、穀物貿易及び一般貿易の自由を主張した。彼の土地直接單稅論もその土地唯一富源説より生じたものである。即ち租稅は人民の所得に比例すべきものであるから直接に土地の純收益即ち地主の收受する地代にのみ課賦すべしといふのである。彼の著書としては『イジオクラットの經濟』と呼ばれる『經濟表』の外、『農業國經濟政治の一般的格言』『小作人』『穀物』等がその主

なるものである。

**實業黨**(ケンジョート)

『チャーチスト運動』を見よ。

**犬儒學派**(ケンジュガクハ)

『キニク學派』を見よ。

**健康保險**(ケンコーホケン)

『疾病保險』を見よ。

**憲兵**(ケンペイ)

憲兵は明治三十一年の憲兵條令によつて規定せられたるものであつて、陸軍における警察の任に當るものである。即ち陸軍大臣の管轄に屬し、主として軍事警察を掌り、軍隊風紀上に就いて詳密なる視察を爲すと同時に、行政警察、司法警察をも兼ね掌るのである。憲兵の服務規定に就いては、憲兵條令のみならず、明治三十一年に定められた『憲兵服務規定』なるものがある。

**憲法**(ケンポフ)

憲法はこれを實質的の意味と、形式的の意味との二様に解することが出来る。實質的の意味に解する場合には、國民の公選に依つて成る議會を有し、これを國權に參與せしむる所の國家が、國家組織について有する法律は、直ちに之れを憲法であるといふ事が出来る。即ち我が國に於ける皇室典範中皇繼本の順位

つて制定された點である。第二は天皇の大權が特に他の諸國よりも廣い事であり、第三は皇室に關するものは之を憲法中に規定せず、皇室典範に譲り其改正は議會の議決を要せざるものとされてゐる事である。又第四は貴族院の組織を貴族院令に依つて定め、衆議院がその改正を議することの出来ぬやうになつてゐる事である。又その改正に就ては、いづれの國家でも他の法律と異つて、特に慎重に行はれることになつてゐるが、我が國でも憲法の改正は勅命に依つて發案され、種々な條件が完備されたる場合にのみ爲される事になつてゐる。

**權利株**(ケンリカブ)

株式會社の資本は數多の株式に分れてゐるが、『株式』、『會社』參照、會社が法律上成立し其登記が終了するまでは、株券の發行を爲すことが出来ないのである。然るに株券は事實に於いて、登記終了前に發行されることがあるこれを權利株と言ふ。

然し此權利株は、我國の法律では絶対に禁ぜられてゐるものがある。従つてその購買も無効であり、買主も直ちに株主であるとは認められてゐない。投機を目的とする者の方では、盛に權利株が賣買されてゐるが、これは會社

成立後に於いて正式の株式となる事を豫想して行はれるものであつて、權利株を所有すると云ふ事は、法律上何等の効力もない事になるのである。

**權力**(ケンリョク)

權力とは、人類の社會生活を指導するために、或る種の社會意識が、物理的の力を伴つて全社會成員の上に君臨することを云ふ。人類はその結合に強弱の差があるにせよ、必ず大小なり小なり、何等かの社會的結合を作らずには生存し得ないものである。此の場合には社會生活の保持發展を計らんとする意志が、意識的にか無意識的にか各成員の間に抱かれる筈である。それが或る有力なる一人、若しくは多數の個人に發動した場合には、かゝる意志を裏切る他の意志を征服し制する爲めに、何等かの強力を藉りて、即ち權力となつて表はれることとなるのである。個人の生活を絶對的のものに見做し、個性の尊重に依つてのみ社會生活が發達するものであると考へる人々が、權力は個人の自由を束縛し個性を蹂躪するものだといつて非難するのは、人類生活が社會的結合の上のみ營まれ得る事實を閉却してゐるもので、社會的生活と反する所の自由と個性とが、掣肘され、束縛され

及び攝政に關する法則を定むる規定、議院法、貴族院令、衆議院議員選舉法、内閣官制、裁判所構成法等は、何れも憲法の一部を形成するものと言はねばならぬ。これに反して、憲法を單に形式的意味に解釋するならば憲法として制定された法則、即ち我が國では明治二十二年二月十一日に發布された大日本帝國憲法のみを指すことになるのである。

形式的意味での憲法が、成文法として行はれるに至つたのは、極めて近世の事であり、一七七六年北アメリカが獨立戰爭に依つて、英國から分離した場合に制定したのが初めである。次いで憲法が布かれたのは佛國で、一七九一年にその第一次の憲法が制定されたのであつた。その他の歐洲諸國も皆これを模範として、十九世紀の初葉から中葉に至るまでの間にそれ／＼成文法を制定したのであつた。これ等諸國の憲法は、その國家が民主制であるのと君主制であるのとに依り、色彩を異にしてゐるが、我が國の憲法は他の如何なる憲法とも異なる種々の特色を有してゐる。その第一は、欽定憲法であることである。即ち歐米諸國の憲法は、何れも民選議會を組織しその議決を経て制定されたものであるが、我國の憲法はこれ等と異つて専ら至尊の大御心に依

るのは止むを得ない事だと言はねばならぬ。人類の意思は決して單純なものでない。それは常に錯綜動搖してゐるもので、時には明瞭に意識の上を上らぬことすらある。故に一面には社會生活と相反するとき意思が働く場合にも、權力となつて現はれる意思は無意識の中に抱かれてゐるのである。權力は即ちかくの如き社會意識が強力に發揚されるものであつて、人類生活が社會的團結に依つて營まらるゝ限りは、永久に存在するものなのである。現在では國家を單位として行はれる社會的結合が、最も強力なるものである。従つて權力の最も強力なるものは、國家から發動するものである。國家の權力は、法律上統治權と言はれてゐるもので法律上の強制力を有する。これは國家なる社會團體の全成員に行はれ得るもので、之に反するものは一定の刑罰を課する事が出来るのである。然し人類の社會的結合は、國家においてのみ行はれ得るものではない。家族、組合等のごときのも、亦一種の社會を爲すものであつて、かゝる結合の中にも又従つて權力を生じ得るのである。此の種の權力が、統治權即ち國家の有する權力に比して、著しく微弱なのは、家族・社會・組合等のごときものが、國家としての社會結合に

比べて甚だ微弱なものだからである。権力の存在は、また社会内に権力関係を生ぜしめる。権力対服従、支配对被支配の關係が即ちそれであつて、これは如何なる種類の権力にせよ、権力の存在する限り、必ず附隨する現象なのである。

権力關係(ケンリョクカケケイ)

憲政擁護運動(ケンセイヨウゴ)

憲政擁護とは立憲政治の趣意に反して、何等議會に基礎を有せざる官僚階級などが、政權を把握しまたは把握せんとする時、それに反對して立憲政治の趣意を維持擁護せんとする事をいふ。而してその反對運動を總稱して憲政擁護運動といふ。然しながら今日普通に憲政擁護運動といはれてゐるのは、先づ第四次桂内閣成立の當時、首相桂太郎が長閑の一両目として議會に根據を有せず、加ふるに彼が一度内大臣として宮中に入りたる身を以て内閣を組織するは、宮中府中の別を紊るものなりと主張し、議會に於いても攻撃甚しく、且つ全國に反對の輿論が起された。當時、該運動の先頭として盡したるは犬養毅、岡崎行雄の二人で、全國に遊説して民心を煽動したのであつたが、之れを第一次憲政擁護運動と

いひ、大正十三年皇族院を基礎とせる清浦内閣の成立せる時、在野三派に依つて起されたものを第二次憲政擁護運動といつてゐる。

警察國家(ケイサツコクカ)

警察國家(Police State)の主張は十八世紀の初葉獨逸の哲學者、クリスチアン・ウォルフによつてなされたものであつた。即ち彼の見解に従へば、人類最後の目的は幸福を獲得することであり、國家全體の安寧を増進することは、國家の最高法律たるが故に、各人に幸福を與へ、國家全體の安寧を増進するには、國家が先づ治安・風俗・司法等の警察制度を完備し、國民を保護監督しなければならぬ。即ち國家はある程度まで人民の自由放任を制限し、警察を起して取締るべきものだといふのである。これ即ち警察國家の理論である。故に警察國家の主張はウォルフの幸福主義に由来して案ぜられたるものであり、その意味に於てはカントの法治國家と、反對の理論的基礎を有してゐる。かくの如く警察國家主義はその理論としては、人民全體の幸福並に國家の安寧を目的として唱へられたものであるが、やがてこれはプロイセン政府によつて實行されると共に、却つて官僚のために民衆壓迫の手段として採用されるやうになつた。今日警

察國家なるものに對する概念は、寧ろプロイセン警察制度を土臺として決せられるやうになり、権力階級が自己の政權乃至金權を擁護するための手段として利用するものと考へられ、官僚政治、武斷政治と不可分の制度と認められる様になつてゐる。日本も亦プロイセンの警察國家制度に範を採り、各種の警察組織が完成され、これによつて人民の保護をなし、國家の安寧秩序を維持するに奏効してゐるが、然しそれを以て権力階級の権力維持の手段として用ひらるゝ事なきを保し難い状態にある。かくの如く警察國家の主張は理論そのものとしては、人民の幸福と國家の安寧に立案せられたもので、何等非難すべき點を有しないけれども、その利用如何によつては幾多の危険を包含するものといはざるを得ない。

警視廳(ケイシチョウ)

警視廳とは東京府下に於ける警察及び消防に關する事務を取扱ふ官廳をいふ。職員として警視總監・警視・技師・警察醫官・警部・警視廳長・技手・消防手・警察醫・消防機關士・通譯等がある。而して其組織は總監官房・第一部・第二部・第三部・消防本部に分れ、官房は人事・文書・高等警察・會計に關する事務等を掌り、第一

部は警務、刑事に關する事項、第二部は建築・風俗・危險物・營業・交通に關する事項、第三部は衛生、消防本部は火消防に關する事項を管理する。特別に東京府に限つてかゝる官廳を設くる所以のものは、東京府は首都東京を有し、その警察事務も複雑なるが故に外ならない。各國もまたその首都には、かゝる特別な官廳を有し、その警察事務を掌らしめてゐる。

結社(ケツシャ)

結社とは何等かの目的の爲めに、二人以上の者が組織を爲すことを云ふのである。營利會社等も亦一種の結社であるが、政治上の目的を有するものを政治結社と呼び、一般に結社と呼ばれる場合は、此政治結社を指すことを常としてゐる。

憲法第二十九條によれば、『日本臣民は法律の範圍内に於いて、言論、著作、印行、集會、結社の自由を有す』と云ふ事になつてゐるが、左の者は政治結社に對して加入の資格なきものとなつてゐる。即ち(1)現役及び召集中の機備後備の陸海軍人、(2)警察官、(3)神官・僧侶・教師(4)學生、(5)女子、(6)未成年者、(7)公權剝奪及び停止中の者、(8)日本國民に非ざるもの等がそれである。

また政治結社は治安警察法に規定されてゐる如く、結社の主幹者(支社にあつては其支社の主幹者)は結社組織の三日以前、社名・社則・事務所・主幹者氏名を所轄警察署に届出ねばならぬのである。また政治に關係のない結社でも、安寧秩序保持のため、必要と認められる場合には、政治結社同様の届出を命ぜられるものである。此場合の手續が、政治結社と同様のものであることは言ふまでもない。

血族團體(ケツゾクダントイ)

血族團體は人類の共同生活に於ける最も根本的にして、最も自然的なる形式である。即ち住居の地域を同じうし、職業を同じうし、信仰を同じうする等の血族以外の關係も人と人とを連結せしむる有力なる原則であるけれども、人類の最も自然的な性情に發し、人類社會の創始と共にその起源を有するものは、血族によつて結合される團體にはかならなかつた。血族團體の組織及び種類は歴史上幾多の變遷を経て來たけれども、他の如何なる團體よりも強靱に結びつけられたものは、血族團體そのものであつた。故に非血族團體の形式の如きも、血族團體に模倣して作られたものが少なくあつたのである。血族團體の最原始的形

態は家族であつた(家族參照)。元より當時の家族の形式は、今日の文明國に見るが如き兩親とその未婚の子女を主要内容として形成される小家族と異なり、大家族を以てその形式としてゐた。即ち兩親とその子女は元よりその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、並にその子孫等數代の血族者より成り、その他に奴隸制度の存在する時代には、多數の奴隸をも包含してゐたものである(家族共産體參照)。而してそれらの家族のうち、共同の祖先を有するもの、又は有すると信ぜられる幾多の家族を包括する血族團體を稱して、これを氏族といふ。(氏族參照)例へば希臘の『ゲノス』羅馬の『ゲニス』日本の『氏』の如きは、皆この氏族の團體を指したものである。氏族は血族團體の最大なものであつて、若干の氏族が集まつて種族を形成し、これら若干の種族は一の民族を形成する。然るに種族は共同祖先を有する血族關係によつて結合されるものではなく、寧ろ同一の土地に住し、同一の言語を有し、同一の権力に服従する團體で、その意味に於ては地域的、文化的、並に政治的單位と見做されるのである。故に血族團體としての最原始的な形態は、大家族、即ち家族共産體であつて、その更に大きく結合

されたものが氏族である。即ち血族團體の形式は家族及び氏族の二者であつて、これが種族となるに及んでは、血縁關係以外の、更に幾多の諸要素をも條件として成立せるものである。

契約説(ケーヤクセツ)

契約説は民約論として紹介された政治哲學または社會哲學の一説であつて、ルソーをその派の代表的論客とする。然し契約説はルソーによつて創始せられた主張ではなく、既に古代ギリシア時代にエピクルスの如きが社會の基礎は各人の契約に成立する事を説いてゐるし、またイスライル人の舊約書中にも、人民全體の約束によつて政治團體を組織したる事實を記してゐる。ただこの主張が一般的に行はれるやうになつたのは、十六世紀に至り各人が自由平等を要求する思想を共に起されたものであつた。即ちその思想に従へば人類には天賦の人權なるものがあり、各人は相共に自由平等なものであるが故に、君主及び統治者の權能を制限すべしとなし、更に進んで君主及び統治者の權能は、當初の契約によつて與へられたものだと解釋する。この主張を最も明白にしたのは、一五七九年、佛蘭西で發表された匿名著者の *Vindiciae contra*

*Tyrannus* といふ一書であつて、これは舊約全書及び羅馬法を徵引となし、神と君主と人との間の關係は契約(Contract)にありと説いたものである。それと同年にスコットランド人ピユカーナンが同國に於ける主權の本源を論じ君主は人民と契約してその最高權を行ふものであつて、法律を制定し且つそれを解釋する權限は、人民に存すべき所以を説いた。續いて一六一〇年ブロイセンの法律家アルトシウスも其著書を出して、社會組織及び政治組織は、本來的に契約によつて成立するものなることを論證した。斯くして佛英獨の諸國を始め歐洲全體に契約説なるものが承認されるやうになつたのである。これはやがて十七世紀に入るに及んで、種々なる方面に異つた形の學說的展開を見た。即ちグロチウスは、社會は人類の自然本能によつて、國家は契約によつて成立するものとし、ホッブスは國家の基礎は契約にあり、人民はこの基礎契約によつて主權者を戴き、絶対服従の位置に立ち、人臣は契約によつて拘束せらるゝも君主は契約的對手に非ざるを以て、その拘束を受けずとなし、契約説を以て君主政治を辯護する資料となした。これに反して、ロッキは國家契約は多數決を以て政務を決定する根本契約なりと

し、これを以て人民の自由と生命と財産を保證せしむる基礎と解した。次いで一七六二年に至りルソーが『民約論』の一書を公にし、契約説の理論を當時の政治思潮の上に應用し、更に光彩あるものたらしめた。彼の説くところは前述の諸家の説に比して何等特殊の意味を有するものではなく、單に社會組織は各人の契約によつて成立するものであり、それがため人民の總意即ち多數決となさなければならぬといふに止まつてゐる。ただ文明を咀ひ、軍國主義大國家主義を排斥し、國家の目的は人民全體の自由と平等を與ふる所以なることを極言せる點が、當然の耳目を聳動せしめたものである。

者の人格を認め、その意思能力を認めるやうになつたのは民政發達の結果に外ならないと考へられて來たのである。又法理論の上から見ても、契約は自由意思を有する人格者が、意思の一致を表示する事によつて成立するものであつて、且つその意思表示に與らなかつたもの、もしくは契約者の子孫を拘束し得る筈はない。故に社會の歴史的事實としてかゝる契約會議のあつた事がない限り、社會契約乃至は國家契約は荒所無權の事實とされるやうになつた。ただ戰爭・革命・獨立運動等によつて、新に政治組織を興す場合、國民議會を開催し、民約憲法を制定し、一般投票を實行する等、その人民契約に似た形式を尙む事はあるが、これは國家發達の自然の順序によるものではない。のみならずかゝる事實は國家的統制であつて、個人權能の總計でないと解せられるやうになつた。斯くの如くして契約説は何ら學理上の根柢を有せざる妄想として斥けられるやうになつたが、しかしこの思想が所謂民權自由の諸運動に貢獻した事は甚大であつた。故に契約説は幾多の過誤を有するに係らず、その立場は頗る重要なものとして扱はれてゐる。例へば佛蘭西革命の如きは

この契約説に準據して達成せられたものであり、わが國會開設請願運動の如きも、またこの契約説即ち民約論が思想的背景をなしてゐたのである。契約説は斯くの如く近世歐洲思想界に、最も強大なる勢力を有してゐた事によつて、記念されるべきものである。

經濟學(ケーザイガク)

【意義】 經濟學は至つて近世に發達した學問であるが、經濟なる語は古く存し、東洋では政治的意味に用ひた。太宰春臺は『凡そ天下國家を治むるを經濟といふ。世を經(ツサ)め民を濟(スク)ふと云ふ義なり』と云つてゐる。然るに近世に至つて世俗の用語は經濟をもつて一身一家の生計と解するに至つた。農工商一切の營業の收支關係、むだを除いて物の利用を高めることを經濟といふに至つた。經濟に當る外語は希臘語オイコノミアから出たエコノミー或はエコノミアであるが、オイコノミアは元來家政の意味である。それが段々政治的意味を帯びて來て、國家の財政を指すことになり、更に國家の財政を裕ならしめるには國民の産業を盛にし國民をして裕福ならしめる必要が認められて、國民を富裕ならしめる方法一切を經濟と呼ぶに至つた。それで家計の意味からこれを區別するために、ポリチカル・エコノミー(政治經濟)またはソシアル・

エコノミー(社會經濟)なる語を生じた。併しこれは本來國民の經濟を意味するので、今日の人類の經濟は家族を單位とし、國家なる組織を作つてその内部に營まれつゝあるといふ事から、之を國民經濟と呼び、研究する學問を『國民經濟學』または單に經濟學と呼ぶに至つたのである。經濟學は斯くして國家といふ社會をなして生活してゐる人間が、相互に關係し合つて經濟を營む行爲と、其行爲が如何様に行はれるかの状態を研究する學問であるから、一の社會科學である。人間が生活を維持する爲には總ゆる活動を生じ、各種の社會關係を生じ、如何なる學問でも之に關係のないものはなく、殊に社會科學はいづれも密接不離の關係を存し、互に各々の領分を侵し合つてゐる。併し經濟學が研究の對象とする所は、人間がその各種の欲望を満足するため、物質的の財貨を獲得し利用する一切の行爲並に其状態である。人間の欲望充足の中には物質に關せぬものもある。併し殆んど全部の欲望は、物質的條件を具ふるにより初めて満足される。人間はそれ故常に物質的條件の獲得を目的として、他人と様々な關係を惹起しつゝ活動してゐる。これ經濟行爲である。物質的條件の獲得を、直接の目的とせぬ行爲

は、これを以て人民の自由と生命と財産を保證せしむる基礎と解した。次いで一七六二年に至りルソーが『民約論』の一書を公にし、契約説の理論を當時の政治思潮の上に應用し、更に光彩あるものたらしめた。彼の説くところは前述の諸家の説に比して何等特殊の意味を有するものではなく、單に社會組織は各人の契約によつて成立するものであり、それがため人民の總意即ち多數決となさなければならぬといふに止まつてゐる。ただ文明を咀ひ、軍國主義大國家主義を排斥し、國家の目的は人民全體の自由と平等を與ふる所以なることを極言せる點が、當然の耳目を聳動せしめたものである。

は、間接的に物質的條件に影響を及ぼしても  
 經濟行爲ではない。物質的條件を獲得するに  
 は、或は單に自然物を占有し、或はその位置  
 を轉じ、人工を加へ、自己のものも他人のも  
 のを取り替へる等、其方法は様々である。而  
 して占有したり位置を轉じたり人工を加へ  
 たりするのが生産、自己の所有と他人の所有  
 を取り換へるのが交換、これ等の過程の終極  
 に於て、直接欲求満足の用に供するのが消費  
 である。以上の行爲は、例へば生産は、家族  
 の内部で行はれ、そして家族の消費を目的に  
 行はれる場合もあり、進歩した經濟組織にあ  
 つては、生産は企業によつて行はれ、市場に  
 販賣するを目的とする場合あり、又個人單  
 獨で行はれる場合あり、分業臨業による場合  
 あり、經濟行爲の行はるる状態は種々様々で  
 ある。經濟學は即ち斯る經濟上の行爲と状態  
 を研究する學である。

【經濟學の分科及學派】 經濟學は現在の經濟  
 を研究すると共に、また過去及び將來に於ける  
 社會の經濟をも論究する。過去の經濟を研  
 究するものは「經濟史」である。併し經濟學  
 の研究の中心は現在に在る。狭義に解釋した  
 場合、經濟史を經濟學以外に置くのは其爲で  
 ある。現在を研究すれば、將來は自ら問題と

なり、この先き人類の經濟は如何に變化すべ  
 きか、又變化せしむべきかを論ずるに至る。  
 社會主義の經濟學は即ちこれである。經濟學  
 は又、國民經濟そのもの、原理原則を究むる  
 『純正經濟學』と、國民經濟に對する政策を究  
 むる學、即ち『經濟政策學』と、國家の財政即  
 ち政府の收入支出を論ずる『財政學』とに分た  
 れる。併し狭義に於ては、經濟政策と財政と  
 は經濟學の範圍外に置かれ、純正經濟學のみ  
 を經濟學とする。經濟政策は農・工・商・金融  
 等各種の方面に關し、從つて農業政策・工業  
 政策・商業政策・金融政策・其他の別を生ずる。  
 經濟學は其研究法の異なるに依り各種の學派を  
 生じてゐる。アダム・スミスを祖とし主として  
 漸進的抽象的研究法をとる英國の『正統派經  
 濟學』あり、英國派に反對し主として歸納的實  
 證的研究法をとる獨逸の『歴史派經濟學』あり、  
 又經濟行爲を専ら人心の内部から説明せ  
 るとする『主觀派經濟學』あり、又個人の自由  
 競争を主張する『個人主義經濟學』、社會全般  
 の利害を重んじ個人の自由競争を制限せんと  
 する『社會主義經濟學』の區別もある。

經濟政策(ケーザイセーサク)

經濟政策とは國家が國家の立場から其權力を  
 活用して國民經濟に直接影響を及ぼさんとす

る總ゆる方策をいふ。近世の國家は、其存立  
 と繁榮とを主として國民經濟の發展に俟つた  
 であるから、經濟政策は政府の最も重要な役  
 目をなすものである。現代の所謂資本主義制  
 度の下に於ては、個人の經濟的活動の自由を  
 認めてゐるが、國家も一つの社會であつて、  
 共同の目的の下に結合したものであるから、  
 その目的を達成する爲めに、個人の活動を或  
 は禁壓し、或は助長し、或は欲せぬことをも  
 強制して、爲さしめる。しかし斯る干渉は、  
 時の情勢に應じて行はるべきもので、常に一  
 定してゐるものではない。自由貿易が有利で  
 ある時には自由貿易を採り、保護貿易が有利  
 である時は保護貿易を採る。國家の干渉をな  
 るべく小にした方が、國民の經濟的行動を活  
 潑にして國家の繁榮の爲め有利である時代は  
 は、自由主義の經濟政策を採るべきものであ  
 り、自由主義の經濟組織が爛熟して其弊害が  
 顯著となるに至つては、國家は權力を以て之  
 を調整しなければならぬ。國家の政策は様  
 々な方面に活動するが、經濟政策は其一つで  
 あつて、國民の經濟にのみ關するものである。  
 それに或は農業に關し、或は工業に關し、  
 或は商業に關し、或は金融に關係する。從  
 つて農業政策、工業政策、商業政策、金融政

策等の區別を生ずる。是等の經濟政策は大體  
 に於て經濟的發展を圖るものである。併し國  
 家は經濟的發展のみを目的とするものではなく、  
 他にも目的を有するから、時としては經濟  
 的發展を制限する場合もある。即ち國民の  
 全生活の爲めに、經濟的進歩を犠牲にする。  
 例へば社會政策の行はれる場合は、労働時間  
 を制限したり労働者の年齢を制限したりして  
 労働者の幸福を圖り、以て國家の安固を期す  
 るのである。最後に、經濟政策は直接に國民  
 經濟に影響を及ぼす政策であると云ふことを  
 記憶する必要がある。蓋し國家のとり政策に  
 は外交政策、軍事政策、教育政策、財政政策  
 等種々あつて皆多少づゝ國民經濟に影響を及  
 ぼすが、何れも固有の目的を有し經濟的影響  
 は關接に生ずるものである。經濟政策は直接  
 國民經濟に影響を及ぼすといふ所に、その本  
 來の目的を持つものである。

詭辯學派(キベンガクハ)

詭辯學派はソフィスト(Sophists)の譯語。ソ  
 フィストはもとギリシア語で智者利口者な  
 どの義であつたが、紀元六世紀頃、希臘殊に  
 アテネに於て、市民の子弟に公人として必要  
 な教養を與へることを職業とした人々のうち  
 にプロタゴラスなる雄辯家あり、自らソフィ

ストと稱へたので、遂に彼等學徒の總稱とな  
 つた。そして彼等は實際的常識を尊び、純理  
 の探求には冷淡で、彼等の特に得意とした能  
 辯修辭の術も、外形のみに力を注いで内容に  
 無頓着であり、詭辯を用ひて相手を説き伏せ  
 るのを主眼としたので、近代歐洲語でソフィ  
 ストを詭辯學派の意に用ひるに至つたのであ  
 る。

企業(キギョー)

【概説】 企業とは營利を目的とし家族經濟よ  
 り獨立し自己の計算に於て營まれる經濟上の  
 組織である。營利を目的とするとは、生産買  
 買貸借等によつて利潤を獲得する事を一切の  
 行爲の最後の目標とすることである。家族經  
 濟より獨立するとは、家族の勤勞、家内の設  
 備、家産等をもつて、家内の消費を目的とし  
 る生産、即ち自足經濟を離れて、労働者を他  
 から雇入れ、土地・貨幣・其他を他から借入  
 れ、市場を目あてとして生産することであ  
 る。自己の計算に於て營むとは、労働者の如  
 く他人の爲めに働くのではなく、收支損益一  
 切の責任を自己が擔ひ、得たる利潤を自己の  
 ものとして取得することである。營利の目的  
 は、買貸借等經濟上の流通の行はれない所  
 には達せられない。經濟上の流通は分業の發

達、市場の擴大、大規模の生産の發展と共に  
 盛になるのである。産業革命以後の社會は著  
 るしく是等のものを發達させ、經濟上の流通  
 を頻繁大規模ならしめ、營利の機會を増加し  
 て、企業の勃興を促したのである。産業革命  
 以前の社會に於ては、經濟は多く自足的に行  
 はれ、市場狭く、生産組織幼稚にして、大量  
 生産が行はれず、金融機關も發達せず、多數  
 の労働者を使用し、多額の資本を運轉する所  
 の企業は起る餘地がなかつた。企業は自足經  
 濟の社會に起り得ないと同時に、私有財産の  
 ない、若くは私有財産の非常に制限された社  
 會主義の社會にも存立し得ない。何れなれば  
 營利は買貸借を通して得られるもので、買  
 買貸借は財産私有の制度がなければ生じない  
 からである。

【企業の職能】 企業の主體となる者は企業家  
 (其項を見よ)である。企業家は、自己の資本  
 の外に、他人より土地を借入れ、資本を借入  
 れ、労働者を雇入れ、この三つを結合して、  
 生産を行ひ、利潤を獲得するのである。利潤  
 は如何にして生ずるかといへば、生産の結果  
 として現はれる所得、即ち剩餘價值(其項を  
 見よ)の中から、資本に對する利子、土地に  
 對する地代を支拂つた殘額である。即ち労働

搾取の現象形態たる剰餘價値を、地主、資本家と共に分配するのである。この點から見れば、企業は一切の資本所得の源泉であり、従つて企業家は、資本家階級の主役である。企業家は資本家階級の主役たる任務を全うする爲めに、剰餘價値を少しでも多く造出せんとする。剰餘價値は、生産行程（其項を見よ）に於て作り出されるのであるから、企業家は労働者を監督し生産能率を高める事に努力する。これは企業の内部的職務である。而して生産行程に於て造出された剰餘價値は、生産品を適度に市場に賣放つことによつて、貨幣價値に轉化されるのであるから、企業家は常に市場の景況を觀測し、販路を開拓するに努める。これは企業の外部的職務である。この内外の職務が完全に果されて成功するか否かは、企業の成敗の分れる所であり、従つて資本家の利害の決定される所であり、現代の資本主義社會に於ては、産業の興廢を決する所である。

【企業の種類】 企業は商業・工業・銀行業・運送業又は農業等あらゆる産業に存するが、その主體を標準として分類すれば、次の三種に歸する。(一)個人企業(二)會社企業(三)公企業これである。個人企業は、一人の獨力

をもつてする企業である。會社企業は二人以上の人々が共同して起す企業で、その組織は様々に分れる(會社參照)。公企業は國家若しくは公共團體の營む企業である(公企業參照)。企業は以上の三種類に分れるが、企業と企業との聯合が近來發達した。トラスト、カルテル、シンヂケート(各項參照)などが即ち夫れである。之を「企業聯合」と呼ぶ。

【企業の發達】 企業は廣大な市場と貨幣經濟(流通經濟)の進歩、賃銀労働者階級の成立等を以て其發展の前提條件とする。故に、企業は近代の工場生産が現はれるに至つて、隆盛を極めることとなつた。現代の資本主義經濟の運轉の主動者、樞軸となつてゐる者は企業であり、吾々の生活必需品の大部分は、企業により供給される。併し如何なる現代の文明國でも企業化されぬ産業が未だ多く残つてゐて、昔風に家族的手工的の生産を續けてゐる。農業は、未だ企業として經營されることが少いのは各國とも同様である。たゞ英國では他人の土地を借入れ、農業労働者を雇入れて、企業的に農業を營む者が近世に入り多く生じた。工業は工場的手工業(其項を見よ)の下に漸く企業の色彩を帯び來つたが、近世の工場制生産起つに及んで典型的な企業を發達させ

た。が、工業にも獨工場制生産を採り得ぬ部門がある。美術品、精巧品の制作、修繕業などの大部分は、到底手工業の形態を脱し得ない。商業は其性質上からして、最初より營利的に營まれ、第十四世紀頃の地中海沿岸には既に企業として發達するのを見た。銀行業、運送業は商業より分岐した二大職業で、其性質は初より企業として發達した。而して商業・銀行業・運送業は、生産界に資金を供給し市場を開拓するもので、社會の經濟組織を企業化する所の動力となるのである。

饑饉(キケン)

農作物の收穫少く一般の食料に不足すること、饑饉といふ。或ひは天候の不順、虫害等の自然の原因によつて起り、或ひは戰爭、農業の退歩等の人為的原因によつて起る。併し經濟發達の階段を上るにつれ、饑饉の現象は少くなり、又饑饉を生じて、その救済は速かに行はれて、往昔の如き大悲惨を免れるに至つてゐる。饑饉は、原始的生産すなはち耕作採取等を以て主要生産事業とする國家又は地方に起り易い。此等の生産は、生産の目的物が原始的であるばかりでなく、其生産方法も原始的であるのが常である。故に専ら此生産の行はれる地方には貨幣經濟が普及發達せず

交通運輸の機關が發達せず、又凶作を豫防或ひは緩和すべき科學的知識や機械が發達せず、隨つて饑饉の難を蒙ること大である。日本の史上では、東北の饑饉は有名であるが、關西地方には餘り饑饉はない。これは一には東北地方の地味地形氣候の具合にも依るのであるが、一にはまた同地方の交通機關が發達せず、原始生産が専ら行はれて、經濟上の流通が普及せず、自給自足の家族經濟が一般的となつてゐたからである。之を世界に徴しても、大饑饉といはれるものは何れも印度、支那、エチプト、露西亞等の經濟發達の遅れた農業國に起つたのである。併し是等の國々も、生産方法が發達し、交通機關が進歩し、世界の各地方との經濟的結合が備はるやうになれば、假令凶作があつても饑饉の悲惨は免れ得るに至るであらう。饑饉にはまた屢々コレラ、ペストなどの疫病の流行を伴ふことがある。殊に熱帯地方の饑饉にはそれが多い。我國では、徳川時代及其以前に、饑饉を動機として、農民町民が一揆を起した事が屢々ある。これ窮民が自暴自棄に陥り、平素の壓迫された生活に對する憤懣が一時に抑制を取除かれるからである。大正八年の米騒動(其項を見よ)は、強ち凶作のみに原因したのでな

く、米の買占め買惜み等の投機行爲が手傳つて、米の價格が非常に騰貴し、米は商人の倉にあれども金がないので十分に食へぬといふ不平から起つたので、乍張り一種の饑饉一揆である。これは近世的饑饉ともいふべきもので、本來の饑饉の如く凶作の爲め金があつても食料が得られぬといふのとは反對に、食料はあつても買ふべき金がないので食へぬといふ饑饉である。斯る饑饉は勿論現代の社會に於て度々起ることを許されぬものであるが、資本主義の經濟、即ち金儲けを最後の唯一目的とする經濟組織の下では、買占め買惜み、或ひは操業短縮(其項を見よ)等を爲す資本家が斷えず存在し、従つて多少の程度に於ける慢性的饑饉は絶えず一般の消費者を壓しつゝあると見るべきである。最後に饑饉と革命に就て一言する。饑饉、敗軍等をもつて革命の起すべき機會とするものがある。即ち離亂に乗じ群衆の力をもつて政權を奪取るべしとするのである。有名な巴里コムニューン(其項を見よ)は、敗軍を機として一時巴里市民労働者が巴里の支配權を獲得したのであつた。之と反對の説がある。それによると、饑饉は一時民衆を昂奮させるが、それはほんの一次的皮相的の昂奮であつて、實は食料不足、生活

不安の爲めに肉體精神共に衰へ、意氣銷沈し到底大事を爲し遂げ得るものではないと。

企業家(キギョーカ)

企業家は生産界の指揮官として活動しつゝある代表的資本家である。彼等の働きは、地主から土地を借り、資本家から資本を借り、労働者を雇ひ、この三者を結合して生産を行ひ、労働賃銀其他一切の経費を差引いた収益のうちから、即ち剰餘價値、其項を見よ)のうちから、地主に對して地代を手拂ひ、資本家に對して利子を支拂ひ、残りを企業者の純益として自己の手に收めるのである。之を企業利得といふ。地代・利子・企業利得に顯現する剰餘價値は、労働の搾取によつて齎出される、即ち生産行程の中で生れるが、生産の結果たる商品が流通界に出して適當に賣却しなければ、剰餘價値は貨幣價値として實現されない。故に企業家は、企業の内部に於ては労働者を監督し生産能率を上げること、外部に於ては市場の景況を察し或ひは販路を擴め、適當に生産品を販分しなければならぬ。企業家は即ち二面の機能を有する。彼等は他人の土地を借り資本を借り、危険を自己に負擔して自己の計算で生産に従ふのが本色である。英語で企業家を *undertaker* といふが、アンダー

テークは引受けるの意であつて、危険を引受けるといつても其保證となるものがなければ駄目なので、企業家たるものは又相當の資本家でなければならぬ(『企業家』參照)。

記述的社會學(キジュツテキ)

記述的社會學(descriptive sociology)は社會現象を觀察して得たる結果を記述することを目的とする一面の社會學である。されば原理を取扱ふのは其範圍でなく、専ら事實的資料を提供するのが任務である。

歸化(キカ)

歸化とは一國の臣民が他國に赴いて其國の臣民となることである。これを法律上から見ると、歸化せんとする當事者の任意に基き、一定の條件を備へたる場合、國法の規定に従つて其當事者の國籍を變更せしめるのである。現代の國家は、日本を初めとしていづれも外國人の歸化を認めてゐる。例外として米國が人種の如何により歸化を制限してゐるだけである。自國人が他國に歸化する場合に就ての規定も各國に備はつてゐるが、國によつて異り、日本では、外國に歸化したものは日本の國籍を喪ふことを相定してゐるだけである。日本に歸化した外國人は、公法上にも私法上にも生え残きの日本人と同等の權利義務を有

することゝなるのであるが、併し法律をもつて參政權の主なるものを除外してゐる。即ち歸化後十年普通歸化の場合、若くは五年(大歸化、即ち國家に對する功勞により條件なしで歸化を許された者)を経てから、内務大臣の解除を得るに非れば、國務大臣、樞密院の議長、閣議長、又は顧問官・宮内勅任官・特命全權公使・陸海軍將官・大審院長・會計検査院長・行政裁判所長官・帝國議會の議員又は選舉人となることが出来ない。

現今では歸化は右の如く法律上で規定されてゐるが、日本の上古には、朝鮮人支那人等の歸化が甚だ自由で傳説されたものである。歸化人にして中央官吏となり、地方官となつた者が尠くなつた。垂仁朝、新羅の皇子天日槍が歸化したことは有名である。坂上田村麻呂、調吉士伊企麿、秦公酒等も支那からの歸化人である。日本古代の文化は、彼ら歸化人によつて開發された所が多かつた。古代歸化人に加へられた制限は、歸化人を普通には京師に住はしめず、大和・但馬・近江・美濃・信濃・遠江・武藏・常陸・下野・河内等に住ませ、又皇別・神別と區別して藩別なる族姓を置いたことである。中古以後に至つて名僧の歸化する者多く、陶工も歸化した。また支那、朝鮮以外の

民で歸化した者も多かつた様である。文献に記する所によると足利義滿の顧問であつた楠葉西忍の父をムスルといつた。この名はアラビア式の音である。徳川時代に入つてから、鎖國主義により歸化は全く行はれなくなつたが、明治三十二年に至つて國籍法を發布し、況く外國人の歸化を認め、又日本人にして外國に歸化することを認めるに至つたのである。

機械(キカイ)

【意義】機械は道具から漸次に發達して出来たもので、最も完全なものは、三つの異つた部分、即ち發動機、配力機、作業機から成つてゐる。發動機は全機械装置を運轉せしめる力の本源であり、配力機は發動機から起された力を作業機に配分移轉する部分であり、作業機は勞働の對象物(原料)を利便して、之を適當に處理形せしめる部分である。發動機は蒸汽機關、電動機、油力發動機、或ひは人馬の筋力である場合もある。併し今日の機械の發達は、發動機の完成に負ふ所が甚だ大きいのであつて、ワットによつて蒸汽機關が完成される迄は、今日の如き大規模な機械は出現しなかつた。配力機は、調車、滑車、齒車、軸等より成るが、機械のうちでは比較的重要ならざる部分である。機械のうちで最も重大

たのは作業機である。作業機は從來の道具をその儘機械に据え付けたのもあり、又從來の手工器具の變じて成つたのもあり、新たに考案されたものもあるが、併し作業機は手工器具の場合と異つて、一時に多數に運轉され、其作業は精確、緻密、規則的で、しかも強大な仕事でも微細な仕事でも自由自在である。作業機は人の指先や足に代つて遙かに能率の高い仕事を完成するのである。機械と器具或ひは道具との區別は、常識的に判斷するに左程困難ではないが、之を精確嚴重に區別することは甚だ困難である。動力を以て區別するには機械は必ずしも電動機や蒸汽機關によつてのみ動かされるのではなく、タイプライターの如きミシンの如き人の手足の力による場合があるので不可能であり、作業機を以て區別するには、先にも云ふ通り從來の道具がその儘用ひられてゐる(例へば紡績機の錘の如き、スチームハンマーの槌の如き)場合さへあるから之も不可能であり、配力機に至つては、車井戸と起重機との比較を考へただけでも、之を區別の標準にすることの不可能は明かである。されど器具又は道具が人の力を以つて直接操縱される簡單なものであるに反して、機械は上記の如く區別し得る三部分より成

され、之に運動を與へると、從來人が器具を用ひて爲したと同じ作業を、自動的に完成するといふ特徴を持つてゐるのである。

【發達】機械が道具の發達したものである事は前節に述べた通りである。抑も道具の發明は、原始人類の文化に曙光を投げたものであつた。人類とは道具を作る動物なり、と或人が云つたやうに、人類が自然を征服して今日の發達を爲すに至つた重要な因子に道具の發明があることは疑はれない。されば人類文化の發達を道具によつて段階づけ、石器時代銅器時代、青銅器時代、鐵器時代とするのも十分理由あることなのである。然るに近世機械の發明は、人類文化の上に一大飛躍的發達を齎した。人類の活動、欲望、福利は皆て見ざる大發達を遂げた。然らば近世機械の出生は何處に求められるであらうか。ジェームス・ワットの蒸汽機關の發明、並びに其動力を用ひる紡績機械の發明は、實に機械文明の先驅と見ることが出来る(『ワット・ジェームス』參照)。ワットの時代には既に工場的手工業が發達して、多數の勞働者が一工場内で組織的な分業勞働をするに至つてゐた。そして作業器具の上に、大なる改良進歩が齎らされてゐた。併しこの時代には未だ完全な動力機の發

明がなく、人馬等の生物の力以外には、風力水力等の自然力が利用されてゐるに過ぎなかつた。然るに風力水力等の自然力は、人間の意の儘に利用することが出来ず甚だ不便であつたので、分業勞働の發達、工場の發達、作業器具の改良進歩はもつと便利な動力を要求することが切であつた。この時に當つてジェームス・ワットは、この要求に應ずべき蒸汽機關を發明したのである。この機關が發明されて茲に初めて『石炭と水とを消費して自己の動力を作り、其力は全く人間の制御の下に立ち、可動的にして且つ他を移動せしむる一機關たり、都市的にして水車の如く田園的でなく、又水車の如く、生産を諸所に分散せしめずして都會に集中することを許し、其工率上の應用に於ては普遍的なる發動機が發見された。蒸汽機關を動力機たらしめる事に最も成功したのは紡績機械である。紡績機は英國をして近世機械工業の先驅者たらしめた。新動力を据付けた工場が至る所に起り、作業機は益々改良された。その後電動機が發明されるに至つて、機械使用の範圍は益々擴張されて、遂には機械を作る機械が生れるに至つたのである。【機械が社會に及ぼす影響】現代文明を指して一に機械文明とも云ふ如く、機械は現代社

會に重要な役目を演じてゐる。或者は機械を罵つて曰く、機械は労働を奪つて多數の貧民を作り、物質感を増長せしめて人間を墮落させ、生活を不自然ならしめ社會を不健全にしたと。又或者は機械を讚美して曰く、機械は人間の勞力を節約して、物質上の富を増進し、學術の發達を可能ならしめ、思想を發達したと。斯くの如く人は機械に對して様々な意見を抱くのであるが、それは機械が如何に社會上重要な地位にあるかを證明するものである。機械が労働を奪つて貧民を作るのは事實に在つたことであり又在り得ることである。所謂産業革命の時代に於ては手工業に従事する者が機械によつて全くその地位を奪はれ、或ひは非常に不利な立場に陥れられて、生存をさへ脅かされるに至つたものが多數に生じた。英佛等では是等労働者が工場を襲撃して機械を破壊した事が屢々あつた。斯る過渡期を経過した後は、機械の採用が直ちに労働者の生存を脅かすやうなことは殆んどなくなつた。併し機械を使用する産業が多くなつた。併し機械で、自己の資本で職業に従事し得る範圍が狭められ、賃銀を得て他人の下に働く者が段々に増え、プロレタリア階級たる労働階級が膨脹して行く。労働者階級は

必ずしも貧民ではないが、社會のうちでは富を有することの、最も少い階級である。斯る階級の膨脹は、既成社會の憂患に相違ない。併しそれは機械その物の罪ではなくして、機械利用が少數の資本家の手に獨占されてゐるからこゝろの憂患である。従つてそれは社會制度の上にて何等かの改革を加へれば容易に解決し得る。機械は人間の重要な道具となり得るのである。機械は物質文明を齎し、物質文明は人間を墮落させ、その生活を不自然ならしめるといふことも事實である。機械の發明によつて人間はその欲望満足機關を豊富にした。そして多く獲るに従つて益々多きを望み何處まで行つても果しがない様に見える。斯く物慾に惑溺する結果は、人間の肉體的頹廢を來し、精神生活が等閑にせられ、道徳が無視されるといふ心配は尤もな次第である。併し欲望は自然によつて人間に與へられたものである以上、そして世界の人口が益々増殖して行く以上、最も有効な手段によつて、人間の生活を支持する必要物を生産しなければならぬ。機械は實に其必要から生れたものであつて、之によつて人類の生活は安固となり豊富となり、生存維持上の必要勞力を節約して、學問藝術等を發達させる餘裕を生じた。

また特に交通機械の發達は地球上の隅と隅との住民の經濟的思想的交通便利を可能ならしめ、全世界をして一つの社會たらしめんとしつゝある。

【機械が労働者に及ぼす影響】 機械に接觸して之と密接な關係を保つのは労働者であつて機械が労働者に對し如何なる交渉を有するかは重要問題である。機械の主たる目的は勞力をはぶくこと、労働能率を増進することである。従來百人で爲したと同量の仕事を、機械は二人三人の少數の労働者によつて前よりも迅く完成させ、そして従來強健な大人で而も熟練した者でなければ出来なかつた仕事を、手足のたわやかな未熟な婦女小兒でも立派に仕遂げ得させる實力を現はす。されば機械は過剩の労働者即ち労働豫備軍を作り出すことになり(其項を参照せよ)、筋力と技術の價値を下落させて労働賃銀を低くする傾きがある。一方には勞力を除き、一方には労働者たり得る資格の範圍を廣めるのであるから勞賃の低落は當然である。かくて婦人労働者幼年労働者が現はれて、一家の經濟は父の勞賃によつて維持されるばかりでなく、母や子の勞賃を生活維持費に加へるといふ現象を來す。これは一家の收入を名目上増加させるが、併し實

際には平均労働賃銀を下落させ、一家の消費を増加させる(女工は家婦を兼ね得ない)から、労働者にとつて決して有難いことではない。社會上から見れば、幼兒死亡率が増加し、家庭道徳が破壊される等の弊害が生ずる。さて又機械が、夫れを取扱ふ労働者の心身に如何なる影響を及ぼすかといふに、機械は労働者の肉體を萎縮させ智能を鈍らせる場合が多い。即ち機械は疲れることを知らず、何時間でも休まずに運轉し得るから、資本家の利益追求の犠牲にされる労働者は、長時間の労働を強ひられ、晝夜の區別さへも撤廢される。而して機械使用が普及し、機械使用労働者の經驗が積まれるに従つて、労働の速度随つてまた其緊張即ち強度が、自然に益々増進する。労働時間制限法即ち八時間労働制度とか十時間労働制度とかは、労働者の保健の爲めに作られたのであるが、機械は改良を加へることによつて其運轉速度を高めることが出来るのであるから、同じ一時間内に搾り出される労働力も従つて高められ、十二時間労働の場合よりも十時間労働の場合の方が、生産量が、増加するといふ現象が生ずる。更にまた機械の運轉は自動的で變化がなく、機械と相關した労働には仕事の上の創意が許されな

い。労働者はたゞ機械的に單純な極り切つた動作を繰り返すだけである。又近世の發達した機械は複雑、精巧、巨大等の特徴を有し取扱ひ上些細の過意も大なる過失又は危険を伴ふので、労働者は不斷の注意を要する。斯る單調と精神の緊張とは、労働者の智能を磨滅すること甚しい。機械使用は以上の如き弊害を労働者に與へるのであるが、その上に機械は高價なものであり、しかも斷えず新式のものが発明されて舊式ものを驅逐しつゝあるので、資本家は成べく短期間の間に成べく多く機械を利用しようとするので、勢ひ、労働者に過重過勞の労働を強ふるに至るものである。斯くて機械は、それが資本家の利潤獲得の手段として利用されてゐる限りは、労働者の生活を脅かし、彼等の肉體と精神とを破壊するものである。しかし一方から見れば、機械は産業の都市集中を促して大工場を發達せしめるので、従つて労働者の密集、組織的な共同運動を發達させる。労働組合は斯くして生れ、資本家の搾取下に在る彼等の不平と、そして團體の威力の自覺とは、新しい理想に向つての運動を促すに至るのである。労働搾取の爲めに利用されつゝある機械は、一面に於て労働搾取の行はれぬ社會建設の土壌を築

きつゝあるものと謂ふべきである。

**機會均等主義**(キカイケントウシユギ)

機會均等主義とは、自由競争主義と相似たもので、商業に成功する機會を各國の商人に一律に開放するといふことである。通商條約に屢々現はれる言葉であるが、大體の主義を表すだけで未だ法律的に具體的に定つた意義はない。或國家が其領土内に於て、自國商人と同様な條件で外國商人が商品販賣をなすことを許すべく約定した場合は、即ち機會均等主義による通商條約を結んだ事になる。又支那の例に見る如く、日英米等の各國に對して機會均等を聲明することがある。この場合には支那は日本にも米國にも英國にも同等の通商の機會を與へ、支那國土内に於ける經濟的活動に均等の機會を與へようといふのである。この聲明を實現するには、支那は各國商品に對して同等の課税を爲し、同様に營業所の設置を許し、同様に鑛山の採掘權、通航權を與へ、同様に工場設立の權利を與へなければならぬ。又、前の例とは反對に、支那を問題として日英米機會均等主義を約束する様な場合もある。この場合には、支那の富源を開發し支那に商品市場を開拓するに就いて、三國は互ひに勢力範圍を争つて有利な條件を撤斷す



る事をせず、利益を公平にしようといふのである。

機械的連帯(キカイテキレンタイ)

機械的連帯とはメカニカル。ソリダリティ(mechanical solidarity)の譯語で有機的連帯に對立し、社會學者デュルケイムの用ひ始めた言葉である。社會の成員が、各共通の意識内容、即ち共通の信念思想欲求等を持つ時は此意識内容の類似によつて、社會として結合する。この結合を連帯といふ。蓋し分子が獨立の運動を営まぬ限度に於てのみ全體と共に動くことが出来る點に於て、無機物の結合と似てゐるからである。寧ろ無機連帯といふべきである。類似による連帯といつてもいい。斯る連帯は分業が發達し、有機的連帯が進歩するに及んで、次第に減退して行く。

金銀比價(キンギンヒカ)

金銀比價とは金と銀との交換の割合である。故に金銀比價の變動は、金銀の産出高と、金銀に對する需要の強弱によつて決定されるのである。歴史上金銀の比價が如何に變遷して来たかを知ることは困難であるが、歐洲の統計に徴すると、銀價は第十六世紀に於て、新大陸に於ける銀の發掘の盛大につれて漸次下落し、一七二〇年には其最低に達し、其後プ

ラジルに於ける金産出の影響を受けて漸騰の勢を示したが、一七八〇年頃に至つて亦下落し、一八〇〇年の初めに比價は一と十五乃至十六の割合となり、一八五〇年代に於てカリフルニア及びオーストラリアに、金礦が發見されたが、當時佛國の複本位制の作用を受けて右の比價に大した變動は生じなかつた。一八七〇年以後には、歐米各國が相率ゐる金本位制を採用したので貨幣用としての金の需要が大いに起り、銀は暴落して一九〇〇年頃には一と三十三以上の割合に變じた。一八九〇年代に南阿の金礦の發見、米國及澳洲の金礦の復活によつて金産出は大いに増加したが、それにも拘らず金の需要は益々大となりつゝあるので銀價は上騰せず、反つて下落することさへある有様である。而して近來は一般に金本位制が採用されてゐるので、金銀交換の割合を示すに金一に對する銀何程といはないで、銀を普通商品の如く見做して、銀の相場は何程といふ様になつてゐる。銀塊相場なるものは即ちそれである。世界の銀塊相場は普通倫敦市場の相場を標準とし、その相場の立方は、英國の標準銀、即ち品位二十四分の二十二若くは千分の九百二十九の銀塊一「オンス」に付金貨幾「ペンス」を示す。

金本位(キンホンイ)

【概説】金本位とは金を無限法貨と定めて金貨の自由鑄造を許し、金貨の名目價値に相應する實質價値ある金分量を含有せしめる貨幣制度と云ふ。但し金のみを以て貨幣とする事は小取引其他に種々の不便があるから、銀、白銅、青銅等を以て補助貨幣を鑄造し、その鑄造高を制限して、是等の補助貨幣に實質價値以上の名目價値を附し、金貨と共に流通せしめる。そして補助貨幣及び紙幣は、所有者の希望により、政府に於て何時たりとも金貨と引換へるものである。現今の發達した文明諸國は殆んど總て金本位を採り、然らざるものも跛行本位若くは金爲替本位制度(各項參照)を採用してゐる。其理田の主なる點は、(一)經濟が發達して貨幣の流通が急速頻繁となり且つ多額の金額が取引せられる様になつて、貨幣はなるべく量目少くして價格の大なるものを要求せられるに至つた事、(二)一八四八年乃至五〇年に互つてカリフォルニア及びオーストラリアに大金礦が發見され、一八八三年以降南阿の金産額大いに増加し次いでクロンダイクの金礦が發見せらるゝ等、世界の金産額が頓に増大したので、各國が金をもつて貨幣とするを得るに至つたこと、(三)經

濟上極越の地位を占める國が金本位を採用したので、取引關係の上から他國は之に倣はざるを得なくなつたことである。例へば銀本位を固守するとせば、金銀比價の變動、其他の事情によつて金貨國との爲替相場は動搖し、爲めに貿易上或ひは資本の移動上に少なからぬ障害を來すのである。(四)次に革國複本位制の望みが絶えたことである。一八六七年巴里に開催された革國貨幣會議に列席した十九ヶ國 代表は、和蘭を除く外悉く金を以て貨幣たるに最も適したものと決議し、一般に金本位制が採用されることになつた。五最後

の理由は、貨幣は價値の尺度としての職分を果すのであるから、出來得る限り價値の動搖しないものであることを要し、而して金は最も理想に近いものと認められるのである。【沿革】金は早くより裝飾品として、類に愛玩せられたが、貨幣として用ひられたのも随分古くからの事である。紀元前第七世紀に於てリジヤでは既に金貨の鑄造が行はれた。併し乍ら未だ貨幣制度として今日の如きものが存した譯ではない。制度としての沿革を見ると、羅馬の初期に於ては銅貨が用ひられ紀元前二六八年には銀貨の使用を見、次いで金も亦銀と共に併用されるに至つたが、羅馬帝國

の成立までは金は一般に貨幣として使用されなかつた。紀元前第十二世紀頃から漸次に金貨幣が増えて、ネロ帝の時に銀を補助貨幣とするに至り、紀元三二二年コンスタンチンが純然たる金貨本位を採用し、一四五三年東羅馬帝國が滅亡する迄此制度は繼續した。中世紀に於ては文明の衰微と經濟狀態の不振によつて金は補助的貨幣となり、銀が一般に貨幣として使用せられた。而して英國は十七世紀後半頃から金本位採用の狀態に達し、十八世紀に入つては實際的には全く金本位が行はれ、一八一六年リヴァプール條例によつて名義上金本位制度が布かれた。一八五四年には葡萄牙が金本位制度を採用し、一八七三年には獨逸が金本位制度を實施し、一八九二年には埃太利、一八九七年には日本並に露西亞が金本位制を採用し、米國は一九〇〇年に金本位制を定め、かくて各國相繼いで本位制を採用するに至つた。

キニク學派(キニクガク)

キニク學派(Kinik)とは、ソクラテースの弟子アンテイステネースを祖とし、その開いた雅典の學校「キニクサルゲス」に基いて名付けられた禁欲主義の學派である。アンテイステネースはソクラテースの理想とした獨立

自由なる人格をその儘形式的に解釋して、何ものにも束縛されざる絕對に自由な精神生活即ち無慾自足の心的狀態を求め、徳を修めることを主眼とした故に、極端に自然的原始的な社會的なる一種の禁欲的消極主義となつた。その學徒のうちには乞食生活を最も自由な束縛のない生活と見て實行する者があつた。キニク學派を一に「犬儒學派」とも稱するのは、特等が犬の如き生活をしてゐたからである。また學徒の間には、詭辯を用ひる風があつたので、詭辯學派の一にも數へられる。

金爲替本位(キンカワセホンイ)

金爲替本位とは銀を以て無限法貨とし、銀本位の如く一般に流通せしめ、而して銀貨の鑄造發行高を制限して、外國金貨と一定の比價を保たしめる制度をいふのである。この制度を採用する國では金貨を鑄造流通せしめないが、その國の銀貨は外國の金貨と一定の割合を保つてゐるから、價値の標準は金を採る場合と異らないのである。この制度を何故金爲替本位といふかと云ふと、内國の銀貨と外國の金貨との間に一定の割合を保たせんが爲めに、金貨國との爲替に重きを置き、銀貨に對して、その定められた割合で金爲替を賣るからである。この制度は銀貨の鑄造を制限して

之を流通せしめ、金を以て價値の標準とする所は跛行本位(其項を参照せよ)と全く一致してゐる。併し乍ら跛行本位は、復本位國か銀本位國が事實上其經濟狀態に適應した形態小さく價値の大なる金を貨幣とし、銀の自由鑄造を廢止した事に基くのである。是等の國では銀の自由鑄造を廢止したが、從來流通してゐる銀を補助貨幣とする時は補助貨幣が多となり、さればとて地金銀として市場に賣出すと銀價を暴落せしめる憂があるもので、一時止むを得ず従前の銀貨幣を無限法貨として流通せしめるのである。従つて比較的國民經濟の發達した國に見られる制度である。然るに金爲替本位は、元來銀を本位貨幣とするに適してゐる所の、比較的經濟發達の遅れた國が、外國との取引の便宜上、學理的な研究を経て案出した新しい貨幣制度なのである。だからこの制度の行はれてゐる國はジャマ・英領印度・比律賓・メキシコ・パナマ・海峽植民地等の如き、いづれも發達幼稚なる國々のみである。

**筋肉労働(キンニクロード)**

筋肉労働とは筋肉を働かして労働するの謂である。普通の概念に従へば、労働者とは筋肉労働者を指すことになつてゐる。然るに近來労働問題が矢張りなつてから、労働階級なる

ものに就て様々の考察が巡らせられ、筋肉を働かす労働者ならずとも、下級事務員や教員や官吏や、其他主として頭腦を働かして生活費を得る者にして、筋肉労働者同様の低い社會的地位に居り、資本家の爲めに搾取乃至利用されてゐる者も亦労働階級(プロレタリア)に属すべきものであるとの觀念が生じて、是等の智的労働者から區別する意味に於て、主として筋肉を働かす工場労働者や土工の類を筋肉労働者と呼ぶに至つたのである。

**歸納法(キノノホ)**

歸納法とは學問研究方法の一であつて、その特色は、先づ個々の特殊の事實に就て多くの經驗を積み、是等の事實を分析、比較、綜合して、共通の一般の眞理を發見する事にある。此の方法に對立する方法は、演繹法である。演繹法は初めに或法則又は勢力を假定して、この假定に基づいて個々の特殊の問題を推論するのである。現代の科學界に於ては、歸納法を重視する者が多く、實證主義・經驗派・歴史派・統計的研究など稱するは、皆この方法を採るのである。

**機能社會(キノシヤカイ)**

機能社會(functional association)とは、宗教上の團體・學會・政黨・労働組合等の如く、ある目

的の爲めに、人々の作り上げる社會である。血族的關係によつて自然に出來上つた民族や、地域の共同によつて結合した地方團體國家等も、種々の機能を營むけれども、目的とする機能を營ませる爲めに人爲的に作つたものではないから、機能社會とは云はれない。機能社會は、政治上經濟上宗教上其他の目的を以て作られるから、『目的社會』とも名づけられる。また、人爲的有意的に作られるから『人爲社會』或は『有意社會』ともいふ。

**勤勞所得(キンロシヨトク)**

自己の知能乃至肉體的労働を提供して生産に参加し、その報酬として一定の生活維持費を取得るもの、これを勤勞所得と稱する。土地乃至資本を所有する結果、何等の勤勞なくして地代利子潤等を取得する、所謂財産所得乃至不勞所得に對比される。筋肉労働者の賃銀、小作代、自由労働者乃至日給取の俸給は明かに勤勞所得に屬する。相當の資本を要し獨立の企業を形成するもの外、小賣業乃至手工業によつて生ずる利得は、幾分財産所得を混入するけれども、大體に於て勤勞所得と見做すことが出来る。

勤勞所得は多くの場合甚しく低廉であつて、幾かに最低の生活を維持し、以て労働に堪へ

得る情態を持續せしむるに過ぎぬ底のものである。國民の大部分が斯る酬いられざる労働に甘じ、一方に徒手遊惰にして然も巨萬の富を有する一階級の存在せる事實に對して怪訝の念を抱くことなかりし所以は、労働に對する蔑視、土地資本の獨占による徒食の生活に對する無條的件讚美の感情が、奴隷労働の習癖によつて深く人心に植まつけられてゐたからである。而も今や斯る單純なる感情は次第に淘汰され、勤勞の誇りと労働の權利との感情が次第にこれに代りつゝある。

**近世國家(キンセーコッカ)**

言語風俗傳説の共同に基き同一國民に屬するの觀念を有する人々の間に、政治上の一の強固なる權力が支配し、この權力が所謂産業振興を基調として行使せらるゝこと多き場合、斯る種類の國家をば近世國家と稱し、封建國家乃至古代都市國家と對比せられる。十六世紀以前には今日の所謂統一國家なるものがなく、中世の國家は表面一國家の形態を示したが、その實統一せる國家ではなかつた。何となれば國內は無数の小邦に分かれ、更にその小邦内にも亦無数の自治都市、寺領、莊園等が各地に散在し、各々政治上經濟上の獨立を保つてゐたが爲めに、全國國民に互つた利害の

共通といふものの意識さるゝ事なく、各地の封侯乃至ツソフト、ギルド等の如きものが夫々農業上の利害手工的技術の獨占といふことを目的として、自他相關することなき自衛的權力群を組織してゐるに過ぎなかつたのである。處が十六世紀の終りから十七八世紀にかけて、東印度航路の發見と云ひ亞米利加大陸の發見といひ世界交通上の一大事件が行はれ、延いて新大陸より金銀の夥しき流入起るや、其結果、自足經濟時代より一躍して貨幣經濟の時代に入ることとなり、斯くて巨萬の貨幣と新しき交通及生産上の便宜を獨占せる新興資本家階級は、廣大なる富源を開拓する必要上國民經濟の振興を名として狹隘なる舊權力の支配を打破し去つたのである。一ヶ國內に於ける交通機關の發達と國外に對する經濟的競争の必要は、國民の全域に互れる利害共通の意識を發達せしめ、地方的封建諸侯の勢力失墜すると共に、中央に於ける君主的乃至共和的制度的權力は急速度を以て強められて來た。

斯る事情の下に出現した近世國家はその政治形式の上に於て、多く立憲的である。然る所以は、中央の權力が強固にして絶對的の強制力を有する場合、それが封建貴族の保守的勢

**禁酒運動(キンシュウウンド)**

飲酒の害は古來認められた所であるが、飲酒を禁ぜんとする運動は近年に起つたものである。禁酒を目的として組織された團體は最初亞米利加に起つた。一八二六年米國のボストン市に、亞米利加禁酒會(American Temperance Society)なるもの起り、次でニューヨー

力に依て利用される時、資本家階級の新しき利害は爲めに著しく拘束を蒙る可く、斯る脅威より脱せんとせば勢ひ多數民衆による權力の監視制限を標榜して、其間自階級の經濟的利害を擁護するの他はないからである。斯くて近世國家の出現當時、何等かの程度に於いて、民衆の政權参加が提唱せられざることなく、資本家と労働者といふが如き經濟的對峙關係は政治運動の中に埋没され、兩者は相携へて近世國家の中心勢力を成せるかの觀があつた。然し乍らかの一般國民の利福といふマーカーチリズムの漠然たる雰圍氣の中から労働階級の對資本反對運動が明確なる姿を以て出現し來るにつれ、近世國家の經濟的意義及び政治的階級關係に對して著しき反省が加へられ、近世國家を目するに、資本家階級の利害に基く一種の階級國家に過ぎずとする思想が、今や旺に普及されてゐる。

ク、其他の亞米利加諸市に及び、英吉利に入り、愛蘭、英蘭、蘇格蘭の諸地方に禁酒會が勃興した。當初はなほ一般に強烈なる酒精飲料を禁ずるに止り、溫和たる酒精飲料を適度に用ひることは是認したが、一八三四年英吉利プレストンに少年禁酒會 (Youth's Temperance Society) が組織せられて以來、強對的禁酒主義が次第に普及した。此運動は英吉利より更に大陸諸國に波及し一八四六年倫敦に世界禁酒會議が開かれて以來時々斯種の會合が開かれてゐる。明治八年横濱に於て當時の英國公使サー・ハリー・パークスが外國水夫の爲めに外國居留民間に禁酒會を組織し自らその會長となつた。之れ我國に於ける禁酒運動の嚆矢である。基督教徒は是に倣つて同胸間に一の禁酒會を組織し、其後全國諸所に禁酒會が創立され、遂に明治三十一年大日本禁酒同盟なるものを組織した。本部を東京に置き毎年大會を開き、各地に禁酒講演會を開き、議會に向つて、禁酒法案を建言したりしてゐた。大正十一年に於ける同盟會員數は一三、〇〇〇人である。而して日本政府は其等禁酒運動の主義に鑑み大正十一年の議會に未成年者禁酒法案を提出して通過し、十二年一月より實施する事となつた。米國に於ては一九

二二年即ち大正十一年に全國的一般禁酒法を布いた。

**禁慾主義 (Kinnyokushugi)**

禁慾主義 (Asceticism) は宗教上と倫理道徳上の二方面がある。宗教上の禁慾主義は、肉體的欲望を壓と見て、之を禁止し抑制して、宗教の目的を達しようとするのである。佛教ニダア教、基督教等大抵の宗教にはこの傾向あり、一般に宗教的行事には禁慾の實行が伴ふものである。倫理道徳上の禁慾主義は、物質的世間的欲望を禁止し抑制することによつて、道徳的理想に達せんとする主義である。宗教道徳何れの場合にしても、肉體的物質的欲望の本源たる肉情が根本的な弊であつて、精神の障礙たるものと見られるやうになると、遂には肉體の苦行が推奨されるに至る。禁慾主義は親しく自分の身體をもつてするのであるから、理論よりも實行である。禁慾主義に對する、社會主義的批評がある。それによれば、宗教家道學者等は富める者の天國に入り難いのを説いて、貧乏人を讚美するが、實は貧乏人の不平を欺罔せんとするものである。彼等は當時の支配階級によつて保護され生活費を給されてゐる、いはば支配階級の附屬階級であるから、意識的無意識的にさうなる。

被支配階級が多くを欲求せず従つて不足窮乏の生活に甘んじてゐるのは支配階級の利益であるから、支配階級は常に宗教や道學を保護して、禁慾主義又は節慾、犠牲心などを民間に教へ込ませるのである。

**金融 (キンユー)**

金融とは、經濟界に於ける資金の需要及び供給の關係をいふ。資金とは要するに購買力であつて、貨幣を初め、小切手、手形等を含む。資金は社會の一部に貯蓄集中され、他の一部に於て生産に放資されるのであるが、貯蓄された資金が放資され、放資された資金がまた貯蓄され、不斷の循環運動を行つてゐる。此資金循環の機關となるものが即ち銀行・手形交換所・取引所其他の金融機關である。資金の流動は必しも圓滑に行くものではなく時として金融の逼迫や緩慢を來すこともある。金融緩慢は供給の増加と需要の減少によつて起り、金利下落し一般物價が騰貴する。金融逼迫は、需要増加と供給減少によつて生じ、金利騰貴し一般物價が下落する。茲舉げに金融逼迫を來たすことは、毎年繰返される小規模の逼迫であるが、戰爭とか天災による産業界の動亂破滅、巨大な資金の固定資本化、輸出超過による正貨の海外流出等の原因によるもの

は其影響著しく且つ永續的で、遂には「恐慌」を來すことがある。恐慌は資金供給の杜絶を意味する。

**金融機關 (キンユーキカン)**

金融の圓滑を計る爲めに作られた機關の總稱で、銀行、金貨業、ビルブローカー、取引所手形交換所、シンヂケート(引受團)等が之れに含まれる。「金融」「金融市場」其他當該各項を参照せよ。

**金融市場 (キンユーシジョウ)**

金融市場は資金の需要者・供給者・金融機關等より成る金融上の有機的組織である。市場といつても魚市場、古着市場の如き地域的制約がある譯ではない。現代の進歩した經濟界では、金融關係は無限の範圍に互るもので米國に起つた金融逼迫も直ちに英國に波及し、漸次に大陸諸國に波及することがある。但しそれは大なる金融上の變動の起つた場合のことである。各國各地方の金融は常に或廣さの範圍を保ち、その以外の地との有機的關係は薄い。東京附近の人は東京の銀行に貯蓄することが多く、東京の銀行は附近の需要者に資金を貸附けることが多いといふのが金融上の實際であつて、東京の銀行團は大坂の銀行團と資金の融通をし合ふとしても、東京を一の金融市

場と考へることが出来るのである。之に反して山間僻遠の地で、金融機關の完備しないため、貯蓄は個々に散在し、その貯蓄が増加しようとする消滅しようとする他人に關係がない場合には、金融市場は其處には存在しないと見做さねばならぬ。

**金座 (キンザ)**

江戸時代徳川幕府直轄の金貨鑄造發行所を金座といつた。初め江戸、京都、佐渡の三ヶ所に在り、後佐渡のを廢し京都のを江戸に合併した。金座は初の金銀改役の管轄に屬したが後留守居役勘定奉行の管轄とした。金座の起原は慶長五年の末頃、徳川家康が金銀改役後藤庄三郎の役邸を以て金座と定めたのを初めとするらしい(座の意義に就ては別項「座」を見よ)。但し史料詳ならず確たる定説はない。或者は元禄八年としてゐるが、慶長年間とするのが普通の説である。元禄八年説によると同年元禄金改鑄局を、本郷靈雲寺側に立て、世に之を稱して金座といひ、金座の起りはこれであるといふ。併し金銀座なる名稱は、同年代より以前の文書に屢々散見する所から見れば、右の説は取るに足らぬ様である。慶長年間説にもその年代に異説があるが、從來の史料により推定した所によれば、慶長五年末

或は薄くも六年初めであるといふ。天正十八年家康が江戸に入つた頃には、江戸に四條、松田、佐野といふ者があつて砂金を吹き圓めて之を紙に包み、その上に量目と鑑定を書附けて通用させてゐたが、不便此上もない。そこで家康は文禄二年京に赴いた時、京の金工後藤四郎兵衛徳乘の門人、長井少輔三郎光次を召抱へて江戸に連行し、姓を後藤、名を庄三郎と改めしめて、文禄四年庄三郎を金銀改役とし、小判を鑄造し光次の書判を墨書せしめた。この小判は所謂武藏小判である。此頃家康が自ら地を卜して庄三郎の邸宅を江戸常盤橋外に與へた。これ後の金座の所在地である。慶長五年天下統一統の後、家康は庄三郎の建言を用ひて壹分金を鑄造し、併せて小判(所謂慶長小判)を鑄造し、光次書判を改めて極印を打つことにした。之から後光次の宅を金座といつた。而して其後京、駿河、佐渡にその役所を置いたのである。之より金座は後藤氏の世襲となり、庄三郎を以て通稱とし、文化年度に及んだのである。文化七年十一代庄三郎の時年來の不正暴露して家断絶し、その役を銀座年寄後藤三右衛門が承けて御金改役となり、金座を支配することとなつた。然るに孫の三右衛門の時に又もや不正暴露し、一族後

藤吉五郎が之に代り、明治二年造幣局の新設に至る迄金座の制度は引續いた。金座の支配人は、其下に手代小判師其他役人職人を置いて、佐渡、甲斐其他より地金を買ひ入れて之を鑄造し、又兩替屋から取金銀目金を集め、新鑄金引替に際し、引替所から古金を集めて吹屋即ち職工をして之を改鑄させた。而して新鑄金は新鑄の度に幕府の指定せる引替所を経て發行した。金座の經費は總て改鑄に際して幕府から給與される手當をもつて支辨したのである。金座の役人は之を手代と稱して、江戸に十八人、京に十二人、佐渡に十八人あつたといふ。鑄造人を小判師と云ひ、地金を試験し、細工人の鑄造したものに極印を打つ。鑄造所は吹屋といひ金座の中にあつて、吹屋地盤が之を支配し、其下に職人があつて鑄造に従つたのである。

**キレネ學派(—ガク)**

キレネ學派(Cyrenians)は、ソクラテースの弟子アリストアイッポスを祖とし、その出生地名キレネに因んで名づけられた快樂主義の學派である。ソクラテースの理想としたる獨立自由の人格の内容は幸福に在りと解して、一時的或は永久的、積極的或は消極的、肉體的或は精神的の快樂を道徳行爲の目標とする實

踐的哲學者の一派で、普通には最も下等な快樂論者とされてゐるが、必ずしもさうではない。切米(キリマイ)

切米は徳川時代の旗本家人の俸祿であつて、幕府から支給されたものである。支給の時期を春夏秋冬の三度とし、通常俸祿額の四分一づつを春夏二季に給し、其二分の一即ち俸部を冬期に給した。春季は二月、夏期は五月、冬期は十月である。併し渡國に赴任するとか拜領地に邸宅を造營するとか火災に罹つたとかした場合、期限前に受けることが出来た。之を取越米といふ。而して普通は一部分の米を金に換算して、米と金とを併せて給するを例としたが、何れか一方で給せられることもある。切米を金に換算するには毎期時價に従つて百匁(三十五石)を單位として、其價格何十兩と決めて公表した。而して切米を受取る者は皆札差(其項参照)の手を経て受取るのを常とした。

**基督教(キリストキョー)**

【概説】基督教はイエス・キリストの創始した宗教である。イエス・キリスト(Jesus Christ)はパレスチナの一部分たるガリラアの一村ナザレの大工、父ヨセフ、母マリアの子である。

し多くの隨從者を得たが、キリストは其中より十二人を選んで使徒と名づけ特に之を教育した。キリストの名聲漸く盛となるに及んで、ユダヤの宗教界の當局者の憎しみを受け、使徒の一人たるユダの反逆によつて彼等は捕へられ、遂にエルサレム城外で十字架に懸けられた。傳道を開始してから三年後である。福音書に記する所によれば、後三日目に甦り昇天した。使徒達はキリストの復活に勇氣を回復して其後四方に彼の教を傳道することになつた。斯くて基督教は漸次世界に擴まるに至つたのであるが、此宗教はキリストの純潔なる生涯と其深淵なる教訓とを中心とし、之とともに在つて暫くも離れず、聖靈の感化によつて天道を尊び人道を行はんとを期するを本旨とする。

【西洋に於ける沿革】基督教の歴史は古代、中世、近世の三期に分つことが出来る。更に亦古代を分つて使徒時代、使徒後の時代、ニケア會議時代とし、中世時代を分つて過渡時代、ローマ教會生長時代、ローマ教會全盛時代、ローマ教會衰頹時代とし、近世を分つて宗教改革時代、近世時代、最近世時代とすることが出来る。(一)使徒時代と稱するのは基督教創業の時代である。十二使徒はキリストの

復活によつて大いに元氣を回復し驚くべき力を以て傳道し、エルサレムに數千の信徒を得たが間もなくユダヤ人より迫害起り、信徒諸方に離散したが、其爲反つて教は諸方に擴まつた。當時専ら傳道に従事したのはペテロ、ヤコブ、ヨハネであるが、ユダヤ教の兩者で初めは基督教徒を迫害したポロが信者となるに及んでギリシア、小アジア地方に迄教が傳つた。ローマには自然に集つた信徒が教會を作りポロの指導を受けて大いに盛となつたがネロ皇帝の大迫害が起り(六四年)ポロを初め多くの信者が殉教した。ドミチアヌス朝(八一年—九六年)にも大迫害があつた。七〇年にはエルサレムがローマ兵の爲めにほろぼされた。斯くの如く屢々迫害を受けたが、當時の信仰熱は旺盛にして道徳は堅く守られ、精神に充されてゐた。四福音書を初めポロ、ヨハネ、ペテロ等の書翰が成つたのは實にこの時代である。(二)使徒後の時代は迫害の時代であつて、間斷があつたが始終ローマ帝國の迫害を受けた。基督教の學理的研漸く現はれ、基督教神學は、クレメンヌ(一五〇年—二二〇年頃)オリゲン(一八五年—二五三年)、テルツリアヌス(一六〇年—二二〇年)等により系統立てられた。又哲學思想との混和によ

其生年に就ては、キリストの生れた年をもつて西洋紀元の元年とする説があるが、實は紀元前四年に當るといふ。十二月二十五日を誕生日とするが、之には確たる證據がない。キリストの生涯は、新約聖書に收められた四つの傳記即ち四福音書とパロの書翰によるの外はない。イエスの母マリアは未婚のうちに神靈に感じて受胎しイエスを生んだ、と代々の基督教徒は信じてゐる。三十歳の時まで家業の大工をして居つたが、その年ヨルダン河にて豫言者ヨハネの洗禮を受け、聖靈の感化によつて忽ち神の子たる意識を明かにし、斷食苦行十日の後、教を宣べ傳ふべく立つた。暫くの間ヨハネと相應じてユダヤ地方で説教してゐたが、後ガリラアに退きカペナウムなる都府を中心にして道説いた。其説く所は平明にして巧なる比喩を用ひ、人の家、神の殿堂、木蔭、水邊、丘の上至る處に之を説き且つ病者を癒し苦める者を救ふ等あまたの奇蹟を行つた。彼は、神は人の父であつて、深く人間を愛し、其罪を悲しみ、悔い改めを求めること、人の道は煩はしき儀式、習慣を守ることではなくて、謙つて罪を悔い、心を盡して神を愛し人を愛することであると説いた。キリストの教は當時の人心をいたく刺戟

つて種々なる異端説も現はれた。道徳は禁慾的出世間的に傾き獨身が重ぜられた。(三)ローマ帝國は一五〇年間に互り基督教を迫害したが撲滅することが出来ず、コンスタヌス大帝は基督教徒となつて三一三年詔書をもつて信仰の自由を許し、且つ實際上基督教をローマの國教となした。この時代をニケア時代といふのは、三二五年にニケアに開かれた宗教大會が、此時代の最大事件だつたからである。此會議の論議はキリストの神性に就てであつたがキリストは神と同質なりとの説が勝利を占めた。此頃は隣國の風が盛で修道院が大いに發達したが、一方ではローマの大監督の勢が盛で屢々帝王を凌がんとした。此時代の終りはゲルマン民族の侵入、ローマ帝國の衰運である。【中世時代】は最初のローマ法皇グレゴリオ一世(五九一年—六〇四年)以後宗教改革までの時代である。此時代の初めヨーロッパの西方はゲルマン民族の蹂躪する所となり、東方には回々教が勃興して基督教の領地を侵略し、破壞時代を生じた。併し教化の事業は熱心に續けられ、各國人民間に傳道者が送られ、ヨーロッパに入り来る民族は大抵基督教徒となつた。ローマ國土の分裂瓦解の時代にあつて獨り勢力を維持し統一の中

心となつたのは基督教のみであつたから、ローマ法皇の権力は世界を壓した。而してコンスタンチノープルを中心とする東方教會は十一世紀の中葉ローマより分立した。ギリシア加特立は即ち之である。十字軍 其項参照も亦此時代の事件である。ドミニク(一一七〇年—一二二六年)及フランシス(一一八二年—一二二六年)の托鉢僧の團體を生じた。中世の基督教の特色は、思想よりも敬虔なる信仰生活に在つた。ローマ教會の富と権力の増加と共に、美術、建築の如きは大いに發達したが、種々なる弊習腐敗が生じ、第十四世紀頃より宗教改革が唱へられるに至つた。十五世紀の終りに至つて、獨逸のルーテル、スキスのツヴィングリ、フランスのカルヴァイン等が立つて大改革運動を起し、ローマ教會に對立して、プロテスタント教會を樹立した(『宗教改革』参照)。ヨーロッパ諸國は、新教を採る國と舊教を採る國に分れ、ドイツの北部、スキス、オランダ、イギリス、スカンデネヴィア諸國は新教を採り、フランス、イスパニアイタリヤは舊教を守つた。兩派の争ひは各國に騷擾を起した。一八四八年獨逸の三十年戰爭の終局を以て、宗教改革時代は終りを告げた。近世の基督教は、フランス革命の前期と後

期に分れ、革命以後今日にいたる迄の最近世に於て、神學思想も發達し、歴史の研究と科學の進歩とによつて基督教は全く面目を改めるに至つた。而して未開野蠻人間の傳道が盛となり、日曜學校、救世軍、青年會、孤兒院等の社會事業が起され、全世界の信徒が約四億八千萬、其中プロテスタント教會に屬する者が約一億五千萬、ローマ教會に屬する者が約二億三千萬、ギリシア教會に屬する者が約一億馬に達してゐる。而してプロテスタント教會は多くの教派に分れ、監督教會、長老教會、組合教會、メソヂスト教會、浸禮教會、ルーテル教會等をその主たるものとする。

【日本に於ける基督教の沿革】 支那唐の時代に勢盛んであつた景教(基督教の一派)が日唐交通の盛時日本に移入されたのは、疑はれない事實とされてゐるが、現今の基督教の傳來は天主教に初るといふのが普通である。天主教「ローマ加特立教」は所謂切支丹と稱へられて、邪法視され迫害されたが、初めは斯る事なく盛なる歸依者を得た。天主教の渡來は後奈良天皇享祿三年、足利義晴將軍の時、ポルトガルの商船が初めて豊後に來り、大友氏と貿易したるに胚胎し、天文十年頃より十七八年に互りポルトガルの宣教師が九州に上陸し

て布教し、大友氏其他の大名の歸依を得て漸く蔓延せんとした。織田信長は佛教寺院の勢力抑制策として、ポルトガルの宣教師を京都に上せ南蠻寺を建立した。天正十年信長が弑せられた當時には、切支丹は殆んど全土に及び、宣教師の數二百餘、寺院二百餘、信徒數三十萬以上に達したといふ。肥前的大名大村純益、有馬義純、大友宗麟等は使をローマ法皇グレゴリオ十三世に遣し、伊達正宗は支倉常長を遣して書を法皇ポロ五世に奉つた。之れには當時戰國の世に際して、ポルトガル、イスパニア人等が、小銃、大砲等の唯一の供給者であつたことが與つて力ある。豊臣秀吉はこの理由を以て切支丹を禁じ(天正十五年)徳川時代となつて切支丹の嚴禁を見た。天草の亂起るに及んで取締は益々嚴酷となり外書の輸入を禁じ、信徒を極刑に處した。斯くて明治六年二月二十四日切支丹禁制の高札が撤去されるに至るまで二百五十餘年の間、日本の基督教は禁壓されてゐた。が、禁制撤去と共に復活し、各派の基督教が一時に傳來して現今では教會講堂總數一、四八二、宣布者數二、五九〇、信徒數一九三、四五一あり、禁海同盟、基督教青年會、婦人矯風會、基督教白十字會等、各種の社會事業を起してゐる。

**基督教青年會**(キリストキョー) 基督教青年會(Young Men's Christian Association, Y. M. C. A.)は基督教の主義精神を中心として結合せる青年團體で、其實際上の目的は、青年が相勵し、相助け合つて、精神知識、體育の各方面に互つて進歩向上を遂げんとするにある。一種の社交團體で宗教の外に特立し、各國各地の人情風俗により多少其性質を異にする。又基督教信者のみならず信徒外の人も會員にする。世界の基督教青年會の總協会は、ロンドン市の大興服商ヒッチコック商會の店員デューヂ、ウキリアムズが、絹商オーエンの番頭スミス外十名のヒッチコック店員と共に、一八四四年六月六日夜『興服商及他の商業に従事せる青年の心靈的狀態を改良する會』といふ團體を作り、二週間後に基督教青年會と改名したのが始りである。ウキリアムズは其後ヒッチコック商會の持主の一人となり、一八九四年青年會創立五十年祭に女皇ヴィクトリアよりナイトの位階を授けられサー・デューヂ・ウキリアムズとなつた。ウキリアムズは一九〇五年に死んだが、これより先き英國至る處に青年會が生れ、名士を選んで會々に擧げる風を生じた。一八五一年ロンドンに開かれた萬國博覽會が機會となつ

て、翌年にはフランス、オランダ、印度、カナダ、アメリカ合衆國の諸市に基督教青年會の設立を見、遂に世界的に發展するに至つたのである。

日本に於ける基督教青年會は、明治十三年春、植村止久、井深規之助、小崎弘道、田村直臣、平岩宣保、神田乃武、吉田信孝が集つて『日本基督教青年會』を創立したのが始りである。初は東京橋邊治町の小崎弘道の講義所を會場に宛て、機關誌として『六合雜誌』を發行した。同二十三年中橋町(當時の警署社)に移り、小崎弘道を會長とした。後更に銀座二丁目に移轉し、會員増加して六十名となつたが財政困難であつた。然るに同二十三年アメリカ合衆國青年會より、日本に青年會を組織し會館を建設する爲めに幹事スウィフトと三葉圓の密附金を送致した。次で、各教派の有力者を擧げて委員とし、會員を増加して密附金も更に約六萬圓集つたので同二十七年神田區美土代町に華事な會館を建てた。各種の演説會に講演會に、體育會に、マ外國語の普及に社會事業に、貴重なる役目を果し來たが、大正十二年九月の大震災によつて一片の灰燼に歸した。

**基督教社會主義**(キリストキョー) 基督教社會主義(シヤカイシユヅム) 【意義】 一八四九年から一八五三年にかけて、モーリス(M. Maurice)一派の社會主義者達は労働者の共済組合運動を起したが、その精神とする所が、基督の隣愛の愛に基いて勞資の對立を調和し、以て貧困の撲滅を期するといふにあつたが爲めに、其以後この運動及びこれに類する社會主義的思想運動を呼んで、基督教社會主義と稱するに至つた。社會主義が空想的と科學的との二つに區分される場合、この運動は云ふ迄もなく前者に屬す可きものであつて、労働階級の團結力や以て政治的經濟的に資本階級と抗争するといふ方法を避けて、社會を改造する上に精神的教養の促進といふ點から入つて行かうとするのが、その著しき特徴である。

【沿革】 モーリス一派の運動は由來、チャーチスト運動の革命的暴動に對する反動として現れたものである。當時英國を始めとして歐洲各地の労働者は、資本の壓迫に苦しむこと甚しく自己の窮狀を離脱せんとする慾望を切に感じて居つたが、この要求を到達する上に適當なる組織と方法を發見することが出来ず、暗中摸索の形であつたが爲めに、感情の激發する所勢ひ暴動、一揆の擧に出る他はなかつた。斯くして不穩騷擾の氣は社會の至る

所に充ち渡り、人はその弊害に堪へることが出来なかつた。一八四八年、ラッドロー(M. Ludlow)は、モーリスに書きて、『巴里労働者の社会主義は之を基督教の精神を以て陶冶しない限り、遂には基督教の廢滅を招致するに至る可き眞の動力である』と歎いた。モーリス及び彼の追隨者達は、その以前から、リンドン宿舎に集まつて、チャーチスト運動反對の意見を發表して居つたのであるが、其の翌年たる一八四九年に至つて明に基督教社会主義の名乗りを擧げたのである。

この運動の主義精神と見做す可きものは、一八五一年十一月十二日の日附を以てモーリスがエルフ博士に與へた手紙の中にあはれて居る。即ち云ふ『吾々が排斥競争の精神に反對し來つた所以のものは正しく、それが現に無政府状態を招致しつゝあり、結局貧者の存在と同時に富者の所有をも破壊し去ること疑ひないからである』と、然らば斯る破壊的傾向を防止する方法は如何といふに、彼等に云はせると、其所謂『基督教社会主義』即ち關係的生産組合がそれである。總ての生産者が、秩序整然たる一箇の集團に結合され、その内部では相互の説明及び和談を行つた上で、各自の製品が他に交附される條件が決定される』

といった様な都合の好い状態は、彼等の好んで空想する所であつた。けれ共悲しい哉、斯る協定の行はれる基礎たる可き分配原理に至つては、何等の暗示も與へられて居らぬ。彼等は仕立座組を組織し、以前にはチャーチスト運動の参加者であつたクーパー氏(Mr. Cooper)を以てその會に於て居た。その他、各種の労働組合を増設する目的を以て協會を設立したのであるが、その促進委員の顔面にはモーリス、キングスレー(Kingsley)を始めとして、ヒューズ(Hughes)ニール(E. V. Neale)等の名が載る。

この協會の事業としては、アルトン・ロック著『基督教社会主義冊子』(Alton Locke, Tracts on Christian Socialism)等の單行本があると共に、『クリスチアン・ソシアリスト』と稱する週刊新聞が發刊されてゐた。前者は基督教社会主義の倫理的な主張を見、上に、好箇の参考書である。後に『ジャーナル・オブ・アソシエーション』と稱する週刊誌が週刊新聞の代りに發行された。この協會の運動は一八五二年に『共済組合法』が通過して、労働組合が公認されたことの上で、與つて力があつた。所がこの時以後、基督教社会主義といふ名稱、及び經濟的抗爭手段

排斥の態度に對するキングスレー等の頑強なる反感は、各方面に高まり來り、爲めに協會の組織を改造して基督教社会主義の名稱を撤去するの餘儀なきに至つた。斯くして該組合其のもの内容も、種々形を變へて發展して行つたけれども、基督教社会主義の名目及び教義は次第に實際運動の上から姿を消し、今や全く何等の運動をも喚起し得ない歴史的題目となり終つたのである。

季節労働(キセツロード) 季節によつて繁閑を來す労働を云ふ。即ち冬期には忙しいが夏期には仕事がなく、秋期には多くの労働者を要求するが春期には労働者の必要がないといふが如き労働である。斯る労働は大産業には少なく、分散した家内工業、屋外労働等に多い。此等の労働に従事する労働者は、忙繁期中に貯蓄して閑散期の爲に備へるか閑散期に入ると共に他の労働を求めなければならぬ。然るに例年轉職を習慣としてゐる者が、不景氣の襲來其他の事情によつて轉職の機會を見出し得ない場合には、失業者として路上に投げ出されねばならぬ。季節労働者が失業問題に關する所多き所以である。季節労働は或る一定の期間繁忙を來すのであるから勢ひ過激な労働となり、又

作業場の設備も一時の間に合せに流れる場合が多いのは注意すべき點である。

騎士(キニ) 騎士(Knight)は西洋に於ける武士階級で、古代ローマのそれと、中世のそれと、二通りある。先づ古代ローマの騎士を説明する。ローマには王政時代の初めから騎士の一團があつたが、初めは三百人、後にセルヴィウス・チユリウス王の兵制改革により千八百人に増加した。騎士は馬を養ひ武器を自辨しなければならなかつたので、資産あるものでなければ、騎士にはなれなかつた。さりとて上流の者も騎士にはならず、主に當時の所謂中流階級があつた。西前二一三〇年頃、貴族の勢ひが衰へて富める市民が擡頭し來るに際し、グラックス兄弟が騎士を味方にして富豪に當らんとし、騎士に裁判權を與へ、新占領地を分與して以來、後の政治家に同様の方針を執る者が多かつたので、騎士の社會的地位は大いに上り、社會的集會には元老院議員の次席に坐る程であつた。帝政時代に入つてから其勢ひは衰へたが、近衛兵の重要な一部を占めた。中世騎士の起原は漢として測り難いが、傳説等によつてその古いことが解る。十一世紀に入つては既に明確なる騎士制度あり、ノルマ

ンディー侯ウァリアムが英吉利を占領した時には(一〇六六年)、騎士を抱へて領地を與へた。然し騎士制度が隆盛を極めたのは十字軍時代(一〇九六年—一二七〇年)である。當時の騎士は、概ね中流階級より出で、初め七歳の頃貴族の邸に小姓として入り、十四歳にして侍となつて騎士の弟子入りをし、二十一歳にして騎士の格に上り、君主から幾分の領地を與へられて君臣の約を結ぶ。騎士就任の儀式は最も嚴肅に行はれ、半ば宗教的で、高僧君主等立會ひで行ふのを例とする。騎士の本分は、君主に忠誠を盡し、戰爭には勇敢に、平時は言行を慎み、廉恥を重んじ、任侠を尊び、婦人を敬遇して之れを保護し、宗教に熱心にして教會を保護するにある。所謂騎士道であつて、日本の武士道に當るものだが、宗教と婦人に關する點だけ異つてゐるやうである。斯る宗教味があつたので十一世紀末ローマ法王によつて聖地奪還が唱へられた時彼等は進んで遠征に赴いたのである。尤も或社會學者によれば、騎士のバレスチナ遠征の主因は經濟的欲望であるといふ。その説明によれば、當時漸く封建制度衰へて小貴族等の一族は經濟的窮乏を來したので、騎士となつて大貴族に附隨し、遠征によつて收入を圖る必

要があつたのである。十字軍時代には半僧半武士の騎士の諸團が起つた。主なるものを次に記す。(一)聖ヨハネ騎士團。エルサレムに於けるヨハネ病院が(一〇四八年)の頃設立。巡禮の病人や貧しい者を世話してゐたのを騎士團としたものである。十字軍失敗後キプロス島に移り更にマルタ島に移り遂に一七九八年ナポレオンにより解散された。(二)御冥テンプル騎士團。これは佛國の騎士達によつて、一一一九年、古のエルサレム宮殿跡に立てられた團體である。十字軍後其本部をキプロス島に移したが、戰爭中に富を蓄へ、團體の勢力は各國に及んで殊に佛國では大地主となり特權をも得たので佛國王フィリップと衝突し、一三一二年法王クレメント五世の爲めに解散を命ぜられた。(三)獨逸騎士團。一一九〇年アッカにあつた獨逸商人の立てた看護團を一一九九年に騎士團に改めたもの。十字軍後ヴェネチアに移り、次でマリエンブルクに轉じ、プロイモンに特殊の一團體を築いた。其後種々變遷したが第十九世紀初まで存続した。以上の外若干の半僧半武士の小團體があつたが、中には浪人騎士といつて諸國を歩いて試合を玩み、所謂武者修業を常職としてゐた

者あり、また獨逸には強盜追劔を常習にした  
 貧乏騎士もあつた。封建的社會が衰運に傾く  
 と武士貴族の収入が減少し、斯る結果を生む  
 のは何國にも變りはない。日本の武士にも徳  
 川末期に至つて、強盜武士、ゴロツキ武士が澤  
 山に出來た。結局は封建制度の崩壊となり、  
 武士階級の消滅となる。騎士も亦近世國家の  
 基礎が固るに従ひ影を没した。英國が公然騎  
 士の制を全廢したのはチャールズ二世の代  
 (一六六〇年—一八五年)である。然し英國では  
 今でも武士でない者に騎士の名譽を授ける。  
 即ち准男爵(Baron)の次に位する華族で、姓  
 名の頭にサー(Sir)とある人は騎士(ナイト)  
 の爵位を有する人である(『十字軍』参照)。

社會にあつても、特に秀でたる生産技能の所  
 有者、高齡にして經驗的智識の豊富なるもの  
 は、期せずして一般の尊敬を集め、指導的地位  
 を附與さるゝに至る。而も斯る尊敬が一度一  
 定の人格に附與されると、それは一種の威光  
 とし、其人の血族的親族者殊にその子孫に投  
 射され、指導的才能及び地位は或一族の獨占  
 する所となる。次で來るものは「軍事貴族」で  
 ある。これは部族間の戰鬪が頻繁に行はれる  
 結果として生じた一種の才能貴族である。部  
 族間の鬪が片方の完全なる勝利に終り、所謂  
 征服の事實が行はれるれば、茲に「人種的貴族」  
 が現れる。これは征服階級が自己の人種的優  
 越を自認し、尊敬と服従とを被征服階級者に  
 強制する所より生ずるものである。古代國家  
 に於ける貴族は多くこれである。この貴族は  
 封建時代に入つて、「土地の貴族」として發展  
 する。階級的尊嚴が土地の所有者なる觀念に  
 よつて支持されるのである。一切の才能と勢  
 力が一定の階級に集められることは、此時  
 代に於て最も甚しく、從つて貴族なる觀念が  
 社會上最も有力に明確に作用したのもこの時  
 代であつた。貴族なる言葉が通俗に解せらる  
 る場合、直ちに封建貴族を指すのは斯る事情  
 に基くのである。資本主義の發達に伴うて「富

の貴族」なる一群を生じ來り、「土地の貴族」  
 に代つた。これは生産機關の所有者たり、そ  
 の運轉者たる理由を以て、社會上政治上殊貴  
 の位置を認められたる人々である。  
 要するに貴族の存在は才能の不等、出生の錯  
 雜、社會的勢力の獨占的性質等の理由によつ  
 て、あらゆる社會に附隨してゐるけれども、そ  
 の内容は文化發達の程度如何によつて不斷的  
 變化を遂げて居る。即ち一々の社會の生産的  
 必要に應じて如何なる才能が優越と見らるゝ  
 かといふ點に相違を來し爲めに貴族の機能的  
 意義は種々の變化を示すのである。斯くて貴  
 族なる概念を封建貴族にのみ局限することは  
 無意義であり、現代に於ける「富の貴族」の存  
 在及び活動を理解する上に於て、反つて障礙  
 となるものである。

**貴族政治(キゾクセージ)**

貴族政治はアリストクラシー(Aristocracy)の  
 譯語であるがアリストクラシーはもと希臘語  
 の aristos(最良、Kratia(支配)から出たので、語  
 の元來の意味から云へば、最良者の支配であ  
 るが、普通の意味ではこの最良者たるものは  
 門閥、軍閥、財閥或は宗教閥などの少數の  
 特權階級を意味するから、貴族政治は今では  
 少數の特權階級の支配の意味に解される。民

衆自身による民衆支配の民主政治と反對であ  
 る。支配を獨占する少數者の優越が、神許門  
 地種族職業金力等によつて獲得せられるに従  
 ひ、神政、門閥政治、軍閥政治、金權政治等  
 に分れる。貴族政治は古くは、カルタゴ、ス  
 パルタ、古代羅馬共和國、中世紀に入つては  
 獨逸帝國等に見ることが出来る。近代に入つ  
 ては政體としての貴族政治は行はれないが、  
 實情に於ては、軍閥の力の非常に強い國家に  
 於て軍閥政治が行はれるといふ様なことは止  
 むを得ない。

などで、毎月、毎日、或ひは毎年一定の金を  
 據出し、その金を費用として、(一)の場合に  
 は抽籤或は交代で講員が目的の社寺に参拜し  
 (二)の場合には講金を目的の社寺の修繕營造  
 費に寄附するのである。かく講は宗教に關し  
 た信用組合であつたが、後には宗教とは關係  
 なく、金錢の融通を目的とした信用組合が起  
 つて講と稱へた。即ち頼母子講、無盡講と云  
 ふのがそれである。その組織を見ると、(一)  
 何人も一定の金額を繼續して拂込む時は講員  
 となり得べく、(二)講員は一定の期間、定め  
 られた金額を出金すべく、之を講金或は懸金、  
 掛金といふ。(三)醸出金の總額は初めに定め  
 られ、之を分割して株とする。(四)講員の出  
 金は一株につき何程と定められ、講員は一人  
 で多くの株を引受けることが出来、又一株を  
 數人で分割して引受けることもある。(五)或  
 期間に集つた金額は最初の約定により抽籤に  
 よつて講員に與へる。(六)醸出金の總額、講  
 金の分量、抽籤の時期によつて講の存立期限  
 は最初に約定される。大抵は數年以上に互ら  
 ないのを普通とする。(七)以上の事務は講の  
 世話役又は親元が之を取扱ふ。講の組織は普  
 通右の如くであるが、これは官憲とは何等の  
 關係なく民間に於て隨意に行はれた。併しそ

れが富強行爲に互るときは禁止されたことも  
 ある。現今でも知人同志同職同志などの間に  
 右の無盡講は行はれてゐるが、無盡講を發起  
 して其間に利益を得る所謂無盡會社なるもの  
 は、屢弊害を醸すので政府によつて嚴重に取  
 締られる事となり、當今では殆んど見られな  
 くなつてゐる。さて徳川時代には同業組合に  
 も講なる名稱は用ひられた。大阪の砂糖仲買  
 組合の戎講、大黒講、住吉講の如き、或は宿  
 屋の同業組合たる浪花講、三都講の如きはそ  
 の例である。尤も此等の講はその組織が「組」  
 と大差ないものである。

**講壇社會主義(コウダンシャカイシユギ)**

講壇社會主義(Kathedrosocialismus)とは、獨逸  
 に起つた社會改良主義經濟學者の一團に與へ  
 た名である。獨逸の自由主義者オッペン  
 ハイムが、一八七一年十二月十七日、ナチオナ  
 ル・ツァイツング紙上で、當時教壇の上から社  
 會政策を論じつゝあつた學者達を嘲笑の意味  
 で呼んだのが、其名稱の起りである。彼等經濟  
 學者は、マルクス、ラッサレの革命的急進的社  
 會主義には反對であるが、勞働者には同情を  
 有し、現在の社會制度の基礎たる財産私有制  
 を原則として認容するが、勞働者の幸福の爲  
 め社會の健全な進歩の爲め、國家權力を以て

講は江戸時代に行はれた經濟組合の一種であ  
 つて、今日の目から見れば其機能は信用組合  
 と同業組合との二種に分れる。抑も講なる名  
 稱は、佛教から來たので、佛教では講舎を主  
 とする儀禮を講と云つた。この講なる名稱が  
 何時とはなしに結合の意味にとられて、江戸  
 時代に至り、(一)神社佛閣の修繕營造費を作  
 る爲めの融通組合を講と稱へる様になつた。  
 (二)の方は伊勢講、太々講などといひ、(三)  
 の方は修禪講などと云つて社寺を中心にして  
 至る處に起つた。講には世話人、年寄などが  
 あつて事務をとり、講員は月掛、日掛、年掛

資本家の活動に干渉を加ふべしとした。故に彼等は、鐵道・水道等、社會公共に密接な關係があり、私企業をして營ましめる時は弊害を醸し易い産業を公の經營に移すべしと稱へ、また工場法其他の法律命令によつて、苛酷なる資本家の手より労働者を保護すべしと唱へた。それは社會改良主義の主張であつて、社會主義の主張ではない。是に社會主義の名を附したのは、極端な自由主義者の偏見から出た誤りである。講壇社會主義と呼ばれた人々は、一八七二年アイゼンハに會合を開いて『社會政策學會』を創立したが、アドルフ・ヘルド、アドルフ・ワグナー、グスタフ・シユモラー、ルヨ・ブレンタノー等は會員中の最も著名な經濟學者であつた。然るに漸く會員間に意見の異同を生じ、殊にワグナーは社會改良上に國家の徹底的干渉を望むに至り、他の會員と歩調を一にすることが出来なくなつた。講壇社會主義なる名稱は一時忘れられた如くであつたが、一八九六―七七年獨逸帝國議會で、男爵フォン・シユツムが、シユモラー、ワグナー、其他の新派經濟學者を攻撃するに及び、彼等の學說の危險性を示す語として再び屢々用ひられるやうになつた。獨逸に起つた彼等の學說は其後各國の經濟學界に擴まり日本で

は福田三博士などが其遺録を受けた學者である。『社會政策學會』は日本にも作られてゐるが、之を社會主義視するものは無い。『社會政策學會』(参照)。

**公田(コデーデン)**

公田とはわが中古時代の田制の一つである。當時田に公私の別が設けられてゐて、私田とは位田・職田・功田・賜田・口分田・墾田等の如く個人に給與されたる田地をいひ、公田とはそれ以外の耕地を指したものであつた。この場合注意すべきは、私田といふも決して私有田の意味ではなく、國家よりある特定の人に給與せられ、その管理下に置かれた田地を意味する。即ちある一定期間法制的規定するところに従ひ、これを管理し、任意に使用収益するの權利を授與されたものであるが、その期間を過ぐれば、還公すべき義務を有してゐた。公田は人民に賃貸する賃租田であつて、租を納さず、所謂地子を以てしたのであつて後世の小作に類似するものである。而して地子なるものには四等の田品が定められてゐて各々その收穫の五分一を納入する制度であつた。公田には必ずしも地子を納さしむる方法のみではなく、官に於て人を借入れ耕種させ、その全收穫を官が取り、個人には改めて

管料を出す制度も行はれてゐた。これを稱して公官田といふ。その後墾田(私官田)を營む者が多く、班田の制も漸く行はれなくなり、これらのものが漸次私有地の性質を帯ぶるに至り、往時の公私の田制は全く廢れ、公有地を稱して公田と呼ぶ風習を成すに至つた。

**鑛毒問題(コードクモンダイ)**

鑛毒とは鑛業によつて衛生保健上、農業上に與ふる直接間接の害毒をいふ。従つて鑛毒に關する問題は、鑛業労働者が直接に蒙る工業病以外に、その周圍に及ぼす影響をも含むと見做すことを得る。而して一般に鑛毒と稱せられてゐるものは、鑛業が周圍に及ぼす影響に對して用ひられてゐる。その最も甚だしきものは煤煙であつて、特に鑛山及び鑛業地方に於ては、製煉・冶金に化學的藥品を用ふるを以て、それが煤煙に混じて空氣を汚染し、炭酸瓦斯・亞硫酸瓦斯等を發散して空氣を稀薄ならしめ、その觸るゝところの植物を枯死せしめ、人類の保健に及ぼす所の害毒は甚だしいものがある。故に各國は獨逸を先例として鑛業者に對してはかゝる危險を緩和防制すべき施設を命じてゐる。然しながら、かゝる設備は絕對に鑛毒を豫防し得るものではないが故に、各地の炭山及び金屬山の周圍は鑛毒

の被害を蒙る事甚だしく、地方民と當業者との間に醸されたる論争の如きも少なくなかつた。殊にその最も代表的なものは足尾銅山の鑛毒によつて蒙れる渡良瀬川沿岸五十萬人の死活に關した問題であつた。該問題は一個の地方的問題としてではなく、社會問題として、頗る重大なる意義を有したるが故に、今日鑛毒問題といへば特にこの事件を指すやうになつてゐる。

元來足尾銅山は江戸幕府時代より鑛山を開いてゐたが、これが古川市兵衛の經營に移ると共に、業務を擴張し、大規模に採掘製煉の事業を起したので、從來蒙る所が比較的少なかつた鑛毒より受くる被害は、急速に増して來たのである。即ち足尾銅山より流される諸種の有害なる毒水は悉く渡良瀬川に注ぎ、其流域十數里に亘る沿岸は、稻作の成長を害し、禾穀の登熟を害し、生魚の絶滅を招くといふ有様であつた。地方民の陳辯と當局の干渉により、多少の豫防方法が鑛山側によつて講ぜられたがその被害の範圍は益々擴大せられ、且つ樹木の枯死等によつて洪水の被害が多くなつて來た。然るに政府及び當業者は適宜の措置を下さなかつたので、同地方選出の代議士田中正造は大いに社會の輿論に訴ふるところあ

つた結果、明治三十四年に至り、學者・政治家・教育家・辯護士・宗教家・新聞記者・社會主義者等の諸名士により、足尾鑛毒問題解決期成同志會が組織せられ、越えて三十六年五月同會代表者が桂首相と會すると共に、各所に演說會を開き、大いに社會の輿論を刺撃した。茲に於て鑛毒問題は一段落の曙光に接したが、これと關聯して所謂谷中村事件なるものが起された。谷中村事件は直接に鑛毒問題と關係を有するものではないが、鑛毒によつて樹木が枯死したるのみならず、鑛山の用途のため旺んに水源地の森林が採伐されたので、渡良瀬川沿岸一帶の洪水の被害が甚しくなつた。そこで栃木縣當局は貯水池を設けて治水に備へんとし、下都賀郡谷中村を買収して貯水池に充てんとした。而してこの計畫が明治三十七年十二月十日を以て縣會で可決され、次で中央政府より補助金の交付を仰ぎ、それが衆議院に於て追加豫算中に可決されるに及び、反對運動は猛烈と起された。事の先鋒は田中正造であつた。彼は鑛毒問題の同志と共に谷中村の滅亡を前にして戦つた。元來谷中村は鑛毒に依つて荒廢の限りを盡し、村民の悲惨は名狀すべからざるものがあつたが、政府及び栃木縣當局は其弱點に附け入り、畑一反三十圓

田一反二十圓、家屋は移轉料共に坪八圓の割を以て強制的に買收せんとするに至つた。茲に於て谷中村民は新なる移住地、開墾地を與へらるゝ事もなく、父祖傳來の土地を開放するゝ運命に立ち至つたのである。谷中村は人口二千五百五十餘を算し、豐饒なる肥田千二百餘町歩を鑛毒によつて荒廢せしめられ、而も鑛山によつて間接に瀕らされたる水害を防がため、斯る状態に陥入つたものであるが故に、鑛毒問題としては附屬的性質を有するものであるが、縣當局及び中央政府の亡狀の言語に絶せる所があつたので、社會主義者を始めとして谷中村買収に反對の氣勢を擧ぐるもの多く、幾多の犠牲が拂はれたのである。されど此の運動は遂に敗れ、谷中村は永久に滅亡の悲運に陥會したのである。

**公營保險(コイーホケン)**

**『労働保險』を見よ。**

**鑛夫(コーフ)**  
鑛業法の規定より抽象すれば、鑛夫とは鑛物の試掘、採掘及びこれに附屬する事業に従事する勞役者を意味する。歐洲に於ける鑛夫の濫觴は、捕虜もしくは罪人を鑛山に勞働せしめた事に發する。中世に至つて鑛夫は自らの職業となつたけれども、當時一般人が鑛業



に對して、何等の知識をも有しなかつたが爲に、鑛夫は國家によつて幾多の特權を與へられ、租税及び裁判權に關しては特別の利益を受け、兵役の義務さへも免せられてゐた。その後鑛夫の雇傭の如きは政府自らがその面に當り、法定賃銀を定めて鑛業主に強制的に拂はしめ、鑛夫救済組合金庫の如きにも干渉したものである。その後各國は鑛業主の自由契約を認むるやうになつたが、現在に於ても鑛山労働者に對しては、各國ともに特別な保護をなすつゝある(鑛山労働者参照)。即ち鑛夫の性別、勞役時間、年齢、等に就ては特別の規定が設けられてゐるのである。これは鑛山労働が肉體を損傷する事甚だしく、國家が強制的に保護干渉する事を必要とするからに外ならない。

**鑛夫雇傭勞役規則**(コトフコヨロ)

鑛山の採掘者は、鑛夫の雇傭及び勞役に關する一定の規則を設け、鑛山監督局長の許可を受くべき事は、各國の鑛業法によつて定められてゐる。わが鑛業法第七十五條にも是に關する規定を設けてゐる。この規定を鑛主雇傭勞役規則といふのである。而して規定を設くべき範圍は業務の種類及び等級、雇傭及解雇、各等級及び各等級に於ける賃銀、賃銀

支拂期日、各種類の就業時間及びその交料の方法、休業時間及びその他の事業に關する事項、年齢及び女子幼年の勞役に關する制限、賞罰に關する事項の八種である。

鑛業主は、以上に關する規定を鑛業に着手すべき日より三十日以前、監督官廳に差出して許可を受けなければならぬ規則である。單に鑛業に着手する時のみでなく、この規定を變更する時も同様である。尙ほこれに關する規定には、鑛業権者が毎月一回以上期日を定め、通貨を以て鑛夫にその支拂をなすべし(鑛業法第七十八條)といふ事、賃銀額及び賃銀支拂期日を定むべしといふ事、又は鑛夫の年齢就業時間、女子幼年労働者の勞役に關する種類に就ては、農商務大臣が命令を以て、或種の制限を加へ得る事(鑛業法第七十九條)等の條項も加へられてゐる。

**鑛夫労働帳簿**(コトフコヨロ)

鑛夫労働帳簿とはプロイセン鑛業法に規定された特殊の制度で、未成年労働者の雇傭に關して設けられたものであつて、未成年者は労働帳簿を有するに非ざればこれを鑛夫として使用するを得ないとの規定である。其規定に關する一斑を示せば、未成年者も鑛夫として採用する時は、この鑛夫労働帳簿なるもの

を差出さしめ、鑛業人はこれを保管し、官廳の命令あればこれを差出し、業務關係が終了したる時はこれを返還すべきものである(十六歳未満の時は法定代理人に交付す)。而して労働帳簿には鑛夫の姓名、出生の場所及び年月日、法定代理人の氏名、並に最後の居住地を記載し、これに對して自ら署名捺印しなければならぬ。監督官廳は作成されたる帳簿内に一定の表を作成してそれを記入し、鑛業人は鑛夫雇入の時は労働の種類を勞務關係が終了したる時はその時期を、勞務を變更したる時はその種類を記載しなければならぬ。

その他労働帳簿に關する規定としては、粉砕破損等に對する再交付の規定、虚偽の記載其他に關する罰則規定、損害賠償規定等である。ただ茲に注意すべきは、労働帳簿には鑛夫が業務教育を終了したる事と、嘗て同帳簿を交付されたる事實なしとの事との二條件が必要であつて、その何れが缺けても交付されない點である。

**小切手**(コギッテ)

小切手とは一定の場所に於いて、一定の金額を受取人なり所持人なりに支拂ふ可きことを委託する證券で、手形の一つに屬するものである(手形参照)。此の小切手は、銀行

に對して、當座預金をなしてゐる者が、自己乃至小切手の受取人、持参人に額面の金額を支拂ふ可きことを委託する場合に發行されることを原則とするが、稀には個人に宛て、振り出される場合もある。我が國に於ける小切手振出しの習慣を見ると、當座預金の預主は銀行から一定の小切手帳を受け取つて置き、必要に応じてこれに金額氏名等を法律上の條件に従つて記入した上、切り離して現金支拂の代りとして受取人に渡すのであり、受取人はこれを銀行に持参して、現金の交付を受けることとなつてゐる。

小切手證券の法律上の條件は、振出し人の署名の外、(イ)小切手たることを示す文字、(ロ)一定の金額、(ハ)支拂人の氏名乃至商號、(ニ)受取人の氏名、商號乃至は受取人に支拂ふ可きこと、(ホ)單純なる振り出しの委託、(ヘ)振出しの年月日、(ト)支拂地等を記載可きことである。小切手は爲替手形(爲替手形参照)と甚だ類似するものであるが、爲替手形が信用を利用するのであるのに反し、小切手は支拂の手段として用ひられるものであるから、爲替手形等を信用證券と呼ぶに對し、支拂證券と呼ばれる事もある。小切手の發行される主なる場合は、銀行預金者が自ら支拂

を爲す代りに銀行をして之が支拂を爲さしめるものであるから、持参人受取の小切手は轉轉として、殆んど紙幣のごとく流通せられるのである。また受取人を指定した小切手に於いても、受取指定人の裏書きによつて流通されるものである。然し何れにせよ、支拂請求の期間は振出後一週間に限られて居り、その期間内に銀行に持参しなければ、該小切手の効力は喪失される事となつてゐるのである。

**小口保險**(コグチホケン)

「簡易保險」を見よ。

**鑛業**(コギョー)

廣義に解釋して鑛業とは、有益な鑛物を取得し、取引の目的たり得べき生産品を得んとする經濟行爲である。鑛業の目的となるものは、各種の鑛物たる金屬・鹽類・可燃物であつて、金屬には金・鐵・銅・鉛・亜鉛等があり、鹽類には岩鹽・食鹽・加里鹽・明礬・綠礬等があり、可燃物には石炭・石油等が包括されてゐる。わが鑛業法に規定せられた鑛物の範圍は、金・鐵・銅・鉛・錫・安母尼・水銀・亞鉛・鐵・硫化鐵・格魯漢鐵・滿佈鐵・重石・水鉛・砒・黑鉛・石炭・亞炭・石油・土麗青・硫黃等の諸鑛物である(但、砂鑛は含まず)。

鑛業なるものを狹義に解釋すれば、企業者が

鑛山官廳に一定の施業案を提出し、その審査を受けた後に施業する事を云ふ。またこれに使役する労働者の如きも、一定の法規に従ふ設備をなさねばならない。然し今日普通に鑛業と稱せられてゐる概念は、更に狹義なものであつて、有用鑛物を以て土地所有權と區別し、土地所有者の處分權外に置きたる場合に於て、その有用鑛物を取得するを鑛業となしてゐる。佛・獨・英等の諸國と共に、わが國もまたこの解釋に従つてゐる。即ち鑛業法第一條に於ては、この解釋の見地に立ち、鑛業とは鑛物の試掘、採掘に附屬する事業を總稱してゐる。この場合の附屬事業とは、選礦、精鍊等をも鑛業に屬せしめてゐる。純理よりすれば製鍊の如きは、鑛業の範圍を脱出して工業に屬すべきものであるが故に、諸外國の鑛業法に於ては、これをその範圍外に置いてゐる。わが國は明治六年の日本坑法以來、これを附屬事業と見做して鑛業中に包含せしめてゐる。而もそれが獨立の事業として經營されてゐるとすれば、他の法規の適用を受くべきことは當然である。鑛業の歴史を見るに、其起源は頗る遠いものであるが、記載によれば既に紀元前三千年にして埃及人は鑛業を營んでゐたといふ。アッシリア、フィニキア、ギ

ロシア等の時代にも勿論これが行はれ、ローマに至つては頗る盛んなものであつた。人智の開明と共に諸種の器具、機械が發明され、鑛業は長年の進歩を遂げ、十九世紀に及んで石炭の採掘が頗る重きを加へるやうになつて来た。日本の沿革を調ぶるに、日本書紀によれば天照大神が銅の鏡を作りし事が記されてゐる。天智天皇時代に石油、天武天皇時代に銀が発見された。佐渡・足尾・阿仁・別子等の現在有名なる諸鑛山が発見されたのは、悉く十七世紀の事に屬してゐる。鑛山事務取扱の役所が始めて大阪に建てられたのは、一八六八年(西曆)であつて之が鑛山局の濫觴とされてゐる。明治に至つて政府は殊に鑛業の奨励に努め、必要なる資本を供給してその發達を計つた。その結果銅、石炭等の産額は頗る増大し、日本有数の物産として數へらるゝに至つたものである。

鑛山業の發達は、資本主義と大なる關係がある。諸種の鑛業に重要な原料を供するのみならず、貴金屬數量の増加は、貨幣商品の數量の増加を意味する。また鑛山業は人民の投機心を挑發すること甚しきものであるから、この産業が心理的に資本主義の發達を助けた例は歐羅巴の歴史に著しい。わが國にては奈良

朝及び戰國時代末期の二回に鑛山の採掘が繁榮した。奈良朝及び戰國時代後、徳川時代の經濟生活が我國經濟史上或る意味の黄金時代であつた事は鑛山業の方面よりも説明が出来

**工業(コーク)**

工業とは持續的の加工生産によつて生計を営み、又は市場的利益を得る事を、目的とする社會的經濟的組織である。この概念を更に分析せんとすれば、先づ「工」なるもの本體を闡明しなければならぬ。工とは加工生産の行爲を意味するものであつて、原料の變化及び精製をなす生産行爲の謂である。故に工は一定の作業組織または經濟組織と何等の關係はなく、原始人が原始的方法を以、する加工生産行爲も、近時の資本的企業制による大工業も、共に工たる點に於て變るところはない。然し工業なる概念を決定するに際しての工の解釋は、絶対に技術的に制限せられるものであつて、特に農産・畜産・林産・鑛産等の原始的行爲と對立し商行爲または運送行爲と區別せられるものである。然し觀念的には斯くの如く區別する事は出来るが、實際に而接しては加工生産と原始生産を區別する事は頗る困難である。殊に農産が集約に赴くにつれて農

民の重要な生産行爲として農産製造が發達し、牛乳より乳酪・乾酪等を製し、馬鈴薯より澱粉、火酒等を製する時は、これを加工生産と認むるか、原始生産と認むるかの問題が生じて来る。この場合は農産製造と稱せられ、これらの加工生産が、原始生産(牛乳の搾取及び馬鈴薯の栽培)と獨立して行はるゝか否か、換言すれば加工さるゝ場所が、農場なりや否やによつて決せられる。故にこの關係を他の理法によつて決定すれば、農夫が閑暇を應用して我家の生産になる米の精白をなす時は、これを工業とは見做さないで、一種の副業若しくは兼業となすのであるが、精米業者が米を買入れて精白する場合はこれを工業と見做すのである。故に農夫が自家に飼養する畜牛の乳を搾取し、これから片手間に、乾酪・乳酪を製するならば、這是正しく彼れの副業若しくは兼業と見做し、決して工業とはいはないのである。茲に農産と工業の概念は、明白に實際上に決定し得る筈である。即ち加工生産の技術的的意義は、社會的、經濟的組織と結合して、始めて經濟學上に必要なる工業の概念を決定し得るのである。斯くして同様に掲げたる工業の定義は成立し得る。

工業の發達を經濟史的に見れば、家族經濟的

工業時代、工場手工業時代、企業制工業時代)と、以上の三期に分類する事が出来るのである(各項目参照)。

**工業簿記(コーク)**

工業簿記には廣狹の二義がある。蓋し、工業會社に於ける事務には、原料品に努力及び機械作用を加へて物品を製作する手段と、この製品を販賣して利益を收得する手段との、二面の作用が存在してゐる。廣義の工業簿記とは、原料品を買入れて販賣供給するまでの記録を整理するものを言ひ、狹義の工業簿記は、單に原料を買入れてから、これが工場に於て加工せられ、鑛て製品となるまでの取引行程の記録を整理する事である。普通工業簿記と稱するのは此狹義の意味に解したもので、製品となつて供給販賣される迄の行程は、寧ろ商業の範圍に屬するものである。即ち工業簿記に於ける記録整理の範圍は、貸銀法及びこれが記録整理法、原料品の買入、保管、消費の手續及びこれが記録整理法、原價勘定(製品原價の計算)の計算整理法、製品の引渡保管に關する手續及びその記帳法の四種をもつて主要なるものとしてゐる。第四の範圍は寧ろ商業簿記に屬すべき種類である。

**工業動員(コーク)**

戰時に際しその急に應ぜしめんがため、國內の生産機關をば、國家政府の管理に移す政策をいふ。歐洲大戰に際して、各國は軍需品を生産せんがために、盛んにこの政策を採り、以て軍需品の生産を普通工場に於てなさしめたものである。殊に獨逸にあつては、それが甚だ完全に行はれ各工場を擧げて戰時品の生産に従はしめた。

**工業衛生(コーク)**

工場衛生を見よ。

**鑛業法(コーク)**

鑛業法中には行政法に屬する部分と私法に屬する部分との二種あるが、これら鑛業に關する一團の法規を總稱して、鑛業法と呼んでゐる。故に各國は私法及び公法を打つて一丸となしたる一團の法律規定に對し、普通これを鑛業法と呼んでゐる。わが鑛業法は明治三十八年三月、法律第四十五號を以て公布されたもので、第一章は總則と題して一般に互る規定、第二章は鑛業權に關する規定、第三章は土地使用に關する規定、第四章は鑛業警察に關する規定、第五章は鑛夫、第六章は鑛業稅、第七章は訴訟訴及及び判決に關するものである。而してその第八章はこれらの諸規定に對する違背者の罰則規定を設けてゐる。以上は

單にわが鑛業法と呼ばれるもの内容であるが、更に鑛業法規としては、鑛業登陸令、鑛業抵當法、砂鑛法等をも含ましむるものと見ていい。

**鑛業警察(コーク)**

鑛業警察とは鑛業に關する警察事務をいふ。わが國に於ては明治三十八年六月農商務省令第十九號を以て鑛業警察規則なるものが定められた。その主なるものを擧げれば、變災の報告、鑛夫の員數姓名を知り得べき方法、坑内への空氣供給、變災に對する應急設備、火に關する取締、保安係員の設置、火藥取締、機關係員の設置等、坑夫に關するものである。鑛業警察に關する設備の最も發達してゐるのは獨逸で、その規則中労働者の保護を規定する條項が頗る多い。而してこれを種類の上から分てば、労働に關する規定、作業中に於ける行動に關する規定、監督に對する規定、衛生に關する規定、病者及び負傷に關する規定との五種に大別する事が出来る。而して又夫夫數多の細目に關する規定が設けられ、その統計の如きも頗る完備したものである。

**鑛業權者(コーク)**

本邦鑛業法に依れば鑛業權者たる資格は、帝國臣民、又は帝國法律に従ひ、成立した法人

に限ると規定されてある。即ち鑛業権者となるには左の資格の一を具へなければならぬ。  
(一)帝國臣民たること。鑛業権者となるには日本に國籍を有する必要がある。外國人又は無籍國人は鑛業権者となることが出来ない。若し鑛業権者にして日本の國籍を失つた場合には、一年以内之を日本臣民に讓渡されないと其鑛業権は國庫に沒收される。

(二)帝國法律に従ひ成立した法人たること。外國法人は外國人と同じく鑛業権者となることは出来ないけれども、苟くも日本の法律に従つて成立した法人でさへあれば、その株主の一部又は全部が外國人であつてもかまわれない。舊鑛業條令は絶對的に外國人を排斥し社員又は株主は必ず日本人たることを要したのであるが明治三十三年以來改正されたのである。舊法に於てはまた帝國法律に従ひ成立した會社に非ざれば鑛業権者となるを得ずと規定されてあつたが、現行鑛業法は國が法人として、鑛業権者となることを認め(鑛業法第十四條)府縣郡市町村の如き公共團體をも認めるのである。

鑛業権者の權利義務中、主なるものは、(一)鑛業権者はその所有の鑛區に於て許可を得たる鑛物を採掘し、取得する權利を有する。同

一地點にて異種鑛物を目的とするとき、及び鑛床の位置形状により、他人の隣接鑛區に相違する必要があるとき等、鑛區の重複する場合には、鑛業権者は互に其權利の行使を制限せられる。(二)鑛業権者は、其鑛業権を相續讓渡し、滯納處分及強制執行の目的とすることが出来る。更に採掘権者は其採掘権の上に抵當權を設定することが出来る。然し、鑛業権は貸貸、入質することが出来ず、試掘権は抵當權の目的とする事は出来ない。(三)鑛業権者はその鑛區を合併又は分割することが出来る。但し試掘権者はその鑛區を分合することとは出来ない規定になつてゐる。次に、(四)採掘権者はその採掘した鑛物の上に完全なる所有權を有する。反之試掘権者は許可なくして試掘によつて獲た鑛物を處分することが出来ぬ(五)鑛業権者は鑛業の爲必要あるときは、許可を得て他人の土地に立入り、測量又は検査をすることが出来る。但し土地所有者に通知する必要がある。更に測量検査の爲めに必要な時には、許可を得て障礙物を除却することが出来る。但し其所有者及占有者に通知するを要する。(六)鑛業権者は鑛業上急迫の危険を防ぐ爲め必要あるときは、許可を得て直に他人の土地に立入り、又は之を使

用することが出来る。但し此場合には、速かに其趣を土地所有者に通知するを要する。  
(七)鑛業権者は、(イ)鑛孔又は坑口の開闢(ロ)鑛物・土石・煤發藥用材・薪炭・鑛滓又は灰燼の置場の設置、(ハ)鑛物又は製煉場の建設(ニ)鐵道・軌道・道路・運河・溝渠・管樋・池井・索道又は電線の開設、(五)其他鑛業上必要な工事又は工作上的施設の爲め必要なるときは、他人の土地及水を使用することが出来る。土地使用に關する手續は大體土地收用法に準據する。鑛業権者が他人の土地を使用せんとする場合には鑛務署長の許可を要し、許可を受けたときは土地所有者及關係人に通知し、土地に關する權利を取得する爲めに協議する必要がある。若し協議の調はれないときは、鑛務署長の裁決を申請することが出来る。(八)採掘権者は施行權を鑛務署長に差出す義務がある。採掘は施行法に反してはならぬ。(九)採掘権者は、内測圖及鑛業簿を鑛業事務所に備置き且其複本を鑛務署長に差出す義務がある。(一〇)鑛業権者は鑛業に關する明細表を鑛務署に差出す義務がある。(一一)鑛業権者は鑛業及鑛業警察規則の規定により、危害豫防の設備をする必要がある。(一二)採掘権者は技術に關する管理者を選任することを要す

る。(一三)採掘権者は鑛夫の雇傭及勞役に關する規則を定むることを要する。(一四)鑛業権者は鑛夫名簿を鑛業事務所に備置くことを要する。(一五)鑛業権者は解僱鑛夫の請求により證明書を與へる義務がある。(一六)鑛業権者は毎月一回以上期日を定め通貨を以て鑛夫に賃銀を支拂ふことを要する。(一七)鑛業権者は鑛夫又は其遺族を扶助する義務がある。

**工業立國**(コーギー・ローリック)  
工業立國とは、國家が主義として自國の工業を特に保護獎勵する政策をいふ。即ち工業の利益が他の産業に比して最も多い場合、他の産業を多少犠牲に供しても、特に工業及び工業者を保護する政策である。故に工業立國策を施す場合の條件は、工業が他の産業より利益が多いこと、其國土が農業に適當しないこと等に存してゐる。この意味に於て工業立國とは工業を主とし、他を従とするもので、所謂工業本位國と同義である。現在工業を以て立國の基礎とし國策として特にこれを保護獎勵する諸國は、英・蘭・白等の諸國であつて、獨・佛の如きは農業と共にこれを保護獎勵してゐる。言ふまでもなく工業國なるものは製造工業が盛大であつて、且つ石炭・鐵等の天產物に豐饒であることを必要とするが、この

政策を國家として行ふやうになつたのは、産業革命以後、工場制工業が起つて以來に屬する。故に工業本位國、即ち工業立國を國策とする國は、經濟的發展が進んでゐる諸國と看做していい。一例すれば英國の如きは、嘗て農業本位國であつたけれども、各種の製造工業が盛んに起されるやうになると共に、工業上の利益が農業上の利益よりも多くなつたので、十九世紀の中葉以降は、政府は専ら自由放任主義を採り、工業及び商業の發達を促さしめて來てゐる。従つて農業者は幾多の損害を被むるやうになつたので、一八七〇年以降は同國の農地漸やく荒廢し、農產物は減却するに至つたのである。これ同國の商工業立國策が農業及び農業者に幾多の犠牲を拂はしめたので、各人が農業を棄て、商業又は工業に轉じた結果に外ならなかつたのである。従つて現在の英國は製造工業・外國貿易・海外投資・航海業等に於て、世界第一の地位を占めてゐるが、農業は是に反比例して甚だしく不振を極め、本土人民の食物の八割はこれを外國に求むるといふ有様を呈してゐる。これ同國が農業上の損失よりも、工業上の利益を重大視したる結果に外ならない。然しながら、英國が農業本位を棄て、工業本位を採用した結

果、必ずしも莫大な利益を収め得たといふ譯ではなかつた。現に同國のある經濟學者の一八七〇年より一九一〇年までを比較した計算によれば、その間土地の實價を失ふこと約百億圓、收獲の減却によつて失ふ所約百億圓合計二百億圓を既に失なつたといふ。これに比して英國人の對外債權は二百億圓を有するが故に、工業立國策の採用によつて招ける得失は、兩者相殺するものといはれてゐる。故に英國の政治家中でも、例へばサルスベリー卿の如きは、同國の工業立國策に反對し、國民が田園に還るべきを説いてゐる。蓋し、彼によれば農業本位より工業本位に移れる結果經濟上の利害得失は數へ得ないにも拘らず、間接には政治の腐敗と兵力の衰退を來たした事になつてゐるのである。この意味に於て、農業立國といひ、商業立國策といふよりも、等しく各種の産業を調和協同せしめることによつて、その利益を完全ならしめんとする議論も行はれてゐる。然しながら、英國の工業立國策は工業の利益を見越して初めて起されたのではなく、内部的に工業が最主たる産業となつたために、自然にかかる政策を採用したのである。故に單なる政府の政策のみによつて工業立國(其他の立國策も同様)が起

された次第ではない。  
「鑛業労働者」(コークローロードシヤ)  
「鑛山労働者」を見よ。

工業裁判(コークローサイバン)  
「調停裁判」を見よ。

工業政策(コークローセーサク)

國家がその國の工業の進歩を促す爲めに施す一切の施設を稱して工業政策といふ。言ふ迄もなく國家は其の獨立を維持すると共に、國民の福利を増進するを以て目的としてゐる。故に國家が工業の發達を増進せしむるの爲め、單に工業技術の發達を唯一の目標とするのではなく、國民經濟に利益せんとする政策に外ならぬ。而して工業政策の範圍は、これを作用的に觀察して、一は工業企業に關する問題であり、一は工業企業者と工業者と工業労働者に關する問題である。工業企業(又は工業)に關する第一の問題は、(A)工業の經營方法に關する問題である。即ち大工業小工業、又は手工業、機械工業等の相互の關係並にこれより生ずる經濟及び一般社會に及ぼす影響等に對して、國家が如何なる方策を採るべきやといふ問題である。(B)工業企業に組織に關する問題、即ち個人の工業及會社組織、並にカルテル、トラスト等の工業聯盟に對する

工業的社會問題(コークローモータキ)

社會問題の意義には廣狹の二種の區別があつて、その狹義なるものは主として工業的社會問題の範圍に屬するものである。狹義の意味の社會問題とは、資本家と労働者との關係を指すものであつて、所謂労働問題とその範圍を一にする(「社會問題」参照)。併しながら生産の組織に資本家と労働者の區別があるかぎり、地主對小作人の關係も亦狹義の意味に於ける社會問題たる性質を失はない。これ即ち農業社會問題と呼ぶるものである。これに反して工業社會問題とは、工場主と賃銀労働者との間の關係を意味する。即ち各方面の工場に於て、諸種の理由を以て起されたる同盟罷工の如きは、正しくこの工業社會問題の範圍に屬するものである。而して今日に至ては社會問題なる語義が通例労働問題にのみ限局して用ひられ、且つ労働問題なるものゝ意味する範圍も、凡て工場労働問題のみをその主要内容とする以上、社會問題とは直ちに工場労働問題を意味するが如くにさへ解さるゝに至つてゐる。これ即ち工業に於いては、農業のそれよりも、資本家と労働者との懸隔が著しい事と、現代が工業時代なる事に起因して

方策を始め、産業組合、同業組合等の組織に關する問題も含まれる。(C)工業金融に對する問題、即ち工業の金融の機關及び方法に對する政策である。(D)工業教員の問題、即ち工業生産の技術的進歩、機械の發明等に資するため起す工業教育に關する政策である。更に第二種の工業政策に關する政策は、工業の生産方面に關するものよりも、寧ろ工業企業家と工業労働者の關係に關するものが重要視されてゐる。蓋し工業生産の發達は工業に於ける資本家と労働者との圓滑なる關係を基礎としなければならぬからである。殊にこの兩階級の紛争が激甚になつた近年において、この種の政策は國家として等閑に附する事の出来ないものとなつてゐる。その重要政策の代表的なるものは、(A)工場法(「工場法」参照)(B)労働保險の設置(「労働保險」参照)(C)労働者結社の取締(「労働組合」参照)(D)同盟罷工及其他の取締(「同盟罷工」参照)等(「労働問題」参照)の如きものがそれである。

工業的封建主義(コークローモータキ)

工業的封建主義とは一八七〇年代に於て、獨逸の大經營に従事する工場主の間に唱道されたる主張で、工場主對労働者の關係を、封建

ある。勿論工業が起らざる以前の舊時の社會に於ては、農業が社會問題の中心となつてゐたけれども、經濟生活が進歩するに隨ひ、工業の隆興と共に社會問題の中心は工業に移さるゝに至つたものである。加ふるに工業に於ては、地主と小作人との間に於ける如き情誼關係が成立せず、偏へに労働力の賣買を以て終始するが故に、種々の衝突も起され易く、従つてこれに附隨せる弊害もまた多きが故に社會問題として危険なる性質を加ふるも已むを得ない所である。

然らば工業的社會問題は如何にして發生したか。言ふまでもなくそれは産業革命以後、即ち家内工業より工場工業に進んだ時から起つたものである。歐洲諸國の實際に徴してこれを見れば、専ら十八世紀以降の事に屬する。十八世紀の末葉までは、各種の工業は自家製造の組織によつて經營せられてゐたが、蒸汽機關及びその他諸種の器具機械が發明された結果、大規模なる工場制工業を採る事になつた(「産業革命」「工場制工業」参照)。故に家内工業時代に於ては現れなかつた資本家と労働者との區別も、資本を投下して事業を經營するもの及労働力を提供して労働に従事するものゝ兩者が生ずるに至つて、明瞭に區別

時代に於ける領主と農民との關係に還さんとしたものである。その意味に於て同時代の同業組合運動とは、等しく復古主義ながらも全然相容れないものであつた。工業封建主義の主張はかくの如く工場主によつて唱へられたものだけに、彼等は當時の如何なる新思想をも嫌忌してゐた。畢竟するに獨逸の工業條例の如きも、彼等の專制的感情からすれば、萬人の同權を承認した故に、革命的なものとして攻撃してゐる。工業封建主義の見地からすれば、労働者を救済するにしても工場主の自由意志から發した惠與によるべしとなすのである。故に彼等は労働者の強制保險を主張し特に雇主の經營と聯絡した強制保險組合を設立し、労働者を移轉せしめず、飽くまでも舊來の從屬關係を確保しようとした。換言すれば、工業封建主義が排除せんと努めたものは、近世に於ける産業の發達が労働階級に齎した不利益、即ち労働者の貧窮と、雇主に對する從屬關係ではなく、それと正反對の方法に於てであつた。即ち工業條例によつて獲得した労働者の平等權を排除せんとするものであつた。斯る主張の當不當は論ずるまでもないが、この主張が何等の實際的勢力を齎すにいたらなかつた事も、寧ろ當然の結果であつ

さるゝになつたのである。これ即ち、近世に於けるブルジョアチーとプロレタリアとの階級的對立である(「ブルジョア」「プロレタリア」参照)。この兩階級の利害關係は、全然相圖突するものである事は言ふまでもないが、これに加へて工業に於ては農業の土着關係が破壊され、資本家は利益が多ければ遠隔の地に投資する事を躊躇せず、労働者もまた賃銀が高ければ、如何なる土地に移住する事をも躊躇しなくなつたので、兩者の間には何等の情誼的連絡存しない事となつたのである。従つて兩者の關係は、純然たる労働力の賣買關係たるに過ぎないがため、その接觸の如きも險惡となり、利害關係の衝突することに所謂労働争議は頻發され、斯くして工業的社會問題は、近世の社會的煩悶の骨子となつたのである。これを未然に防止せんとする機關、争議を調停せんとする機關の如きが、國家もしくは公共團體の手によつて設立され各國の政府當局は、等しく工業社會問題の解決に關心し、労働者は又自主的に之れが解決の運動を起しつゝあるのである(「労働問題」「労働争議」参照)。その結果社會主義の如く、現在社會の經濟組織を變改する事によつて根本的解決を見出さんとする主張も起り、社會改良